

# 日本旅館協会北海道支部連合会設立5年の記録

2012(平成24年)10.1設立

## 要 覧



2017

日本旅館協会北海道支部連合会



# も く じ

## 編集のことば

### 1 北海道支部連合会のあゆみ

日本旅館協会の組織	1
歴代支部連合会長	2
会員数推移一覧	3
地区支部別会員数	3
支部連合会役員名簿一覧	4
会員名簿(総覧)	6
北海道支部連合会のあゆみ(総会)	10
統合準備会議の記録	10-11
北海道支部連合会のあゆみ	12-13
受賞者一覧	14
会員連絡体制 宿泊実績調査システム化整備状況	16
委員会活動 北の旅館塾委員会	17

### 2 本 部

#### 一般社団法人日本旅館協会のあゆみ

本部役員及び委員会委員 (北海道支部連合会関係分)	27
一般社団法人日本旅館協会のあゆみ	29
定款	30

### 3 会 報

北海道支部連合会 会報の歴史	37
----------------	----

### 4 調査関係

#### 宿泊実績調査実施の経緯【参考】

1 本部 大型旅館委員会からの提言資料	71
2 支部連合会 理事会協議資料	72
3 宿泊実績調査参加のお願い(事務連絡)	73
4 本部正副会長会議 北海道調査の現状とシステム化説明資料	74
H28.8月 北海道豪雨による「宿泊キャンセル」について調査	76
H28.8月の台風被害以降の「10月実績・11月から1月までの宿泊予約状況」調査	81
H28年度宿泊人員・売上対前年比(速報)一覧表	82
「食材及びメニュー表示の自主調査」に伴う調査結果と今後の対応について	84
耐震診断化に関する 延べ床面積・建築年の調査	90
地方税の不均一課税実施状況に関する自治体調査	93
クレジットカードの契約手数料率・販売額に関する調査	102

## 5 支部連合会規約・規程・内規・申し合わせ事項

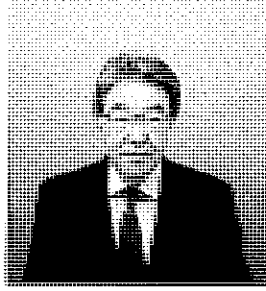
規約 規程 内規 申し合わせ事項等 一覧	107
北海道支部連合会規約	108
賛助会員規程	113
慶弔災害病氣見舞規程	115
旅費規程	116
役員選出に関する規程	117
就業規則	118
65歳以降の職員継続雇用に関する内規	124
給与規程	125
退職手当規程	127
北海道旅館ホテル政経懇話会規程	129
正会員の指定代理者に関する規程	131
申し合わせ事項 会費免除について	135
暴力団等対策協議会会則	136
特定個人情報等取扱い規程	139
正会員の新規入会に関する内規	143

## 6 資料

日本旅館協会のインターネット集客対策トラの巻	145
日本旅館協会 旅館ホテル賠償保障制度のご案内	147
PayPal決済利用のメリット	148
悪質利用者・旅行会社の対応	149
事故・災害時の緊急連絡体制	150
関係団体一覧	152
北海道ホテル旅館業連絡協議会（規約 参加団体名）	153
主要活動記録（抜粋）	
○H27.12.16「道と北海道ホテル旅館業連絡協議会との意見交換会」	155
○H28. 1.22「耐震改修促進法に伴う要請」北海道知事へ	160
○H28. 7.26「耐震改修促進法に伴う要請」北海道知事へ	163
登別市3団体連合で「改正耐震促進法」にともなう支援措置の要請	
○H29. 4.20「七旅ホ連・パートナー会 北海道ホテル旅館業連絡協議会合同会議	165
北海道ホテル旅館団体	
「大規模災害緊急対策本部設置」と「宿泊施設に関する情報の収集」	
○H29. 5.25「民泊問題 北海道との意見交換会」	173
○H29. 8.21「民泊問題 民泊新法に伴う宿泊業界の取り組みについて」	177
宿泊3団体緊急合同会議 「緊急情報」	
一般社団法人日本旅館協会 ロゴマーク	180

## 7 写真・記事で見る記録 .....183-199

## 編集のこぼ



### 【本部資料抜粋】

一般社団法人日本旅館協会は、国内外からのお客様に対して快適な宿泊を提供し、宿泊施設の接客サービスの向上を図り、会員相互の連絡協調に努めることにより、旅館ホテル業の健全な発展を図ることを目的としております。

旅館ホテル業は、内需や雇用機会の拡大など幅広い産業への経済波及効果があり、地域経済の発展を図るとともに、観光立国の実現に寄与するものです。

#### 沿革

1945年(昭和23年)12月 国際観光旅館連盟設立

1950年(昭和25年)6月 国鉄推薦旅館連盟設立

1957年(昭和32年)4月 国鉄推薦旅館連盟を日本観光旅館連盟に改組

2012年(平成24年)10月 国際観光旅館連盟と日本観光旅館連盟を統合し、日本旅館協会設立

北海道支部連合会は、本部傘下(全国9支部連合会)の団体として241会員をもって平成24年10月1日に発足しました。

宿泊事業団体として北海道観光の発展に寄与するため、関係団体との連携を図り諸事業の取り組みが出来ました事に感謝申し上げます。

本要覧は、日本旅館協会北海道支部連合会設立準備会議の協議事項と、平成24年10月から5年間の取り組み状況をまとめとして編集しました。

北海道支部連合会設立時から各種調査にも積極的に取り組んで参りました事は、会員・役員の皆様のご理解とご協力を戴いた賜物であり、各界に期待される団体として活動ができました事に御礼申し上げます。

次の10年に向かって観光立国北海道を支え、宿泊業を通じて北海道経済へ一層の貢献をして参りたいと存じます。

本記録を基に北海道支部連合会の取り組み記録を継続して行くことを祈念致します。

平成29年10月吉日

日本旅館協会北海道支部連合会 会長 西野目信雄



# 1 北海道支部連合会のあゆみ

日本旅館協会の組織	1
歴代支部連合会長	2
会員数推移一覧	3
地区支部別会員数	3
支部連合会役員名簿一覧	4
会員名簿(総覧)	6
北海道支部連合会のあゆみ(総会)	10
統合準備会議の記録	10-11
北海道支部連合会のあゆみ	12-13
受賞者一覧	14
会員連絡体制 宿泊実績調査システム化整備状況	16
委員会活動 北の旅館塾委員会	17





# 日本旅館協会の組織

(平成24年10月 1日設立)

本 部

一般社団法人日本旅館協会

東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館 2F

TEL 03-5215-7337

FAX 03-5215-7338

管轄都道府県

北海道支部連合会

北海道全域

(道東地区支部・道北地区支部・道央地区支部・道南地区支部)

東北支部連合会

青森 秋田 山形 岩手 宮城 福島

関東支部連合会

栃木 群馬 茨木 山梨 埼玉 千葉 東京 神奈川

北陸・信越支部  
連合会

新潟 長野 富山 石川

中部支部連合会

静岡 愛知 岐阜 福井 三重

関西支部連合会

滋賀 京都 奈良 大阪 兵庫 和歌山

中国支部連合会

岡山 広島 鳥取 島根 山口

四国支部連合会

徳島 香川 愛媛 高知

九州支部連合会

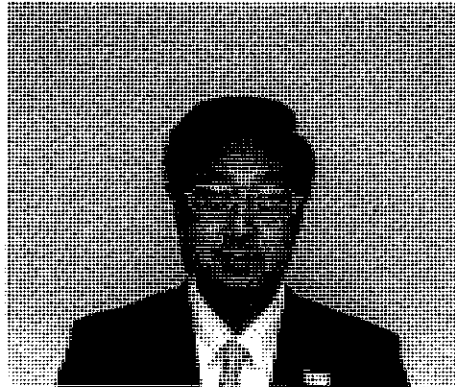
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄

# 歴代支部連合会長

(敬称略)

桑島繁行

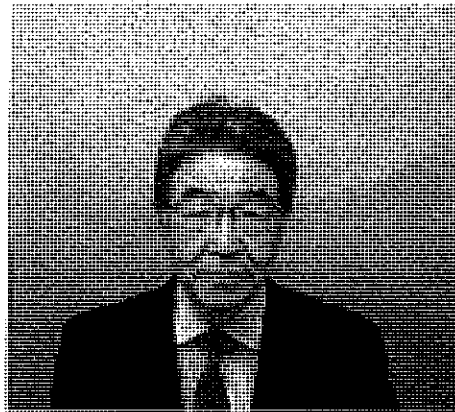
平成24年10月から平成28年5月



(知床グランドホテル北こぶし)

西野目信雄

平成28年5月から現在

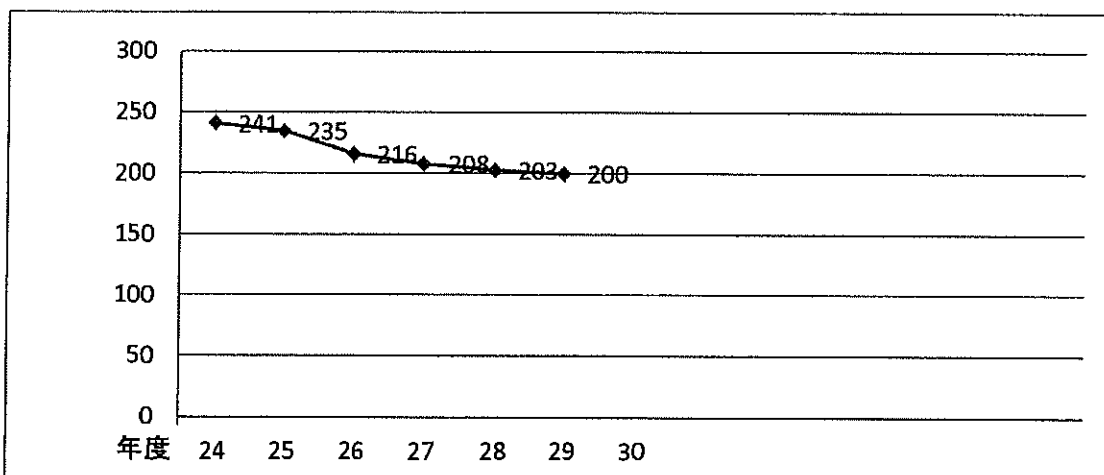


(ホテル大雪)

# 会員数推移状況一覧

(各年度 4月 1日現在)

(単位:軒)



## 地区支部別会員数

(単位:軒)

		平成												
		24	25	26	27	28	29	30						
道東	根室・標津・川湯・摩周温泉													
	知床・ウトロ温泉・岩尾別温泉													
	阿寒湖温泉													
	釧路・釧路近郊													
	十勝川・然別湖・帯広・帯広近郊													
		68	65	63	58	57	57							
道北	利尻・稚内													
	網走・網走湖・北見・温根湯温泉													
	大雪山層雲峡・旭川・美瑛・富良野													
		53	53	50	51	50	47							
道央	登別温泉・カルルス温泉													
	洞爺湖温泉・支笏湖・日高・えりも													
	小樽・朝里川温泉・札幌・空知													
	定山溪温泉・小金湯温泉													
	余市・倶知安・ニセコ・岩内													
		87	85	78	77	75	74							
道南	函館・湯の川・松前・江差・八雲	33	32	25	22	21	22							
合 計		241	235	216	208	203	200							

※H24は 設立年H24.10.1時点

## 支部連合会役員名簿一覧

会長                      選=選出    ○=重任    相=相談役    退=退任の年度

年度 氏名	平成										
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
桑島繁行	選	○	○	○	相						
西野目信雄					選	○					

### 副会長

年度 氏名	平成										
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
上野 洋司	選	○	○	○	○	○					
大西 雅之	選	○	○	○	○	○					
林 文昭	選	○	○	○	○	○					
西野目信雄	選	○	○	○	会						
西海 正博	選	○	○	○	○	○					
浜野 浩二	選	○	○	○	○	○					
山下 久幸	選	○	○	○	○	○					
大江友広					選	○					



# 日本旅館協会北海道支部連合会 会員名簿(総覧)

平成29年9月 1日現在

(敬称略)

地区	会員施設名	会員氏名	加入年月 (H24.10.1設立)	退会年月	現在会員施設名	現在会員氏名
道東	旅館 藤や	藤林高英	24.10	26.12.31		
	ホテル 養老牛	小山次男	24.10		ホテル 養老牛	小山宏之
	湯宿 だいいいち	長谷川 松美	24.10		湯宿 だいいいち	長谷川 松美
	ホテル 開陽イン	菅原 繁	24.10		ホテル 開陽イン	菅原 繁
	トヨタグランドホテル	松実秀樹	24.10		トヨタグランドホテル	松実秀樹
	標津川温泉ホテル川畑	川畑サダ	24.10		標津川温泉ホテル川畑	川畑サダ
	尾岱沼温泉シーサイトホテル	高橋憲一	24.10		尾岱沼温泉シーサイトホテル	高橋憲一
	尾岱沼温泉 野付湯元うたせ屋	戸田邑江	24.10		尾岱沼温泉 野付湯元うたせ屋	戸田邑江
	ホテル 峰の湯	大野幹夫	24.10	26.4.30資格停止(会費未納)		
	らうす第一ホテル	中川正裕	24.10		陶灯りの宿 らうす第一ホテル	中川正裕
	ホテル 地の涯	土橋利文	24.10	29.6.9		
	知床グランドホテル北こぶし	桑島繁行	24.10		知床グランドホテル北こぶし	桑島大介
	ホテル 季風クラブ知床	鈴木重子	24.10		ホテル 季風クラブ知床	鈴木重子
	知床ノーブルホテル	鹿野公良	24.10		知床ノーブルホテル	鹿野公良
	知床第一ホテル	上野洋司	24.10		知床第一ホテル	上野三樹男
	知床プリンスホテル風なみ季	佐々木富美男	24.10		知床プリンスホテル風なみ季	桑島繁行→桑島大介
	ホテル 知床	木幡純一郎	24.10		ホテル 知床	上野三樹男
	旅館 しれとこ村 つくだ荘	桂田友子	24.10		世界自然遺産の宿 しれとこ村	桂田友子
	斜里セントラルホテル	小池孝一	24.10	25.4.22資格停止(会費未納)		
	ホテル 清さと	上野三樹男	24.10		ホテル 清さと	上野三樹男
	ホテル 緑清荘	武田昌三	24.10		ホテル 緑清荘	武田昌三
	川湯第一ホテル	高田義人	24.10		川湯第一ホテル 忍冬	高田義人
	御園ホテル	根津文博	24.10	25.3.31		
	川湯観光ホテル	中嶋康雄	24.10		川湯観光ホテル	中嶋康雄
	お宿 欣喜湯	榎本克己	24.10		お宿 欣喜湯	榎本竜太郎
	温泉浪漫の宿 湯の関池田屋	池田篤英	24.10	26.4.30資格停止(会費未納)		
	名湯の森ホテルきたふくろう	眞田 稔	24.10		名湯の森ホテルきたふくろう	眞田 稔
	ホテル パークウェイ	及川 宏	24.10		ホテル パークウェイ	及川 宏
	屈斜路湖ホテル	近藤直吉	24.10		屈斜路湖ホテル	近藤直吉
	ホテル ニュー子宝	中野保弘	24.10	26.12.26		
	ホテル 摩周	木暮敏男	24.10		ホテル 摩周	木暮敏男
	あづま旅館	東峯夏樹	24.10		あづま旅館	東峯夏樹
	ホテル ねむろ海陽亭	渡辺美智代	24.10		ホテル ねむろ海陽亭	草野和美
	旅館 くりもと	栗本英弥	24.10		旅館 くりもと	栗本英弥
	ホテル 五味	五味拓二	24.10		ホテル 五味	五味拓二
	ホテル 金万	金橋功治	24.10	25.10.31		
	鈴木旅館	鈴木日出人	24.10	27.4.30資格停止(会費未納)		
	釧路ロイヤルイン	阿部昌雄	24.10		釧路ロイヤルイン	阿部昌雄
	釧路東急イン	津田則忠	24.10		ホテル クラウンヒルズ釧路	津田則忠
	ホテル 1-2-3釧路	高山 一	24.10	24.11.27		
	駅前ホテル バルード釧路	相馬純一	24.10		駅前ホテル バルード釧路	相馬純一
	ラスティングホテル	佐藤富士子	24.10		ラスティングホテル	佐藤菜穂子
	釧路キャッスルホテル	反保裕文	24.10		釧路釧路センチュリーキャッスルホテル	桶川昌幸
	ホテル マージュラント	佐藤 富士子	24.10		ホテル マージュラント	佐藤菜穂子
	阿寒の森鶴雅リゾート花ゆう香	山浦祥治	24.10		阿寒の森鶴雅リゾート花ゆう香	山浦祥治
	あかん鶴雅別荘 蔀の座	大西雅之	24.10		あかん鶴雅別荘 蔀の座	大西雅之
	ニュー阿寒ホテル	片山達哉	24.10		ニュー阿寒ホテル	片山達哉
	ホテル 御前水	松岡弘士	24.10		ホテル 御前水	松岡弘士
	あかん湖 鶴雅リゾートスパ 鶴雅ウイングス	大西雅之	24.10		あかん遊久の里鶴雅/あかん湖鶴雅ウイングス	大西雅之
	ホテル 阿寒湖荘	松岡利幸	24.10		ホテル 阿寒湖荘	松岡利幸
	ラビスタ阿寒川	佐藤充孝	28.4.1		ラビスタ阿寒川	佐藤充孝
	ホテル まつや	野田弘美	24.10		ホテル まつや	野田憲政
	ホテル 洗洋	今野洋一	24.10		ホテル 洗洋	今野洋一
	本別温泉グランドホテル	野田 仁	24.10		本別温泉グランドホテル	野田 仁
	十勝川温泉第一ホテル	林 文昭	24.10		十勝川温泉第一ホテル	林 文昭
	観月苑	作田和昌	24.10		観月苑	作田英実
	ホテル 大平原	中津川 武志	24.10		ホテル 大平原	中津川 武志
	笹井ホテル	笹井清志	24.10		笹井ホテル	笹井清志
	十勝川国際ホテル筒井	筒井義文	24.10		十勝川国際ホテル筒井	筒井義文
	ふく井ホテル	山田勝三	24.10	26.6.3		
	ビジネスホテル 宮崎	西川隆生	24.10		ビジネスホテル 宮崎	西川隆生
	ホテル 日航ノースランド帯広	島田 修	24.10		ホテル 日航ノースランド帯広	石見誠嗣
	JRイン帯広	島田 修	24.10		JRイン帯広	栗原 進→石見誠嗣

	ナウマン温泉ホテルアルコ236	真木一博	24.10		ナウマン温泉ホテルアルコ236	真木一博
	然別湖ホテル福原	福原朋治	24.10		然別湖ホテル福原	福原郁治
	然別湖畔温泉ホテル風水	中木雄三郎	24.10		然別湖畔温泉ホテル風水	中木雄三郎
	糠平館観光ホテル	市田雅之	24.10	27.4.30資格(会費未納)		
	糠平温泉ホテル	小野内光正	24.10		糠平温泉ホテル	小野内光正
道北	三井観光ホテル	三井光雄	24.10	29.5.30		
	旅館桜井	鈴木亨子	24.10		旅館桜井	鈴木亨子
	ホテル礼文	久保和夫	24.10		ホテル花れぶん	久保和夫
	ホテル礼文	小松原 廣	29.5.1		ホテル礼文	小松原 廣
	ホテルあや瀬	中瀬 正	24.10		ホテルあや瀬	中瀬 正
	北国グランドホテル	長森 誓	24.10		北国グランドホテル	長森 誓
	田中家ひなげし館	田中洋子	24.10	25.3.31		
	利尻マリンホテル	工藤藤義	24.10		利尻マリンホテル	工藤藤義
	利尻富士観光ホテル	藤田豊彦	24.10		利尻富士観光ホテル	藤田豊彦
	中原旅館	中原日出城	24.10	29.3.31		
	ホテル利尻	田島順逸	24.10		ホテル利尻	保野洋一
	アイランド イン リシリ	桶川昌幸	27.4.1		アイランド イン リシリ	桶川昌幸
	ホテルおかべ汐彩亭	岡部和子	24.10		ホテルおかべ汐彩亭	岡部和子
	ホテル喜登	池野恵介	24.10		ホテル喜登	池野恵介
	ホテル滝川	前原和幸	24.10		ホテル滝川	前原和幸
	小さなホテル燈	杉本康治	24.10		小さなホテル燈	杉本康治
	稚内全日空ホテル	内田和也	24.10		ANAクラウンプラザホテル稚内	内田和也
	ホテル奥田屋	奥田宣弘	24.10		ホテル奥田屋	奥田宣弘
	ホテル宗谷	谷田則幸	24.10	28.9.6		
	ホテル御園	川村貞子	24.10		ホテル御園	川村貞子
	ホテル大将	山口啓次	24.10		ホテル大将	山口啓次
	さかえホテル	岩木利喜雄	24.10		さかえホテル	岩木利喜雄
	ホテルめぐま	安田しろみ	24.10		ホテルめぐま	安田しろみ
	ホテル豊富	黒岩誠市	24.10	25.3.31		
	ニュー温泉閣ホテル	上坂敬志	24.10		ニュー温泉閣ホテル	上坂敬志
	浜頓ホテル	大野憲一	24.10		浜頓ホテル	大野憲一
	網走ロイヤルホテル	佐々木英樹	24.10	29.3.31		
	網走セントラルホテル	林 和子	24.10		網走セントラルホテル	林 和子
	かに本陣友愛荘	山口道博	24.10	28.3.31	かに本陣友愛荘	
	ホテル網走湖荘	浅利清一	24.10		ホテル網走湖荘	浅利栄治
	網走観光ホテル	田上壽春→嶋村昌良	24.10	27.4.30資格(会費未納)		
	北天の丘あばしり湖鶴雅リゾート	大西雅之	24.10		北天の丘あばしり湖鶴雅リゾート	大西雅之
	ホテル湖南荘	富田博行	24.10		ホテル湖南荘	富田博行
	ホテル黒部	黒部哲哉	24.10		ホテル黒部	黒部哲哉
	三光荘	田中裕治	24.10		三光荘	田中裕治
	大江本家	大江友広	24.10		大江本家	大江友広
	温泉ホテルつつじ荘	杉内金代	24.10	26.3.31		杉内金代
	温根湯ホテル四季平安の館	佐藤貴康	24.10		温根湯ホテル四季平安の館	中野栄一
	旅館塩別つるつる温泉	富田 實	24.10		旅館塩別つるつる温泉	富田 實
	サロマ湖鶴雅リゾート	大西雅之	24.10		サロマ湖鶴雅リゾート	大西雅之
	紋別セントラルホテル	田中 誠	24.10	26.3.31		
	層雲閣グランドホテル	荒井保明	24.10		層雲閣グランドホテル	荒井克典
	層雲峽朝陽亭	野口秀夫	24.10	26.3.31		
	層雲峽観光ホテル	大友昭吾	24.10		層雲峽観光ホテル	大友正幸
	ホテル大雪	西野目信雄	24.10		ホテル大雪	西野目智弘
	旭川ワシントンホテル	吉竹一晃	24.10		スマイルホテル旭川	田中章生
	旭川サンホテル	松本繁忠	24.10		旭川サンホテル	松本繁忠
	東花苑	太田英司	24.10		東花苑	太田英司
	和風旅館扇松園	高橋仁美	24.10		和風旅館扇松園	高橋仁美
	キトウシ高原ホテル	森 妙子	24.10	25.3.31		
	御やど しきしま荘	水野 司	24.10		御やど しきしま荘	水野 司
	旭岳万世閣ホテルベアモンテ	浜野浩二	24.10		旭岳万世閣ホテルベアモンテ	浜野浩二
	旭岳万世閣ホテルディアパレー	浜野浩二	24.10		旭岳万世閣ホテルディアパレー	浜野浩二
	グランドホテル藤花	長谷川充保	24.10			小西浩之
	富士屋旅館	岡戸康平	24.10		富士屋旅館	岡戸康平
	大雪山白金観光ホテル	西海正博	24.10		大雪山白金観光ホテル	西海正博
	NATULUX HOTEL	石平洋二	24.10		NATULUX HOTEL	石平洋二
	ホテルベルヒルズ	松井敏直	24.10		ホテルベルヒルズ	松井純子
	ホテルナトゥールヴァルト富良野	小林英樹	28.4.1		ホテルナトゥールヴァルト富良野	小林英樹
道央	旅館望洋荘	佐々木 義幸	24.10	26.8.5		
	田中旅館	田中美憲	24.10		田中旅館	田中浩教
	アポイ山荘	坂下一幸	24.10		アポイ山荘	坂下一幸
	浦河イン	荒井周吾	24.10		浦河イン	荒井周吾

ホテルローレル	高田 進	24.10		ホテルローレル	高田卓朗
花鐘亭はなや	今井 光	24.10		花鐘亭はなや	笠師利章
登別万世閣	浜野清正	24.10		登別万世閣	浜野清正
ホテルゆもと登別	栗林和徳	24.10		ホテルゆもと登別	栗林和徳
祝いの宿登別グランドホテル	山内一博	24.10		祝いの宿登別グランドホテル	中牧昇一
滝乃家別館玉乃湯	須賀秀郎	24.10		滝乃家別館玉乃湯	須賀秀郎
ホテル まほろば	乾 昌子	24.10		ホテル まほろば	乾 昌子
登別温泉郷 滝乃家	須賀秀郎	24.10		登別温泉郷 滝乃家	須賀秀郎
第一滝本館	南 太郎	24.10		第一滝本館	南 智子
名湯の宿パークホテル雅亭	乾 昌子	24.10	26.3.31		
御やど清水屋	岩井 重憲	24.10	26.4.30資格停止(会費未納)		
登別プリンスホテル石水亭	野口秀夫	24.10		登別プリンスホテル石水亭	野口秀夫
ホテル岩井	岩井 渡	24.10		ホテル岩井	岩井 渡
森の湯 山静館	工藤昭雄	24.10		森の湯 山静館	工藤昭雄
鈴木旅館	鈴木寿一	24.10		鈴木旅館	鈴木寿一
湯元 オロフレ荘	日野安信	24.10		湯元 オロフレ荘	日野安信
ダテプリンスホテル	浜塚泰彦	24.10		ダテプリンスホテル	浜塚泰彦
ザ・ウインザーホテル洞爺リゾート&スパ	丹生雅之	27.4.1		ザ・ウインザーホテル洞爺リゾート&スパ	丹生雅之
北海ホテル	篠原 功	24.10		北海ホテル	篠原 功
ホテルグランドトーヤ	大西填夫	24.10		ホテルグランドトーヤ	来栖正光
洞爺観光ホテル	三浦和則	24.10		洞爺観光ホテル	三浦和則
大和旅館アネックス	中村百合子	26.11.1		大和旅館アネックス	中村百合子
洞爺湖万世閣 ホテルレイクサイドテラス	浜野清正	24.10		洞爺湖万世閣 ホテルレイクサイドテラス	浜野清正
洞爺プリンスホテル湖畔亭	野口秀夫	24.10	26.3.31		
洞爺山水ホテル和風	田中 實	24.10		洞爺山水ホテル和風	田中 實
湖畔の宿洞爺かわなみ	川南和彦	24.10	27.11.1		
洞爺サンパレス	片山達哉	24.10		洞爺サンパレス	片山達哉
湯元 名水亭	野口秀夫	24.10	26.3.31		
湯元ホロホロ山荘	野口秀夫	24.10	26.3.31		
満天の星空を堪能するリゾート 芦別温泉スターライトホテル	小林英樹	29.4.1		満天の星空を堪能するリゾート 芦別温泉スターライトホテル	小林英樹
ホテル三浦華園	三浦泰明	24.10		hotel miura kaen	三浦晃裕
ホテルスエヒロ	高桑純啓	24.10		ホテルスエヒロ	高桑純啓
グリーンパークしんとつかわ	黒田三博	24.10			西川雅浩
北海道グリーンランドホテルサンブラザ	兼行四男美	24.10		北海道グリーンランドホテルサンブラザ	重光敬明
ホテルかめや	舟生たか	24.10		ホテルかめや	舟生たか
しこつ湖鶴雅リゾートスパ水の譚	大西雅之	24.10		しこつ湖鶴雅リゾートスパ水の譚	大西雅之
支笏湖いとう温泉	佐藤哲也	24.10	25.7.1		
丸駒温泉旅館	佐々木金治郎	24.10		丸駒温泉旅館	佐々木義朗
シャトレゼ'ガト-キングダムサッポロ ホテル&スパリゾート	水澤義治	24.10		シャトレゼ'ガト-キングダムサッポロ ホテル&スパリゾート	水澤義治
JRタワーホテル日航札幌	島田 修	24.10		JRタワーホテル日航札幌	石見誠嗣
JRイン札幌	島田 修	24.10		JRイン札幌	栗原 進→石見誠嗣
センチュリーロイヤルホテル	桶川昌幸	26.4.1		センチュリーロイヤルホテル	桶川昌幸
中村屋旅館	八尾師友美	24.10		中村屋旅館	八尾師友美
札幌すみれホテル	舟橋五峰	24.10		札幌すみれホテル	舟橋五峰
ホテルハシモト	橋本章一郎	24.10	29.3.31		
スワンキーホテル・オートモ	大友正吾	24.10		スワンキーホテル・オートモ	大友正幸
ビジネスホテルライン	井上明雄	24.10		ビジネスホテルライン	井上明雄
旬のお宿まつ湯	陰元潤一	24.10		旬のお宿まつ湯	陰元潤一
悠久の宿白糸	角川光俊	24.10		悠久の宿白糸	角川喜直
定山溪鶴雅リゾートスパ森の譚	大西雅之	24.10		定山溪鶴雅リゾートスパ森の譚	大西雅之
ホテル山水	二宮勝美	24.10		ホテル山水	二宮勝美
定山溪万世閣ホテルミリオナー	浜野清正	24.10		定山溪万世閣ホテルミリオナー	浜野清正
定山溪観光ホテル山溪苑	津谷正和	24.10	26.5.28		
定山溪グランドホテル	浜野浩二	24.10		定山溪グランドホテル瑞苑	浜野浩二
定山溪ホテル	梅野泰紀	24.10			荻野葉子
ホテル鹿の湯	金川一男	24.10		ホテル鹿の湯	金川一男
ぬくもりの宿ふる川	古川善雄	24.10		ぬくもりの宿ふる川	古川善雄
定山溪第一寶亭留・翠山亭	布村俊雄	24.10		定山溪第一寶亭留・翠山亭	布村俊雄
定山溪グランドホテル別館福寿苑	浜野浩二	24.10	26.6.4		
定山溪ビューホテル	片山達哉	24.10		定山溪ビューホテル	片山達哉
佳松御苑	浜野浩二	24.10	27.3.31		
温泉宏楽園	米山幸宏	24.10		おたる宏楽園	米山幸宏
小樽朝里クラッセホテル	前川二郎	24.10		小樽朝里クラッセホテル	前川二郎
小樽朝里川温泉ホテル武蔵亭	眞田百合子	24.10		小樽朝里川温泉ホテル武蔵亭	眞田百合子
銀鱗荘	井出芳旗→木村玄一	24.10	26.3.31		
越中屋旅館	上谷征男	24.10		越中屋旅館	上谷 征男
運河の宿 小樽ふる川	古川善雄	24.10		運河の宿 小樽ふる川	古川淑恵→古川善雄
ホテル水明閣	佐藤英夫	24.10		ホテル水明閣	佐藤英夫



ワイス温泉	市原剛子→市原寿久	24.10	26.3.31		
汐さいの宿 海浜館	白川キヨエ	24.10		汐さいの宿 海浜館	白川裕一
温泉旅館北都	細田輝元	24.10		温泉旅館北都	細田輝元
いわない高原ホテル	荒井靖子	24.10		いわない高原ホテル	荒井靖子
いわない温泉高島旅館	高島輝彦	24.10		いわない温泉高島旅館	高島将人
いわない温泉おかえりなさい	岩佐 要	26.12.1		いわない温泉おかえりなさい	岩佐 要
グリーンパークいわない	黒田三博	24.10		グリーンパークいわない	黒田三博
ビジネス駅前ホテル	中川 均	24.10		ビジネス駅前ホテル	中川 均
ナンコウホテル	南河健一	24.10		ナンコウホテル	南河健一
ホテル第一会館	中井宏治	24.10		ホテル第一会館	中井直樹
くっちゃん温泉ホテルようてい	岡本 弘	24.10		くっちゃん温泉ホテルようてい	岡本 弘
白雲荘	浦野妙子	24.10	25.3.31		
ロジックロボックル	岡田文義	24.10		ロジックロボックル	岡田文義
湯元ニセコプリンスホテルひらふ亭	河内孝夫	24.10		湯元ニセコプリンスホテルひらふ亭	河内昌貴
温泉の宿 ゆころ	石川友一	24.10	25.6.30		
ニセコノーザンリゾート・アンヌプリ	内田和也	24.10		ニセコノーザンリゾート・アンヌプリ	内田和也
ニセコグランドホテル	加森公継	24.10		ニセコグランドホテル	加森公継
鯉川温泉旅館	八木周司	24.10	29.3.31		
ニセコ昆布温泉鶴雅別荘 柵の抄	大西雅之	26.10.1		ニセコ昆布温泉鶴雅別荘 柵の抄	大西雅之
秘湯の宿 新見本館	新見 健	24.10	28.3.31		
道南温泉ホテル八雲遊楽亭	黒島竹満	24.10		温泉ホテル八雲遊楽亭	黒島竹満
八雲温泉おぼこ荘	三瓶悦子	24.10		八雲温泉おぼこ荘	三瓶悦子
温泉旅館銀婚湯	川口福平	24.10		温泉旅館銀婚湯	川口福平
東大沼温泉旅館留の湯	相原路代	24.10		東大沼温泉旅館留の湯	草場令子
大沼 鶴雅オーベルジュエプイ	大西雅之	28.11.1		大沼 鶴雅オーベルジュエプイ	大西雅之
ホテルニューオーテ	齋藤利仁	24.10		ホテルニューオーテ	齋藤利仁
ホテルキクヤ	豊里匡一	24.10	25.4.22資格停止(会費未納)		
スマイルホテル函館	田中章生	24.10		スマイルホテル函館	田中章生
アクアガーデンホテル函館	山下久幸	24.10		アクアガーデンホテル函館	山下久幸
HAKODATE男爵倶楽部HOTEL&RESORTS	木村孝二	28.10.1		HAKODATE男爵倶楽部HOTEL&RESORTS	木村孝二
ウイニングホテル	有嶋三次	24.10	26.6.3		
ホテル函館山	鍵谷良一	24.10	28.3.31		
函館元町ホテル	遠藤浩司	24.10		函館元町ホテル	遠藤浩司
湯の川プリンスホテル渚亭	河内孝夫	24.10		湯の川プリンスホテル渚亭	河内昌貴
割烹旅館 若松	中澤美樹	24.10		割烹旅館 若松	中澤美樹
ホテルまるやす	五十嵐 保	24.10	24.10.30		
平成館 しおさい亭	乾 昌子	24.10		平成館 しおさい亭	乾 昌子
湯の浜ホテル	金道太朗	24.10		湯の浜ホテル	金道太朗
旅館一乃松	松橋 博	24.10		旅館一乃松	松橋 博
湯の川プリンスホテル別館松風苑	河内孝夫	24.10	26.3.31		
万惣ホテル	中野弘康→橋 正	24.10	29.3.31		
花びしホテル	西村憲人	24.10		花びしホテル	西村有人
湯元啄木亭	野口秀夫	24.10	26.3.31		
望楼NOGUCHI函館	野口秀夫	24.10	26.3.31		
湯の川温泉ホテル雨宮館	山本淳元	24.10		湯の川温泉ホテル雨宮館	杉本康紀
湯の川観光ホテル祥苑	木下泰一	24.10	26.3.31		
ホテル湯元河畔亭	金沢俊司	24.10	29.6.8		
竹葉新葉亭	寺西隆経	24.10			大桃 誠
湯元ホテル入川	佐藤孝一	24.10	26.10.31		
丸仙旅館	佐藤 環	24.10	25.9.30		
大黒屋旅館	千葉真紀子	24.10	26.5.9		
ホテルニューえさし	八十科 聡	24.10		ホテルニューえさし	八十科 聡
俄虫温泉旅館大成	紺谷悦雄	24.10		俄虫温泉旅館大成	紺谷悦雄
乙部温泉光林荘	阿部 一	24.10	25.10.31		
温泉旅館矢野	工藤冴子	24.10		温泉旅館矢野	工藤冴子

○本総覧は、平成24年10月1日設立時からの会員記録による。

# 北海道支部連合会のあゆみ

## 1 統合準備会議等記録

年度	統合準備会議等		協議事項等
2011 平成23年	第一回合同会議 札幌すみれホテル 4F	23.9.2	<p>日観連・国観連 北海道支部統合に関する2団体会議</p> <p>☑2団体代表者会議 日観連 三浦晃裕会長 西海正博副会長 陰元潤一理事 国観連 桑島繁行支部長 浜野浩二副支部長 大江友広副支部長</p> <p>検討項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合スケジュール案について</li> <li>・事務局設置箇所の検討</li> <li>・事務局職員の配置検討</li> <li>・役員体制の考え方</li> <li>・新団体会費収入の試算</li> <li>・事業及び収支について試算</li> <li>・新団体の規約・専門委員会・協議会のあり方</li> <li>・臨時総会 新組織総会等について</li> </ul>
2012 平成24年	第二回合同会議 札幌すみれホテル 4F	24.2.6	<p>協議項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新団体の理念案</li> <li>・新団体の基本事項案</li> <li>・支部活動(事業)方針案</li> <li>・会員のメリット</li> <li>・関係団体との協議会 専門委員会 事業協賛等の状況</li> <li>・会員施設のPR</li> <li>・会員及び会費の状況 諸会費改定案</li> <li>・旅費の支給基準案</li> <li>・役員体制の検討</li> <li>・事務局事務所の検討</li> <li>・支部規約関係の項目</li> <li>・予算案の試算</li> </ul>
	第三回合同会議 札幌すみれホテル 4F	24.3.9	<p>協議項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部 新法人設立協議会本部間決定事項等の整理 新法人の名称 一般社団法人「日本旅館協会」 本部会費について 事業計画について 統合目途 H24.10.1</li> </ul> <p>※前回から引き続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体との協議会 専門委員会</li> <li>・旅費案の検討</li> <li>・新団体事務局</li> <li>・H24会費の取扱い</li> <li>・情報近代化の検討</li> <li>・H24.10.1設立を目途としたスケジュールについて</li> </ul>
	第四回合同会議 札幌すみれホテル 3F	24.4.10	<p>協議項目</p> <p>※前回から引き続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体との協議会 専門委員会について</li> <li>・役員体制の検討について</li> <li>・新団体支部事務局について</li> <li>・支部規約関係の項目案</li> <li>・H24.10.1設立を目途としたスケジュール</li> </ul> <p>○第四回の合同会議をもってH24.10.1を迎える体制の協議を終える</p>

<p>新団体統合 北海道支部 連合会準備事務局設置</p>	<p>24.6.1</p>	<p>札幌市中央区北三条西七丁目 緑苑ビル 3F (賃貸 25.8㎡) 【借入先】北海道住宅供給公社(月額 賃貸料40,635円・共益費10,836円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備事務局 常駐1名 専務理事 大野忠雄</li> <li>・日観連北海道支部連合会と国観連北海道支部の事務を開始</li> <li>・設立準備資料作成を並行して実施</li> </ul>
<p>新設合併法人日本旅館協会 第1回北海道支部連合会役員候補者全体会議</p> <p>札幌すみれホテル 3F</p>	<p>24.6.29</p>	<p>※本部総会で決定のH24.10.1統合に向けて、2団体支部総会で承認の役員候補者による全体会議を開催 (17名出席)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設統合法人設立に伴う両本部総会の報告</li> <li>・新設統合法人 本部常務理事・理事候補者の選任</li> <li>・支部連合会規約素案 事業計画及び会計計画素案協議</li> <li>・委員会設置案協議</li> <li>・今後のスケジュールを協議</li> </ul>
<p>新団体支部連合会規約検討会</p> <p>中村屋旅館 4F</p>	<p>24.8.22</p>	<p>※新団体支部連合会「規約検討会」開催</p> <p>□規約検討会代表者 桑島繁行氏 陰元潤一氏 上谷征男氏 嶋崎真市氏 須賀秀郎氏 事務局 専務理事 大野忠雄</p> <p>規約作成協力者 金本稔之氏(元日観連旭川地区支部事務局長)</p> <p>新団体規約の作成 事務局作成案を事前に送付し、新団体規約について協議を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員関係</li> <li>・役員関係</li> <li>・事務局関係</li> <li>・会計関係</li> </ul>
<p>新設合併法人日本旅館協会 第2回北海道支部連合会役員候補者全体会議</p> <p>札幌全日空ホテル 3F</p>	<p>24.9.5</p>	<p>※新設合併団体 日本旅館協会北海道支部連合会 役員候補者第2回全体会議 21名出席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合に関するスケジュール</li> <li>・書面による設立総会の実施案協議</li> <li>・設立総会書面会議議案書協議 報告事項 規約・規程案 設立年度事業計画案及び収支予算案 役員の選出について協議</li> </ul>

## 2 北海道支部連合会のあゆみ

◇印 社会の動き メモ

年度	総会開催地	開催日	会員数	年度内の主な事柄
2012 平成24年	書面総会 設立総会議案書	24.9.10	送付	<p>(書面総会事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○報告事項 (1)設立に至る経緯 (2)会員の状況について</li> <li>○審議事項 第1号議案 支部連合会 規約・規程の制定(案) 第2号議案 役員を選出(案) 第3号議案 設立年度事業計画(案)・統合収支予算(案)</li> </ul> <p>※会費の内訳 24年度の会費は 日観連4地区(釧路・旭川・札幌・函館)と国観連の5制度 25年度の会費は 2団体重複加盟施設について国観連の会費を納入とした</p>
	日本旅館協会 北海道支部連合会 発足	10. 1	241	<p>初代会長 桑島繁行氏就任 (知床グランドホテル北こぶし 社長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道支部連合会設立 (24.10.1) 241会員 道東68 道北53 道央87 道南33</li> <li>日観連と国観連が統合し「日本旅館協会北海道支部連合会」発足</li> <li>○会報 「平成24年10月設立号」H24.10.1第1号発行</li> </ul>
	北海道支部連合会設立報告会 札幌全日空ホテル 3F	10.15 10.30		<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面総会の結果 10/15全会員へ書面にて報告</li> <li>○設立報告会 全会員へ案内し開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面会議の結果について報告</li> <li>・10/1設立に関する連合会情報の発行について報告</li> <li>・2団体(日観連・国観連)の9月30日決算と引継金について報告</li> <li>・10/15全会員へ2団体決算報告書送付報告</li> </ul> </li> <li>○報告会終了後、各界関係者をお招きし設立報告と懇親会開催</li> </ul> <p>○4地区支部にて地区支部会議開催 11/21道南(函館市) 11/27道央(札幌市) 11/29道北(旭川市) 12/10道東(釧路市) 新団体設立の経緯と今後の活動説明 その後意見交換を実施</p> <p>○調査関係 ・宿泊実績調査 ・不均一課税自治体調査 ・クレジットカード利用手数料実体調査</p>
				<p>□総務委員会</p> <p>「H26年度支部連合会統一会費の検討」</p> <p>委員長 西海正博副会長 (桑島繁行会長 各回出席)</p> <p>委員 山浦祥治理事 嶋崎真市理事 陰元潤一理事 金道大朗理事</p> <p>事務局 専務理事大野忠雄</p> <p>※当面の総務事案の協議と指針策定を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26年度からの支部連合「統一会費」について検討</li> <li>第1回 24.12.18 釧路センチュリーキャッスルホテルロイヤルホテル3F</li> <li>第2回 25. 1.10 札幌グランドホテル3F</li> <li>第3回 25. 3.29 札幌すみれホテル3F</li> </ul> <p>最終検討内容を理事会(H25.4.24)で協議しH25年度総会に提案する</p>
2013 平成25年	センチュリーロイヤルホテル	5.21	235	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成26年度支部連合会統一会費を総会にて決議</li> <li>○25.5.21 政治団体「北海道旅館ホテル政経懇話会」設立</li> <li>○耐震改修促進法改正にともなう調査 要請活動の実施</li> <li>○11/27料理等提供に伴うメニュー表示講習会開催</li> <li>・280名受講 主催 北海道ホテル旅館業連絡協議会・観光振興機構</li> <li>○調査関係 ・宿泊実績調査</li> <li>・改正耐震改修促進法対策に伴う「延べ床面積」「建築年」調査</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材及びメニュー表示の実態調査</li> <li>・本部「会員調書」客室数の再確認を含め「26年度統一会費」の周知</li> <li>○会員調書 自主点検表により全会員実施</li> </ul>
2014 平成26年	ホテルモントレーエーデルホフ 札幌	5.20	215 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇消費税法改正 (H26.4.1) 5%→8%</li> <li>◇H26.4より「貸切バスの新運賃・料金制度」スタート</li> <li>○平成26年度から支部連合会費が統一される</li> <li>○4月調査から宿泊実績調査の協力施設拡大 63→110施設</li> <li>○本部より助成金「収益事業周知活動助成金」「本部会費納入手数料」「ITセミナー開催助成」新設</li> <li>○調査関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助犬を伴う宿泊に関する調査</li> <li>・外国人客による宿泊トラブルについて</li> <li>・火山を有する観光地の風評被害について</li> </ul> </li> <li>◇26.9.10-11 全道的に大雨 特に道央圏は観測史上初の避難勧告発令</li> <li>支笏湖地区会員施設が水害被害により被災</li> </ul>
2015 平成27年	札幌全日空ホテル	5.19	206 <ul style="list-style-type: none"> <li>○H27.10から宿泊実績調査システム化 機能のチェック・改修等継続</li> <li>○暴力団等対策協議会発足</li> <li>○H27.10から 悪質利用者連絡網整備 事務連絡発信</li> <li>○調査関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員資格に係わる 自主点検全国実施</li> <li>・貸切バス新運賃制度に関するアンケート</li> <li>・宿泊実績調査 国内客・海外客別の実績集計を図る</li> </ul> </li> <li>○マイナンバー制度 H28.1からマイナンバーの利用始まる</li> <li>○悪質利用者・旅行会社等の対応について連絡体制整備</li> <li>○宿泊実績システム化 来栖正光理事の提案により計画推進</li> <li>準備開発期間5月から9月 10月から本実施に入る</li> <li>○宿泊実績調査システム化を本部で全国支部連合会実施検討に入る</li> <li>(H28.2.1本部正副会長会議で宿泊実績北海道のシステム化取組を説明)</li> </ul>
2016 平成28年	ニューオータニイン札幌	5.17	201 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇H28.1.1 マイナンバー制度スタート</li> <li>◇H28.3.26 北海道新幹線 新青森～新函館北斗間 開業</li> <li>○役員改選 会長に西野目信雄氏就任(ホテル大雪 社長)</li> <li>◇8月発生の台風が北海道に4回上陸豪雨となり道東・道北地区大被害</li> <li>■H28.8月北海道へ4回台風が上陸 記録的な大雨となり多くの河川が氾濫し住家の床上・床下浸水が相次いだ。また、各地で浸水や土砂災害の恐れから多くの市町村で数日間にわたり避難指示・避難勧告が発令された。交通機関では国道・道道の通行止めやJRの運休が発生した。(8/17台風7号 21日11号 23日9号 30日10号)</li> <li>○調査関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風被害緊急調査実施 豪雨による「宿泊キャンセル」について 全会員調査 回答145会員(回答率71.4%)</li> <li>・宿泊業の人手不足の現状に関するアンケート</li> <li>・外国人労働者雇用活用事例に関するアンケート</li> </ul> </li> <li>○ペイパル決済利用の推進</li> <li>○全国支部連合会の収支勘定科目28年度決算から統一化</li> <li>○宿泊実績調査協力会員施設拡大110→135 (H28.7～)</li> <li>○全国支部連合会で宿泊実績調査実施</li> <li>○本部より助成金H28新設</li> <li>「宿泊実績調査協力交付金」会員の3割以上参加が条件 30万円</li> <li>○支部連合会経理システム化 (PCAソフト導入) 全国支部勘定科目統一化</li> </ul>
2017 平成29年	札幌全日空ホテル	5.16	200 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇民泊新法「住宅宿泊事業法」6月9日成立</li> <li>◇H29.8.8阿寒国立公園から「阿寒摩周国立公園」へ名称変更</li> <li>○宿泊団体「北海道ホテル旅館業連絡協議会」</li> <li>・大規模災害緊急対策本部設置と宿泊施設に関する情報の収集を機関決議</li> <li>○変わらなければいけない旅館業への取り組み</li> <li>「生産性向上」「財務の改革」「販売・収益支援」セミナーの開催で会員支援</li> <li>◇H29.8.29北朝鮮ミサイル発射 北海道上空通過</li> </ul>

# 受 賞 者 一 覧

## 叙勲 褒章 大臣表彰 受賞者

### ○叙勲 褒章

(敬称略)

受章年		氏名	施設名	地区	記事
平成	24	三浦公子 作田和昌	滝川ホテル三浦華園 観月苑	滝川 十勝川温泉	黄綬褒章 黄綬褒章
	秋 27 春				

### ○国土交通大臣表彰(観光関係功労者)

(敬称略)

受賞年月日			氏名	施設名	地区	記事
平成	26	4.22	古川善雄	ぬくもりの宿ふる川	定山溪	
	27	4.20	金川一男	ホテル鹿の湯	定山溪	
	〃		松橋 博	旅館一乃松	湯の川	
	28	4.25	大西雅之	あかん遊久の里鶴雅・鶴雅ウイングス	阿寒湖温泉	
	〃		戸田邑江	野付湯元うたせ屋	尾岱沼	
	29	4.24	工藤冴子	温泉旅館矢野	松前	

## 運輸局長表彰 受賞者

### ○北海道運輸局長表彰

観光関係 団体役員功労・事業役員功労・永年勤続功労

(敬称略)

年度	氏名	施設名	地区	記事	(連合会役職)		
平成	26	6.2	山下久幸	アクアガーデンホテル函館	函館	団体役員功労	副会長
	〃		荒井靖子	いわない高原ホテル	岩内	団体役員功労	理事
	〃		工藤冴子	温泉旅館矢野	松前	事業役員功労	理事
	〃		今井美智子	花鐘亭はなや	登別温泉	永年勤続功労	
	〃		新見貞子	秘湯の宿新見本館	蘭越	永年勤続功労	
	〃		桑島孝子	知床ランドホテル北こぶし	ウトロ	永年勤続功労	
	27	6.1	西海正博	大雪山白金観光ホテル	白金	団体役員功労	副会長
	〃		佐々木英樹	網走ロイヤルホテル	網走	事業役員功労	
	〃		大江友広	大江本家	温根湯温泉	事業役員功労	副会長
	〃		小山あき	あかん遊久の里鶴雅・鶴雅ウイングス	阿寒湖温泉	永年勤続功労	
	〃		須賀紀子	登別温泉郷滝乃家	登別温泉	永年勤続功労	
	28	6.1	陰元潤一	旬のお宿まつの湯	小金湯温泉	団体役員功労	理事
	〃		八木周司	鯉川温泉旅館	蘭越	事業役員功労	
	29	6.1	須賀秀郎	登別温泉郷滝乃家	登別温泉	事業役員功労	理事

## 本部会長表彰受賞者

### ○永年勤続表彰

(敬称略)

	年度		氏名	施設名	地区	記事(勤続年)		
平成	25	5.21	小山あき	あかん湖鶴雅リゾートスパ鶴雅ウイングス	阿寒湖温泉	34		
		26	5.20	須賀紀子	登別温泉峡滝乃家	登別温泉	29	
	千葉 聡		(株)阿寒グランドホテル	阿寒湖温泉	27			
	安田和則		(株)阿寒グランドホテル	阿寒湖温泉	24			
	福井直樹		知床グランドホテル北こぶし	ウトロ温泉	20			
	千田勝彦		川湯第一ホテル忍冬	川湯温泉	41			
	阪田定市		層雲峡グランドホテル	層雲峡温泉	31			
	27		5.19	井野彰久	ホテル大雪	層雲峡温泉	20	
				石井辰志	知床プリンスホテル風なみ季	ウトロ温泉	20	
				原子キミエ	ホテル大平原	十勝川温泉	31	
				千葉慎二	ホテル大雪	層雲峡温泉	30	
	28		5.17	安田敏彦	あかん遊久の里鶴雅	阿寒湖温泉	29	
				今井 亘	あかん遊久の里鶴雅	阿寒湖温泉	23	
				野原忠男	あかん遊久の里鶴雅	阿寒湖温泉	20	
				鳥居敏之	北天の丘 あばしり湖鶴雅リゾート	網走湖	21	
		山浦有子		あかんの森 鶴雅リゾート 花ゆう香	阿寒湖温泉	24		
		清水勇男		サロマ湖鶴雅リゾート	サロマ湖	20		
		29		5.16	小笠原宏明	知床グランドホテル北こぶし	ウトロ温泉	30
					吉田幸典	第一滝本館	登別温泉	26
					草替一彦	第一滝本館	登別温泉	25
					佐山 剛	第一滝本館	登別温泉	25
	北村明子		第一滝本館		登別温泉	25		
	中野弘康		第一滝本館		登別温泉	25		
	山本友枝		第一滝本館		登別温泉	24		
	熊沢徹也		第一滝本館		登別温泉	24		
	本田和治		第一滝本館		登別温泉	32		
	西村健三		第一滝本館		登別温泉	31		
	工藤ゆみ		第一滝本館		登別温泉	31		
	伊勢賢一		第一滝本館		登別温泉	31		
	稲村啓二		ホテル大雪		層雲峡温泉	31		
	東口泰久		ホテル大雪		層雲峡温泉	30		
	小知井久米治	ホテル大雪	層雲峡温泉	30				
	志摩梅子	ホテル大雪	層雲峡温泉	31				

## 会員連絡体制 宿泊実績調査システム化整備状況

平成29年4月1日現在

### Eメール協会連絡用 登録状況

(単位:軒)

	会員数	Eメール登録	未登録	整備率(%)
道東	57	53	4	93%
道北	47	43	4	91%
道央	74	69	5	93%
道南	22	21	1	95%
	200	186	14	93%

### 宿泊実績調査参加状況

(単位:軒)

	会員数	客室数	定員数	宿泊実績参加 施設数	参加率(%)	システム 登録	FAX
道東	57	4,791	16,967	43	75%	38	5
道北	47	3,446	10,799	27	57%	19	8
道央	74	7,832	25,788	52	70%	45	7
道南	22	1,481	4,940	14	64%	11	3
	200	17,550	58,494	136	68%	113	23

### ホームページURL

	検索名称	URL
北海道支部連合会	北のお宿	<a href="http://www.nihonryokan-hokkaido.jp/">www.nihonryokan-hokkaido.jp/</a>
本部	やど日本	<a href="http://www.ryokan.or.jp">www.ryokan.or.jp</a>



## 北の旅館塾委員会活動

日本旅館協会北海道支部連合会 後継者・若手専任者育成事業の  
「北の旅館塾委員会」メンバー募集 (随時)

宿泊事業の後継者・若手専任者育成事業の、「北の旅館塾委員会」メンバーの募集  
を下記のとおり随時実施致しております。

つきましては、後継者・若手専任者のご推薦をいただきたくご案内申し上げます。

記

- |        |                  |
|--------|------------------|
| 1.募集期間 | 随時               |
| 2.メンバー | 旅館協会会員経営代表者推薦による |
| 3.目的等  | 目的・メンバーの範囲等は下記   |

### 「北の旅館塾委員会」の概要

#### 目的

宿泊業の後継者・事業専任者相互の交流の場として開設し、観光に関する事業の  
在り方や情報交換等を通して、自由な発言と交流を深め自己啓発を図る。

#### メンバーの範囲

新組織は、旅館業・ホテル業の集合組織であり、事業規模の大小にかかわらず、  
宿泊事業の後継者・事業専任者とし年齢はおおむね40歳代までとする。  
経営代表者の推薦者をもって委員会メンバーとする。

なお、後継者に限らず後継者同様の立場で勤務されている方の参加も可とし、視  
野を広めるために参加させてください。

参加・退会の期間は限定せず、いつでも自由とする。

#### 委員会活動と経費

活動は、日本旅館協会北海道支部連合会の事業として予算化を図る。

委員会は、年2回から3回程度予定。

#### 委員会活動等

平成25年3月に初回の委員会を開催し、平成29年7月までに9回の委員会を  
開催した。今年度、労務委員会・IT戦略委員会・観光立国委員会のいずれかを選択  
し小委員会活動に参加できる。平成29年7月1日現在 メンバー21名。

委員長 桑島大介氏(知床グランドホテル北こぶし)

副委員長 荒井高志氏(いわない高原ホテル)

〃 金道泰幸氏(湯の浜ホテル)

〃 杉本浩章氏(十勝川温泉第一ホテル)

# 北の旅館塾委員会名簿

H29.9.1現在 (敬称略)

		氏名	施設名	役職名	本部委員	地区名
	担当副会長	山下久幸	アクアガーデンホテル函館			
	担当副会長	大江友広	大江本家			
1	委員長	桑島大介	知床グランドホテル北こぶし	代表取締役社長		ウトロ温泉
2		桑島敏彦	知床グランドホテル北こぶし	専務取締役		ウトロ温泉
3		佐々木晃也	知床プリンスホテル風なみ季	副本部長		ウトロ温泉
4		大西 希	鶴雅リゾート(株)鶴雅グループ札幌事務所	常務取締役		札幌市
5	副委員長	杉本浩章	十勝川温泉第一ホテル	常務取締役		十勝川温泉
6		笹井尚之	笹井ホテル	常務取締役		十勝川温泉
7		西野目智弘	ホテル大雪	代表取締役社長		層雲峡温泉
8		西野目晃正	ホテル大雪	取締役グループ営業本部長		層雲峡温泉
9		高橋宏典	和風旅館扇松園	支配人		旭川市
10		濱野清正	(株)万世閣	代表取締役社長		洞爺湖温泉
11		工藤織枝	森の湯 山静館	取締役 若女将		カルルス温泉
12		佐藤輝利	鶴雅観光開発(株)	執行役員鶴雅リゾートレベニュー事業部長		阿寒湖温泉
13		布村英俊	定山溪第一寶亭留・翠山亭	取締役営業企画室長		定山溪温泉
14	副委員長	荒井高志	いわない高原ホテル	常務取締役		岩内町
15	副委員長	金道泰幸	湯の浜ホテル	総支配人		湯の川温泉
16		杉本夏子	温泉旅館矢野	専務取締役		松前町
17		大西将仁	しこつ湖鶴雅リゾートスパ水の譚	常務取締役		支笏湖温泉
18		榎本竜太郎	お宿欣喜湯	代表取締役社長		川湯温泉
19		金川浩幸	ホテル鹿の湯・花もみじ	常務取締役		定山溪温泉
20		長谷川周栄	湯宿だいいち	取締役		養老牛温泉
21		木村太郎	HAKODATE男爵倶楽部HOTEL&RESORTS	常務取締役		函館市

## 北海道支部連合会 専門委員会所属名簿

	労務委員会	氏名	施設名	役職名	本部委員	地区名
	担当副会長	大西雅之	あかん湖鶴雅ウイングス			阿寒湖温泉
1		桑島大介	知床グランドホテル北こぶし	代表取締役社長		ウトロ温泉
2	委員長	西野目智弘	ホテル大雪	代表取締役社長	労務委員会副委員長	層雲峡温泉
3		高橋宏典	和風旅館扇松園	支配人		旭川市
4		濱野清正	(株)万世閣	代表取締役社長	クレジット委員会委員	洞爺湖温泉
5		布村英俊	定山溪第一寶亭留・翠山亭	取締役 営業企画室長		定山溪温泉
6	副委員長	金道泰幸	湯の浜ホテル	総支配人		湯の川温泉

	IT戦略委員会	氏名	施設名	役職名	本部委員	地区名
	担当副会長	林 文昭	十勝川温泉第一ホテル			十勝川温泉
	委員長	遠藤浩司	函館元町ホテル		IT戦略委員会委員	函館市
1		桑島敏彦	知床グランドホテル北こぶし	専務取締役		ウトロ温泉
2		佐々木晃也	知床プリンスホテル風なみ季	副本部長		ウトロ温泉
3		笹井尚之	笹井ホテル	常務取締役		十勝川温泉
4		西野目晃正	ホテル大雪	取締役グループ営業本部長		層雲峡温泉
5		佐藤輝利	鶴雅リゾートレベニュー事業部	執行役員営業部事業部長		札幌市
6	副委員長	荒井高志	いわない高原ホテル	常務取締役		岩内町
7		大西将仁	しこつ湖鶴雅リゾートスパ水の譚	常務取締役		支笏湖温泉
8		木村太郎	HAKODATE男爵倶楽部HOTEL&RESORTS	常務取締役		函館市

	観光立国委員会	氏名	施設名	役職名	本部委員	地区名
	担当副会長	上野洋司	知床第一ホテル			ウトロ温泉
1		大西 希	鶴雅リゾート(株)鶴雅グループ札幌事務所	常務取締役		札幌市
2	委員長	杉本浩章	十勝川温泉第一ホテル	常務取締役	観光立国委員	十勝川温泉
3		工藤織枝	森の湯 山静館	取締役 若女将		カルルス温泉
4		杉本夏子	温泉旅館矢野	専務取締役		松前町
5		榎本竜太郎	お宿欣喜湯	代表取締役社長		川湯温泉
6		金川浩幸	ホテル鹿の湯・花もみじ	常務取締役		定山溪温泉
7		長谷川周栄	湯宿だいいち	取締役		養老牛温泉

## 第1回旅館塾委員会概要

開催日 平成25年3月5日 12:00～13:40

会場 JRタワーホテル日航札幌 スパソケットルーム つき

出席者 桑島会長(知床グランドホテル北こぶし)  
山下副会長(担当役員)(アクアガーデンホテル函館)  
(委員会)  
桑島大介 桑島敏彦 佐々木崇詞 佐々木晃也 杉本浩章 笹井尚之 西野目智弘  
西野目晃正 高橋宏典 高橋映美 石平彩乃 濱野清正 工藤織枝 佐藤輝利  
布村英俊 韓 梅 上谷晃司 荒井高志 高島優二 金道泰幸 杉本夏子(23名中21名出席)

### 1. 桑島会長挨拶

全道各地から出席を戴き心から感謝いたします。

昨年10月から2団体が統合し6ヶ月を迎えました。

それぞれの旅館・地域で連携をとり中核となる若手の委員会として本日初委員会が開かれ大変嬉しく思います。前国観連に北の旅館塾委員会として6年間継続の歴史がありました。

新組織は全国に9支部連合会があり、宿泊事業の中核となる若手委員会は北海道のみですがこれから全国でも北海道を見本に検討されるものと思います。

大変な課題が沢山ありますが、同世代の方々が自由闊達に意見交換のうえ自己啓発とまた北海道の観光を盛り上げて戴きたい。

### 2. 山下副会長(担当役員)挨拶

初めて顔を合わせる方がほとんどで、大変新鮮な気持ちです。

委員会担当役員として任に当たりますが、本委員会は皆さんの手で、自由闊達な意見交換の上運営をしていただければと考えています。

### 3. 自己紹介

出席者21名 各自30秒を持ち時間に、施設名と自身の就業の経緯及び委員会への思いを発言し、和やかな自己紹介であった。

### 4. 正副委員長の選出

杉本浩章氏に候補者の発言を事務局よりお願いし、委員長候補者として人柄の紹介の上「西野目智弘氏」の推挙があり、会員に諮ったところ全員の賛同があり拍手をもって選出された。

#### ○委員長 西野目智弘氏挨拶

皆様のご協力を戴き委員長を務めて参ります。

皆さんそれぞれに課題・悩みを抱えていることと思いますが、この場でいろいろな話をしていくことで自分の考えに自信を持って実行したり修正をしたりできるものと思います。この会を通して家業・事業・自分の成長ということを見据えながら、参加とご協力をお願いします。

#### ○副委員長 2名選出

西野目委員長より2名の副委員長候補者「桑島大介氏」「荒井高志氏」の指名がされ、会員に諮ったと



ころ全員の賛同があり拍手をもって選出された。

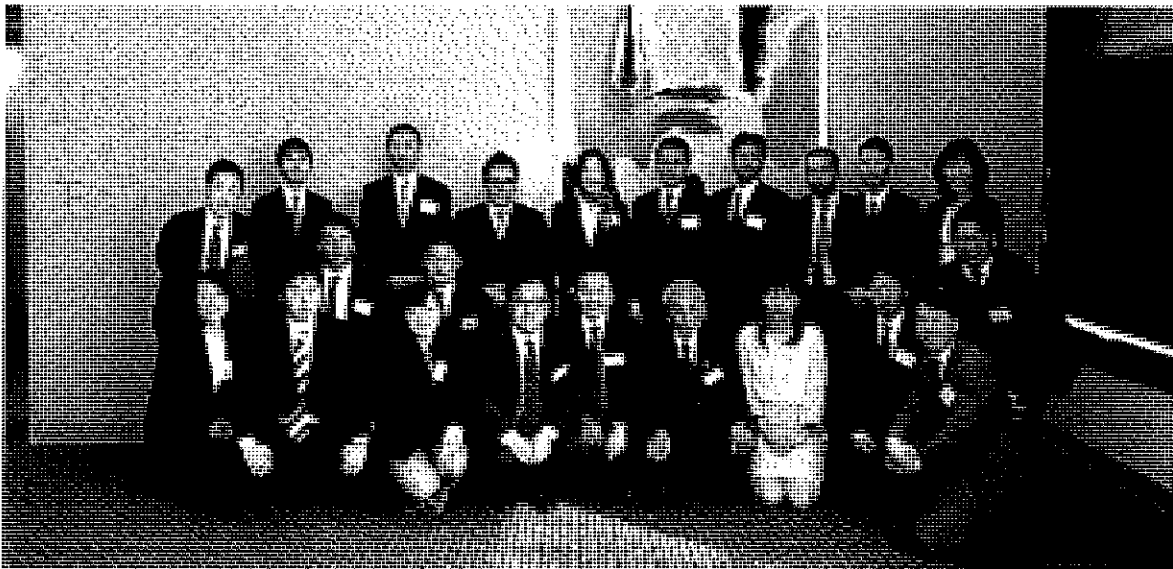
委員長	西野目智弘(36)	ホテル大雪
副委員長	桑島大介(33)	知床グランドホテル北こぶし
副委員長	荒井高志(30)	いわない高原ホテル

西野目智弘委員長を議長として進行

## 5. 委員会の名称

宿泊事業の後継者・事業専任者相互の交流の場として開設し、観光に関する事業の在り方や情報交換等を通して、自由な発言と交流を深め自己啓発を図る委員会の名称は、会員の意見を聞き新組織の委員会として次の名称に決定した。

○委員会名称	「北の旅館塾委員会」
スタート時メンバー	北海道全域から23名が参加



## 6. 今後の進め方

### (1) 平成25年度の委員会開催計画

委員会開催回数及び企画は、四半期毎を目標に活動していこう。

### (2) 意見交換委員会の取り組みについて意見交換を行う

- ・ 労務管理をしっかり行い、若者が働きやすい職場作り。
  - ・ 宿泊業のステータスを高め、働く人の意欲を引き出す取組が必要。
  - ・ 観光を盛り上げる事業に取り組む。
  - ・ 業界の地位を高める取り組み。我々が働きやすい職場、楽しく事業にまた社会のために取り組み、若い人たちのためにも楽しい職場であると外に向けて発信することが大切。
  - ・ 委員会のメンバーと、フェースブックというソーシャルメディアを活用し、日頃からコミュニケーションを図るため「旅館塾」と云うコンテンツを作り、ペーパーレスで情報交換をしてはいかがか。
- これらの意見を、今後の取り組みの参考とさせて戴くことで意見交換を集約した。

日本旅館協会北海道支部連合会



北の旅館熟委員会のメンバーら

若手の委員会発足

後継者ら23人がメンバー

日本旅館協会北海道支部連合会(桑島繁行会長)は5日、会員旅館・ホテルの若い後継者や幹部社員などで構成する「北の旅館熟委員会」を設置し、初会合を札幌市内のホテルで開いた。道内全域から23人が参加。メンバーは30、40代が中心で、将来を担う若い世代が情報交換を深め、観光振興のあり方などを検討していく。

委員長には西野自智弘氏(ホテル大雪)、副委員長には桑島大介氏(知床ランドホテル北こぶし)、荒井高志氏(いわい高原ホテル)を選出した。

西野自委員長は「それぞれに課題や悩みを抱えていると思うが、この場で話しをすることで自分の考えに自信が持てたり、修正できたりするはず。家業、事業、そして自分の成長を見据えて活動してほしい」とあいさつした。

委員会は四半期ごとに開催する予定。活動内容に関する意見交換では、宿泊業の地位向上や若者が働きやすい職場づくりなどの必要性が話題に挙がった。「宿泊業が社会のためになる事業、若い人に魅力的な職場である

ことを外に向けて発信する必要がある」などの意見も。メンバーの交流にソーシャルメディアを活用するアイデアなども出た。

初会合には支部連合会会長が出席。桑島会長は「旅館協会の支部連合会、若手の委員会があるのり上げてほしい」と期待は北海道だけ。同世代の言葉を送った。

## 第6回北の旅館塾委員会概要

開催日 平成28年 4月18日(月) 16時00分～17時30分

会場 札幌全日空ホテル 22F 「鈴蘭の間」

出席者 西野目智弘 桑島大介 荒井高志 杉本浩章 笹井尚之 西野目晃正

濱野清正 工藤織枝 布村英俊 金道泰幸 杉本夏子 佐藤輝利 (敬称略)

事務局 大野忠雄

### 西野目智弘委員長挨拶

第6回目の委員会となりました。早いもので3年半が経過しました。

当委員会で話し合いを重ね、皆さんの協力を戴いて雇用に関して広く旅館業に関心をもって戴こうと情報発信について取り組んできました。

「おもてなし、北海道」と云う企画を皆様の御協力のもと完成し、1月15日にリリースする事が出来ました。

また、二つ目の議題にあります次期委員会体制として提案していますが、今回

をもって私は委員長の交代をお願いしたいと考えており、次の委員長を皆様にお諮りをしたいと考えています。新しいテーマに添って活発に活動をしていただければと思います。

皆様の施設また各地の現状についてお話を戴き、進めて行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

### 議 事

#### (1) 委員会事業の完成報告

情報発信「情報発信の取り組み～業界の現状と将来～」 「おもてなし、北海道」

・委員会事業 「おもてなし北海道」を企画しウェブサイトを開設した。各委員の施設 HP ヘリンクも戴き情報を発しているところです。

メディアにも提供してきたが観光経済新聞が記事として取り上げている。

○本企画に対する各委員の意見を伺いたい。

- ・自施設の HP にリンクしているが、現在のところ反応がない。これからと思う。
- ・目に触れる機会が増えることによって観光に対する関心が高まると思う。
- ・HP にリンクしている。この企画を講演会とかで発表が出来れば良いと思う。
- ・分かりやすいウェブサイトとなっている。観光業に限定すると人が集まらなくなっていると感じる。
- ・今後どのように活用するか、仕事を求めている方にどうやって届けるかが課題。
- ・当社は人材育成講座を導入しているが、このウェブは良くできているのでこれを活用したいと考えている。
- ・募集をしても応募者が無いので、このウェブから募集していることを発信する方が募集に対する効果があると思う。



- ・人出不足は相変わらずです。せっかく作ったサイトであり効果が出ると良いと思う。
- ・自社の施設で働く者が、このサイトを見る事で漠然としていた仕事にたいする意識について振り返りができ効果があるのではと思える。
- ・施設の HP にリンクするだけでなく、観光・調理の専門学校等にリンクをお願いするのも効果があるのではないかと。
- ・大学から採用している。観光学部だけでなく経営学部からも採用しており、広くリンクをしてもらう事が良いと思う。

貴重なご意見を戴いた。このサイトを本部の委員会で見てもらったが反応は良かった。

今後は、内容の精査等も進めて行きたいと思います。

#### ○生産性の意見交換について

- ・年次有給休暇対策について、今後はいい加減にするのではなく明確に対処する事を行っていく必要がある。
- ・週80時間を超えない事。
- ・労務管理の取り組み体制を取って行きたい。
- ・タイムカードとエクセルへの連動。
- ・生産性の向上。
- ・インターンシップの学生は職種に制限はないが残業は駄目。

等の労務管理に関する意見交換を行う。

#### (2) 次期委員会体制等について

- ・次期委員長について、西野目委員長より桑島大介氏を推薦。
- ・各委員は、拍手をもって賛成し委員長に「桑島大介氏」が就任した。
- ・桑島大介新委員長挨拶

委員長を拝命しました。この業界は大変多くの問題がありますが楽しい業界であり微力ではありますが良くするために取り組んで参りますのでよろしくお願い致します。

#### ○副委員長について

荒井副委員長に引き続きお願いをしたい。後の副委員長については、今後指名をさせて戴きたい。

#### ○委員長の任期について

任期について原則を決めておきたい。1期2年とし、2期4年を限度としたい。 賛同を戴く。

#### ○次回(第7回開催時のテーマ)について協議

社員自ら率先して取り組む姿勢を造って行きたい。

サービス向上委員会 CS 向上について 早朝ミーティング 週の曜日を決めた○曜会等の取り組み情報を交換

就業規則の勉強会・ある施設をモデルとして検討してはどうか。

結果、次回のテーマは次の項目を主体に進めて行くこととした。

- ①シフト管理について
- ②旅館業法に関する検討

以上をもって 17時30分に閉会した。その後、情報交換会を開催。



平成28年 1月15日

報道関係者各位

日本旅館協会北海道支部連合会

北海道の旅館・ホテル宿泊事業者の若手後継者・専任者による  
「北の旅館塾委員会」制作の情報発信サイトのご紹介

○「北の旅館塾委員会」について

道内の旅館・ホテル宿泊事業の若手後継者・若手専任者相互の交流の場として、観光に関する事業のあり方や情報交換等を通じて、自由な発言と交流を深め自己啓発を図る委員会です。

委員長 西野目智弘 (ホテル大雪 常務取締役)  
副委員長 桑島大介 (知床グランドホテル北こぶし 専務取締役)  
荒井高志 (いわない高原ホテル 常務取締役)  
メンバー 23名 (平均年齢37歳)

○委員会の今回取組テーマ 「情報発信の取り組み」 ～業界の現状と将来～

北海道のインバウンド客数が154万人を超え(北海道発表 H26年度実績)、2020年(H32)に向けて更なる増加が予測され、宿泊施設の充実が求められている事や一層のホスピタリティ向上に向けて人材の確保と養成が急務であることから、北の旅館塾委員会として「業界の現状と将来について」情報発信に取り組みました。

私達の業界は、人材の確保に苦勞をしています。日々の業務で人材不足を感じていることから、多くの方々に私達の仕事内容を伝え、また現状や将来の展望についても広く知って戴くため、全5回の会議のもとサイト制作を進めてきました。

ビデオの撮影モデルは、現職支配人・採用担当・仲居・フロント・調理・客室等の各係が出演し、会員宿泊施設の採用情報の提供も順次拡大して参ります。

旅館ホテルに勤務している若手経営者・専任者によるサイト制作は、業界では初めてと思います。

■特設サイト名「おもてなし、北海道」

日本旅館協会北海道支部連合会の公式ホームページ「北のお宿」に掲載。

バナー画像「おもてなし、北海道」をクリックするとご覧いただけます。

URL <http://www.nihonryokan-hokkaido.jp/>

**主な内容** ・数字で見る観光の未来 ・キャリアアップ ・お仕事図鑑 ・観光業界の未来  
・プライベート視き見 ・活かせるスキル ・よくある質問

<お問い合わせ先> 日本旅館協会北海道支部連合会 事務局 専務理事 大野忠雄  
札幌市中央区北3条西7丁目1 緑苑ビル3F 電話 011-221-4009 FAX 011-221-8158  
メールアドレス: t-ohno@nihonryokan-hokkaido.jp





III MENU

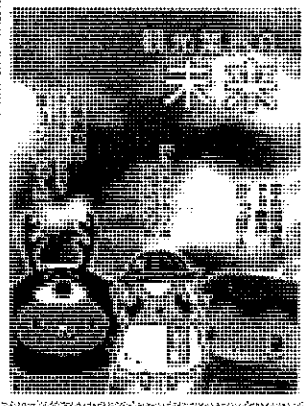


**数字で見る観光の未来**

観光客・ホテルの数は？人気の観光地は？  
北海道の予算は？

平成26年度調べ

おもてなしエントリー ENTRY



今の職場を「ひと言」でいうと？



**お仕事図鑑**

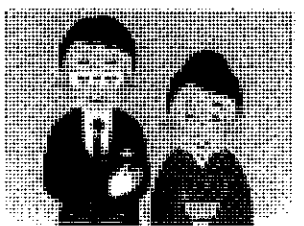
先輩たちの体験談を動画やインタビューで紹介します。

北海道内のホテル・旅館



**プライベート覗き見！**

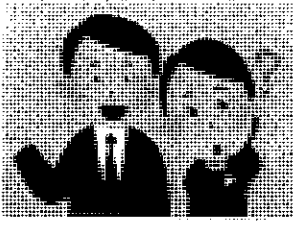
休みの日の過ごし方、スタッフ行きつけの居酒屋など。



**キャリアアップ & 教育制度**

研修はあるの？スキルアップするためにはどうしたらいいの？

支配人・採用担当・若女将・若旦那



**採用担当に聞く！！Q&A**

寮はあるの？福利厚生は？まわりの環境は？必要な資格や経験は？



**もしもホテルで働くとしたら？**

人と話すのが好き、チームプレイが得意、あなたの特性に合った職種。

あなたに合う職種はどれ？

おもてなし、北海道！！  
あなたの情報けみんを笑顔に

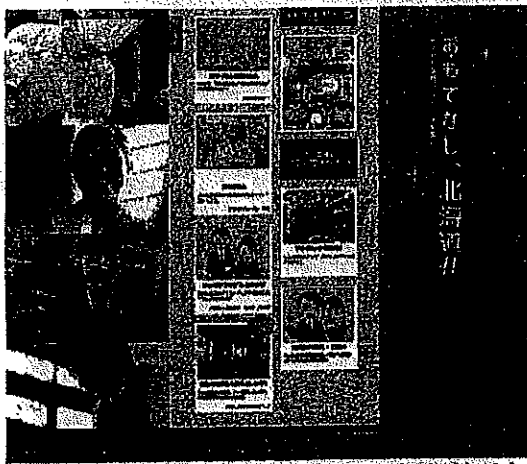
# 旅館協会 北海道の若手が人手不足対策 人材確保へサイト開設

宿泊業の人手不足を解消しようと、日本旅館協会北海道支部連合会のホームページ(www.hokkaido-hotel.jp)内に、旅館・ホテルの業務内容や採用情報を動画などで交えて紹介する専用サイト「おもてなし北海道」が開設された。

委員長の西野自智弘(ほのの)は「人手不足が課題となる中、北海道内でも人材の確保に苦勞している。委員会では、業務の内容や魅力について積極的な情報を発信し、求職者に関心を持ってもらうためのサイトを制作。若手ならではのアイデアで内容、見

せ方に工夫をこらした。サイトでは、客室やフロント、ホール、予約管理など各係の業務内容や魅力を紹介する動画や従業員へのインタビュー記事などを交えて紹介。採用担当者が答える「Q&A」のコーナーも掲載している。

西野委員長は「人手不足の課題を解決するには、もっと外に向けて情報を発信する必要がある。勤務や休暇、賃金の課題解決とともに、北海道経済に占める観光産業の重要性、インバウンドを通じた観光産業の成長性をしっかりと示し、働きがいを見つけてもらえるようにしたい」と話している。



北海道支部連合会のHP内に開設したサイト

載せた。

委員会の西野自智弘

は「人手不足の課題を解決するには、もっと外に

に向けて情報を発信する必

要がある。勤務や休暇、

賃金の課題解決とともに

、北海道経済に占める

観光産業の重要性、イン

バウンドを通じた観光産

業の成長性をしっかりと

示し、働きがいを見つけ

てもらえるようにした

い」と話している。

## 2 本 部

### 一般社団法人日本旅館協会のあゆみ

本部役員及び委員会委員（北海道支部連合会関係分）	27
一般社団法人日本旅館協会のあゆみ	29
定款	30



# 一般社団法人日本旅館協会役員

## 本部役員関係

(2年毎に役員改選)

### 平成24年度設立時就任 25年度

		(支部連合会役職)	(敬称略)
副会長	三浦晃裕	相談役	ホテル三浦華園
副会長	桑島繁行	会長	知床グランドホテル北こぶし
常務理事	山下久幸	副会長	道南地区支部長 アクアガーデンホテル函館
理事	大西雅之	副会長	道東地区支部長 あかん湖鶴雅リゾートスパ鶴雅ウイングス
理事	西野目信雄	副会長	道北地区支部長 ホテル大雪
理事	浜野浩二	副会長	道央地区支部長 定山溪グランドホテル瑞苑

### 平成26年度 27年度

副会長	桑島繁行	会長	知床グランドホテル北こぶし
常務理事	山下久幸	副会長	道南地区支部長 アクアガーデンホテル函館
理事	大西雅之	副会長	道東地区支部長 あかん湖鶴雅リゾートスパ鶴雅ウイングス
理事	西野目信雄	副会長	道北地区支部長 ホテル大雪
理事	浜野浩二	副会長	道央地区支部長 定山溪グランドホテル瑞苑

### 平成28年度 29年度

副会長	西野目信雄	会長	ホテル大雪
常務理事	大西雅之	副会長	道東地区支部長 あかん湖鶴雅リゾートスパ鶴雅ウイングス
理事	大江友広	副会長	道北地区支部長 大江本家
理事	浜野浩二	副会長	道央地区支部長 定山溪グランドホテル瑞苑
理事	山下久幸	副会長	道南地区支部長 アクアガーデンホテル函館
監事	桑島繁行	相談役	知床グランドホテル北こぶし

## 本部委員会等関係

平成24年度 25年度		(敬称略)
25.1.17正副会長会議にて設置 総合政策委員会	大型旅館委員会 中小旅館委員会 ホテル委員会	大西雅之 三浦晃裕
専門委員会	IT戦略委員会 経営強化委員会 女性経営者委員会	工藤冴子
平成26年度		
26.8.26正副会長会議にて設置 総務委員会 観光立国委員会 クレジットカード委員会 IT戦略委員会 耐震問題	担当副会長  委員 委員 委員	桑島繁行  濱野清正 遠藤浩司 浜野浩二
平成27年度		
総務委員会 労務委員会 観光立国委員会 クレジットカード委員会 IT戦略委員会 耐震問題	担当副会長 委員 委員 委員 委員 委員	桑島繁行 西野目智弘 齋藤利仁 濱野清正 遠藤浩司 浜野浩二
平成28年度 29年度		
労務委員会 観光立国委員会 // クレジットカード委員会 IT戦略委員会 耐震問題	副委員長 委員 委員 委員 委員 委員	西野目智弘 齋藤利仁 杉本浩章 濱野清正 遠藤浩司 浜野浩二

一般社団法人日本旅館協会のあゆみ

◇社会の動き メモ

年度	総会開催地	開催日	会員数	年度内の動き
2012 平成24年 臨時総会	東京都 京王プラザホテル	10.18	3,381	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年10月1日 国際観光旅館連盟と日本観光旅館連盟が合併により新設した一般社団法人日本旅館協会を設立</li> <li>・臨時総会にて役員・新ロゴマーク決定</li> <li>○3委員会及び3専門委員会設置</li> <li>・委員会 「大型旅館委員会」「旅館委員会」「ホテル委員会」</li> <li>・専門員会 「IT戦略委員会」「経営強化委員会」「女性経営者委員会」</li> <li>○耐震改修促進法の改正にあたり国へ要望書提出</li> <li>○「Open Web」システムの推進</li> </ul>
2013 平成25年	東京都 京王プラザホテル	6.28	3,234	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後の主な活動方針</li> <li>・インバウンドの振興</li> <li>・国内旅行の活性化</li> <li>・人材育成と人材確保</li> <li>○日本料理指南役 全国から9名が就任</li> <li>○料理等提供におけるにニュー表示に関するガイドライン 消費者庁発表</li> <li>○H25.8クレジットカードの低減化 イオンカード2.4%採用</li> </ul>
2014 平成26年	東京都 帝国ホテル	6.26	3,081	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇H26.4.1 消費税法改正 5%→8%</li> <li>○理事会の結果報告</li> <li>役員の定年制等の導入について</li> <li>・本部役員選任規定の改正 会長・副会長任期最大2期4年</li> <li>・改選期70歳未満とする</li> <li>○平成26年度会費の見直し(案)</li> <li>○委員会活動の推進</li> <li>「総務委員会」「観光立国委員会」「クレジットカード委員会」「IT戦略委員会」</li> </ul>
臨時総会	東京都 都道府県会館 401号室	9.12	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定款の変更 損害保険代理業を可能とする</li> <li>○平成25年度事業報告及び決算報告</li> <li>・通常総会未承認事項 NHK手数料の未収金計上に修正し、通常総会後の新監事により監査実施し承認される</li> <li>○本部事務所の移転承認 (H26.12 全国旅館会館ビルへ)</li> <li>○本部助成金を支部連合会へ交付</li> <li>・会費納入手数料 ・ITセミナー開催助成金</li> <li>・収益事業周知宣伝活動費 (保険事業 他)</li> <li>○H27.2.1新型クレジットカード端末機「J-Mups」導入キャンペーン実施</li> <li>・Visa/MasterCardの加盟店手数料率【2.48%】</li> </ul>
2015 平成27年	東京都 ホテルインターコンチネンタル東京ベイ	6.17	2,911	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会に「労務委員会」を設置</li> <li>○「旅館の経営セミナー」全国で開催</li> <li>○会員資格にともなう「自主点検表」全国実施</li> <li>○IT戦略委員会推奨</li> <li>・自社ホームページに外国語ページ作成</li> <li>・「Open Web」導入キャンペーンの実施</li> </ul>
2016 平成28年	東京都 ホテルインターコンチネンタル東京ベイ	6.15	2,755	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇2016年(H28)4.14熊本県と大分県で相次いで地震が発生</li> <li>○事務局会計勘定科目の支部連合会統一化推進</li> <li>○宿泊実績調査の全国支部連合会実施事業化</li> <li>○PayPalのオンラインクレジットカード決済受付開始 手数料率海外で2.1%</li> <li>○宿泊業経営者のための「生産性向上ワークショップ」全国20ヶ所で開催</li> <li>○民泊問題に関する要望書を宿泊4団体が一致団結し政権与党へ提出</li> </ul>
2017 平成29年	東京都 ホテルインターコンチネンタル東京ベイ	6.13	2,699	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅宿泊事業法(民泊新法) H29.6.9成立</li> <li>○宿泊業の生産性向上推進事業「ホテル旅館“カイゼン”で人手不足解消！」事例集 冊子及びDVDの全会員配布</li> <li>○生産性向上について 全国10ヶ所で改善セミナーを計画</li> <li>○旅館ホテル統一会計基準について 厳格な発生主義会計の普及</li> <li>○宿泊実績調査 全国支部連合会で実施</li> </ul>

一般社団法人 日本旅館協会  
定 款

平成24年10月1日制定

平成26年9月12日改正

平成27年6月17日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本旅館協会と称する。

2 本会の英文名称は、JAPAN RYOKAN & HOTEL ASSOCIATIONと称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、旅館ホテル業の健全な発展を図るとともに、国内外からの旅客に対して快適な宿泊を提供し、宿泊施設の接遇サービスの向上を図り、併せて会員相互の連絡協調に努め、もって観光立国の実現、地域経済の発展、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外に向けて会員施設の周知・誘客宣伝に関すること
- (2) 旅館ホテル業の経営改善及び従業員の資質向上に関すること
- (3) 宿泊施設の接遇サービスの向上に関すること
- (4) 観光立国の推進に関する各種調査研究及び指導
- (5) 国内外観光事業関係者等との連絡協調
- (6) 政府・国会その他の機関に対する意見の提出
- (7) 損害保険代理業
- (8) 旅行業
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦内及び本邦外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員構成)

第5条 本会を構成する会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(入会)

第6条 正会員は、別に定める会員資格基準に適合する旅館・ホテル業を営む者（個人営業の場合はその代表者が、法人営業の場合は代表権を有する者）であって、支部連合会の長の推薦を受け、入会申込書を会長に提出し、承認



を得た者。

2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人又は法人であり、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得た者。  
(正会員の定期再選考)

第7条 正会員については、会員資格基準を具備するか否かについて、一定期間ごとに定期再選考を行い、理事会の承認を得るものとする。

(会費の納入)

第8条 正会員は、総会において別に定める額の会費を納めなければならない。

2 賛助会員は、総会の定めるところにより会費を納めなければならない。

3 既納の会費は返還しないものとする。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して総会の日から1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し又は信用を失わせる行為があったとき。
- (3) 本会の趣旨又は総会の議決に違反した行為があったとき。
- (4) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員の資格を失う。

- (1) 会費を納付しなかったとき。
- (2) 正会員の資格基準に適合しなくなったとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は当該正会員が代表権を有する法人が解散したとき。
- (4) 退会の届出をしたとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 旅館ホテル営業を廃止したとき、又は当該旅館ホテルを経営しなくなったとき。

2 ただし、前項第1号、第2号に該当する場合は、予め警告書を発して注意喚起した上で、改善が見られなかったときに資格喪失の手続を行う。

(権利の喪失)

第12条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他本会の資産に対し何等の請求をすることができない。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第17条 会長は、総会の日日の1週間前までに、次の事項を記載した書面をもって正会員に通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面による議決権の行使及び委任状による議決権の行使に関する事項

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、次の各号に該当する者に対し、議決権の行使を委任することができる。この場合において委任を受けた者は、委任状を本会に提出しなければならない。

- (1) 本会の正会員
- (2) 本会の正会員たる法人の役員

2 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。

3 第1項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。

4 第1項の規定により提出された委任状は、総会の日から3か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

5 正会員は、本会の業務時間内は、いつでも、委任状の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(書面による議決権の行使)

第22条 正会員は、総会において、書面により議決権の行使を行うことができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

3 第1項の規定により提出された書面は、総会の日から3か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

4 正会員は、本会の業務時間内は、いつでも、第1項の書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

### (役員)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上～70名以内（会長、副会長、専務理事、常務理事を含む）
- (2) 監事 4名以内

- 2 理事のうち1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事、10名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の議決によって正会員のうちから選任する。ただし、理事1名を会員に属さない者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会務を総括する。また、会長に事故があったとき、または、欠けたときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐しその指揮を受け専ら会務を処理する。
- 5 常務理事は会長、副会長、専務理事を補佐し、常時の会務を掌理する。

### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、必要などときには正副会長会に出席することができる。

### (役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

### (顧問及び相談役)

第30条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長又は副会長として在職した会員のうちから、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて、会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問、相談役の任期は、第28条の規定を準用する。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 業務執行理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解任
- (4) 総会に提出する議案
- (5) 総会の議決により理事会で処理することになった事項
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

### (開催)

第33条 理事会は、毎事業年度に3回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 3分の1以上の理事の署名があり、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条の規定に基づき、会長に召集の請求があったとき。

### (招集)

第34条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

### (決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の目的である事項
- (2) 定数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

3 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### (常務理事会の構成等)

第37条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事を以て構成する。

2 常務理事会は、会長が随時これを招集し、その議長となり、会務の重要事項について協議する。

3 常務理事会については、第35条及び第36条（第3項は除く）の規定を準用し、これらの規定中の「理事会」及び「理事」を「常務理事会」及び「常務理事」と読み替えるものとする。

### (正副会長会の構成等)

第38条 正副会長会は、会長及び副会長を以て構成する。

2 正副会長会は、会長がこれを招集する。

3 正副会長会の決議は、決議について特別の利害関係者を除く会長、副会長の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第7章 委員会

### (委員会)

第39条 会長は、本会の目的達成に必要な事業の実施と円滑な運営を図るため、必要に応じ正副会長会の承認を得て、委員会を置くことができる。

## 第8章 事務局

### (事務局の設置)

第40条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、専務理事が管理する。

### (備付け帳簿及び書類)

第41条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 資産及び会計

### (事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の分配の制限)

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

(長期借入金)

第46条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、半数以上の総正会員が出席する総会において、出席した正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 雑則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営上必要な規程又は細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

2 本会の事務処理上必要な細則は、会長が別に定める。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の見えやすい場所に掲示することにより行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の設立に際しては、その前日に消滅する一般社団法人国際観光旅館連盟（以下国観連という。）及び一般社団法人日本観光旅館連盟（以下日観連という。）の各正会員は本会の正会員の地位を継承する。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 3 会 報

北海道支部連合会 会報の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

### 北海道支部連合会「会報」の歴史

○日本旅館協会北海道支部連合会「会報」は、平成24年10月1日に第一号「設立号」を発行から回を重ね通算でNO25号を発行した。

会員の皆様へ至急の連絡には「号外」(2回)号外も発行し、各種情報・連絡事項の提供を行った。

○NO1 設立号

○NO2「日本旅館協会北海道支部連合会」報告会・報告懇親会号掲載

○NO3からNO25 1ページ目を掲載





# 日本旅館協会北海道支部連合会

## 平成24年10月設立号

発行日 平成24年10月1日  
(設立年月日に同じ)

NO 1

日本旅館協会北海道支部連合会  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

### 新団体「日本旅館協会北海道支部連合会」の発足にあたって

#### 「融和そして団結」

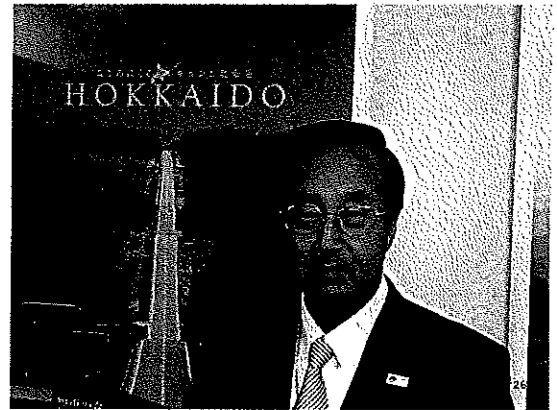
会長 桑島繁行

(知床グランドホテル北こぶし)

残暑厳しい夏が過ぎ、枯葉舞う季節になりましたが、皆様の地域はいかがでしょう？

本日は慣れ親しんだ日観連と国観連、両団体を統合する新組織「一般社団法人日本旅館協会」発足の記念すべき日を迎えたことを、皆様と共に喜びを分かち合いたいと思います。同時に「日本旅館協会北海道支部連合会」の設立につきましては、特段のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

新組織は旅館業界の発展はもとより、時代に即応した団体を築き上げることが大きな目的であります。



平成元年「両団体の合併を検討すべし」と声が上がってから、早や24年が過ぎ去ろうとしております。業界の再編の動きについては過去2度にわたり、先輩諸氏の努力は実を結ぶことなく時を過ぎて参りましたが、本日ここに結実することは本当に嬉しい限りです。これからは、同業でありながら生まれも育ちも違う両団体の「融和と団結」により、新団体のさらなる発展があるものと確信致すところであります。

改めて道内241会員のご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

新組織立ち上げに関わり、共に出版している60周年記念誌に目を通し、その時々で業界の発展のため大きな役割を果たしてきた両団体が、ひとつの組織になることの優位性を改めて感じたところであります。会員のメリットもさることながら、経営基盤の強化、各種規制緩和など全国の旅館経済団体として業界を取り巻く諸問題への対応を図る必要があらうかと考えます。

しかしながら、業界の努力とは別次元のグローバル化により予期せぬ出来事はたくさん起きております。

近年では、国際的にはリーマンショックを境に起きた世界同時不況、あるいはヨーロッパの金融不安による世界経済の減速、外客誘致に最も重要な東南アジア諸国との政治摩擦、国内では何と云っても昨年3・11の大震災、大津波、原発事故による出控えと消費の低迷は、旅行・宿泊業界に大きな衝撃を与えました。また、ますます進むであろう少子高齢化によるマーケットの縮小や旅行におけるニーズの多様化、地球温暖化が進む気候変動・環境問題等々課題は山積しております。

新団体会員は今こそ、これまで日本の宿泊業の歴史の中で果たしてきた役割の重さを認識し、経営の現状を直視しつつ初心を忘れず一致団結すべきであります。透明感あふれる北海道の豊かな自然、歴史や文化、食や農村風景などの観光遺産を守りながら、新たな世代に引き継ぐことが私たちに課せられた大命題であることを再認識しようではありませんか。苦難の時代ではあっても、観光産業はわが国における成長戦略、成長産業の一つであることは間違いありません。

新組織にあっても、会員個々の旅館・ホテルにおいても、おおいに飛躍されますことを念じつつ挨拶と致します。

## 役員紹介

役員の配置は、道東地区・道北地区・道央地区・道南地区として選出されています。

会員皆様との連携を図り、共に観光の振興と事業の発展に取り組んでまいります。

### 日本旅館協会北海道支部連合会 設立年度役員体制

相談役	三浦晃裕	ホテル三浦華園	理事	田上壽春	網走観光ホテル
会長	桑島繁行	知床グランドホテル	理事	嶋崎真市	層雲閣グランドホテル
副会長	上野洋司	知床第一ホテル	理事	大江友広	大江本家
副会長	大西雅之	あかん湖鶴雅リゾートスパ 鶴雅ウイングス	理事	前川二郎	小樽朝里クラッセホテル
副会長	林 文昭	十勝川温泉第一ホテル	理事	陰元潤一	旬のお宿まつの湯
副会長	西野目信雄	ホテル大雪	理事	荒井靖子	いわない高原ホテル
副会長	西海正博	大雪山白金観光ホテル	理事	須賀秀郎	登別温泉峡 滝乃家
副会長	浜野浩二	定山溪グランドホテル	理事	金川一男	ホテル鹿の湯
副会長	山下久幸	アクアガーデンホテル函館	理事	来栖正光	ホテルグランドトーヤ
専務理事	大野忠雄		理事	上谷征男	越中屋旅館
理事	作田和昌	観月苑	理事	野口晶弘	登別石水亭
理事	山浦祥治	阿寒の森鶴雅リゾート	理事	田中美憲	田中旅館
理事	根津文博	御園ホテル	理事	金道太郎	湯の浜ホテル
理事	反保裕文	釧路キャッスルホテル	理事	工藤冴子	温泉旅館矢野
理事	太田英司	東花苑			

## 事務所

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1 緑苑ビル3F

電話(011)-221-4009 FAX(011)221-8158

専務理事 大野忠雄(事務局)

携帯電話 090-1302-4202

緊急時はお電話ください。

Eメール [t-ohno@nihonryokan-hokkaido.jp](mailto:t-ohno@nihonryokan-hokkaido.jp)

(事務局) 専務理事 大野忠雄

勤務時間 9時～17時 (土・日・祝日 休み)



## 北海道支部連合会設立報告会・懇親会開催のお知らせ

10月1日新組織「日本旅館協会北海道支部連合会」は皆様にご協力を戴き書面總會をもってご了承をいただき、スタート致しましたことに感謝申し上げます。

本部及び当連合会設立の報告会を下記の通り開催致しますので、関係団体へのご挨拶と合わせて、会員皆様相互の交流を図りたいと存じますのでご出席戴きますようお願い申し上げます。

### 【会員報告会】

開催日時 平成24年10月30日（火）16:00～17:00

会 場 札幌全日空ホテル 3F 祥雲の間

札幌市中央区北3条西1丁目 電話 011-242-1885

議 題 : (1) 新本部に関する報告

(2) 2団体会計監査の結果報告

(3) 支部連合会の今後について

(4) その他

### 【懇親会】

○開催日時 平成24年10月30日（火）17:30～19:00

○会 場 同ホテル 3F 鳳の間

(立席にて行います)

○出欠集約期日

平成24年10月19日（金）までに、同封の出欠連絡票にてFAX

による返信にご協力をお願い致します。

## 事故・事件等の緊急時における連絡体制について

○北海道運輸局からの要請 (H24.9.11 北企観第31号)

事件事故等の緊急時における連絡体制⇒

全ての登録ホテル・旅館

ダイレクトに

管轄の北海道運輸局へ

### [報告事案]

〈事件・事故〉

○登録ホテル・旅館に関する火災等で死傷者が発生した場合

○全国的に報道機関等により取り上げられるような事案又は対応予定の事案(宿泊客などの退避が必要となるような緊急事態、もしくは生じる可能性がある場合)

- ・施設の不法占拠
- ・爆弾又はこれに類するものの爆発
- ・核・放射性部室、生物剤又は化学剤の散布
- ・サイバー攻撃によるテロ
- ・他国からのミサイル発射事件
- ・新型インフルエンザ等重篤な感染症の発生

### 北海道運輸局

平日 011-290-2722 FAX011-290-2702

休日・夜間

観光地域振興課 課長携帯 090-9435-8974

課長補佐携帯 090-3468-2619

〈地震等自然災害〉

- 自然災害により、施設が被害を受けた場合
- 自然災害により宿泊客等に死傷者が発生した場合
  - ・地震・気象庁が震度5弱以上を発表したとき
  - ・津波・気象庁が津波警報を発表したとき
  - ・火山・気象庁が噴火(居住地域)を発表したとき
  - ・風水害・台風、豪雨、土砂災害等により被害が予想される場合

報告対象事案が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、警察等への連絡あわせ、新聞外及び休日にかかわらず、速やかに北海道運輸局へ直接連絡をお願いします。

※月1回以上、北海道観光振興課の緊急連絡体制は、地区連絡体制の確保のために継続しています。  
各地区での連絡体制のためにも、連絡員が常備のご協力をお願いいたします。

### 宿泊実績調査の継続

○震災後からの宿泊実績調査は、各地区の時用起用把握のため、従前調査をお願いしていました施設の皆様に御協力を戴き継続いたします。

○今回調査は、「日中間の外交摩擦による中国からのキャンセル状況の記載をお願いしてします。

予約期間からみた、9月からの3ヶ月間に関するキャンセル件数と人員を、別途送付のFAX調査用に記入の上返信にご協力をお願いいたします。

○調査期間は10/2から10/8。関係機関の関心も高いことから短期間集約にご協力をお願いいたします。

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成 24 年 11 月 1 日

NO 2

日本旅館協会北海道支部連合会

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1

緑苑ビル 3F

電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

「日本旅館協会北海道支部連合会」報告会・報告懇親会号

## 会員報告会と関係団体等との報告懇親会

H24.10.30 札幌全日空ホテルにて開催

去る 10 月 30 日 16 時より、「日本旅館協会北海道支部連合会」設立報告会を、札幌全日空ホテルにて開催した。

全道全域の参加案内に対して当日は約 50 名の出席ではありましたが、ご参加誠にありがとうございました。

報告会に先立ち、桑島会長から挨拶があり、その後報告会議題に添って事務局大野専務理事より報告を行った。

### ◎桑島会長挨拶要旨

平成元年に日観連全国総会の熊本大会で日観連と国観連の合併が動議されてから 24 年が経過しようやく今日を迎えた。その間 2 度ほど機会はあったが本日に至った。

全国の会員は 3381 会員でかつての会員数からは半分くらいになってはいるが一つの団体が業界として旅館の経済団体としてどのような活動をしてどのようなメリットがあるのかを明確にする必要がある。

一つには、クレジットカードの手数料に対する引き下げがあります。近い将来にいい報告ができるように取り組んで行きたい。

外国人のお客様を増やしていくことがもう一つのテーマでもある。外国のお客様が予約のし易い仕組みを作る必要がある。今までの営業の中か

ら新しいものを模索する必要があるかと思う。先に開催の理事会で三浦相談役から会員を増やしていくことが大切との話があった。設立号で私は「融和と団結」と申しましたが環境が違っても



団結をして取り組んで参りたい。

先日本部臨時(設立)総会で本部役員も決定しました。合併時の役員は苦勞も多いと思いますが取り組みをよろしく願います。

北海道は大変広いことから地区支部の会議を年に 2 回ほど開催し会員皆様のご協力をお願いしていきたいと考えている

同業の集まりであり、新組織の運営にあたって今後共ご協力をよろしく願います。

## ◎報告会議題

桑島会長を議長として報告会を開会

### 1. 北海道支部連合会の「書面会議」の結果について

事務局説明

9月10日「書面による設立総会」議案書送付後、9月20日までに意見集約を行ったが異議なく10月1日の「日本旅館協会北海道支部連合会」が承認されたことを報告。

### 2. 2団体会計監査の結果報告(10/15)

事務局説明

日観連・国観連の会計監査を受検し、10月15日に各団体加盟の全会員宛に9月末日決算の報告を実施した。日観連及び国観連・国観連北海道懇話会の最終決算の報告を会議資料を基に行った。

桑島会長の補足説明

・国観連の特別会計について

#### ①特別会計(3団体)

本特別会計積立は、旅館3団体の「旅政連負担金」の負担額減による差額の積立で、近い将来の道支部連合会ホームページ改修等に活用する予備費として維持していきたい。

#### ②退職金給与積立金

事務局職員の福利厚生としてこのまま継続をしていきたい。

#### ③女性経営者サービス委員会

現在休会中で、本サービス委員会に参加の会員施設さんの拠出金である。

本部でサービス委員会の復活意見もあり、本部の方向を確認の上、現笹井委員長さんに相談し、一般会計に入れるかどうかを決定していきたい。

#### ④国観連北海道懇話会

本懇話会は政治団体で、今後の方針は本部の決定をみてどのようにするか決定していきたい。

### 3. 本部臨時(設立)総会に関する報告

・10月18日 京王プラザホテル(東京新宿区)にて開催

#### ①本部役員を選出

北海道関係 副会長 桑島繁行 副会長 三浦晃裕 常務理事 山下久幸  
理事 大西雅之 理事 西野目信雄 理事 浜野浩二 各氏が選任された

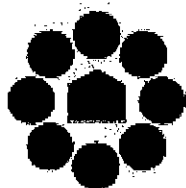
#### ②ロゴマークの発表

デザイナー 五十嵐威暢氏(多摩美術大学学長)によるロゴマークの発表。

支部連合会全会員へ、「ロゴマークの清刷」を送付することを報告。

使用にあたっての制約はなく、活用の場合で指定カラーも使用し多様な使用が可能です。

■一般社団法人日本旅館協会ロゴマーク Japan Ryokan&Hotel Association



日本旅館協会

4. 支部連合会の今後について

・委員会設置について

2 委員会の設置趣旨について事務局より説明。先の理事会で委員長は会長より指名がされ了承されたことを報告。

今後は、委員長のもと委員の指名を行い、当面の事案処理の方向性を整理していく。

①総務委員会の設置

担当副会長の選任 西海正博副会長

検討事項

- ・H26 からの支部会費について
- ・ホームページについて
- ・その他総務事項について

②北の旅館塾委員会の設置

担当副会長の選任 山下久幸副会長

検討事項

- ・メンバーの募集
- ・委員長の人選

5. 道支部連合会の地区支部設置について

北海道の広さから、当方から出向いて年2回ほど会議を開催していく。地区支部長のもと地域会員のいろいろな意見を出していただき対話を実施することが方針化された。

地区会議開催日は先の役員会で決定し、会場等は理事会後地区支部長と事務局で調整を行う。

①目的 北海道の広さから、地区エリアを考慮し4地区に区分し意見交換を行う体制を構築

②地区支部会議開催計画 日程確定

以上を持って16時45分に報告会は終了した。

## 北海道支部連合会 地区支部会議開催のお知らせ

各地区会議は、新組織最初の地区支部長の元で開催します。

地区エリア毎に、参加出欠のFAX用紙を同封しています。

是非とも多くの会員の皆様の参加を戴き、意義ある意見交換をしていきましょう

■各地区10日前集約でFAX返信をお待ちしています。

◎テーマ

- 1.地区別設立報告会                      2.意見交換会

◎日程・会場 開催日順で掲載

目 程	地 区	会 場
地区別設立報告会	道 北	札幌市中央区南一条西五丁目
地区別設立報告会	道 東	札幌市中央区南一条西五丁目
地区別設立報告会	道 南	札幌市中央区南一条西五丁目
地区別設立報告会	道 西	札幌市中央区南一条西五丁目

※昼食をご用意しております。 ※地区は前日視連の地区支部と同じエリア。

◎出欠集約期日

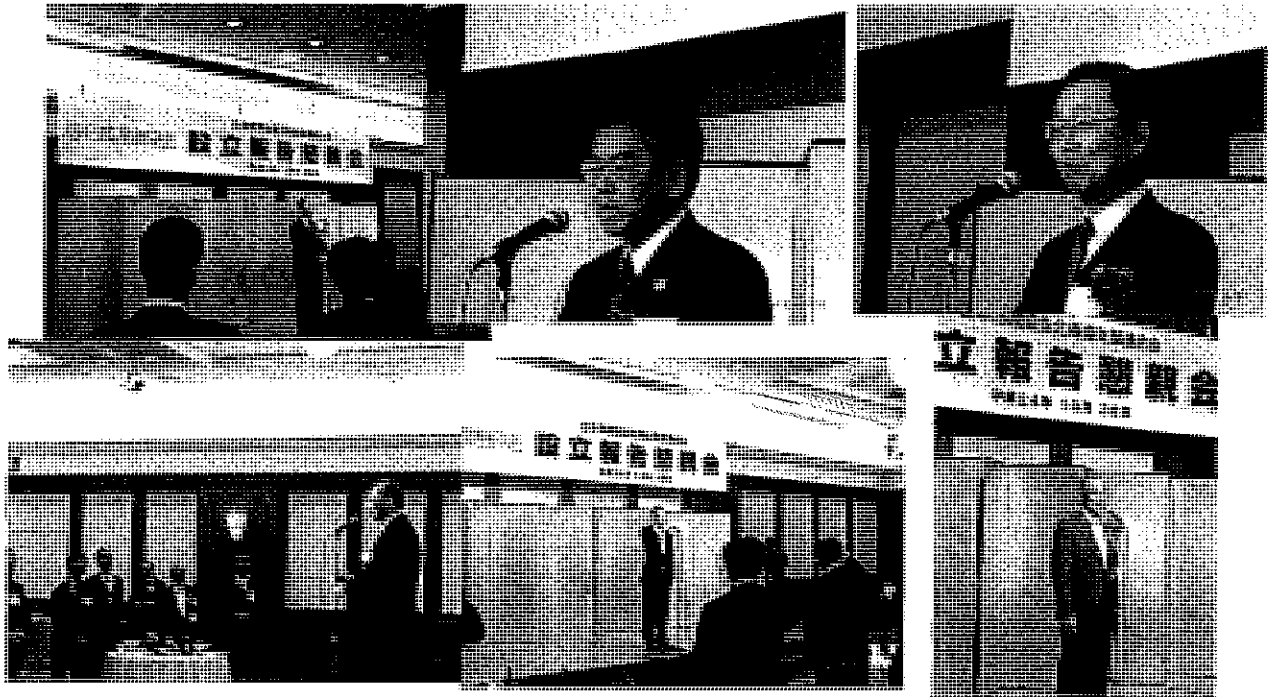
各地区開催の10日前を期日として集約。

別紙 地区別出欠連絡票にてご連絡をお願い致します。

## ◎報告懇親会

報告会后、関係諸官庁・団体のご来賓をお招きし、会員来賓90名で報告懇親会を開催した。桑島繁行会長の主催者あいさつに続き、本部佐藤義正会長のあいさつ、ご来賓から北海道運輸局西川 健局長・北海道窪田 毅観光振興監・道観光振興機構坂本真一会長から祝辞を戴き、また祝杯はJR北海道小池明夫社長から統合への祝辞に続き乾杯の音頭をとって戴いた。

その後、当団体の相談役・会長・副会長の紹介を行い大変和やかな活気のある報告懇親会と進み、中締めは本部副会長で当会の三浦晃裕相談役が3本締めをもって威勢よく懇親会を締めくくった。



上段左から 佐藤本部会長 西川運輸局長 窪田観光振興監 下段左から坂本同観光機構会長 小池 JR北海道社長 三浦相談役

### 宿泊実績調査の継続

○震災後からの宿泊実績調査は、各地区の状況把握のため、従前調査をお願いしていました施設の皆様に御協力を戴き継続いたします。ご多忙のところ誠に恐縮ですがよろしくお願い致します。

#### 事務所

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1 緑苑ビル3F

電話(011)-221-4009 FAX(011)221-8158

専務理事 大野忠雄 (事務局)

携帯電話 090-1302-4202 緊急時はお電話ください。

Eメール t-ohno@nihonryokan-hokkaido.jp

勤務時間 9時～17時 (土・日・祝日)



 日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成24年12月 1日

NO 3 (FAX)

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1  
緑苑ビル 3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

年末年始のホテル旅館等における安全総点検・冬の節電 取組号

冬の観光シーズンを控え、会員の皆様にはそれぞれ諸準備に入っていることと存じます。  
年末年始を迎えるにあたり、また、今冬季の電力使用の抑制を計画中の事と思いますが、北海道運輸局及び北海道からの要請を2件連絡致しますので、取り組みの促進をよろしくお願い致します。

○年末年始のホテル旅館等における安全総点検実施!!

平成24年度年末年始の輸送等に関する安全総点検、全国で実施。  
総点検実施期間 平成24年12月10日(月)から平成25年1月10日(木)

■宿泊施設関係は、

- (1) 消防用設備等の保安整備並びに保安設備の使用法の職員への熟知方法整備状況
- (2) 災害・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 正確な宿泊者情報の把握及び不審物に対する警戒等の実施状況
- (4) 新型インフルエンザ対策の整備状況

■実施要領は

ホテル・旅館事業者は、観光庁観光産業課の安全総点検(宿泊施設)実施要領に基づき提出する。

(本部から送付の点検表により自主点検実施のうえ、1/18までに本部へFAX送信報告)

○冬の節電の取り組み目標 ▲7%以上 全会員で取組を!!

[目標等] 国の電力需給対策について目標・期間・時間が決定

(北海道電力管内) H24.11.2 エネルギー環境会議

○数値目標 ▲7%以上の使用最大電力の抑制を

○節電期間・時間帯

平成24年12月10日(月)から25年3月29日(金)の平日 (12/31及び1/2-4除く)

12/10(月) ~ 12/28(金) 16:00~21:00

1/7(月) ~ 3/1(金) 8:00~21:00

3/4(月) ~ 3/8(金) 16:00~21:00

[取組] オール北海道による取り組みで、計画停電を含む停電を回避し、生活と産業活動の安全を確保するため、全会員のご協力をお願いいたします。

○家庭をはじめとして各分野での節電の促進

○観光産業 宿泊事業者

・照明のLED化 ・客室以外の減灯 ・エレベーター運転台数の削減等

※お客様へ「冬季の節電にご理解をお願い致します」等の表示により取り組みを明示する。

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成25年1月1日

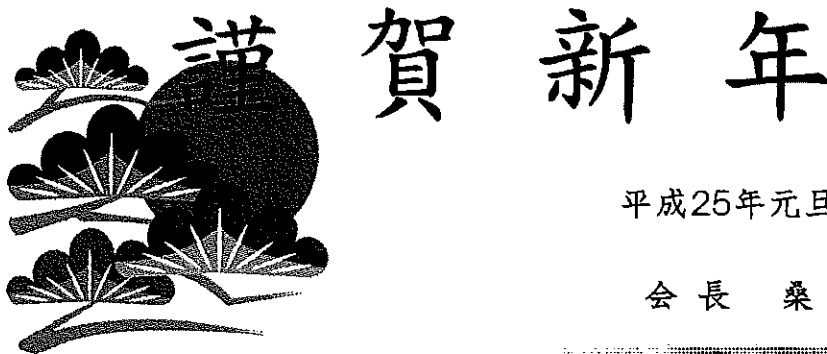
NO 4

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1

緑苑ビル3F

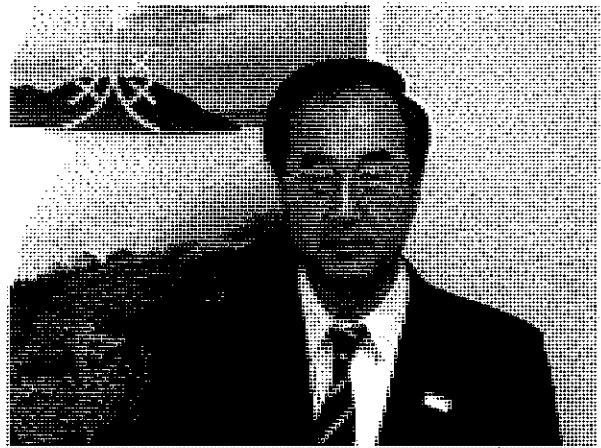
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

新年号 4地区支部会議報告



平成25年元旦

会長 桑島繁行



明けましておめでとうございます。  
清々しい新年をお迎えのこととお慶び  
申し上げます。

さて、昨年は永年の悲願でありました  
旅館業界の再編により、新組織「日本旅  
館協会」が発足した記念すべき年になり  
ました。

同時に北海道も、衣を変えて240会  
員の支部連合会となり、会員皆様への報  
告会、これからお世話になります諸団体  
との懇親会を実施したところであります。

11月末から12月初旬にかけて4地  
区支部を訪問し、今までの経過、今後の  
事業予定の説明及び要望等をお聞きして  
まいりました。貴重なご意見は、今後の  
支部連合会運営に役立てたいと考えてお  
ります。また、今後は委員会の活性化に  
も、力を注いで参りたいと思います。

本部、支部連合会とも立ち上げから3  
ヶ月で、まだまだ至らぬ点は多々あろう  
かと思いますが、会員皆様からの後押し  
をよろしくお願い申し上げます。

業界を取り巻く環境は厳しいものがあ  
りますが、このようなときにこそ会員が  
団結してよき道を開いて行こうではあり  
ませんか。

会員各位のご商売のご隆盛とご健勝を  
祈念し年始のご挨拶といたします。



日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成 25 年 5 月 1 日

NO 5

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1  
緑苑ビル 3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

会議報告号

## 本部理事会にて日本旅館協会顧問(案) 北海道地区推薦「橋本聖子参議院議員」承認

H25.3.19 東京 京王プラザホテルにて開催

平成 25 年 3 月 19 日、本部理事会(第 2 回)が東京新宿区の京王プラザホテルにて開催。北海道から本部役員の三浦副会長・桑島副会長・山下常務理事・大西理事・西野目理事・浜野理事が出席した。

本理事会で、「平成 24 年度事業報告・収支決算見込み」及び「平成 25 年度事業計画・予算(案)」が承認された。その後の議題で「日本旅館協会顧問(案)」が提案され、本部・支部推薦(北海道地区から橋本聖子参議院議員を推薦)の 13 名の国会議員が顧問に就任することとなった。(詳細は本部発行「日本の宿」NO2 に掲載されています)

## 橋本聖子参議院議員と正副会長の懇談会を開催

H25.4.24 札幌全日空ホテルにて開催

北海道支部連合会から推薦し顧問就任予定の「橋本聖子参議院議員」との懇談を、4 月 24 日札幌全日空ホテルにて計画し正副会長による懇談会を開催した。

当日は正副会長会議及び理事会を開催のため、多くの時間は取れませんでした。桑島会長のあいさつの後、顧問推薦にご尽力をいただいた自民党道連幹事長の岩本剛人道議から橋本議員の紹介を戴き、また橋本聖子議員からしっかりとした観光立国に日本はなるべきと常々考えていることのお話をいただき、その後、各副会長から業界の諸問題について意見を述べた。(概要次ページ)



日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成 25 年 5 月 25 日

NO 6

日本旅館協会北海道支部連合会

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1

緑苑ビル 3F

電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

H25 総会報告号

## 平成25年度支部連合会通常総会

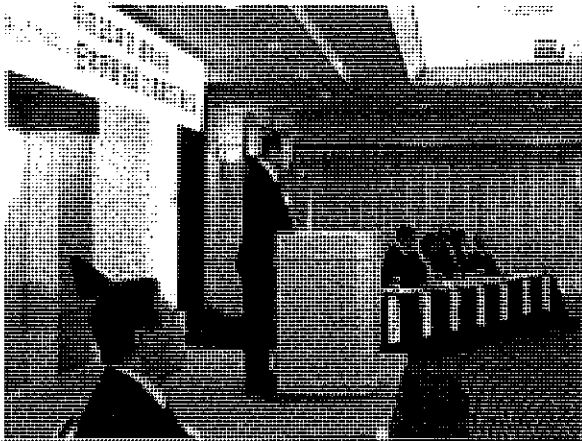
H25.5.21 札幌 センチュリーロイヤルホテルにて開催

日本旅館協会北海道支部連合会の平成25年度通常総会を、札幌市のセンチュリーロイヤルホテルにて開催した。開会に先立ち会員ご家族の物故者に対し黙禱をささげた。

当日は、本部から佐藤義正会長がご来賓として出席し、祝辞と永年勤続者「女将」の本部会長表彰を行った。小山あきさん(あかん湖鶴雅リゾートスパ鶴雅ウイングス)が受賞され、佐藤会長より賞状と記念品が贈られた。

総会是一部に本部会長表彰、二部に議案審議、三部に政治団体総会の三部制で実施した。

桑島会長が通常総会の開催にあたり、次の内容で挨拶をしました。



昨年10月1日に、旧日親連と旧国親連が統合し新組織「日本旅館協会」が発足しました。

北海道も支部連合会を設立し、10月30日には報告会を開催、会員また関係団体の皆様にご報告をいたしました。総会としては本総会が第一回目となります。スタート時は240会員でありましたが、廃業等の退会もあり本日現在235会員の団体であります。

本日は、本部から佐藤義正会長がご来賓としてご出席をいただきました。感謝申し上げます。

また、本部会長表彰を受けられる小山あきさんの受賞は、社員の教育・接遇の向上と35年間の勤務から推挙され、その仕事ぶりは他の模範であり、勤務の旅館を日本有数の旅館にされた貢献者ですと紹介された。



佐藤会長から表彰の「小山あきさん」

組織運営について、2つの組織が一緒になるにあたり融和と団結を掲げて活動をしてきた。事業は前2団体の事業を継承することを前提にこの半年間

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成 25 年 6 月 24 日

NO 7(FAX)

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1  
緑苑ビル 3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

顧問橋本聖子参議院議員 支援体制お知らせ号

6月24日午前 定山溪温泉にて

## 橋本聖子参議院議員を支援する会開催 400名参加

会場 ホテル鹿の湯 花もみじ

24日午前定山溪温泉「ホテル鹿の湯 花もみじ」において、「橋本聖子参議院議員を支援する会」が開催され、最初の具体的活動がスタートしました。

地元定山溪観光協会主催で、定山溪観光協会・定山溪旅館組合、連合町内会、企業・団体及道議・市議後援会との連携で動員を行った。目標350名を大きく超え約400名が参加した。

最初に浜野浩二副会長(ハマノホテルズ社長)から、橋本聖子議員を日本旅館協会の顧問として要請し観光協会をはじめ地域のご協力を戴き「支援する会」を開催の経緯を説明した。

続いて金川一男定山溪観光協会長(ホテル鹿の湯社長)より橋本聖子議員の紹介があり、地元丸岩道議の国政における活躍と観光関係諸問題の提起と激励があった。

橋本議員から、観光関係者の支援に感謝と、国政を通してこれから取り組む施策についてお話があり、会場の参加者へ支援と業務の中お集まり戴いた事に感謝の言葉を述べた。

今集会の進行は、浜野将豊氏(定山溪グランドホテル瑞苑 専務)が行い、最後の激励のシュプレヒコールは金川浩幸氏(ホテル鹿の湯 常務)という若手経営者が担当し、全員起立の中激を飛ばし、盛会の中に終了した。



### ○名簿の配布・回収にご協力ありがとうございます。

名簿の配布と回収(FAX 送付)のお願い

・紹介者 勤務先欄に会員施設名を記載(ゴム印可)の上、コピーをして名簿の提出協力をお願いしてください。

・配布の際 比例代表区の投票方法は、2枚目の投票用紙に支援候補者名を記入投票できることをお知らせください。

回収・FAX 送付 FAX 011-221-8158

①日本旅館協会北海道支部連合会へFAX。(実績集計後事務所へ即刻お届け)

②回収に時間を要する場合は、名簿に印刷のFAX送付先への送付。 以上

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成25年7月1日

NO 8

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1

緑苑ビル 3F

電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

4地区支部会議報告 本部総会報告号

## 全道4地区支部会議開催

### 平成25年度通常総会後、各地区で議事の報告と意見交換実施

#### ◎4地区支部会議概要

5月21日開催の通常総会議事結果を、総会に出席できなかった会員へ説明とまた出席の会員も参加のうえ地区会員相互の意見交換を目的に全道4地区で開催した。

議事内容の説明では、来年度からの支部連合会統一会費について総務委員会を開催し、連合会の事業規模を基本に会員が公平な負担を原則とした案を策定し、総会に諮るため4月24日に第一回正副会長会議・理事会を開催、協議のうえ総会に提案し承認を戴いたことを説明した。

全道4地区会場に桑島会長は全て出席した。事務局より総会の内容説明を行った後、桑島会長から本部会議の報告があり、地区会員との意見交換を実施したのでその概要を報告いたします。

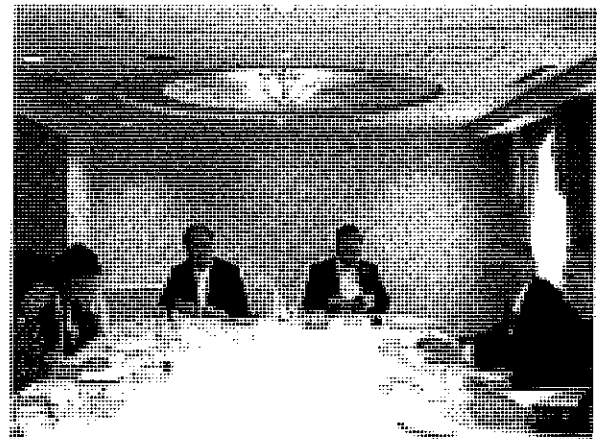
#### 桑島会長の挨拶要旨

・新組織の旅館協会が発足してから8ヶ月経過した。総会が終わって反省点は、今まで1つの総会進行時間であったが2つの団体がそのまま事業を継続していることで時間が足りませんでした。

資料の説明時間も十分でなくまた質疑の時間もほとんど取れなかった。来年度はしっかり時間を取って参ります。

・本部と連合会の意思疎通を図り、統合の効果を早く出すべきと意見を出しています。この後の資料に「本部総会提案」を添付していますが、一つの組織になったことから早期に少なくとも前国観連よりカード取扱手数料の高いところを同率まで引き下げるべきとクレジットカード取扱い手数料の引き下げ取り組みについて提案しています。

・26年度から支部連合会の会費を統一会費にして参ります。総務委員会の西海委員長を初め各地



道央地区支部会議(6月6日)

の委員で協議をいただき策定した。総会に提案するため4月24日正副会長会議・理事会を開催のうえ協議し、5月21日の総会に提案承認を戴きました。そのことについて会員の皆さんに再度ご説明とご理解を戴きスムーズな会の運営にご協力をお願いしています。

・この後事務局よりご説明をして参りますので忌憚のないご意見を戴きたいと存じます。



耐震改修促進法改正に伴う補助制度確立要望活動の報告

耐震診断に補助を

宿泊業団体「北海道ホテル旅館業連絡協議会」が北海道に要望

宿泊施設の耐震診断の義務化の対象となっている昭和 56 年 5 月以前着工で 5,000 m<sup>2</sup>以上のホテル・旅館に対する各地方公共団体による補助制度の確立について、7 月 26 日宿泊団体で構成する「北海道ホテル旅館業連絡協議会」は北海道に対し費用補助を求める要望書を提出した。

日本旅館協会北海道支部連合会、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合、日本ホテル協会北海道支部、全日本シティホテル連盟北海道支部、札幌ホテル旅館協同組合、定山溪温泉旅館組合、札幌市内ホテル連絡協議会、札幌ホテル支配人会の役員 8 名が北海道建設部を訪問。

当連合会から桑島会長・浜野副会長・西海副会長(道旅館組合理事長)・陰元理事(道旅館組合副理事長)が出席、また日頃からご支援を戴いている道議会岩本剛人議員の同席もいただいた。

①事業者負担を最大限軽減するための制度を創設、また制度がある場合国費と同等の補助を要請。②耐震診断結果公表までの期間を延長。③旅館・ホテルを宿泊避難場所として指定の上、防災拠点と同率の補助率の拠出を要望。

高橋はるみ知事宛の文書を、北海道建設部宮内孝住宅局長・下出育生建設部長に手渡し要請を行った。(要請文 次ページ)



写真上 道庁 1F ロビーにて  
 橋本聖子参議院議員(右から 2 人目)か  
 ら当選御礼挨拶をうけた陳情団  
 写真左  
 北海道建設部会議室にて要請文説明の  
 陳情団 (主旨説明 西海理事長こちら  
 向き右から 5 人目 桑島会長 4 人目)

 日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成 25 年 8 月 22 日

NO 10(FAX)

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1  
緑苑ビル 3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

改正耐震促進法に基づくパブリックコメントお知らせ号

改正耐震改修促進法(5月29日公布)に基づく  
政省令の改正案に対するパブリックコメント(意見公募) 8月19日から9月17日(火)まで受付

国土交通省 住宅局建築指導課・市街地建築課よりお知らせ

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の  
関連政令・省令の改正案に関するパブリックコメントの募集について  
平成 25 年 8 月 19 日 国土交通省

パブリックコメントとは、規則の設定又は改廃等にあたり、政省令等  
の案を公表し、この案に対し国民のみなさまから提出していただいた  
ご意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きです。

◆主旨

国土交通省では建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の関連政令・省令の改正案を検討しています。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を募集いたします。

①意見の募集方法

パブリックコメント応募のページは

[http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155130714  
&Mode=0](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155130714&Mode=0)

※提供の URL をコピーのうえ張り付けています。

大変長いため、メールにてコピーをお届けいたしますので、次の道連合会事務局アドレスへ連絡を戴ければ、折り返しご提供いたします。( [t-ohno@nihonryokan-hokkaido.jp](mailto:t-ohno@nihonryokan-hokkaido.jp) )

②耐震診断が義務付けられる建築物に対する国からの直接補助制度(耐震対策緊急促進事業)の補助申請受付は、政省令の公布時期を予定しており、時期が確定次第、改めてお知らせ致しますが、同事業に関する補助申請の方法等について事前の案内を行うウェブサイト(8月19日、下記のとおり開設となりました)。

補助申請方法の事前案内は

<http://www.taishin-shien.jp>

※本部から「意見例」の提供があり次第、会報 NO10 の 2 ページ目としてお知らせ致します。



日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成 25 年 10 月 10 日

NO 11

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1  
緑苑ビル 3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

改正耐震改修促進法に基づく「市町村へ陳情」お知らせ号

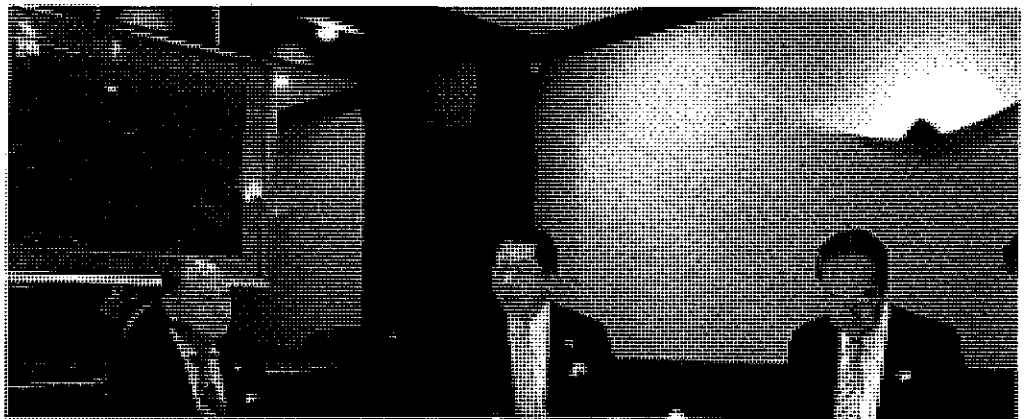
改正耐震改修促進法(5月29日公布)に基づく

北海道内「市町村へ補助金制度創設要望」の陳情を開始 10月15日から10月24日までに完了を目標

北海道ホテル旅館業連絡協議会で協議「陳情計画を確認」

宿泊 8 団体で組織する「北海道ホテル旅館業連絡協議会」を 10 月 10 日 11 時 札幌グランドホテル内で開催した。

同日開催される「自民党道連の団体政策懇談会」へ要望する事案と、改正耐震改修促進法による診断・改修にともなう市町村補助金制度創設の要望を協議した。



特に、宿泊施設の耐震診断の義務化の対象となっている昭和 56 年 5 月以前着工で 5000 m<sup>2</sup> のホテル・旅館に対する地方公共団体による補助制度の確立を求め、同協議会は 7 月 26 日に北海道高橋知事へ要望書を提出したところですが、今般は全道の対象施設所在の市町村へも補助制度創設を求める陳情実施を決定した。

また、午後からは北海道議会会議室にて、衆議院議員伊東良孝道連会長により開催の「自民党道連団体政策懇談会」に出席し、同協議会として次の 2 事案を要望した。

1. ホテル・旅館の用に供する建物に係わる固定資産評価の見直しについては、次の評価替えの年である平成 27 年に実態に即して実行できるよう強く要望

ホテル・旅館の用に供する建物に係わる固定資産税評価の下限となる経過年数を現行の 50



日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成 25 年 11 月 27 日

NO 12(FAX)

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1  
緑苑ビル 3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

料理等提供におけるメニュー表示講習会報告号

11月27日 午後札幌にて

## 料理等提供におけるメニュー表示講習会開催 300名参加

会場 札幌グランドホテル 金枝の間

27日午後札幌市「札幌グランドホテル」において「料理等提供におけるメニュー表示講習会」を開催し、多くの宿泊事業に従事する関係者が受講しました。

宿泊団体で組織する「北海道ホテル旅館業連絡協議会(8団体で組織)と北海道観光振興機構」による共催で企画実施した。

主催者を代表して北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 西海正博理事長が挨拶を行った。

(挨拶概要)

今講習会にご協力を戴きました3名の講師にお礼を述べ、また会場の参加者には、北海道のホテル旅館業の団体がこの表示に対する問題に真剣に真正面から取組み、すでに以前より高いレベルの接遇を実施しているところですが、何と申しましても北海道は食の安全に対して高いところに位置付されており、国内外のお客様に対して安心安全な食を提供しなければならない重要な役割を担っている。法令をきちんと遵守し対応していくことが重要で、そのためには専門の方々のお話を聴き勉強していただき、それぞれが職場に戻って活用役立てて戴くため、今講習会を開催いたしました。

西海正博理事長 (北海道ホテル旅館生活衛生同業組合)

食品の問題が報道されていらい、それぞれが加盟する団体からのアンケート・実態調査等実施の際に、速やかに積極的にご回答を戴きその協力に感謝申し上げます。また、北海道観光振興機構からも講習会開催にあたりご支援を戴きましたことに御礼申し上げます。

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成26年 1月 1日

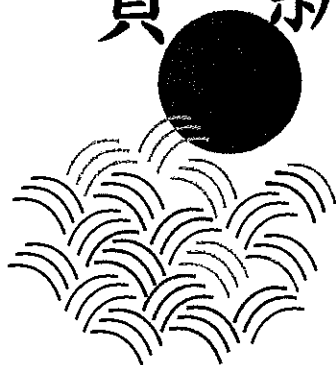
NO 13

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1  
緑苑ビル 3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

平成 26 年新年号

# 謹 賀 新 年

平成26年元旦



会 長 桑 島 繁 行

新年明けましておめでとうございます。

清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、旅館業界二団体が再編されて、一年三ヶ月が経ちました。当初の大きな目標であります会員増によるスケールメリットを享受できる体制が、本部では遅まきながら徐々に整いつつあります。この一年が勝負の年であり、飛躍の年となりますよう微力ながら頑張りたいと思います。

北海道支部連合会は、去年は多忙の一年でありました。再編による書類の統一化、支部訪問、耐震促進法の改正要望や説明会の出席、全道会員の宿泊実績の継続調査、参議院議員選挙業界候補の支援、直近では食品偽装及びメニュー表示の実態調査、関係団体との「料理メニュー表示等の適正化への対応」についての講習会等めまぐるしい一年でありました。改めて会員皆様のご理解、ご協力に感謝するとともに、身を粉にして献身的に頑張っていたいただいた事務局には頭の下がる思いでございます。



次年度からは、再編の時のお約束であります会費の統一化が実施されます。先の本部正副会長会議では、当連合会を含め各連合会から出されておりました、当初予定の会費が見直され案が承認され総会で決定するものと思われま。特に小規模施設は恩恵があらうかと思ひます。

東京オリンピックの招致、海外訪日観光客の1,000万人達成等明るい話題はありますが、今年消費税のアップを控え、国内客の来道者数また道内容の旅行動向に影響のないことを大いに期待したいと思ひます。

会員施設の商売のご隆盛と皆様のご健勝を祈念しまして年頭のご挨拶といたします。

平成26年2月10日

日本旅館協会北海道支部連合会  
会員各位

耐震改修促進法改正にともなう補助制度確立要望活動

その後のお知らせ「2月13日高橋知事記者会見で発表」

耐震診断に補助を求め、宿泊業団体「北海道ホテル旅館業連絡協議会」のメンバーとして、昨年夏7月26日に北海道高橋はるみ知事に「事業者負担を最大限軽減するための制度を確立してください」と補助金制度創設の要望書を提出致しました。

その後、10月から11月にかけて、診断対象市町村の旅館組合長をはじめ当会各地区の役員等により市町村長へ要望書提出等の行動を展開して参りました。その間、会員の皆様には実情把握の調査にご協力を戴き誠に有り難うございました。

いよいよ2月13日に、北海道高橋はるみ知事が平成26年度予算案を道議会にかける記者会見が行われ、本会見の報道が13日から14日にされる見込みです。その中で耐震診断等の補助制度も発表されるものと思いますので、マスコミ報道にご注目いただく事をお知らせいたします。詳細につきましては、知事の記者発表後に宿泊団体へ説明がありますので、会報により会員の皆様にお知らせ致します。

日本旅館協会北海道支部連合会事務局 011-221-4009

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成26年 2月17日

NO 14

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1  
緑苑ビル 3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

北海道耐震診断補助金制度創設お知らせ号

改正耐震改修促進法による26年度補助制度予算計上

道予算案発表(2/13)

義務化される大規模建築物の耐震診断に対する補助金が予算化

2014年度 道予算案 2/13知事発表の耐震診断補助金について

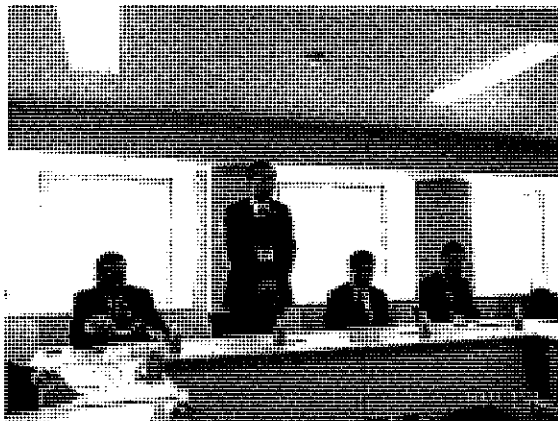
役員・会員各位また関係団体が力を合わせた結果、26年度道予算案に補助金制度が創設されました。

2月13日に高橋知事の記者発表を受け、14日に道の関係課より、予算案の内容について説明を受けましたのでその概要をご報告いたします。

26.2.14 10:00~10:50

北海道観光振興機構 会議室にて

補助金要望団体 北海道ホテル旅館業連絡協議会へ  
北海道から説明



説明者 北海道 建設部住宅局建築指導課

おお ざとし  
大 良 聡 建築安全担当課長

事業名称

新民間大規模建築物耐震診断事業費補助金 予算額 198,042 千円

事業等の概要

建築物の耐震化を促進するため、民間大規模建築物の所有者が行う耐震診断を支援する市町村に対し、耐震診断に係る経費の一部を補助する。

- 義務化される大規模建築物の耐震診断に対する補助所有者に対し市町村が補助をする場合市町村に対し原則2分の1を補助する。

掲載

- ・第3回理事会報告 P4-7
- ・26年度会費納入額算出例 P8
- ・食材ピクトグラム問い合わせ先紹介 P9
- ・「国際観光ホテル整備法」

登録・変更届 P10-11

平成26年4月6日

日本旅館協会北海道支部連合会  
会員各位

お知らせ

北海道の「景品表示法ホットライン」の設置について

○ 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課では、「事業者からのメニュー表示に関する相談や問い合わせを受け付ける専用電話」を平成26年4月1日に設置しました。また、専用ダイヤルの設置については、北海道のホームページにも掲載されています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/hottorain.htm>

専用ダイヤル: 011-204-1015

受付時間:平日8時45分～17時30分

消費者庁 食品表示等問題対策専用ページ

○ 26.3.28 消費者庁発表の「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方」の成案を消費者庁ホームページで公表しています。

公表文中「メニュー表示に関するQ&A」の部では、景品表示法の基本的な考え方・肉類・魚介類・農産物・小麦製品、乳製品、飲料に関するQ&Aが掲載されていますのでお知らせ致します。

|ガイドラインについて

<http://www.caa.go.jp/representation/syokuhyou/index.html>

〈掲載〉

平成26年3月28日

「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案公表について

日本旅館協会北海道支部連合会事務局 011-221-4009

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成26年5月25日

NO 15

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1  
緑苑ビル3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

H26 総会報告号

## 平成26年度支部連合会通常総会

H26.5.20 ホテルモントレエーデルホフ札幌にて開催

日本旅館協会北海道支部連合会平成26年度通常総会を、札幌市のホテルモントレエーデルホフ札幌にて開催した。開会に先立ち会員ご家族の物故者に対し黙禱をささげた。

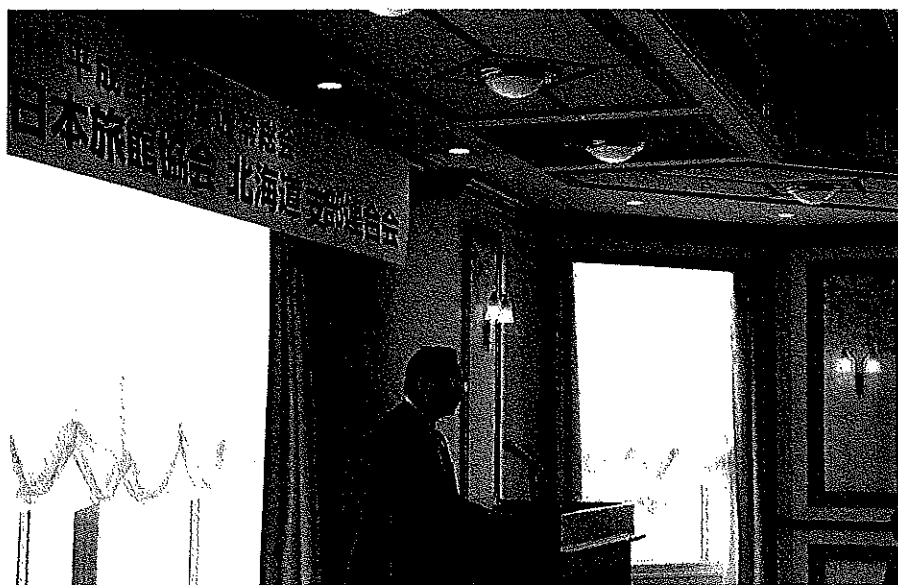
総会に先立ち、桑島会長から挨拶があり、支部連合会が3年度目に入ること、26年度から本部及び支部の会費が統一会費となることについて協力をお願いした。

また、本総会で6名の永年勤続優良従業員本部会長表彰者に対し、旅館・ホテルの営業を支えてこられたご努力に敬意を表した。

総会是一部に本部会長表彰、二部に議案審議、三部に政治団体総会の三部制で実施した。

また、当日は経営セミナー「改正耐震改修促進法」を北海道ホテル旅館生活衛生同業組合と合同で開催し、耐震補強事業推進団体の一般社団法人レトロフィットジャパン協会による講義を約80名が受講した。

引き続き50名の来賓をお招きし、当協会と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合による総勢120名による合同懇親会を開催した。



通常総会挨拶の桑島会長

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成 26 年 7 月 8 日

NO16

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1  
緑苑ビル 3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

平成 26 年 4 地区支部会議報告 本部総会報告号

全道 4 地区支部会議開催

平成26年度通常総会後、各地区で議事の報告と意見交換実施

◎ 4 地区支部会議概要

5 月 20 日開催の通常総会の内容を、総会に出席できなかった会員へ説明と、また出席の会員参加のうえ地区会員相互の意見交換を全道 4 地区で行った。

全道 4 地区支部長から状況報告を含めた挨拶を行い、事務局より総会の内容説明を行った。

その後桑島会長から本部状況の報告があり、引き続き地区会員との意見交換を実施したのでその概要を報告いたします。

○道央地区支部会議

開催日 H26. 6. 5(木)

会場 札幌すみれホテル

参加会員数 13 名

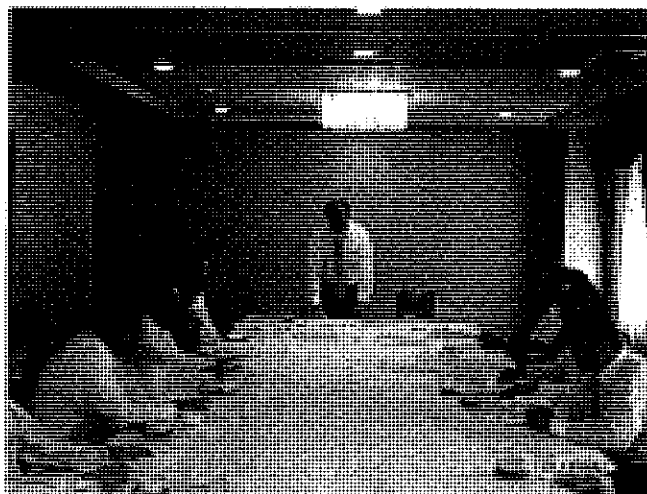
議長 浜野浩二道央地区支部長(副会長)

支部連合会総会終了後の最初の地区支部会議開催。ご多忙の中出席を戴き有り難うございますと謝意を述べ会議に入る。

・統合後の 26 年度会費は前年度と比較するとどのようになっているか。

・政治団体はどのようになっているか

・クレジットカードの手数料率引き下げが進んでいない 等の質問と本部の状況を含め、意見交換を行った。



○道南地区支部会議

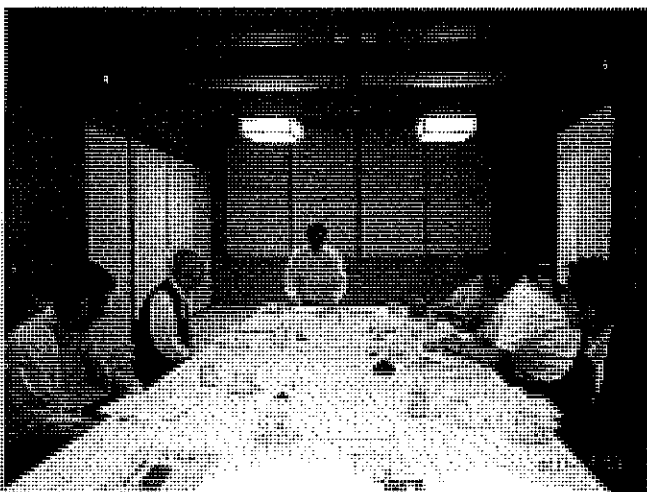
開催日 H25. 6.13(金)

会場 アクアガーデンホテル函館

参加会員数 12 名

(江差地区 4 会員 集中豪雨により欠席)

議長 山下久幸道南地区支部長(副会長)





日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成26年10月1日

N017

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1  
緑苑ビル3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

本部の状況 支部連合会上期事業実施状況 報告号

平成26年度第2回理事会開催

本部の会議・臨時総会及び支部連合会の上期事業実施を報告

開催日 平成26年9月26日(金) 12時から14時45分

会場 札幌全日空ホテル 2F 祥雲の間

出席者 14名(敬称省略) 定数22

桑島繁行 上野洋司 西野目信雄 西海正博 浜野浩二 山下久幸

作田和昌 山浦祥治 嶋崎真市 陰元潤一 須賀秀郎 来栖正光 田中美憲

事務局 大野忠雄

桑島会長挨拶

本日は5月の総会から半年を経過し上期の事業実施状況の報告と、大きく動いた本部の状況を報告いたします。

先日9月10日から11日にかけて、道央圏から日高地区、また利尻礼文地区が大雨となりました。特に支笏湖周辺が豪雨となり会員施設にも被害が出たことから後程被害状況をご報告致します。

7月に北海道運輸局長が渡邊局長様に替りました。北海道各地を回りたいと申されておりますので各地区の実情を知って戴く良い機会と思います。皆様の地区に入られましたら声を出していただきたい。

その中で電気料金の再値上げが行われる状況にあります。

観光振興機構から要請で、10月1日に経済産業省にて北海道の旅館業界における電気需要状況の発言をすることとなりました。皆様には状況を把握する上から急遽節電に関するアンケートにご協力を戴きましたこと御礼申し上げます。本日はアンケートの集約をしている最中ですが、その結果を参考に北海道の旅館の実情を発言して参ります。

本日はよろしくお願ひ致します。

事務局から出席状況報告後、桑島会長を議長として議事に入る。



日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成27年1月1日

N018

日本旅館協会北海道支部連合会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1

緑苑ビル3F

電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

平成27年新年号

# 謹賀新年

平成27年元旦

会長 桑島繁行

新年あけましておめでとうございます。

清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、旅館業界の団体が再編され、新組織日本旅館協会が誕生してから早三年目を迎えております。再編の目的でありますスケールメリットを生かし、諸事業により会員のメリットを享受できるようにと本部において努力してまいりましたが、皆さんもご存じのとおり内部のゴタゴタにより一向に事業が進まない現実がございました。

このことにつきましては、私も本部の副会長として自戒を込めて、率直に謝らなければならない事であると認識しております。

しかし、昨年の総会で役員も入れ替わり、新しく針谷会長が選任後は、諸々のしがらみを捨て4つの委員会を中心に精力的に取り進めており、6月の総会にはその成果報告をできるまでになってまいりました。

北海道支部連合会関連では、風雪による通行止め、豪雨による災害等の自然災害が例年になく多発した一年でした。又、当会の会員であります温泉宏楽園が火災で焼失したことは残念でなりません。しかし、報道にもありましたが避難誘導訓練が徹底され、宿泊客、職員の誰一人怪我人がでなかったことを知り安堵したところであり、改めて教育の重要性を感じたところでもあります。

訪日外国人も年間で1300万人を超えそうでもあり、国内客が縮小していくうえでこの上ない喜ばしいことでもあります。外客の受け入れにつきましても、さらに上を目指した受け入れ態勢を構築していく必要もあろうかと思われまます。

年が明け多忙な一年となりますでしょうが、会員施設のご隆盛と皆様のご健勝を祈念しまして年頭のご挨拶といたします。

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成27年5月25日

NO 19

日本旅館協会北海道支部連合会  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1  
緑苑ビル 3F  
電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

H27 総会報告号

## 平成27年度支部連合会通常総会

H27.5.19 札幌全日空ホテルにて開催

日本旅館協会北海道支部連合会平成27年度通常総会を、札幌市の札幌全日空ホテルにて開催した。開会に先立ち会員ご家族の物故者に対し黙禱をささげた。

桑島会長から本総会出席会員へ次の内容で挨拶をされた。

本日の総会で、この1年間でいろいろな事業を実施してきましたがその内容をご報告と新年度事業をご審議いただきます。また、本部から佐藤専務のご出席を戴いた事にお礼を述べる。北

海道の会員数は全国的に見て減少が少なくまた新規の加入を戴いていることに感謝します。

昨年は自然災害が多かった。支笏湖地区で大雨により被災し、また冬期間の吹雪等による交通支障が多発し通行止めも度々で、連合会実施の宿泊実績に協力を戴いている情報を見ましても各地区のご苦勞がよく分かります。

通常総会挨拶の桑島会長

本部の取り組みについて報告しますが、昨年4つの委員会が立ち上がりそれぞれ活発に活動をしています。委員の方は全国からの立候補制度でメンバーを募集し活動しています。27年度は労務委員会を計画していますがこれを加えて5つの委員会を中心に実施して参ります。また、全旅連と耐震問題に関する委員会も設置し浜野浩二副会長が担当として活動している。IT戦略委員会では函館元町ホテルの遠藤社長が担当され、本部ホームページの更新またITセミナーの開催にも尽力を戴いた。クレジットカード委員会は洞爺湖万世閣ホテルレークサイドテラスの浜野清正社長が参画し成果をあげており、昨年はJCBとも折衝が始まった。この1年間で更に成果を出すよう取り組んで行きます。また総務委員会については私が担当副会長として参画し12件の規約を見直し等をおこなっています。



日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成27年7月5日

NO20

日本旅館協会北海道支部連合会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1

緑苑ビル3F

電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

平成27年4地区支部会議 総務委員会 北の旅館塾委員会 報告号

## 全道4地区支部会議開催

### 平成27年度通常総会後、各地区で議事の報告と意見交換実施

#### ◎4地区支部会議概要

5月19日開催の通常総会の内容を、総会に出席できなかった会員へ説明と、また出席の会員参加のうえ地区会員相互の意見交換を全道4地区で行った。

全道4地区支部長から状況報告を含めた挨拶を行い、事務局より総会の内容説明を行った。その後桑島会長から本部状況と事業取組の報告があり、引き続き地区会員との意見交換を実施した。

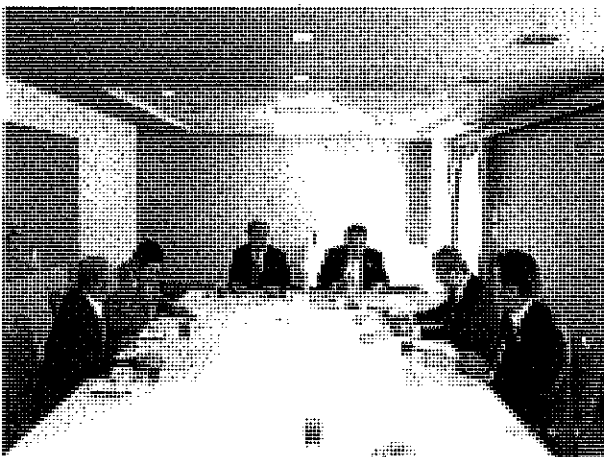
4地区支部会議概要を報告いたします。

#### ○道央地区支部会議

開催日 H27.6.6(土)

会場 札幌すみれホテル

参加会員数 7名



会議に先立ち、6月4日逝去されました丸駒温泉旅館社長 故佐々木金治郎殿のご冥福を祈り黙祷を行い、その後会議に入った。

議長 浜野浩二道央地区支部長(副会長)

支部連合会総会終了後の最初の地区支部会議開催。今回で4回目の開催ご多忙の中出席を戴き有り難うございますと謝意を述べ会議に入る。

- ・暴力団等対策協議会について、警察に通報した場合、駐在所で対応してもらえるか。
- ・バスの問題 新幹線函館開業で、2次交通のバス運用について検討を求めている。
- ・新規加入時の条件について、旅館組合・観光協会への加入を条件とするか整理が必要。
- ・クレジットカードの手数料率について、最悪のカード会社はカットする運動はできないか。
- ・旅館経営効率化の検討について等の意見交換を行う。

#### ○道北地区支部会議

開催日 H27.6.8(月)

開場 ホテルクレセント旭川

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成28年 1月1日

NO21

日本旅館協会北海道支部連合会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1

緑苑ビル 3F

電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

平成28年新年号

# 謹賀新年

平成28年元旦

会長 桑島繁行

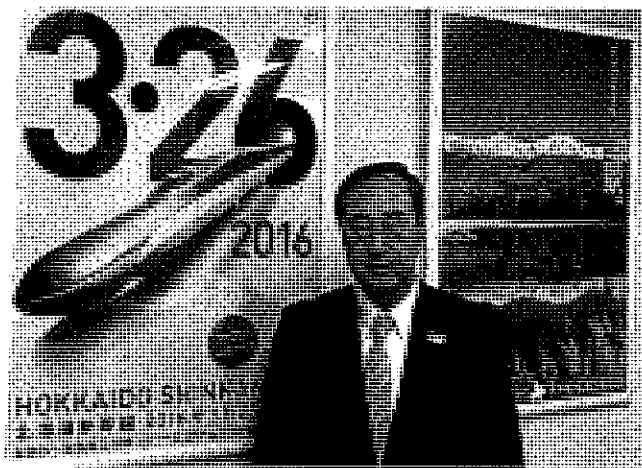
新年あけましておめでとうございます。

清々しい新年をお迎える事とお慶び申し上げます。

さて、旅館業界の団体が再編され、新組織日本旅館協会が誕生してから早四年目を迎えました。新しく針谷会長の選任から2年目を迎え、新設の労務委員会を加え5つの委員会(総務・観光立国・クレジットカード・IT戦略・労務)を中心に精力的に取り進めております。正会員の入会基準、指定代理者の選任、会費納入スケジュール化、IT セミナーの各支部連合会開催等の推進、また昨年は会員の定期再選考実施に当たり、皆様の御協力のもと自主点検報告も100%の提出を戴きましたこと御礼申し上げます。

北海道支部連合会の活動状況では、北海道ホテル旅館業連絡協議会と連携し「改正耐震改修促進法」に係る支援措置を訴えてきました。また、最近の話題となっています「民泊」問題でも、行政機関へ早期に対処する旨要請を実施してきました。

会員皆様の御協力を戴き、宿泊実績調査も120会員を超える協力を戴き、全道各地の国内及び訪日客の宿泊動向が数字で確認できるまでになりました。会員はもとより関係団体等からも一番早い業界の情報として注目されています。今後共、各種調査の対応には会員皆様の協力があって成しえますことからよろしく願い申し上げます。



今年は、マイナンバー制度のスタート元年であり、会員の皆様も対応に万全を期していることと存じます。

道民の永年の夢でありました北海道新幹線の開業も3月26日に控えており、全国から北海道へ追い風が吹いてくることと思います。

観光面では、訪日外国人も年間で1900万人を超え過去最高更新と発表があり、国内客が縮小していくうえでこの上ない喜ばしいことと存じます。外客の受け入れにつきましても、引き続きさらに上を目指した受け入れ態勢を構築していくため宿泊団体として尽力して参りたいと存じます。

年が明け多忙な一年となりますでしょうが、会員施設のご隆盛と皆様のご健勝を祈念しまして年頭のご挨拶といたします。

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成28年5月23日

NO 22

日本旅館協会北海道支部連合会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1

緑苑ビル 3F

電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

H28 総会報告号

## 平成28年度支部連合会通常総会

H28.5.17 ニューオータニイン札幌にて開催

日本旅館協会北海道支部連合会平成28年度通常総会を、札幌市のニューオータニイン札幌にて開催した。開会に先立ち会員ご家族の物故者に対し黙祷をささげた。

ご来賓として、本部から針谷 了(さとる)会長と旅館賠償責任保険取扱会社で損保ジャパン日本興亜(株) 中條英彰企業営業課長が出席された。

桑島会長から本総会出席会員へ次の内容で挨拶をされた。

本日は針谷本部長のお話もあります、また議案の中に役員改選もあります、時間が少ないかと思いますが宜しくお願い申し上げます。この1年間でいろいろな事業を実施してきましたがその内容をご報告いたします。まず最初に耐震改修促進法改正に伴う関係ですが、道内の耐震診断義務化対象宿泊施設は68軒と分かりました。

北海道ホテル旅館業連絡協議会と連携し道庁また各市町村に強力な要望を実施してきた中で、本年1月に緊急要望書を高橋知事宛に提出しました。道議会において「防災拠点建築物」として位置づけされると73.3%の補助が28年度に予算化されました。

また、対象施設の公表については、私たちの生命線であり、慎重な上に慎重に扱って戴くように要望しているところです。

最近の問題で「民泊」があります。大都市圏の宿泊稼働率が高いとの事で、訪日外国人の受入れに対して湧き上がってきましたが、都市部では高い稼働率ですが、地方では低い稼働率であり、その中で民泊の問題が出てきました。これは、訪日外客受入れに対して施設が足りないと云う事であります。

民泊の問題は、ホテル旅館関係者は大変脅威に感じております。私たちは昭和23年に施行された旅館業法を守って営業をしてきた。不特定多数のお客様が利用することから業法に基づいて経営してきたが、民泊の問題で簡単に変えていいのかと思うところです。民泊の危険性・税金を払っていない問題等を指摘しているところです。

宿泊実績調査について、東日本大震災の際お客様の利用状況はどうなっているかと知りたくて実施





 日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成28年7月25日

NO23

日本旅館協会北海道支部連合会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1

緑苑ビル3F

電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

平成28年 地区支部会議 理事会 北の旅館塾委員会報告 本部お知らせ号

## 【掲載内容】

- |  |        |
|--|--------|
| □全道3地区支部会議報告                               | P1-4   |
| □地区支部会議質問事項 整理内容                           | P4     |
| □理事会報告                                     | P5-7   |
| □委員会報告 「北の旅館塾委員会」                          | P8-11  |
| □北海道支部連合会役員名簿・委員会名簿                        | P12-13 |
| □受賞者のお知らせ                                  | P14    |
| □本部のお知らせ                                   | P14-15 |
| 会員の變更届・会費の納入・NHK受信料・旅館ホテル賠償保障制度・ペイパル決済について |        |
| □米トレーサビリティ法(農林水産省北海道農政事務所) パンフレット同封        | P16    |
| □協会連絡用Eメールの登録を                             | P16    |
| □宿泊実績調査の参加状況と今後について                        | P16    |

## 全道3地区支部会議開催

### 平成28年度通常総会後、各地区で議事の報告と意見交換実施

#### ◎3地区支部会議概要

5月17日開催の通常総会の内容を、総会に出席できなかった会員へ説明と、また出席の会員参加のうえ地区会員相互の意見交換を行った。

全道3地区支部長から状況報告を含めた挨拶を行い、事務局より総会の内容説明及び現在取り組んでいる事業状況の説明を行った。引き続き地区会員との意見交換を実施したので3地区支部会議概要をお知らせいたします。

(道央地区は、28年度から総会が札幌開催であり総会に出席をお願いする事としました。)

日本旅館協会  
北海道支部連合会  
会報

発行日 平成29年1月1日

NO24

日本旅館協会北海道支部連合会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1

緑苑ビル3F

電話 011-221-4009 Fax 011-221-8158

平成29年新年号

# 謹賀新年

平成29年元旦

会長 西野目 信雄

新年あけましておめでとうございます。

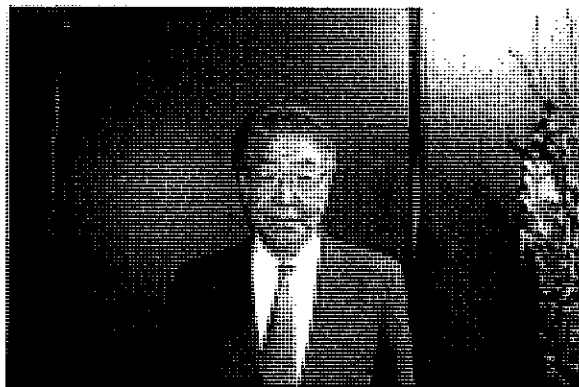
皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えることとお慶び申し上げます。昨年5月に会長に選任頂き7ヶ月が経過しました。その間、耐震問題の補助率アップの要請、また民泊問題の山場となりました9月から12月にかけて本部及び全旅連と連携の上、国会議員への活発な陳情活動を行って参りました。

このような中、昨年を振り返りますと、3月に待望の北海道新幹線が開業しました。開業1年目は道南(函館エリア)と道央(札幌エリア)地区に大変多くのお客様にお越しを戴きました。私どもの会員施設の協力で毎月行っています宿泊実績調査における道南地区では、人員で国内客8.1%訪日客20%のアップとなっています。8月・9月には4回の台風が北海道に上陸し過去にない交通網の寸断・河川の決壊が発生し農林漁業・観光関係に大打撃を受けました。その関係で台風被害の大きかった道東・道北地区への旅行会社・観光客の旅行控えも発生し私どもの会員施設の宿泊人員は平均で12%ダウンの状況で関係方面からのご支援を戴き回復に努めているところです。

本年は(新幹線開業28.3.26新青森・新函館北斗間)2年目を迎えます新幹線の開業効果を全道に波及させるため、関係の団体と連携を図り道東・道北エリアへの誘客促進に向け二次交通の充実・広域観光周遊ルートの形成促進また道内各地の航空ネットワークの充実を図るべく北海道全域の観光促進に取り組んで参ります。委員会活動の取り組みでは、統合時発足から5年目の若手経営者による「北の旅館塾委員会」と昨年スタートの「IT戦力委員会」「労務委員会」「観光立国委員会」の4委員会活動として、業界の当面の諸問題であります「民泊のあり方また耐震の補助制度等」「宿泊業界の生産性の向上(セミナーの参加)」に取り組む、本部と連動しながらそれぞれの活動を推進し事業者役に役立つ取組を進めて参ります。

北海道観光の将来にむけて、北海道は訪日客の北海道入込について2020年を目途に300万人としていた従来の数値を見直し「500万人」とする目標修正の方向で検討しています。過去最高だった2015年の2.6倍に当たります。外国人観光客はアジアを中心に急激に伸びており、北海道を訪問する時期や地域を平準化することで達成可能とみていることから、北海道観光振興機構が行う訪日客500万人の受け入れシミュレーションづくりに、当会の観光立国委員会がサポートする方針であり、観光振興のためより一層関係団体との連携を高めて参ります。

新しい年が更に良い年になるよう祈念いたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。





## 平成29年度支部連合会通常総会

H29.5.16 札幌全日空ホテルにて開催

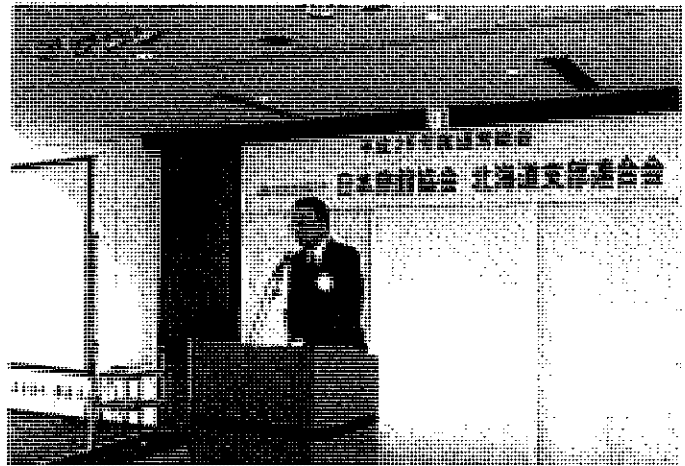
日本旅館協会北海道支部連合会平成29年度通常総会を、札幌全日空ホテルにて開催した。本号をもって総会の内容・議案審議の結果を報告いたします。

開会に先立ち会員ご家族の物故者に対し黙祷をささげた。

ご来賓として、本部から針谷 了(さとる)会長と旅館賠償責任保険取扱会社で損保ジャパン日本興亜(株) 中條英彰企業営業課長が出席された。

西野目会長から本支部連合会総会出席会員へ次の内容で挨拶をされた。

本日は本部から針谷会長様また損保ジャパン中條課長様のご出席を戴いております事に御礼申し上げます。私達の関係者で国から褒章・表彰された方がおられます。西海副会長(H28 秋の監綴褒章)本年4月には林文昭副会長・矢野旅館工藤冴子社長様が国土交通大臣表彰を受賞されました。本日は本部会長から表彰を受けます永年勤続の優良従業員代表者の出席も戴いており、誠におめでとうございます。今後益々のご活躍を祈念いたします。



昨年を振り返りますと熊本で大変大きな地震がありました。また北海道では8月に4度台風が上陸し過去に経験したことのない大被害を受けました。また12月のクリスマス直前に札幌を中心とした大雪に見舞われ新千歳空港は除雪のため滑走路を閉鎖し22日から24日の3日間で国際便を含め600便以上が欠航し搭乗客約6,000名が空港のロビーで一夜を明かす事態が起きるといふ災害の多い年でもありました。

当支部連合会の活動面では、桑島前会長から事業活動を継承し進めております。28年度は本部と連携する各委員会活動も委員の皆さんは業務で多忙にもかかわらず参加され、意見交換を行い、現在の問題点また将来の取り組みに対し活発な議論・意見交換をされ宿泊事業の発展に向けて取り組まれていることに敬意を表します。

本部活動では、民泊と耐震問題について全国の正副会長・理事の皆さんが永田町の議員会館また自民党の合同部会へ出席し地元選出の議員へ働きかけを一齐に行い、私達は「北海道選出議員へ要望・陳情」を実施してきました。



## 4 調査関係

### 宿泊実績調査実施の経緯【参考】

1 本部 大型旅館委員会からの提言資料	71
2 支部連合会 理事会協議資料	72
3 宿泊実績調査参加のお願い(事務連絡)	73
4 本部正副会長会議 北海道調査の現状とシステム化説明資料	74
H28.8月 北海道豪雨による「宿泊キャンセル」について調査	76
H28.8月の台風被害以降の「10月実績・11月から1月までの宿泊予約状況」調査	81
H28年度宿泊人員・売上対前年比(速報)一覧表	82
「食材及びメニュー表示の自主調査」に伴う調査結果と今後の対応について	84
耐震診断化に関する 延べ床面積・建築年の調査	90
地方税の不均一課税実施状況に関する自治体調査	93
クレジットカードの契約手数料率・販売額に関する調査	102



大型旅館委員会からの提言

1. マーケティングを考えるための統計の整備

①観光マーケティングの為の基礎的なデータがない。

特に、観光地別や都道府県別のタイムリーな指標（宿泊人数速報や集況判断指数の観光地DI）や経営分析データを整備したい。観光の経済団体として、全旅連との棲み分けを図るためにも必要。

②統計の参加率を上げ、詳細なマーケティングデータを確保するために、毎月各支部連合会単位で、以下の内容によるデータ収集を実施する。支部連合会で集計をお願いし本部にご報告を頂きます。

③データ提出会員と未提出会員の差を殺げる。たとえば、1年に1回発行される営業状況調査報告書については、概要は機関誌等で発表するので提出の有無にかかわらず会員全員が調査報告を受けられるものとするが、別途発行する詳細の報告書（印刷物）については未提出者には有料とするようなことも考える。

④今後ネットによる情報網を確立することを前提に進める。

(様式(案))

宿泊実績調査(平成 年 月分)

日本旅館協会〇〇支部連合会(調査対象会員数 会員)

地区名	対象旅館数	報告旅館数	(人員実績)			売上対前年比(%)
			H24年実績	H25年実績	対前年比(%)	
〇〇地区						
〇〇地区						
近況状況	国内旅行	月	月	月	特記事項	
	①上昇傾向					
	②前年並み					
	③減少傾向					
	インバウンド	月	月	月	特記事項	
	①上昇傾向					
②前年並み						
③減少傾向						

(様式の注意事項)

注) ①調査対象支部連合会は、北海道、東北、可能ならば九州支部連合会で11月を目標に調査を開始する。その他の地区については、本部理事または支部連

(様式(案))

宿泊実績調査(平成 年 月分)

日本旅館協会〇〇支部連合会(調査対象会員数 会員)

地区名	対象旅館数	報告旅館数	(人員実績)			売上対前年比(%)
			H24年実績	H25年実績	対前年比(%)	
〇〇地区						
〇〇地区						
近況状況	国内旅行	月	月	月	特記事項	
	①上昇傾向					
	②前年並み					
	③減少傾向					
	インバウンド	月	月	月	特記事項	
	①上昇傾向					
②前年並み						
③減少傾向						

注) ①調査対象支部連合会は、北海道、東北、可能ならば九州支部連合会で11月を目標に調査を開始する。その他の地区については、本部理事または支部連合会理事を対象に原定的に実施する。実施時期については4月からを目指す。

②実施する場合は、毎月10日に発送していただきます。

③地区名については、「営業概況調査」の地区割り(別紙)を基本とさせていただきます。

④近況状況のうち、国内旅行、インバウンドについて、仮に11月から調査を開始する場合、11月、12月、1月の近況報告となります。実績報告は10月分となります

⑤毎年実施している営業状況調査及び四半期毎の概況調査は引き続き実施いたします。

⑥具体的には、多くの会員の方に協力頂けるよう、データ作成をお願いする各旅館の担当者を決めてもらい、担当者に直接依頼させて頂く。

事務連絡  
平成26年00月00日

送付先(任意)

日本旅館協会北海道支部連合会  
会長 泉島 繁行

宿泊実績調査参加要請について

いつも各種調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。

今般の「宿泊実績調査」につきましては、東北大震災直後から全国支部に先駆けて実施の宿泊者数調査を更に全会員を対象に下記のとおり実施することといたしました。

調査の結果は、全会員にお知らせと本部へ提供致します。また、関係機関からは宿泊者動向を早期に集約し発表する機関として当協会に対する期待も高いことから、報道・関係団体へ提供して参ります。

ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、同封の調査票にご記入のうえ〇〇月〇〇日(月)までにFAXにてご返信致しますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

□調査の内容

調査名 宿泊実績

期 間 平成26年・月実績から毎月通年

調査に関する注意点

- ・日本旅館協会北海道支部連合会会員施設を対象とした宿泊実績全会員を対象とし、参加は自由。
- ・調査内容は、①本年調査月の宿泊人員と前年同月の宿泊人員及び対前年比  
②本年調査月と前年同月の販売額を対前年比(%)  
③調査月の特記事項(天候・イベント・スポーツ合宿・交通機関の変化等)インバウンド情報及び生活環境や世の中の変化に対する情報
- ・個別の数字は、事務局管理の上集計用に活用し、部内外部を問わず一切公表しない。

返信先・期日 /〇〇 までに 日本旅館協会北海道支部連合会 011-221-8168

返信用

宿泊実績 参加要請に対する調査票

会員施設名	
問合せご担当者 連絡電話	電話 — —



■宿泊実績調査 (何れかに○印をお願いいたします)

参加する

参加しない

■参加の場合ご記入をお願い致します

事務局と会員施設の連絡体制整備

メールによる送受信を基本に整備して参りますが、FAXでも対応致します。

宿泊実績調査ご担当者 (役職・氏名)	
役職	氏名
連絡メールアドレス	
連絡電話・ファックス	
電話	FAX

□宿泊調査に関するご意見等ご記入下さい。

--

(ご不明な点は、事務局までご連絡下さい。)

日本旅館協会北海道支部連合会 専務理事 大野忠雄 事務局電話 011-221-4009 FAX011-221-8168

### 3 宿泊実績調査参加のお願い(事務連絡)

事務連絡  
平成28年 7月 31日

会員各位 (社長様)

日本旅館協会北海道支部連合会  
会長 西野目信雄(66939)  
地区支部 支部長 蓮名

#### 宿泊実績調査参加のお願いについて

日頃から当協会の活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
現在実施の「宿泊実績調査」は、会員皆様はもとより各界から高い期待をされているところで、この度、平成28年度の日本旅館協会本部事業として全国の支部連合会(9地区支部連合会)で「宿泊実績調査」を実施することとなりました。観光立国の推進に向けた取り組みとして、宿泊業団体として自らの実績・状況を把握する重要性が先の熊本地震でも痛感されています。  
北海道支部連合会が取り組んできました本調査は、27年度にシステム化も回り線中ですが、観光資源であります宿泊施設をアピールする事は、全会員のご協力があるからこそ成しえるものと存じます。また、観光庁をはじめ関係機関等からご支援を頂く基となる数字の把握は団体として重要であり、宿泊実績調査は是非ともご参加の上ご協力を致しますよう事務連絡を持ってご案内申し上げます。(現在の参加状況69%)  
なお、ご提供いただきましたデータは、地区全体の状況として整理し、個別については部内部外を問わず一切公表せず事務局扱いとして厳重に処理致します。また調査結果は、ご協力を頂きました会員施設及び報道機関・関係団体等へ提供し当協会の事業のひとつとして周知して参ります。ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、同封の調査表にご記入のうえ、初回はFAXにてご返信致しますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

#### 調査の内容等について

##### 1. 【調査名及び調査項目】

調査名 宿泊実績調査  
調査項目 本年調査月と前年同月の  
①宿泊人員 前年人員と本年人員及び対前年比(%)  
②販売額の 対前年比(%)  
③調査月の 特記事項  
天候・イベント・スポーツ合宿・交通機関の変化等  
インバウンド情報及び生活環境変化の中の変化に対する情報等

##### 2. 【調査の流れ】

事務局より 毎調査時にフォーマットを協力施設へメール及びFAXにて送付  
会員 1週間を目途に内容記載の上事務局へメール・FAX回答  
※担当者を指定のメールアドレス登録でシステムへ入力できます  
事務局 到着データを順次入力整理し、10日発表を目張とします

##### 3. 【調査に関する注意】

※個々の数字は、事務局管理の上集計のみに活用し、部内部外を問わず一切公表致しません。

##### 4. 添付の「調査表」に記入の上、初回はFAXにてご返信をお願い致します。以上(お問い合わせ先：日本旅館協会北海道支部連合会事務局 調査表の発行書類に記入しています)

平成28年7月31日 調査表																							
<b>送信先</b> 日本旅館協会北海道支部連合会 宿泊実績調査ご協力会員 各位  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">参加返信用</div>		<b>発信者</b> 日本旅館協会北海道支部連合会 (事務局)専務理事 大野忠雄 〒050-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1 14階1403F 電話 011-221-4009 FAX 011-221-8158 (メールアドレス) 調査メール nrk-s@nihonryokan-hokkaido.jp 事務局連絡 t-ohno@nihonryokan-hokkaido.jp																					
<b>件名</b> 平成28年7月の宿泊実績調査について(ご協力お願い)																							
<p>○宿泊実績の調査について ※ご参加時は、下記欄に記入の上ご回答お願い致します!! 会員皆様の御協力のもと、北海道観光の状況把握に貢献しています宿泊実績調査を実施しています。 ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、下記欄に実績・コメントをご記入の上ご返信致しますようお願い申し上げます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 ■宿泊実績調査は、日本旅館協会北海道支部連合会 全会員参加をもって実施する事を基本としています。                  ■施設個別の実績は、事務局管理のもと一切公表いたしません。                  ■地区全体の状況として集約致します。回答協力施設へ集計結果をご報告いたします。             </div> <p>○インバウンドの状況</p> <p>◆本マツトに実績・コメント記入の上、FAXにてご返信をお願い致します。 7月実績集約期日 8月8日 12時まで (8/10 集約結果の提供予定)</p>																							
<b>会員施設名</b>		<b>ご担当者名</b>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">宿泊人員</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">売上 対前年比</th> </tr> <tr> <th>国内客</th> <th>訪日客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年H27</td> <td>7月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年H28</td> <td>7月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">小数点第1位まで</p>						宿泊人員		合計	売上 対前年比	国内客	訪日客	前年H27	7月					本年H28	7月				%
		宿泊人員				合計	売上 対前年比																
		国内客	訪日客																				
前年H27	7月																						
本年H28	7月				%																		
※地区の状況・近況等ご提供ください。(一行でもコメントの提供をお待ちしています) 1) 天候・イベント・スポーツ合宿・国内・海外観光客・交通機関の変化等 (何でもOKです)。																							
2) インバウンド情報																							
※宿泊実績調査のシステム化を導入しています。メールアドレス保有の会員施設さまはメールアドレスのご登録をお願い致します。(今回は、システム入力をご案内いたします)																							
連絡 種	宿泊実績 調査協力ご担当者	前署又は役職																					
	メールアドレス	氏 名																					

## 4 本部正副会長会議 北海道調査の現状とシステム化説明資料

## 宿泊実績調査の現状とシステム化の取り組み

## 日本旅館協会北海道支部連合会

## 調査のスタート

東日本大震災(H23.3.11 14:46)の、翌4月実績から  
国際観光旅館連盟北海道支部が全会員を対象に調査を実施。

H23.4 回答施設数: 23軒(実績対象 施設数83会員)

H23.5 回答施設数: 60軒

H23.6 回答施設数: 67軒

以降26年3月まで平均60軒

## 宿泊2回体統合(H24.10.1)後の展開

本部大型旅館委員会からの提言を受け、本部正副会長会議(H25.8.30)で  
全国実施の方針を示す。

H26年4月からを目途に宿泊実績調査を全国的に実施。

北海道支部連合会は、H26年2月3日 理事会で全会員へ参加の要請を行う事を決定。  
当時230会員 参加100会員からスタート

## 宿泊実績調査参加・回答の状況

年度	会員数	参加施設数	参加率	平均回答数	回答率
H24.4~9	83	80	96%	66	83%
H24.10~	241	80	33%	65	81%
H25	233	79	34%	64	81%
H26	213	110	52%	96	87%
H27	205	125	61%	106	85%

## 調査の目的と効果

## 目的

- ・宿泊状況の実態調査は、銀行・観光団体関係者を含め大変関心が高い。
- ・宿泊団体として、観光関係団体等へ基本データを示す事は重要と考える。

## 効果

- ・会員の調査に対する協力体制醸成。
- ・各地区の状況が短期間の中で把握できる。
- ・国内客と訪日客に分けた実績で、会員施設も力を入れるべき対策を決定できる
- ・特に、地区及び全体の宿泊者数の内、何名に一人が訪日宿泊者が  
具体的な数字により実態を把握できる
- ・月の直後に調査内容がフィードバックされるので会員施設の対応に役立つ



これまでの世の動き等に対する直後調査

- ・インハウンドの状況(毎月)
- ・消費税5%から8%
- ・節電の取組
- ・電気料金値上がり
- ・重油の値上がり
- ・スーパー台風の影響
- ・貸切バス新運賃料金の影響
- ・プレミアム旅行券の使用状況・利用者の意見
- ・年末年始の状況

6

システム化の取り組み

調査継続方針を受け、事務の効率化対策として「宿泊実績集約のシステム化」に取り組む

- ①集約事務の効率化・迅速化
- ②集計ミス改善
- ③データの保存化

H27.5 方針決定。以降システム作成  
H27.9 9月調査で試行(8月実績集約)  
H27.10～ 10月調査で本調査(9月実績集約)

システム化の項目

- ・調査依頼(メールBCC送信,FAX)  
⇒システムからメール・FAXに振り分け一斉送信
- ・事務局で入力⇒メール登録会員施設が入力(125会員中85会員(68%))
- ・事務局で作表⇒発表フォーマットのデータベース化

6

システムで管理していること

会員施設情報

- ・回答参加の有無(参加、不参加、検討)
- ・調査実績の連絡担当者(連絡方法:メール・FAX、ID、パスワード)

調査項目

- ・基本項目(国内客、訪日客、売上対前年比)
- ・特記事項(任意項目)

集計一覧

- ・施設別一覧
- ・地区別一覧(地区、ブロックは任意で設定可能)

PDFファイル

- ・手引き
- ・調査実績

7

今後の取り組み

支部連合会ホームページ「北のお宿」に掲載 ①月間発表 ②年間累計発表

\*北海道新幹線開業後に、各地区の宿泊実績がどのように波及効果があるか  
検証できる

\*訪日客の受入れアレルギーの払拭 小規模旅館でも受け入れしていく土壌を  
醸成

宿泊業界から関係機関・団体等へ情報提供による観光施策の推進

\*経済界の関心も高い

## H28. 8月 北海道豪雨による「宿泊キャンセル」について

北海道縦断の台風	全道各地で豪雨となる (主な被害状況 新聞報道から抜粋)
8/17 台風7号	北見地方河川氾濫
8/21 台風11号	北見地方 常呂川氾濫 天人峡美瑛線8キロ複数の決壊
8/23 台風9号	石北本線路盤流失 長期の不通 羅臼道道土砂崩れ
8/30 台風10号	空知川・札内川氾濫 十勝川オーバーフロー JR根室線・石勝線分岐点 下新得川橋崩落 JR石勝線・根室線不通

### 宿泊キャンセルの状況 調査日 H28. 9.3 - 9

調査対象数	日本旅館協会北海道支部連合会 全会員 203施設
回答数	145施設 回答率71.4%

単位:人

地区 施設数		回答数	8月	9月	10月	合計	全体キャンセル数に占める比率	前年より悪い 大幅に悪い 比率	
道東 57	国内(人)	38	5,212	8,459	1,472	15,143	53.4%	47.0%	
	訪日(人)		126	212	109	447			
	合計(人)		5,338	8,671	1,581	15,590			
	前年より良い(軒)			0	2	2			
	前年並み(軒)			4	5	9			
	前年より悪い(軒)			7	12	19			
	前年より大幅に悪い(軒)			15	5	20			
道北 50	国内(人)	31	3,837	2,205	407	6,449	23.9%	27.7%	
	訪日(人)		252	171	100	523			
	合計(人)		4,089	2,376	507	6,972			
	前年より良い(軒)			2	1	3			
	前年並み(軒)			7	10	17			
	前年より悪い(軒)			13	6	19			
	前年より大幅に悪い(軒)			4	0	4			
道央 75	国内	66	3,417	2,134	565	6,116	21.9%	25.3%	
	訪日		224	45	16	285			
	合計		3,641	2,179	581	6,401			
	前年より良い(軒)			8	9	17			
	前年並み(軒)			18	17	35			
	前年より悪い(軒)			11	8	19			
	前年より大幅に悪い(軒)			1	1	2			
道南 21	国内(人)	10	195	48	0	243	0.9%	0.0%	
	訪日(人)		2	6	0	8			
	合計(人)		197	54	0	251			
	前年より良い(軒)			4	2	6			
	前年並み(軒)			2	2	4			
	前年より悪い(軒)			0	0	0			
	前年より大幅に悪い(軒)			0	0	0			
合計 203	国内(人)	145	12,661	12,846	2,444	27,951	上記比率算 出の分母	上記比率算 出の分母 83	
	訪日(人)		604	434	225	1,263			
	合計(人)		13,265	13,280	2,669	29,214			
	前年より良い(軒)			14	14	28			
	前年並み(軒)			31	34	65			
	前年より悪い(軒)			31	26	57			
	前年より大幅に悪い(軒)			20	6	26			

## □H28. 8月 北海道豪雨による「宿泊キャンセル」の理由等

対象会員数 203会員 内回答数145 回答率 71.4%

### 道東地区

1. 8月18日より台風予報でキャンセルが出始め8月25日より飛行機の欠航によるキャンセルが増え、川淵の旅館ホテルは敬遠され都市ホテルへ。複数の台風がスパンが短くおとずれたため。まだ大きな被害がなかっただけでも幸せです。道央・太平洋側の地域は私共より被害が大きい、道路の崩落、JRの路線被害で9月10日も客入りが減少すると見る。
2. キャンセル数は直接台風の被害によるキャンセル数になります。今後もJR運休等でキャンセルは増えていくものと思われます。また、ツアーにおいても客が落ち込んでいるツアーも見受けられる様になってきました。
3. 台風被害によりJR運休によるものやツアーの中止により9月10月は個人客の動きが前年の80%弱の入り込み。昨年通年で入っていた、中国・台湾ツアーが今年は全滅のため予約全体で昨年の60%程度に留まる。
4. JR運休の普通不通、新幹線の不通、航空便の不通。
5. 台風による旅行控え、または直接的な交通マヒ。
6. 台風の影響。
7. 8/30末期台風11号による十勝川増水で館内入水により8/31~9/15振替(地域内へ)
8. 台風10号による道路状況及び十勝の災害状況による。又台風10号により温泉給湯が出来なくなつたため。
9. 今回の台風による風評被害相当数も含まれます。(風評被害相当数は、例年の伸び率から算出しています)
10. JRの運休によるキャンセル。
11. 台風による豪雨の報道後予約の問い合わせがパツタリ止まり風評被害として相当の数字になる見込みです。旅行会社に聞きましたら秋団体の集客も取り消しなどで思わしくないのが9月以降の集客が心配です。また、道内客はオフシーズンを利用しますが農業・漁業とも大打撃なのでこちらも集客が心配です。
12. 航空機欠航、JR運休、道路通行止めなどによりキャンセル相次ぐ。
13. 台風により、道路が寸断となり旅館に行くことが出来ない。
14. 飛行機が飛ばない。
15. JR運休と道路の通行止めによるものが多かった。
16. 報道を見て不安を感じて取り止めたお客様もおられた。
17. 台風の被害によるJR釧網線の長引く運休に加え、特急おおぞらの運休による。
18. 台風の影響による旅行中止。
19. 航空機、JRの運休。主要道路通行止め等によるキャンセル。風評被害によるキャンセル。

20. 航空機の欠航。JR の運休(復旧の目途が立たない為)。
21. 風評によるキャンセル。

### 道北地区

1. 交通機関の欠航が主な要因。9月は今所台風12号が来そうだからという理由。
2. JR各路線の運休。各道路の通行止めによるCXLがほとんど。
3. 個人・ツアー・団体含めてほとんどは日本人です。
4. 日程変更等
5. 豪雨による断水4日間、及び国道39号線 道道242号線の通行止めによるキャンセル。
6. フェリーの欠航。
7. 台風による交通機関の不通。
8. エアーの欠航、地デジ放送不可となったため(特にお子様がいるお客様)。
9. 台風のため。
10. 台風によるエアーの欠航。
11. 出発地の台風影響による。
12. JRの運休と石北峠の通行止めでキャンセル。工事・検査の来訪受入れもある。
13. 登山のお客様、安全面からキャンセル。
14. JR利用のお客様、JR運休のため。
15. フェリー・航空機の欠航による。
16. 一部台風当日のキャンセルはあったが、ほとんどが風評によるキャンセル。

### 道央地区

1. 通行止め(両側)漁中止で魚介類提供出来ず予約サイトを中止。
2. 函館線(JR)不通。道東方面のお客様のCXL(主に交通)
3. 飛行機欠航の為、函館から電車運休の為等。
4. 公共交通機関の運休。
5. 交通機関の運休のため。荒天で仕事に支障がある。
6. JR運休によるキャンセル。先のキャンセルについては、台風との関係性が不明。
7. 台風等の交通事情もありますが、インターネット予約からのキャンセルも多くなってきています。ですが、宿泊予約状況としては昨年より好調です。
8. 心配だから取りやめる。
9. 8月に関しては台風の影響によるものです。9月は旅行会社の手仕舞いで全てキャンセルとなった。
10. JRの運休がほとんどでございます。
11. 台風のため、交通手段が停止のため。

12. 8月のキャンセルは、台風のため航空機の欠航で来道が出来ない。
13. JR の運休による移動困難のためキャンセル。
14. JR の運休により来られない。
15. JR 運休、飛行機欠航、道路通行止め。
16. 台風による通行障害が多かった。
17. 国道の通行止め。
18. 台風による JR の運休で、道東からのお客様が道路の寸断もありキャンセル。
19. (お陰様で登別は影響が少なく、今週はゴルフのユニカミノルタ杯のお蔭で安定した来館となっています)

#### **道南地区**

1. 交通機関の運休のため。
2. 台風により仕事が延期・中止となったため。
3. 台風による停電・JR の運休によるキャンセル。

# 宿泊キャンセル3万人

一連の台風の影響で、道内のホテル、旅館の宿泊キャンセルが延べ3万人規模に上ることが、日本旅館協会北海道支部連合会が会員を対象に行った緊急アンケートで分かった。国道274号の日勝峠の通行止めなどで、道東地区は全体の半数を超える1万5590人だった。人数がさらに膨らむ可能性があり、同連合会は今後を懸念している。

予約の取り消しは8～10月までに計2万9214人に及び、うち外国人観光客は1263人(4・3%)だった。豪雨被害が甚大だった上り管内南富良野町を含む道北地区は全体の23・9%(6972人)、道東地区もJRの連休が響き21・9%(6401人)。道南は0・9%(251人)と影響は大きくなかった。月別では、8月が1万3265人、9月が1万3280人、10月が26

## 半数以上が道東地区

69人。10月が少ない理由について、連合会は「JRの復旧など様子見で『そもそも予約が入らない』という声が多かった」と説明する。

アンケートでは「風評によるキャンセルがほとんど」「農漁業が打撃を受け、オフシーズンになると旅行に出掛ける農漁業者の宿泊利用も減るのではないか」といった声があった。道内には、同連合会に加盟していない施設が4千軒以上あるとされる。同連合会の大野忠雄専務理事は、会員以外も含めればさらに人数が膨らむ可能性を指摘し、「風評を不安視する施設が多い。紅葉シーズンを目前に控え、関係者と協力し情報が正しく伝わるよう努力したい」と話している。アンケートは同連合会に加盟する全203施設を対象に3～9日に行い、145施設が回答した。回答率は71・4%。

## H28. 8月の台風被害以降の「10月実績・11月から1月までの宿泊予約状況」調査

### 北海道縦断の台風 全道各地で豪雨となる

(主な被害状況 新聞報道から抜粋)

8/17 台風7号	北見地方河川氾濫	
8/21 台風11号	北見地方 常呂川氾濫 天人峡美瑛線8キロ複数の決壊 8/21から通行止め	9/15 26日ぶりに開通
8/23 台風9号	JR石北本線路盤流失 長期の不通 羅臼道道土砂崩れ	10/1 石北線開通
8/30 台風10号	空知川・札内川氾濫 十勝川オーバーフロー JR根室線・石勝線分岐点 下新得川橋崩落 JR石勝線・根室線不 国道274号日勝峠(清水町～日高町)不通中	10/17根室線 富良野～東鹿越間運転再開

### 10月実績・11月～29.1月予約予測値(対前年比)

調査日 H28. 10.27-31

調査対象数	日本旅館協会北海道支部連合会 全会員 203施設		
回答数	89 施設	回答率	43.8%

地区 施設 数		回 答 数	10月				11月		12月		29年1月	
			前年	本年	増減	対前年 比	軒	予約予測 値 平均 (%)	軒	予約予測 値 平均 (%)	軒	予約予測値 平均(%)
道東 68	宿泊実績	34	153,948	144,060	-9,888	93.6%		-7.8		-8.0		-4.4
	予約予測状況	前年より良い				12	3		6		4	
		前年並み					7		6		9	
		前年より悪い				22	21		17		15	
		回答なし					3		5		6	
道北 38	宿泊実績	10	40,629	37,393	-3,236	92.0%		-11.9		-9.6		-10.2
	予約予測状況	前年より良い				2	1		0		1	
		前年並み				1	1		2		1	
		前年より悪い				7	7		7		7	
		回答なし					1		1		1	
道央 75	宿泊実績	34	188,613	182,370	-6,243	96.7%		-0.7		-1.8		1.2
	予約予測状況	前年より良い				15	6		9		10	
		前年並み				3	12		10		14	
		前年より悪い				16	13		12		5	
		回答なし					3		3		5	
道南 22	宿泊実績	11	49,937	53,002	3,065	106.1%		0.9		2.2		4.8
	予約予測状況	前年より良い				9	3		3		5	
		前年並み				1	4		6		5	
		前年より悪い				1	4		2		1	
		回答なし					0		0		0	
合計 203	宿泊実績	89	433,127	416,825	-10,059	96.2%		-4.3		-4.4		-1.7
	予約予測状況	前年より良い				38	13		18		20	
		前年並み				5	24		24		29	
		前年より悪い				46	45		38		28	
		回答なし					7		9		12	

日本旅館協会北海道支部連合会

H28年度 宿泊人員・売上対前年比

本調査は、会員旅館のうち回答のあった旅館を基にしています。統計対象の追加や削除の修正が及びます。

H28(2016)年4月～H29(2017)3月

単位:人数(人) 前年比(%)

Table with columns for month (4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月) and rows for various categories (e.g., 札幌地区, 札幌市, 札幌市・札幌市). Columns include 回答旅館数, H27, H28, 売上前年比, H27, H28, 売上前年比, H27, H28, 売上前年比.

特記事項

- 23.3.11 東日本大震災発生 福島原発事故
25.4.1 消費税 5%から8%へ改訂
27.4.1 宿泊業のうち外国人宿泊者調査を行う
27.9.1～28.2.29 北海道プレミアム旅行券取扱い
28.3.26 北海道新幹線開業
28.8 4つの台風上陸 近畿・東北 被害甚大
8/17台風7号
8/21台風11号
8/23台風9号
8/30台風10号
札幌地区 豪雨
JR連休 新千歳空港閉鎖 600便以上欠航 約6000人口ピギー一夜を明かす。

28.12.22-24





平成25年11月8日

会員各位(経営者様)

日本旅館協会北海道支部連合会  
会長 桑島繁行

「食材及びメニュー表示の自主調査」に伴う  
調査結果と今後の対応について

このたび、宿泊団体として10月下旬の大阪市内ホテルの食材等の表示問題を受け、会員皆様のご協力を戴き、食材及びメニュー表示の自主調査を実施いたしました。

急な調査にもかかわらず誠意を持って取り組んでいただいた事に感謝申し上げます。

自主調査は、無記名方式により現状をお知らせいただく事を前提に実施しました。その結果を皆様にご報告いたします。

調査対象数は228会員、回答数は183会員、回答率は80.3%でした。

調査期間は11月1日から7日までの7日間実施致しました。 自主調査結果 別紙P3-P5

特に調査の過程で、牛脂注入加工肉の表示に関して、加工肉の表記が未表示である事が見受けられました。

北海道の宿泊団体として多くの会員の皆様が、地域の生産者と協力し「地産地消」を掲げながら事業に取り組んでいるところですが、表示について知らなかった事、間違いがあった事につきましては真摯に反省したうえで、消費者の信頼を裏切らないよう今後の対策を取ることと致します。

このようなことから即刻正副会長による会議を11月4日に開催し、日本旅館協会北海道支部連合会として「北海道ホテル旅館生活衛生同業組合」「北海道ホテル協会北海道支部」と相互に諮り、また弁護士のアドバイスも戴き、機関決定として次の対応を取って参ります。

尚、多くの会員については、不適切表示や誤表記等がなかったことを申し添えておきます。

宿泊団体として自主調査実施内容から

1. ビーフの表示について認識が不足している

調査の中で、表示、表記等を統一した指導を望む声が多くありました。当会で調査した結果から下記のように、モデル表記しましたのでご紹介します。

(消費者庁 Q&A から)

「牛脂等注入加工肉の定義」は、牛脂などをインジェクションと言う注射針が針山になったような機械で注入し、人工的に霜ふり状の肉質に変質させ形状を整えたものであります。

次のモデル3点から選択して使用下さい

- モデル表記
- ①ビーフステーキ(牛脂注入しています)
  - ②ビーフステーキ(牛脂注入加工しています)
  - ③ビーフステーキ(牛脂注入加工肉使用)

上記例は、現時点で行政等に確認したものです。あくまで一般消費者に誤認を与えない表記が必要であることから行政の見解が変わる場合があります。また、表記に際して字の大きさや位置など消費者が認知できる表記が必要となります。

ビーフ以外の食材及びメニューに付きまして間違いのない表示を実施してください。

不明確なことがありましたら、消費者庁表示対策課もしくは、都道府県景品表示法担当部署に確認されることをお勧め致します。

問い合わせ先	■北海道の景品表示法担当部署 (11/6 事務局確認済み)
北海道環境生活部くらし安全局 表示適正化グループ	
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目本庁舎12階	
電話 011-231-4111(内線 24-528)	FAX 011-232-3640

## 2. アレルギーの表示について

この機会に、アレルギーの表示について是非会員の皆様に関心を高めていただく必要があります。消費者庁のアレルギー物質を含む食品の表示指導要領に「対面販売や外食産業に係る事業者によって販売される食品は、特定原材料の表示義務を課すものではないが・・・情報提供を充実させるための自主的な努力を講ずることが望ましい」とあり、義務付けではありません。

しかし、アレルギーの表示をしない場合は、社員が口頭で説明できるよう教育を徹底していく必要があります。会員の中に、表示している例がありますので参考にさせていただきたく添付いたします。

(参考)アレルギー物質を含む食品表示例 P6

## 3. 公表について

### バイキング方式の食材に「未表記」「誤表記」があったことについて

・表示の不適切があったと、調査回答が合計で23件ありました。

すでに多くのホテル、旅館が自社ホームページ等で自主点検内容を公表しておりますが、適切表示、誤表示の内容、対策等の公表については、各社の判断にゆだねたいと思います。

・ブッフェ(バイキング)については、北海道のブランドになっています。その中でビーフの提供もされていますが、適正な表示に取組み信頼回復に努める事を、道内宿泊3団体(日本旅館協会北海道支部連合会 日本ホテル協会北海道支部 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合)と検討のうえ統一を図り、旅館協会道支部のホームページに準備の出来次第(11/9 16時予定)公表いたします。(ホテル協会道支部・道生活衛生同業組合は会員へFAX送信)

なお、返金については一泊2食で宿泊されていることから算定が難しいため応じないことで対処していきます。《※各会社の自館HPで公表予定の施設は事務局へご連絡下さい》

## 4. 今後の再発防止のために

### 表示・表記について自主勉強会開催・関係機関の講習会等に参加をまいります

本調査項目の内容から見まして、表示・表記は「自主性にまかせる」の回答が一番多く正に事業者の自主性が大原則です。しかし、この機会に是非勉強したい又講習会に参加したいとの意見も多数ございました。

したがって本部や同業団体、行政機関の指示指導も得ながら、食材表示の重要性について再認識し、食材の表示とアレルギーに関する表記も含め然るべき機関にお願いのうえ、開催の機会を設けて参ります。

以上

(日本旅館協会北海道支部連合会 電話 011-221-4009 FAX011-221-8168 E-mail t-ohno@nihonryokan-hokkaido)

# 食材及びメニュー表示の実態調査

日本旅館協会北海道支部連合会

調査実施日 平成25年11月1日から11月3日(7日に延長)まで

調査会員数 228  
 回答数 183 回答率 80.3 %

## 調査項目 調査内容

<p>A 自施設において自主調査をしたか</p> <p style="margin-left: 150px;">実施した (実施中含む)</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">164</span></p>	<p>実施していない</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19</span></p>	
<p>B 食材の提供及びメニュー表示に不適切は</p> <p style="margin-left: 150px;">ない</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">154</span></p>	<p>あった</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">23</span></p>	
<p>C Bのあった場合どのような内容か</p> <p style="margin-left: 20px;">1.単品(アラカルト)食材か</p> <p style="margin-left: 20px;">2.御膳の食材か</p> <p style="margin-left: 20px;">3.誤表示だったのか(含む未表示)</p> <p style="margin-left: 20px;">4.意図的表示であったか</p> <p style="margin-left: 20px;">5.その他</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13</span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span></p>	<p>未表示・誤表示</p> <p>合成肉のため 宴会コースの中に未表示</p>	
<p>D 過去に問題発生があった場合</p> <p style="margin-left: 20px;">顧客対応・関係機関の対処について 今後の教訓にご提供ください</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span></p>	<p>別紙1</p>	
<p>E この度の表示・表記を契機に、統一した 表示等の指導を望むか</p>	<p>1.望む</p> <p>2.望まない</p> <p>3.自主性にまかせる</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">57</span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">89</span></p>	<p>統一した 方向性</p>
<p>F ご意見・ご提案等</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span></p>	<p>別紙2</p>	
<p>G ご回答いただきました方の部署・役職</p> <p>社長 52 営業部 本部長 部長 5</p> <p>副社長 2 総務・営業・用度課長 5</p> <p>専務 9 飲料部 部長 2</p> <p>常務 4 取締役・総料理長 2</p> <p>取締役支配人 4 調理課(部) 料理長 9</p> <p>総・総括支配人 14 調理課長 1</p> <p>業務支配人 2 調理本部 調理係 1</p> <p>支配人 35 マーケティングマネージャー 1</p> <p>総務・副支配人 7 販売企画セクションマネージャー 1</p> <p>宿泊支配人 課長 部長 3 フロント・予約係 8</p> <p>総務・経営管理 部長 8 支援グループ課長 1</p> <p style="margin-left: 40px;">監査役 1</p> <p style="margin-left: 40px;">記入なし 6</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">140</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">43</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">183</span></p>

## D 過去に問題発生があった場合

(受信順)

顧客対応・関係機関の対処について  
今後の教訓にご提供ください

- 1 仕入食材と適正表示の再確認。(料理長)
- 2 和牛の表示は和牛種のみに限られていることは注意している。(社長)
- 3 道内産お米の使用に関して農政事務所の調査があり、道内産使用の張り紙が無かったのでその場にて即対処、張り出した。(専務)
- 4 当館はそのようなことは一切ありません。( )
- 5 法令順守に努め、不適切な部分は至急改善に努める。(料理長)
- 6 調査した結果を速やかに公表し、誠意を持って顧客対応をしていく。  
報道窓口への対応は一本化する。(マーケティング マネージャー)
- 7 合成肉のため、牛ステーキから「牛脂注入加工肉」を追加表示した。(総支配人)
- 8 過去にもない。(社長)
- 9 旅行会社パンフレットメニューに1件誤表示があり、対応について依頼済み。(社長)
- 10 誤表示しないのが1番。( )

## F ご意見・ご提案等

(受信順)

- 1 従来通り誠意・正直性で対応を継続します。(支配人)
- 2 今回の事で、業界全体が悪しき慣習あるとの報道は如何なものでしょうか  
きちっとしているところにとっては非常に不愉快です。(営業部長)
- 3 ホクビーのメルティークビーフ(牛脂注入肉)の表示について見解がほしい。  
現在(加工肉)と牛ステーキの後に表示。(総支配人)
- 4 自主調査の中で、食材が多数あり、料理名をうたった主要食材は調査した。( )
- 5 当店は、北海道洞爺湖サミットの際、生産地、国内・海外等の表示を納入業者に  
義務付けたことがあり、現在はエビ等においても誤表示納入は見当たらない。(常務)
- 6 牛脂注入加工肉を利用。(常務)
- 7 調理専門学校を卒業してきて、エビに関して報道と同じような状況(知識)。  
教育から見直してほしい。(社長)
- 8 なま物については地場産を必ず使用しているが、加工品については納入業者も多いので難しい。(代表者)
- 9 料理メニューの表示方法で現場が混乱しております。業界全体でガイドライン等を示していただければと思います。  
有識者によるセミナー開催希望します。(総務部長)
- 10 自前で食事を用意している旅館施設では発生しにくいと思う。(社長)
- 11 小さな旅館なので、お客様から質問等があれば担当者より口頭で説明する。(社長)
- 12 少々騒ぎ過ぎのように思う。(常務)
- 13 調理人が産地を知らないことがある。仕入れ時に確認等を宿ではしている。(取締役)
- 14 料理長クラスの意見交換会・勉強会の実施。(調理課長)
- 15 メニューには日本語表記の他、ほかの言語表記もあるのでどのようにしたら良いか?(総料理長)
- 16 北海道の場合、自給率100%を上回りこのような問題はあってはならないしあるはずもないと思っています。(支配人)
- 17 誤表示がない様にチェックしている。(社長)
- 18 業界を挙げて信頼回復に努力しなければなりません。旅館協会の適切な対応を望みます。(営業課長)
- 19 地域の特性、季節感を出す献立を無くさないように。何処に行っても同じ表示は情熱にかける。(支配人)
- 20 明らかに産地品種を偽って提供していることは問題であるが、ステーキの表示には知識不足も  
有る様に思う。この機会に講習会等の実施を望む。(業務課支配人)
- 21 冷凍の食材(輸入物)を注文した際、似てはいるが違うような食材がくる場合がある。(料理長)
- 22 全てのメニューに産地を入れようとせず、自信を持って提供できる料理のみ記載すれば、この  
ような問題は起きないのではないか。(予約係)
- 23 過日、報道発表をしています。多大なご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。(総支配人)
- 24 私は調理を担当していますが、今回の問題は調理・仕入担当の意識の低さが原因と思います。(取締役)
- 25 難しい問題であり、業界にとって死活問題です。政治的な介入による行政指導が必要と考える。(総支配人)
- 26 私共の小さなホテルまで影響がある事に非常に残念です。(社長)
- 27 値を上げるための偽装であり、表記するような高級店ではない。(社長)
- 28 日本旅館協会として大まかなガイドラインがあればよい。(オーナー)
- 29 朝夕ともお献立をお客様に出していなかったため、メニュー表示の不適切はなかった。

(参考) アレルギー物質を含む食品表示例

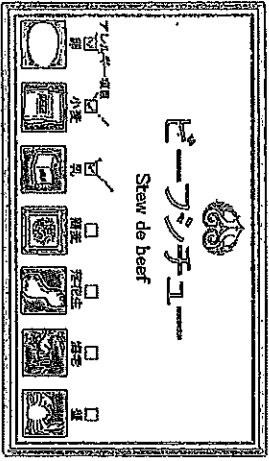
店舗内スタッフ用 アレルギー確認書

お名前 田端  
25年 5月 22日

料理長	担当NG	支配人	総料理長
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

施設名

店舗名



※ 作成したメニューボードをこちらに貼り付けてコピーして下さい

和名	英語名
ビーフシチュー	Stew de beef

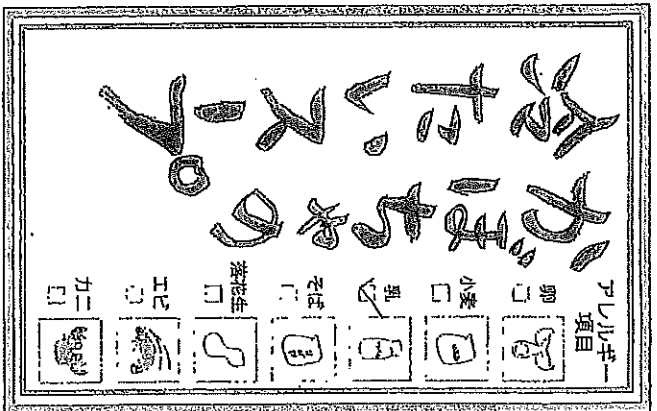
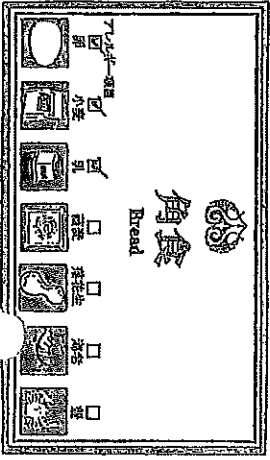
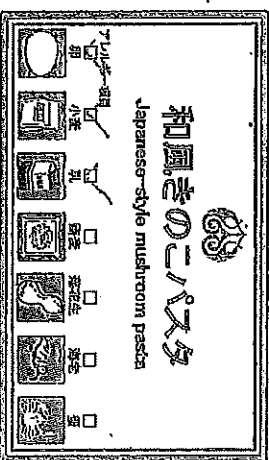
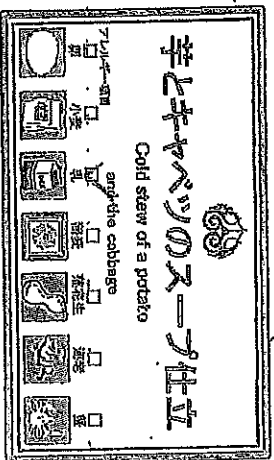
※使用原材料を全て記入して下さい。(菓シールの貼り付けも可)。

アレルギー項目	卵	乳
海老	落花生	蕎麦
蟹	小麦	該当なし
小麦		

AG北海道産ビーフシチュー

名称	ビーフシチュー
原料	牛肉、豚肉、鶏肉、人参、セロリ、タマネギ、ジャガイモ、トマトペースト、ビーフストック、小麦粉、バター、塩、胡椒、オリーブオイル、ケチャップ、ソース、生クリーム、コンソメ、水、砂糖、食塩、香辛料、たんぱく質抽出液、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、赤色1号、黄色4号、青色1号)、保存料(ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム、酸化防止剤(ビタミンE))
内容量	830グラム(1kg×6)
製造期限	14.02.21
保存方法	-18℃以下で密閉して保存してください
賞味期限	製造日より1年
製造者	北海道産牛肉株式会社 〒177-2284 旭川市東区南町1丁目1番地
販売者	株式会社 北川 札幌市東区南町1丁目1番地

生クリーム



## 耐震診断化に関する 延べ床面積・建築年の調査

日本旅館協会北海道支部連合会

調査実施日 平成25年8月27日から9月9日まで

調査会員数	231	(軒)
回答数	108	回答率 46.8 %
耐震診断対象施設数	28	全会員の 12.1%
不明・確認中	2	
宿泊避難施設の指定	10	

○調査に関する事務連絡 次・次々ページ掲載



# 重要

事 務 連 絡

平成25年 8月27日

会員各位 (社長様 総務ご担当者様)

日本旅館協会北海道支部連合会

会 長 桑 島 繁 行

いつも各種調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。

一般の「耐震診断義務化」につきましては、新聞等で盛んに報道されていますが、対象となるのは、昭和56年(1981)5月以前に着工の延べ床面積5,000㎡以上の不特定多数が出入りする3階建て以上の旅館・ホテルで、平成27年末を期限として診断を受け必要な補強を講じることが義務付けられました。

日本旅館協会北海道支部連合会として全会員の実態を本部報告することと、他の宿泊団体と共同で国及び北海道・会員施設所在の市町村に対し、強力に助成制度を働きかけるためあらためて調査を実施いたします。

会員データ提出時(3年前)に床面積の記入もいただいておりますが、その後の増改築も含め直近の状況を下記の項目により調査させて戴きます。

ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、同封の調査票にご記入のうえ9月9日(月)12時までにFAXにてご提供戴きますようご協力の程よろしくお願いを申し上げます。

実態把握の上、理事会を開催し今後の行動計画や助成制度の要望を行いますので、重ねてご協力をお願い致します。

記

## □調査の内容

### 耐震診断対象

1.昭和56年(西暦1981)5月以前に着工した3階以上の建物かどうか

(建築確認書に記載の㎡数で判断)

2.ケーススタディをご覧になり判断の参考にしてください。

(耐震診断の義務付け対象建築物であるか否かは、地方自治体の建築主事に確認することが必要)

①棟毎の延べ床面積

②棟毎の建築年

③宿泊避難施設に指定されているか

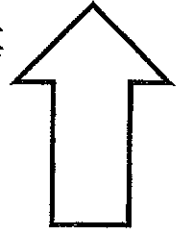
関係機関へ働きかけるため、宿泊団体としてまず数字の把握が重要です。

必ずご返信をお願いいたします。

### 添付

- ・調査表 ※前回(3/20)調査にご回答を戴きました施設に写し同封
- ・ケーススタディー 1-2 ページ
- ・国土交通省資料 「耐震対策緊急促進事業」補助制度の内容 3-5 ページ
- ・日本旅館協会の総会で「耐震問題」の報告資料 6-12 ページ
- ・他県の新聞記事 8/14 毎日新聞 13-14 ページ
- ・連合会会報 NO10 8/22 「改正耐震促進法に基づくパブリックコメントお知らせ号」15 ページ

**返信用** 耐震診断義務化に関する 延べ床面積・建築年の調査票



会員施設名	
問合せご担当者 連絡電話	電話 — —

- 1.昭和56年(西暦1981)5月以前に着工した3階以上の建物かどうか  
(建築確認書に記載の㎡数で判断)
- 2.ケーススタディをご覧になり判断の参考にしてください  
(耐震診断の義務付け対象建築物であるか否かは、地方自治体の建築主事に確認することが必要)  
①棟毎の延べ床面積 ②棟毎の建築年 ③宿泊避難施設に指定されているか
- 3.改正耐震改修促進法への意見(パブリックコメント)について  
支部連合会で集約の上、意見を上げていきます。

調査項目 対象施設が無い場合も現施設の状況をお知らせください。

●対象施設 ある ない

ある場合 対象建築物の 平米・建築年 各棟毎に記入

延べ床面積(平米)	建築年 西暦・和暦いずれでも	宿泊避難施設の指定
		<input type="checkbox"/> あり
		<input type="checkbox"/> なし

●ない場合 対象建築物の 平米・建築年 各棟毎に記入

延べ床面積(平米)	建築年 西暦・和暦いずれでも	宿泊避難施設の指定
		<input type="checkbox"/> あり
		<input type="checkbox"/> なし

※グループ会員施設様には、本社サイドで適宜の用紙にてお知らせいただければと存じます。

関係機関へ働きかけるため、宿泊団体としてまず実態(数字)の把握が重要です。

必ずご返信をお願いいたします。

改正耐震促進法への意見提案(パブリックコメント)がありましたらご記入下さい。

(ご不明な点は、事務局までご連絡下さい。)

日本旅館協会北海道支部連合会 専務理事 大野忠雄 事務局電話 011-221-4009 FAX011-221-8158

# 日本旅館協会北海道支部連合会

## 地方税の不均一課税実施状況に関する自治体調査報告書

調査期間	平成25年2月11日から3月8日
調査目的	整備法登録ホテル旅館の市町村における「地方税の不均一課税」実態調査
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光庁ホームページで、最新の登録ホテル旅館を確認</li> <li>・全登録ホテル旅館の所在市町村へ、郵送により「国際観光ホテル整備法に関する地方税不均一課税の実施状況調査表」に回答を戴く方式により実施</li> </ul>

調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録施設所在市町村へ、2月11日 37市町村へ会長要請文及び調査表を送付。</li> <li>・期日を2月20日として要請。回答31(未回答6)市町村をもって第一次集約。 (未回答6市町村に対しては、引き続き提供を要請し第2次集約を行う)</li> <li>・最終3月8日をもって集約完了</li> </ul>
------	---

資料1	市町村別 登録ホテル・旅館数 観光庁HPより
資料2	地方税の不均一課税実施状況に関する自治体調査表送付リスト
資料3	集約結果 地方税の不均一課税実施状況
資料4	国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館への固定資産税 軽減措置条例の実施市町村(平成23年度末 全国) 観光庁HPより
資料5	国際観光ホテル整備法 登録ホテル一覧 北海道抜粋 観光庁HPより 登録旅館一覧 北海道抜粋 観光庁HPより
資料6	関係市町村への要請文・調査表 平成25年2月11日発出

## 市町村別 登録ホテル・旅館数

調査 平成25年2月	登録ホテル・旅館数 H25.1.31現在 (観光庁HPから)
	「国際観光ホテル整備法」登録 37市町村 ホテル(70) 旅館(81)
	固定資産税軽減市町村 平成24年度末 16市町村

	市	軽減 市町村	登録 ホテル数	登録 旅館数	合計
1	札幌		15	10	25
2	函館		7	11	18
3	旭川		6		6
4	小樽	1	4		4
5	苫小牧		1		1
6	帯広		4		4
7	釧路	1	2	4	6
8	室蘭		1		1
9	伊達			1	1
10	網走	1	2	5	7
11	千歳		1	1	2
12	登別	1	1	6	7
13	富良野		5		5
14	北見		1	2	3
15	滝川		2		2
16	根室	1	2		2
17	稚内	1	1		1
	小計	17	55	40	95
内	実施市町村 小計	6	12	15	27

	町村	軽減 市町村	登録 ホテル数	登録 旅館数	合計
18	洞爺湖	1	1	7	8
19	浦河		1		1
20	音更			5	5
21	上川			4	4
22	上士幌			1	1
23	倶知安			1	1
24	斜里	1	1	4	5
25	鹿追			2	2
26	壮瞥	1		1	1
27	弟子屈	1	1	9	10
28	中標津	1	1	1	2
29	七飯		1		1
30	ニセコ		3		3
31	東川	1	2	1	3
32	美瑛			1	1
33	羅臼	1		2	2
34	利尻富士	1	3		3
35	留寿都	1	1		1
36	松前			1	1
37	白老	1		1	1
	小計	20	15	41	56
内	実施市町村 小計	10	10	26	36

実施市町村数 件数
-----------

合計	37	70	81	151
内 実施市町村 合計	16	22	41	63

全国	266	1015	1647	2662
----	-----	------	------	------

観光庁ホームページより

地方税の不均一課税実施状況に関する自治体調査表送付リスト

資料2

H25.2.11 発送 3.8回収期日

質問票送付先(37)

	自治体名	対応部署名	郵便番号	所在地
1	札幌市役所	財政局税政部固定資産税課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目 5階
2	函館市役所	財務部税務室 資産税賦課部門	040-8666	函館市東雲町4番13号
3	旭川市役所	税務部資産税課	070-8525	旭川市6条通9丁目46番地 総合庁舎
4	小樽市役所	資産税課家屋係	047-8660	小樽市花園2丁目12番1号
5	苫小牧市役所	財政部 資産税課	063-8722	苫小牧市旭町4丁目5番6号 市役所北庁舎2階
6	帯広市役所	総務部資産税課	080-8670	帯広市西5条南7丁目1
7	釧路市役所	総務部資産税課	085-8505	釧路市黒金町7丁目5番地
8	室蘭市役所	企画財政部課税課固定資産税係	051-8511	北海道室蘭市幸町1番2号
9	伊達市役所	企画財政部税務課	052-0024	北海道伊達市鹿島町20番地1
10	網走市役所	企画総務部税務課固定資産税係	093-8555	網走市南6条東4丁目
11	千歳市役所	総務部税務課家屋係	066-8686	千歳市東雲町2丁目34番地
12	登別市役所	市民生活部税務室税務グループ	059-8701	登別市中央町6丁目11番地
13	富良野市役所	総務部税務課資産税係	076-8555	富良野市弥生町1番1号
14	北見市役所	総務部資産税課	090-8509	北見市大通2丁目1番地 まちきた大通ビル
15	滝川市役所	市民生活部税務課資産税グループ	073-8686	滝川市大町1-2-15
16	根室市役所	総務部税務課	087-8711	根室市常盤町2丁目27番地
17	稚内市役所	総務部課税課資産税グループ	097-8686	稚内市中央3丁目13番15号
18	洞爺湖町役場	総務部税務財政課課税係	049-5692	虻田郡洞爺湖町栄町58番地
19	浦河町役場	税務課資産税係	057-8511	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
20	音更町役場	総務部税務課資産税係	080-0198	河東郡音更町元町2番地
21	上川町役場	税務住民課税務グループ	078-1753	上川郡上川町南町180番地
22	上士幌町役場	町民課賦課担当	080-1492	上士幌町字上士幌東3線238番地
23	倶知安町役場	税務課資産税係	044-0001	虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
24	斜里町役場	総務部税務課課税係	099-4192	斜里郡斜里町本町12番地
25	鹿追町役場	町民課税務係	081-0292	河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
26	壮瞥町役場	税務財政課 課税係	052-0101	有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7
27	弟子屈町役場	税務課 課税係	088-3292	川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
28	中標津町役場	税務課資産税係	089-1197	標津郡中標津町丸山2丁目22番地
29	七飯町役場	税務課 課税係	041-1192	亀田郡七飯町本町6丁目1-1
30	ニセコ町役場	税務課固定資産税係	048-1595	虻田郡ニセコ町字富士見47番地
31	東川町役場	税務課税務収納室	071-1492	上川郡東川町1知用目16番地
32	美瑛町役場	税務課資産税課	071-0292	上川郡美瑛町本町4丁目6番1号
33	羅臼町役場	税務財政課	086-1892	目梨郡羅臼町栄町100番地83
34	利尻富士町役場	税務会計課税務係	097-0101	利尻郡利尻富士町鶯泊字富士野6
35	留寿都村役場	税務課	048-1731	虻田郡留寿都村字留寿都175番地
36	松前町役場	税務課	049-1592	松前郡松前町字福山248番地
37	白老町役場	総務民生部財政税務課資産税グループ	059-0995	白老郡白老町大町1丁目1番1号

実施市町村(16)

集約結果

質問票送付先

現在実施自治体

地方税の不均一票税実施状況

調査期間 平成25年2月11日～2月20日(概率3/8)  
調査方法 質問票郵送による直接回答方式

対象市町村

整備法登録ホテル旅館所在市町村(37)

自治体名	登録数	一般税率	現在実施 一般税率	過去の不均一 課税適用税率	何年前に実施	時限措置	その他意見
1 小樽市役所	4	1.4/100	1.2/100			新たに固定資産税を課することとなった年度から5年間	
2 釧路市役所	6	1.4/100	1.2/100			阿寒町阿寒湖温泉地区のみ適用	
3 網走市役所	7	1.4/100	1.2/100			無い	
4 登別市役所	7	1.4/100	1.05/100			登録後、課税初年度から5年間	
5 根室市役所	2	1.4/100	1.2/100			無い	
6 稚内市役所	1	1.4/100	1.2/100			無い	
7 酒谷湖町役場	8	1.4/100	課税家数2の 額を20%を減免			無い	平成27年度評価面談において、ホテル旅館の建物に係る固定資産評価の見直し が実施されることから、これらの期間を踏まえて、不均一票税の在り方について検討 する必要がある。
8 斜里町役場	5	1.4/100	1.2/100			10年間に限る	
9 士呂町役場	1	1.4/100	1.3/100			無い	
10 弟子屈町役場	10	1.4/100	1.2/100			無い	
11 中標津町役場	2	1.4/100	1.2/100			無い	
12 東川町役場	3	1.4/100	1.2/100			7年間	
13 羅臼町役場	2	1.4/100	1.2/100			無い	
14 利尻富士町役場	3	1.4/100	1.2/100			無い	
15 留寿都村役場	1	1.4/100	1.2/100			国際観光ホテル整備法第5条第1項の規定による登録を受けた後、に基つき、新たに固定資産税を課することとなった 年度から5年間で、 最初に課税となった時から5年間	
16 白老町役場	1	1.7/100	70%				

現在実施していない自治体

自治体名	登録数	一般税率	現在実施 一般税率	過去の不均一 課税適用税率	何年前に実施	時限措置	その他意見
17 札幌市役所	25	1.4/100		1.0/100	S28～S50年度まで	国際観光ホテルの登録を受けた年の翌年度から5年 間に限り適用	昭和48年度に市県条例の改正を行い、適用税率が0.8%から1.0%適用期間が無 期から5年間に縮減され、 昭和51年度の廃止に当たり、昭和51年1月1日前に登録を受けた者については、 登録のあった日の属する年の翌年の4月1日の属する年度 から経過措置として5年適用していた。(完全廃止は昭和56年度)
18 函館市役所	18	1.4/100		1.0/100	昭和54年度を最後に廃止	なかった	
19 旭川市役所	6	1.4/100		1.3/100	平成20年度まで	なかった	
20 苫小牧市役所	1	1.4/100					申請時は検討する
21 帯広市役所	4	1.4/100					本市では、不均一票税を導入していません
22 室蘭市役所	1	1.4/100					申請を受けない
23 伊達市役所	1	1.4/100		0.7/4/100	16年前まで実施	当初課税から10年度分	申請を受けない
24 千歳市役所	2	1.4/100					申請を受けない
25 富良野市役所	5	1.4/100					申請を受けない
26 北見市役所	3	1.4/100		1.12/100	平成22年度まで	国際観光ホテル整備法第9条に基づき、登録を受けたホテルで合併時に不均一票税の適用を受けている固定資産税 の額に限り100分の1.12とする。	申請を受けない
27 渡川市役所	2	1.5/100					申請を受けない
28 滝川市役所	1	1.4/100					申請時は検討する
29 室蘭町役場	5	1.4/100		1.3/100	6年から8年前	平成16年度から平成18年度までの各年度分に限る	申請を受けない
30 上川町役場	4	1.4/100					申請が無
31 上士幌町役場	1	1.4/100					申請が無
32 厚知安町役場	1	1.4/100					申請を受けない
33 鹿追町役場	2	1.4/100					申請を受けない
34 七飯町役場	1	1.4/100					申請を受けない
35 ニセコ町役場	3	1.4/100		1.2/100	昭和58年から平成23年ま で実施	平成23年12月20日時点まで適用を受けていた場合、平成 28年度(6年間)まで適用となる。	申請が無
36 美瑛町役場	1	1.4/100					申請は無
37 松前町役場	1	1.4/100					申請時は検討する

国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館への固定資産税軽減措置条例の実施市町村 (平成23年度末)

都道府県名	軽減措置を設けている市町村名							市町村数
北海道	小樽市 二七〇町 洞爺湖町	釧路市 留寿都村 弟子屈町	北見市 東川町 中標津町	網走市 利尻富士町 羅臼町	稚内市 斜里町	根室市 壮瞥町	登別市 白老町	18
青森県	弘前市	八戸市	十和田市	大鰐町				4
岩手県	宮古市 西和賀町	大船渡市 平泉町	花巻市	一関市	釜石市	八幡平市	奥州市	9
宮城県	石巻市 松島町	塩竈市 女川町	気仙沼市 南三陸町	白石市	多賀城市	大崎市	蔵王町	10
秋田県	秋田市	大館市	男鹿市	湯沢市				4
山形県	米沢市	鶴岡市	酒田市	寒河江市	上山市	東根市		6
福島県	福島市	会津若松市	郡山市	北塩原村	猪苗代町			5
茨城県	水戸市 大洗町	日立市	北茨城市	笠間市	ひたちなか市	潮来市	神栖市	8
栃木県	宇都宮市	日光市	那須塩原市					3
群馬県	前橋市 みなかみ町	太田市	沼田市	渋川市	中之条町	嬭恋村	草津町	8
埼玉県	秩父市	本庄市	深谷市					3
千葉県	千葉市 勝浦市	銚子市 市原市	館山市 鴨川市	木更津市 君津市	成田市 南房総市	佐倉市 白子町	柏市 大多喜町	14
東京都	八丈町							1
神奈川県	横須賀市	箱根町	湯河原町					3
新潟県	新潟市 燕市 南魚沼市	長岡市 糸魚川市 弥彦村	三条市 妙高市 田上町	柏崎市 五泉市 湯沢市	新発田市 上越市 関川村	十日町市 阿賀野市 阿賀町	村上市 魚沼市	20
富山県	高岡市 朝日町	魚津市	氷見市	黒部市	砺波市	射水市	立山町	8
石川県	金沢市	七尾市	小松市	輪島市	加賀市	能美市	能登町	7
福井県	福井市	敦賀市	小浜市	あわら市	坂井市	美浜町		6
山梨県	笛吹市	身延町	山中湖村	富士河口湖町				4
長野県	長野市 大町市 白馬村	松本市 茅野市 高山村	上田市 千曲市 山ノ内町	飯田市 軽井沢町 野沢温泉村	諏訪市 立科町 信濃町	小諸市 阿智村	駒ヶ根市 木曾町	19
岐阜県	大垣市	高山市	恵那市	多治見市	郡上市	下呂市		6
静岡県	静岡市 焼津市 西伊豆町	浜松市 御殿場市 小山町	沼津市 下田市 川根本町	熱海市 伊豆の国市	三島市 東伊豆町	伊東市 南伊豆町	富士市 松崎町	17
愛知県	豊橋市	碧南市	豊田市	知立市				4
三重県	伊勢市	桑名市	鳥羽市	志摩市	菟野町			5
滋賀県	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	高島市			5
京都府	宮津市	京丹後市						2
大阪府	箕面市							1
兵庫県	姫路市	西宮市	伊丹市	宝塚市	新温泉町			5
奈良県	桜井市	生駒市	菅原村					3
和歌山県	和歌山市	田辺市	白浜町	那智勝浦町	串本町			5
鳥取県								0
島根県	松江市	出雲市	江津市					3
岡山県	総社市	瀬戸内市	美作市	鏡野町				4
広島県	広島市	尾道市	福山市	廿日市市				4
山口県	下関市	宇都市	山口市	岩国市	柳井市			5
徳島県	徳島市	鳴門市						2
香川県								0
愛媛県	松山市	宇和島市						2
高知県	室戸市	南国市	四万十市					3
福岡県	福岡市	久留米市	筑紫野市	うきは市	朝倉市			5
佐賀県	唐津市	鳥栖市	伊万里市	武雄市	嬉野市			5
長崎県	佐世保市	平戸市						2
熊本県	熊本市	山鹿市	菊池市	菊陽町	益城町			5
大分県	日田市	豊後大野市	由布市					3
宮崎県	宮崎市	都城市	日南市	日向市	高千穂町			5
鹿児島県	鹿児島市	指宿市	霧島市	奄美市				4
沖縄県	宜野湾市							1

## 国際観光ホテル整備法 登録旅館一覧

登録数 1500件

平成29年6月28日

登録番号	施設名称	住所	電話番号	URL
R0032	草月グランドホテル	北海道札幌市南区定山溪温泉東3の239	011-598-2231	<a href="http://www.shuetsurand.com/">http://www.shuetsurand.com/</a>
R0198	定山溪グランドホテル	北海道札幌市南区定山溪温泉東4の328	011-598-2211	<a href="http://www.aren.co.jp/">http://www.aren.co.jp/</a>
R0545	定山溪ホテル	北海道札幌市南区定山溪温泉西4の340の1	011-598-2111	<a href="http://www.kobanken-hotel.com/">http://www.kobanken-hotel.com/</a>
R0662	ホテル鹿の湯	北海道札幌市南区定山溪温泉西3の32	011-598-2311	<a href="http://www.shikanoyu.co.jp/">http://www.shikanoyu.co.jp/</a>
R0665	定山溪第一寶亭留・翠山亭	北海道札幌市南区定山溪温泉西3丁目105番地	011-598-2141	<a href="http://www.jozanken-daiichi.co.jp/jozanken/">http://www.jozanken-daiichi.co.jp/jozanken/</a>
R1298	佳松御苑・吉兆	北海道札幌市南区定山溪857	011-598-2661	
R1666	ぬくもりの宿ふる川	北海道札幌市南区定山溪温泉西4の363	011-598-2346	<a href="http://www.yado-furu.com/">http://www.yado-furu.com/</a>
R1981	定山溪ビューホテル	北海道札幌市南区定山溪温泉東2丁目111の3	011-588-3223	<a href="http://www.jozankelview.com/">http://www.jozankelview.com/</a>
R2599	定山溪万世閣ホテルミリオネ	北海道札幌市南区定山溪温泉東3丁目261番地	011-598-3500	<a href="http://www.milione.jp/">http://www.milione.jp/</a>
R0025	函館湯の川 わか松	北海道函館市湯川町1丁目2番27号	0138-59-2171	
R0133	花びしホテル	北海道函館市湯川町1の16の18	0138-57-0131	<a href="http://www.hanabishihotel.com/">http://www.hanabishihotel.com/</a>
R0237	湯の川グランドホテル	北海道函館市湯川町3丁目1番17号	0138-57-9161	
R0807	湯の浜ホテル	北海道函館市湯川町1の2の30	0138-59-2231	<a href="http://www.yunchama-hotel.com/">http://www.yunchama-hotel.com/</a>
R1302	湯の川プリンスホテル椿亭	北海道函館市湯川町1丁目2番25号	0138-57-3911	<a href="http://hngisatei.info/">http://hngisatei.info/</a>
R1994	竹葉新葉亭	北海道函館市湯川町2の6の22	0138-57-5171	<a href="http://www.chikuba-s.co.jp/index.shtml">http://www.chikuba-s.co.jp/index.shtml</a>
R2096	湯元塚本寺	北海道函館市湯川町1の18の15	0138-59-5365	<a href="http://www.takubokutai.com/">http://www.takubokutai.com/</a>
R2141	湯元塚本寺別荘飛天	北海道函館市湯川町1の17の2	0138-59-3566	
R2142	しおさい亭	北海道函館市湯川町1の2の7	0138-59-2336	<a href="http://www.shiosai-ten.com/">http://www.shiosai-ten.com/</a>
R2317	ホテル入川	北海道函館市湯川町3丁目9番7号	0138-59-2201	
R0658	ニュー阿寒ホテル	北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉2-8-8	0164-67-2121	<a href="http://www.newakenhotel.co.jp/">http://www.newakenhotel.co.jp/</a>
R1932	あかん遊久の里鶴雅	北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉4-6-10	0164-67-2531	<a href="http://www.tsuruage.com/">http://www.tsuruage.com/</a>
R2301	阿寒の森鶴雅リゾート花ゆき香	北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目6番1号	0164-67-2311	<a href="http://www.hanayuka.com/">http://www.hanayuka.com/</a>
R2592	あかん鶴雅別荘 柳の庭	北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目8番1号	0164-67-5500	<a href="http://www.hinanoza.com/">http://www.hinanoza.com/</a>
R2764	あかん湖鶴雅ウイングス	北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目6番5号	0164-67-4000	<a href="http://www.tsuruawings.com">http://www.tsuruawings.com</a>
R2765	ホテル阿寒湖荘	北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目5番10号	0164-67-2231	<a href="http://www.akenko.com">http://www.akenko.com</a>
R0834	大江本家	北海道北見市留辺笥町温根湯温泉番外地	0167-45-2511	<a href="http://www.oshonke.com/">http://www.oshonke.com/</a>

登録番号	施設名称	住所	電話番号	URL
R1623	温根湯ホテル四季平安の館	北海道北見市留辺笥町温根湯温泉492番地	0167-45-2211	<a href="http://www.onnevu-hotel.jp/index.html">http://www.onnevu-hotel.jp/index.html</a>
R0894	網走観光ホテル	北海道網走市宇呼入23番地3	0162-48-2121	<a href="http://www.abeshirikankohotel.co.jp/">http://www.abeshirikankohotel.co.jp/</a>
R2087	ホテル網走湖荘	北海道網走市宇呼入78	0162-48-2311	<a href="http://www.abeshirikoso.com/">http://www.abeshirikoso.com/</a>
R2718	北天の丘あはしり湖鶴雅リゾート	北海道網走市呼入159	0162-48-3211	<a href="http://www.hokutennoakn.com/">http://www.hokutennoakn.com/</a>
R2607	丸駒温泉旅館	北海道千歳市桃英内番外地	0123-25-2341	<a href="http://www.marukoma.co.jp/">http://www.marukoma.co.jp/</a>
R2625	支笏湖観光ホテル	北海道千歳市支笏湖温泉番外地	0123-25-2532	
R0060	視いの宿 登録グランドホテル	北海道登別市登別温泉町164	0143-84-2101	<a href="http://www.nobokura.co.jp/">http://www.nobokura.co.jp/</a>
R0587	登別プリンスホテル石水亭	北海道登別市登別温泉町208番地の1	0143-84-2255	<a href="http://www.sekisuitei.com/">http://www.sekisuitei.com/</a>
R0804	登別温泉郷 鹿乃家	北海道登別市登別温泉町162番地	0143-84-2222	<a href="http://www.takinoya.co.jp/index.html">http://www.takinoya.co.jp/index.html</a>
R1267	第一滝本館	北海道登別市登別温泉町66	0143-84-3322	<a href="http://www.lakimotokan.co.jp/">http://www.lakimotokan.co.jp/</a>
R1509	名湯の宿パークホテル雅亭	北海道登別市登別温泉町100番地	0143-84-2336	<a href="http://www.miyabitel.jp/">http://www.miyabitel.jp/</a>
R1621	登別プリンスホテル紅葉館	北海道登別市登別温泉町200番地の1	0143-84-2255	
R2184	登別万世閣	北海道登別市登別温泉町21番地	0143-84-3500	<a href="http://www.noboribetsu-manseikaku.jp/">http://www.noboribetsu-manseikaku.jp/</a>
R2498	北湯沢温泉郷 湯元名水亭	北海道伊達市大滝区北湯沢温泉町300番地2号	0142-68-6677	<a href="http://www.majusuitei.com/">http://www.majusuitei.com/</a>
R2673	温泉旅館 矢野	北海道松前郡松前町宇福山123番地	01394-2-2626	<a href="http://www.matsumae-yano.com/">http://www.matsumae-yano.com/</a>
R2510	湯元ニセコプリンスホテルひらふ亭	北海道虻田郡倶知安町宇山田204番地	0136-23-2239	<a href="http://hiraufutei.info/">http://hiraufutei.info/</a>
R0164	ホテル大雪	北海道上川郡上川町宇層雲峽	01668-5-3211	<a href="http://www.hotel-taisetu.com/">http://www.hotel-taisetu.com/</a>
R0369	層雲閣グランドホテル	北海道上川郡上川町宇層雲峽	01668-5-3111	<a href="http://www.souunkaku.co.jp/index.html">http://www.souunkaku.co.jp/index.html</a>
R0815	層雲峽観光ホテル	北海道上川郡上川町宇層雲峽温泉地	01668-5-3101	<a href="http://www.souunkyo-kankou.co.jp/">http://www.souunkyo-kankou.co.jp/</a>
R2035	層雲峽プリンスホテル朝陽亭	北海道上川郡上川町層雲峽	01668-5-3241	<a href="http://www.choyotei.com/">http://www.choyotei.com/</a>
R1292	天人閣	北海道上川郡東川町天人峽	0166-97-2111	<a href="http://www.tenninkaku.jp/">http://www.tenninkaku.jp/</a>
R2001	大雪山白金観光ホテル	北海道上川郡美瑛町宇白金山温泉10502番地	0166-94-3111	<a href="http://www.shirogane-kankou.com/">http://www.shirogane-kankou.com/</a>
R1697	知床グランドホテル北こぶし	北海道斜里郡斜里町ウトロ東172番地	01622-4-2021	<a href="http://www.shiretoko.co.jp/">http://www.shiretoko.co.jp/</a>
R1796	ホテル知床	北海道斜里郡斜里町ウトロ香川37番地	01622-4-2131	<a href="http://www.hotel-shiretoko.com/">http://www.hotel-shiretoko.com/</a>
R1869	知床第一ホテル	北海道斜里郡斜里町ウトロ香川306	01622-4-2334	<a href="http://www.shiretoko-1.com/">http://www.shiretoko-1.com/</a>
R1933	知床プリンスホテル 風なみ亭	北海道斜里郡斜里町ウトロ香川192番地	0162-24-2104	<a href="http://www.shiretoko-kazanamiki.com/">http://www.shiretoko-kazanamiki.com/</a>
R1714	洞窟サンパレス	北海道有珠郡壮瞥町宇洞窟湖温泉7の1	0142-76-4126	<a href="http://www.toyasunpalace.co.jp/">http://www.toyasunpalace.co.jp/</a>



登録番号	施設名称	住所	電話番号	URL
R2748	心のリゾート海の別荘ふる川	北海道白老郡白老町字虎杖浜289-3	0144-87-6111	<a href="http://www.kokoronno-resort.com/">http://www.kokoronno-resort.com/</a>
R0068	洞爺湖万世閣ホテルレイクサイドテラス	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉21番地	0142-73-3500	<a href="http://www.tovamansaikaku.jp/room/index.html">http://www.tovamansaikaku.jp/room/index.html</a>
R0740	洞爺観光ホテル	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉33	0142-75-2111	<a href="http://www.tovakanke.com/">http://www.tovakanke.com/</a>
R1478	洞爺プリンスホテル湖畔亭	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉7	0142-75-2211	<a href="http://www.toya-kohantel.com/">http://www.toya-kohantel.com/</a>
R1718	ホテルグランドトoya	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉144	0142-75-2288	<a href="http://www.grandtoya.com/">http://www.grandtoya.com/</a>
R1801	洞爺山水ホテル 和風	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉町78番地	01427-5-2361	<a href="http://www.sansui-hotel.com/">http://www.sansui-hotel.com/</a>
R2069	北海道ホテル	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉147	0142-75-2326	<a href="http://www.hokkaidohotel.com/">http://www.hokkaidohotel.com/</a>
R0842	笹井ホテル	北海道河東郡菅更町十勝川温泉北15の1	0155-48-2211	<a href="http://www.sasaihotel.com/">http://www.sasaihotel.com/</a>
R1195	十勝川国際ホテル筒井	北海道河東郡菅更町十勝川温泉1番地	0155-46-2301	<a href="http://www.tutui-h.com/">http://www.tutui-h.com/</a>
R1612	ホテル大平原	北海道河東郡菅更町十勝川温泉南15丁目1番地	0155-46-2121	<a href="http://www.daiheisen.com/">http://www.daiheisen.com/</a>
R1875	観月苑	北海道河東郡菅更町十勝川温泉南14丁目2番地	0155-46-2001	<a href="http://www.kangetsuen.com/">http://www.kangetsuen.com/</a>
R1939	十勝川温泉第一ホテル	北海道河東郡菅更町十勝川温泉南12の1(本館), 13の1(別館)	0155-46-2231	<a href="http://www.daiichihotel.com/">http://www.daiichihotel.com/</a>
R2700	糠平館観光ホテル	北海道河東郡上士幌町みかひち源泉郷北区48番地1	01564-4-2210	<a href="http://www.nukabirakan.com/">http://www.nukabirakan.com/</a>
R1453	然別湖畔温泉ホテル風水	北海道河東郡鹿追町字瓜幕然別湖畔	01666-7-2211	<a href="http://www.hotelhusui.com/">http://www.hotelhusui.com/</a>
R1630	然別湖ホテル福原	北海道河東郡鹿追町字瓜幕然別国有林163林班3小班	01666-7-2301	<a href="http://www.h-fukuhara.jp/">http://www.h-fukuhara.jp/</a>
R1671	ホテルニュー湯の関	北海道川上郡弟子屈町字川湯仁伏通25	01648-3-2011	
R1760	ホテル翠周	北海道川上郡弟子屈町字弟子屈120	01648-2-2141	<a href="http://www.hotel-masvu.com/">http://www.hotel-masvu.com/</a>
R1760	川湯第一ホテル	北海道川上郡弟子屈町川湯温泉1丁目2番3号	01648-3-2411	<a href="http://www.kaweyu.co.jp/jp/">http://www.kaweyu.co.jp/jp/</a>
R1761	川湯観光ホテル	北海道川上郡弟子屈町字川湯温泉1丁目2番30号	01648-3-2121	<a href="http://www.honsan.com/">http://www.honsan.com/</a>
R2678	名湯の森ホテルきたふくろう	北海道川上郡弟子屈町川湯温泉1丁目9番15号	01648-3-2960	<a href="http://www.kitafukuro.com/">http://www.kitafukuro.com/</a>
R2667	湯宿だいいち	北海道標津郡中標津町字養若4518番地	01637-8-2131	<a href="http://www.yocoushi.jp/">http://www.yocoushi.jp/</a>
R2467	ホテル磯の湯	北海道日置郡羅臼町湯ノ沢町7番地3号	01538-7-3001	<a href="http://www.rausu-minenoya.com/">http://www.rausu-minenoya.com/</a>

国際観光ホテル整備法 登録ホテル一覧

登録数 944件

平成29年6月28日

登録番号	施設名称	住所	電話番号	URL
H0044	札幌グランドホテル	北海道札幌市中央区北一条西4丁目2番地	011-261-3311	<a href="http://www.grand1934.com/">http://www.grand1934.com/</a>
H0161	札幌パークホテル	北海道札幌市中央区南十条西9丁目1番1号	011-511-5151	<a href="http://www.park1964.com/">http://www.park1964.com/</a>
H0312	センチュリーロイヤルホテル	北海道札幌市中央区北五条西5の2	011-221-2121	<a href="http://www.or-hotel.com/">http://www.or-hotel.com/</a>
H0366	札幌全日空ホテル	北海道札幌市中央区北三条西一丁目2番地9	011-221-4411	<a href="http://www.anahotel-sapporo.co.jp/">http://www.anahotel-sapporo.co.jp/</a>
H0481	ホテルオーグザ札幌	北海道札幌市中央区南一条西5の9の1	011-221-2333	<a href="http://www.sapporo-hotelokura.co.jp/">http://www.sapporo-hotelokura.co.jp/</a>
H0482	ススキノグリーンホテル1	北海道札幌市中央区南四条西2	011-511-4111	
H0535	京王プラザホテル札幌	北海道札幌市中央区北五条西7丁目2番地I	011-271-0111	<a href="http://www.keio plaza-sapporo.co.jp/">http://www.keio plaza-sapporo.co.jp/</a>
H0538	ニューオータニイン札幌	北海道札幌市中央区北二条西1の1	011-222-1111	<a href="http://newotani.sapporo.com/">http://newotani.sapporo.com/</a>
H0671	ホテルサンルートニュー札幌	北海道札幌市中央区南二条西6丁目1番地1	011-251-2511	<a href="http://www.sunroutehotel.jp/newsapporo/">http://www.sunroutehotel.jp/newsapporo/</a>
H0730	東京ドームホテル札幌	北海道札幌市中央区大通西8丁目1	011-261-0111	<a href="http://tokyodome-hotels-sapporo.com/">http://tokyodome-hotels-sapporo.com/</a>
H1241	アートホテルズ札幌	北海道札幌市中央区南9条西2丁目5番地	011-511-0101	<a href="http://art-sapporo.com/">http://art-sapporo.com/</a>
H1264	プレミアホテル中島公園札幌	北海道札幌市中央区南10条西6丁目1番21号	011-561-1000	<a href="http://www.novotel.sapporo.com/">http://www.novotel.sapporo.com/</a>
H0798	プレミアホテル-TSUBAKI-札幌	北海道札幌市豊平区豊平4条1丁目1番1号	011-821-1111	<a href="https://tsubaki.premierhotel-group.com/sapporo/">https://tsubaki.premierhotel-group.com/sapporo/</a>
H0588	札幌ホテルヤマチ	北海道札幌市西区琴似一条3の3の6	011-844-5555	<a href="http://www.s-hotel-yamachi.co.jp/">http://www.s-hotel-yamachi.co.jp/</a>
H0264	ホテル函館山	北海道函館市元町19番地1号	0138-23-7237	<a href="http://www2.odn.ne.jp/hotelhy/">http://www2.odn.ne.jp/hotelhy/</a>
H0269	ホテル函館ロイヤル	北海道函館市大森町16の9	0138-26-8181	<a href="http://royal.hokodate.jp/">http://royal.hokodate.jp/</a>
H0288	函館国際ホテル	北海道函館市大手町5番地10号	0138-23-6161	<a href="http://www.hokodate-kokusai.jp/">http://www.hokodate-kokusai.jp/</a>
H0728	ロワジールホテル函館	北海道函館市若松町14番10号	0138-22-0111	<a href="http://www.solarshotels.com/loisir/hotel-hokodate/">http://www.solarshotels.com/loisir/hotel-hokodate/</a>
H0969	ホテルニューオーテ	北海道函館市若松町8番6号	0138-23-4661	<a href="http://homepage2.nifty.com/new-oh-te/">http://homepage2.nifty.com/new-oh-te/</a>
H0969	ホテルキクヤ	北海道函館市若松町8番23号	0138-26-1144	<a href="http://www.hotel-kikyua.com/">http://www.hotel-kikyua.com/</a>
H1211	アクアガーデンホテル	北海道函館市大手町19番13号	0138-23-2200	<a href="http://www.aquagardenhotel.jp/">http://www.aquagardenhotel.jp/</a>
H0940	運河の宿おたるふる川	北海道小樽市色内1丁目2番15号	0134-29-2346	<a href="http://www.otaru-furukawa.com/">http://www.otaru-furukawa.com/</a>
H0970	小樽朝日クラッセホテル	北海道小樽市朝日川温泉2丁目676番地	0134-52-3800	<a href="http://www.classs-hotel.com/">http://www.classs-hotel.com/</a>
H1240	オーセントホテル小樽	北海道小樽市穂積2丁目15番1号	0134-27-8100	<a href="http://www.orient.co.jp/">http://www.orient.co.jp/</a>

登録番号	施設名称	住所	電話番号	URL
H0693	アートホテルズ旭川	北海道旭川市七条通6丁目29番地2-4	0166-26-9811	<a href="http://www.art-asahikawa.com/">http://www.art-asahikawa.com/</a>
H0835	藤田観光ワシントンホテル旭川	北海道旭川市宮下通7丁目10号	0166-23-7111	<a href="http://washington-hotels.jp/asahikawa/">http://washington-hotels.jp/asahikawa/</a>
H0876	旭川パークホテル	北海道旭川市高砂台3丁目8番38号	0166-61-4456	<a href="http://asahikawa-ph.com/">http://asahikawa-ph.com/</a>
H1106	ホテルクレスセント旭川	北海道旭川市6条通8丁目10号	0166-27-1111	<a href="http://www.hotel-cr.com/">http://www.hotel-cr.com/</a>
H0533	室蘭プリンスホテル	北海道室蘭市中央町1の4の9	0143-22-5555	<a href="http://muroman.noguchi-r.com/">http://muroman.noguchi-r.com/</a>
H0696	駅前センチュリーキャッスルホテル	北海道釧路市大川町2の5	0154-43-2111	<a href="http://www.castlehotel.jp/">http://www.castlehotel.jp/</a>
H1014	駅前プリンスホテル	北海道釧路市幸町7丁目1番地	0154-31-1111	<a href="http://www.princehotels.co.jp/kushiro/">http://www.princehotels.co.jp/kushiro/</a>
H0325	番広グランドホテル	北海道帯広市西二条南3の20	0155-22-4181	<a href="http://www.osh.co.jp/">http://www.osh.co.jp/</a>
H0878	森のスプリング北海道ホテル	北海道帯広市西7条南19丁目1番地	0156-21-0001	<a href="http://www.hokkaidohotel.co.jp/">http://www.hokkaidohotel.co.jp/</a>
H0938	十勝イン	北海道帯広市西3条10丁目14番地	0156-22-5161	<a href="http://tokachin.jp/">http://tokachin.jp/</a>
H1333	サロマ湖鶴雅リゾート	北海道北見市常呂町栗葉306番地の1	0152-54-2000	<a href="http://www.s-tsuruga.com/">http://www.s-tsuruga.com/</a>
H0389	網走セントラルホテル	北海道網走市南二条西3丁目7番地	0152-44-5151	<a href="http://www.nishinichi.com/">http://www.nishinichi.com/</a>
H1266	グランドホテルニュー王子	北海道苫小牧市表町4丁目2番10号	0144-31-3111	<a href="http://www.newo.r.co.jp/">http://www.newo.r.co.jp/</a>
H0886	稚内サンホテル	北海道稚内市中央3丁目7番16号	0162-22-6311	<a href="http://www.sunhotel.co.jp/">http://www.sunhotel.co.jp/</a>
H1203	ANAクラウンプラザホテル稚内	北海道稚内市開運1丁目2番2号	0162-23-8111	<a href="http://www.anacrownakana.com/">http://www.anacrownakana.com/</a>
H0676	根室グランドホテル	北海道根室市大正町2の2	0153-24-6611	<a href="http://www.nemuro.co.jp/">http://www.nemuro.co.jp/</a>
H0994	イーストハーバーホテル	北海道根室市光和町1丁目26番地	0153-24-1515	<a href="http://eastharbor-hotel.com/">http://eastharbor-hotel.com/</a>
H0494	ホテル日航千歳	北海道千歳市本町4丁目4番4号	0123-22-1121	
H0347	ホテルスエヒロ	北海道滝川市明神町2の2の16	0125-22-1311	<a href="http://hotel-suehiro.com/">http://hotel-suehiro.com/</a>
H0632	滝川ホテル三浦華園	北海道滝川市花月町1の2の26	0125-22-2101	<a href="http://www.murakawa.jp/">http://www.murakawa.jp/</a>
H0367	富良野プリンスホテル	北海道富良野市北の峰町18の6	0167-23-4111	<a href="http://www.princehotels.co.jp/furano/">http://www.princehotels.co.jp/furano/</a>
H0794	新富良野プリンスホテル	北海道富良野市宇中御料	0167-22-1111	<a href="http://www.princehotels.co.jp/newfurano/">http://www.princehotels.co.jp/newfurano/</a>
H1099	ホテルベルヒルズ	北海道富良野市北の峰町20番8号	0167-22-6200	<a href="http://www.bellhills.jp/">http://www.bellhills.jp/</a>
H1172	ホテルナトカールヴァルト富良野	北海道富良野市北の峰町14番46号	0167-22-1211	<a href="http://naturwald-furano.com/">http://naturwald-furano.com/</a>
H1173	ニュー富良野ホテル	北海道富良野市北の峰町14番38号	0167-22-2411	<a href="http://www.furano.ne.jp/nf-hotel/">http://www.furano.ne.jp/nf-hotel/</a>
H0426	滝本イン	北海道室別市室別温泉76	0143-84-2205	<a href="http://www.takimotoinn.co.jp/">http://www.takimotoinn.co.jp/</a>
H0947	函館大沼プリンスホテル	北海道亀田郡七飯町西大沼148番地	0138-67-1111	<a href="http://www.princehotels.co.jp/hakodate/">http://www.princehotels.co.jp/hakodate/</a>

登録番号	施設名称	住所	電話番号	URL
H0562	ザ・グリーンリーフ・ニセコビレッジ	北海道虻田郡ニセコ町字取山1	0136-44-1111	<a href="http://www.thegreenleafhotel.com/ja">http://www.thegreenleafhotel.com/ja</a>
H0696	ホテル甘露の森	北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ415	0136-58-3121	<a href="http://www.kearonomori.com/">http://www.kearonomori.com/</a>
H1145	ヒルトンニセコビレッジ	北海道虻田郡ニセコ町字曾我919番地1他	0136-44-1111	<a href="http://hiltennisekovillage.jp/">http://hiltennisekovillage.jp/</a>
H0981	ルスツリゾートホテル&コンベンション	北海道虻田郡留寿都村字泉川13番地他	0136-46-3331	<a href="http://rusutsu.co.jp/">http://rusutsu.co.jp/</a>
H1371	旭岳万世閣ホテルベアモンテ	北海道上川郡東川町勇駒別1418番地	0166-97-2321	<a href="http://www.beaumonta.jp/">http://www.beaumonta.jp/</a>
H1432	旭岳万世閣ホテルディアバレー	北海道上川郡東川町勇駒別1418番地	0166-97-2321	<a href="http://www.daarvallar.jp/">http://www.daarvallar.jp/</a>
H0666	北国ランドホテル	北海道利尻郡利尻富士町鶯泊字栄町98	01638-2-1362	<a href="http://www.kitaguni-gp.com/">http://www.kitaguni-gp.com/</a>
H1398	ホテルあや瀬	北海道利尻郡利尻富士町鶯泊字栄町122番地	0163-82-1560	<a href="http://www.telnet-rishki.info/pr/avase/">http://www.telnet-rishki.info/pr/avase/</a>
H1416	利尻マリンホテル	北海道利尻郡利尻富士町鶯泊字港町81-5	01638-2-1337	<a href="http://www.marine-h.com/index2.htm">http://www.marine-h.com/index2.htm</a>
H1486	ルートイングランディア知床斜里駅前	北海道斜里郡斜里町港町16-10	0162-22-1700	<a href="http://www.hotel-grandia.co.jp/shiretoko/">http://www.hotel-grandia.co.jp/shiretoko/</a>
H1368	ザ・ウインザーホテル洞爺リゾート&スパ	北海道虻田郡洞爺湖町清水336番6	0142-73-1111	<a href="http://www.windsor-hotels.co.jp/jp/">http://www.windsor-hotels.co.jp/jp/</a>
H1520	ザ・レイクビューTOYA 乃の風リゾート	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉29-1	0142-76-2800	<a href="http://nonokeze-resort.com/">http://nonokeze-resort.com/</a>
H0865	浦河イン	北海道浦河郡浦河町築地3丁目1番3号	01462-2-1212	<a href="http://www.urakawa100.com/">http://www.urakawa100.com/</a>
H0612	屈斜路プリンスホテル	北海道川上郡弟子屈町屈斜路338の1	01548-4-2111	<a href="http://www.princehotels.co.jp/kussaro/">http://www.princehotels.co.jp/kussaro/</a>
H0861	トヨーランドホテル	北海道標津郡中標津町東20条北1丁目2・3	01537-3-1234	<a href="http://www.toyo-hotel.jp/">http://www.toyo-hotel.jp/</a>

日本旅館協会北海道支部連合会

クレジットカードの契約手数料率・販売額に関する調査報告

- ・総務委員会1/10 正副会長会議1/24の方針を受けて実態調査を実施
- ・調査表は本部の指導を受け作成
- ・対象会員数 全道240会員

調査期間	平成25年1月29日から2月18日 (21日間) 調査延長3/8まで38日間
調査目的	実態調査の上、本部専門委員会と連携し、組織会員の総取扱を把握のうえ今後の料率引き下げ交渉のデーターとする。
調査内容	平成24年1年間の販売額(もしくは直近の年度決算から) ・全体売り上げに占める 「クレジットカード販売」割合 ・カード会社別 加盟店契約手数料 カードによる年間販売額
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員周知は、1月29日 240会員へFAXにより会長要請文・調査表(1枚)を送付。</li> <li>・期日を2月13日として要請するも回答状況(85会員)思わしくなく、2月13日未回答155会員へ2月18日までとして延長と協力を再度FAXにて周知する。</li> <li>・結果、合計125会員からの回答(回答率52%)となり中間集約を行う。</li> <li>・2月27日 集約率53%の調査内容を全会員に郵送中間報告</li> <li>・再度 3月8日まで調査期間を延長し集計を実施する</li> </ul>
集約結果	P2 全会員カード販売額(未回答は平均を乗じて推計)
	表1 P3 カード取扱い回答会員数の状況 151会員 カードによる販売割合の回答状況 133会員(回答数の88%) カード別手数料率 最少 最大
	表2 P4 売上に占めるカード販売率 (133会員回答) カード別販売額 全体販売額 1.11億4千万円
	表3 P5 カード別契約数 カード別販売額順位 カード別契約数順位
	表4-1 P6 販売額1位から4位 カード手数料率別契約件数 販売額1位 JCB 38.9億円 契約数136件 販売額2位 VISA 22.1億円 契約数122件 表4-2 P7 販売額3位 UFJ 12.0億円 契約数115件 販売額4位 UC 9.5億円 契約数108件

1

日本旅館協会北海道支部連合会  
 クレジットカードの契約販売額に関する調査

全会員カード販売額  
 (未回答は平均を乗じて推計)

客室数別会員数

室数	軒
1~50	144
51~100	48
101以上	48
	240

今回調査回答状況

会員数	240
回答	151
未回答	89
回答率	63%

回答内訳

カード取扱い回答	151
カード販売割合回答数	133
未回答	18
全回答に占めるカード割合回答率	88%

内契約なし11

回答販売額	111.4億円
-------	---------

■カード販売額 (含むカード販売額未回答 107推計)

客室数区分(室数)	軒	回答会員から1会員当たり平均値算出			内未回答	全カード販売額(含む未回答 107軒推計)
		カード販売額(単価:万円)	1会員平均(単価:万円)	全会員数(軒)		
1-50	契約なし	11		11		
		56	124,006	133	77	
51-100		26	173,230	48	22	
101以上		40	816,784	48	8	
合計		133	1,114,020	240	107	

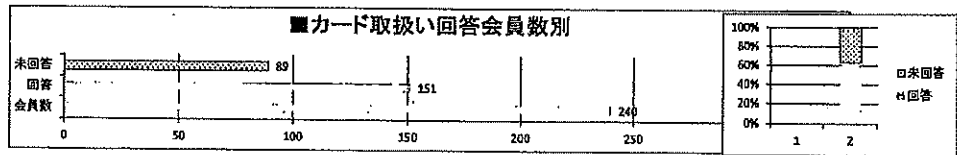
全会員カード販売額(未回答を推計)	159.4億円
-------------------	---------

2

■カード取扱い回答会員数別

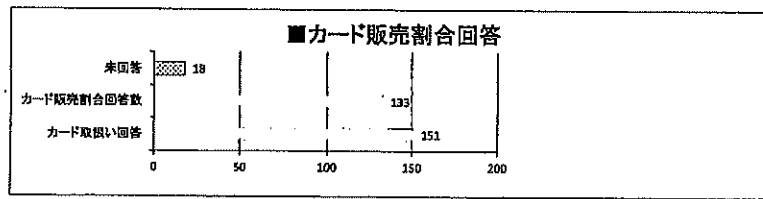
表 1

会員数	240
回答	151
未回答	89
回答率	63%



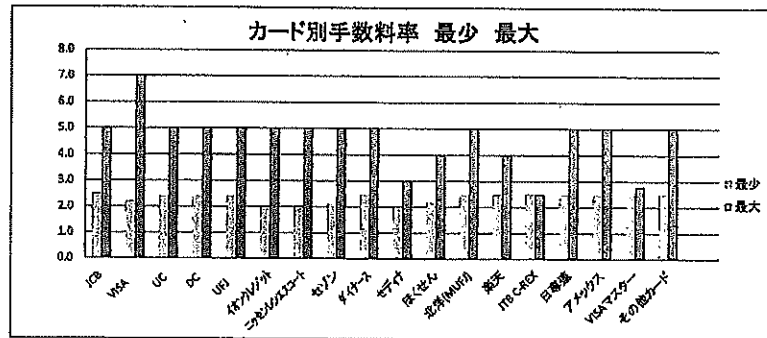
■カード販売割合回答

カード取扱い回答	151
カード販売割合回答数	133
未回答	18
全回答に占めるカード割合回答率	88%



■カード別手数料率 最少 最大

カード名	最少	最大
JCB	2.6	5.0
VISA	2.2	7.0
UC	2.4	5.0
DC	2.4	5.0
UFJ	2.4	5.0
イオンクレジット	2.0	5.0
ニッセンレスポルト	2.0	5.0
セゾン	2.1	6.0
ダイナース	2.5	6.0
セディナ	2.0	3.0
ほくせん	2.2	4.0
北洋(MUFJ)	2.6	5.0
楽天	2.5	4.0
JTB C-RBX	2.5	2.5
日専連	2.5	5.0
アメックス	2.5	6.0
VISAマスター	2.5	2.8
その他カード	2.5	6.0



3

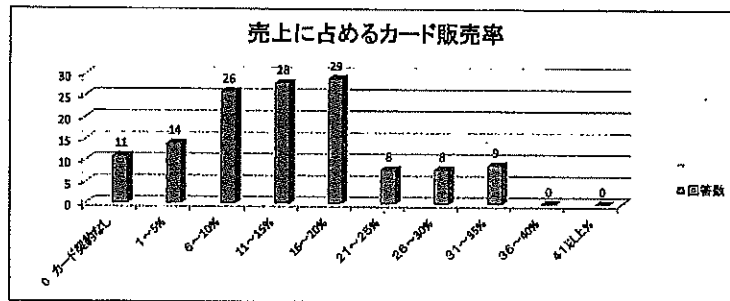
回答数	%
11	8%
14	11%
26	20%
28	21%
29	22%
8	6%
8	6%
9	7%
0	0%
0	0%
133	

■売上に占めるカード販売率

151 回答中

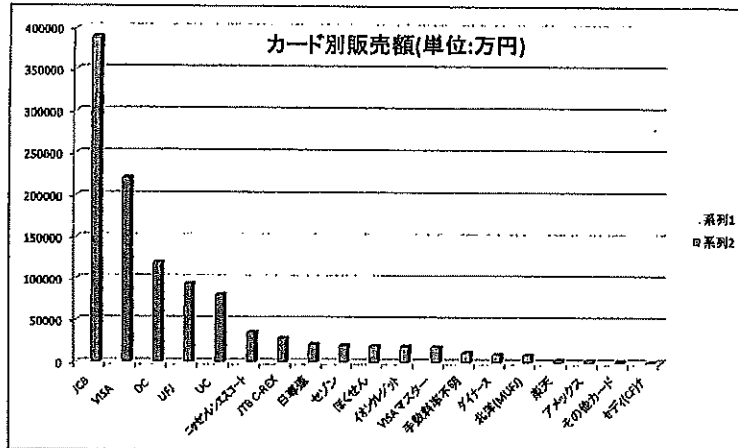
133 有効回答

表 2



カード名	(単位:万円)
1 JCB	369,440
2 VISA	221,382
3 DC	120,264
4 UFJ	94,656
5 UC	81,268
6 ニッセンレスポルト	35,705
7 JTB C-RBX	29,096
8 日専連	21,903
9 セゾン	20,577
10 ほくせん	19,734
11 イオンクレジット	19,451
12 VISAマスター	18,769
13 手数料率不明	12,109
14 ダイナース	9,841
16 北洋(MUFJ)	9,393
16 楽天	3,743
17 アメックス	3,411
18 その他カード	2,212
19 セディナ(CF)	1,097
	1,114,020

■カード別販売額(単位:万円) 回答数 151 施設



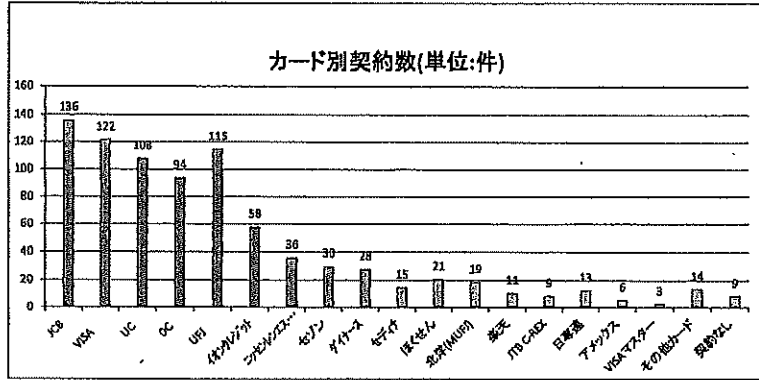
※カード販売額 111.402 億円

4

■カード別契約数 151 回答

表 3

カード名	契約数
1 JCB	136
2 VISA	122
3 UC	108
4 DC	94
5 UFJ	115
6 イオンクレジット	58
7 ニッセインエスコート	36
8 セゾン	30
9 ダイナース	28
10 セディナ	15
11 ほくせん	21
12 北洋(MUFJ)	19
13 楽天	11
14 JTB C-REX	9
15 日専連	13
16 アメックス	6
17 VISAマスター	3
18 その他カード	14
19 契約なし	9
<b>838</b>	



販売額順

	万円
1 JCB	389,440
2 VISA	221,382
3 DC	120,284
4 UFJ	94,555
5 UC	81,268
6 ニッセインエスコート	35,705
7 JTB C-REX	29,096
8 日専連	21,983
9 セゾン	20,577
10 ほくせん	19,734
11 イオンクレジット	19,461
12 VISAマスター	18,788
13 手数料率不明	12,109
14 ダイナース	9,841
15 北洋(MUFJ)	9,393
16 楽天	3,743
17 アメックス	3,411
18 その他カード	2,212
19 セディナ(CP)	1,087

カード契約数順

	件
1 JCB	136
2 VISA	122
3 UFJ	115
4 UC	108
5 DC	94
6 イオンクレジット	58
7 ニッセインエスコート	36
8 セゾン	30
9 ダイナース	28
10 ほくせん	21
11 北洋(MUFJ)	19
12 セディナ	15
13 その他カード	14
14 日専連	13
15 楽天	11
16 JTB C-REX	9
17 契約なし	9
18 アメックス	6
19 VISAマスター	3

(その他カード)  
中国銀聯1 ポケット2 OMCI 日本信販1 JALDI  
アプラス1 オリエント1 ライフ1 ジャックス1 トヨタ2

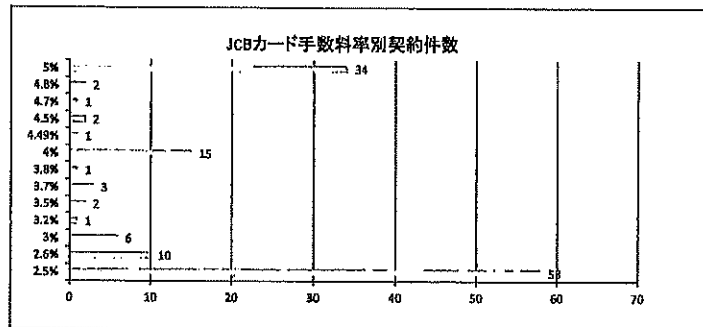
■販売額順位 1位 38.9 億円 151 回答

表4-1

JCBカード手数料率別 (%)

2.5%	68
2.6%	10
3%	6
3.2%	1
3.5%	2
3.7%	3
3.8%	1
4%	15
4.49%	1
4.5%	2
4.7%	1
4.8%	2
5%	94
<b>136</b>	

136 施設

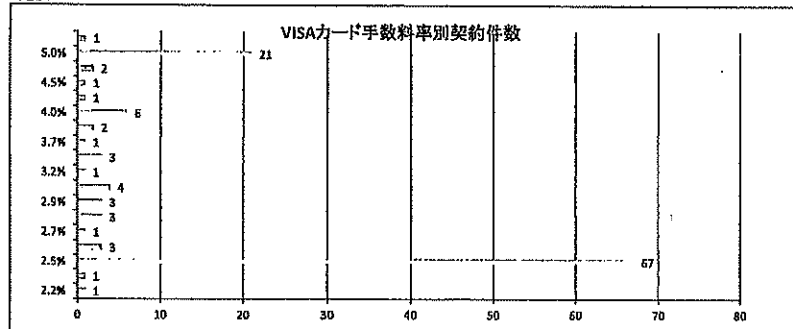


■販売額順位 2位 22.1 億円 151 回答

VISAカード手数料率別 (%)

2.2%	1
2.4%	1
2.5%	67
2.6%	3
2.7%	1
2.8%	3
2.9%	3
3.0%	4
3.2%	1
3.5%	3
3.7%	1
3.8%	2
4.0%	0
4.49%	1
4.5%	1
4.8%	2
5.0%	21
7.0%	1
<b>122</b>	

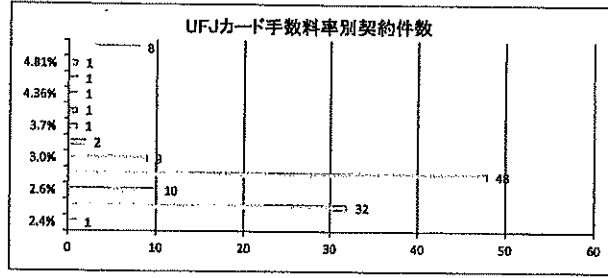
122 施設



UFJカード手数料率別 (%)

2.4%	1
2.5%	32
2.6%	10
2.8%	48
3.0%	9
3.5%	2
3.7%	1
4.0%	1
4.36%	1
4.49%	1
4.81%	1
6.0%	8
<b>115</b>	

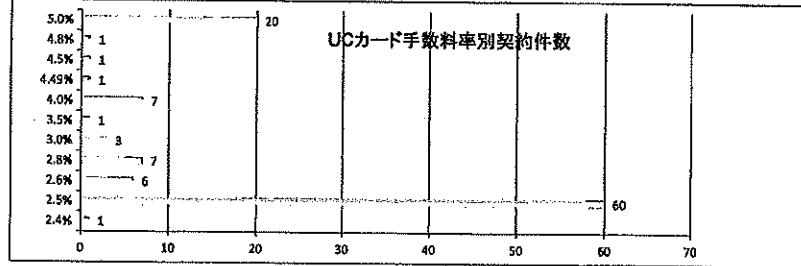
115 施設



UCカード手数料率別 (%)

2.4%	1
2.5%	60
2.6%	6
2.8%	7
3.0%	3
3.5%	1
4.0%	7
4.49%	1
4.6%	1
4.8%	1
5.0%	20
<b>108</b>	

108 施設







## 5 支部連合会規約・規程・内規・申し合わせ事項

規約 規程 内規 申し合わせ事項等 一覧	107
北海道支部連合会規約	108
賛助会員規程	113
慶弔災害病気見舞規程	115
旅費規程	116
役員選出に関する規程	117
就業規則	118
65歳以降の職員継続雇用に関する内規	124
給与規程	125
退職手当規程	127
北海道旅館ホテル政経懇話会規程	129
正会員の指定代理人に関する規程	131
申し合わせ事項 会費免除について	135
暴力団等対策協議会会則	136
特定個人情報等取扱い規程	139
正会員の新規入会に関する内規	143



## 規約 規程 内規 申し合わせ事項等 一覧

北海道支部連合会設立 平成24年10月1日

	規程・内規・申し合わせ事項 等	制定日	改訂日等
1	日本旅館協会北海道支部連合会規約	24.10.1	
2	賛助会員規程	24.10.1	
3	慶弔災害病気見舞規程	24.10.1.	
4	旅費規程	24.10.1	28.4.1 別表改訂
5	役員選出に関する規程	24.10.1	
6	就業規則	24.10.1	
7	65歳以降の職員継続雇用に関する内規	25.5.21	
8	給与規程	25.5.21	
9	退職手当規程	25.5.21	
10	北海道旅館ホテル政経懇話会	25.5.21	
11	正会員の指定代理者に関する規程	26.5.20	27.5.19 改訂
12	申し合わせ事項 会費免除について	27.2.3	
13	日本旅館協会北海道支部連合会暴力団等対策協議会会則	27.5.19	
14	特定個人情報等取扱規程	27.12.1	
15	正会員の新規入会に関する内規	28.1.29	

# 日本旅館協会北海道支部連合会規約

平成24年10月1日制定

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本団体は、日本旅館協会北海道支部連合会（以下「支部連合会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本支部連合会は、事務所を札幌市に置く。

2 本支部連合会は、道東、道北、道央、道南に地区支部を置くことができる。

(目的及び事業)

第3条 本支部連合会は、一般社団法人日本旅館協会定款の趣旨により、北海道内会員の連携協調を図り、同協会の目的(同協会定款第3条)及び事業(第4条)に協同・協力することを目的とする。

## 第2章 会 員

(会員構成)

第4条 本支部連合会の会員は次のとおりとする。

(1)正会員

(2)名誉会員

(3)賛助会員

2 正会員は、一般社団法人日本旅館協会正会員の資格を得た者とする。

3 名誉会員は、観光事業に関する学識経験者であって理事会の推薦した者とする。

4 賛助会員は、本支部連合会の趣旨に賛同する者で、会長が推薦し理事会の承認を得た者とする。

(入会金、会費の納入)

第5条 会員は、総会において別に定める額の入会金及び会費等を納めなければならない。

2 賛助会員は、総会の定めるところにより会費を納めなければならない。

3 会員の既納の入会金及び会費等は返還しないものとする。

(除 名)

第6条 一般社団法人日本旅館協会定款第10条の規定を準用する。会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して総会の日から1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1)本部定款その他の規則に違反したとき

(2)本会の名誉を毀損し又は信用を失わせる行為があったとき

(3)本会の趣旨又は総会の議決に違反した行為があったとき

(4)その他、除名すべき正当な事由があるとき

#### (資格の喪失)

第7条 一般社団法人日本旅館協会定款第11条の規定を準用する。正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員の資格を失う。

- (1) 会費を納付しなかったとき
- (2) 正会員の資格基準に適合しなくなったとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は当該正会員が代表権を有する法人が解散したとき
- (4) 退会の届出をしたとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 旅館ホテル営業を廃止したとき、又は当該旅館ホテルを経営しなくなったとき。

2 ただし、前項第1号、第2号に該当する場合は、予め警告書を発して注意喚起した上で、改善が見られなかったときに資格喪失の手続を行う。

#### (権利の喪失)

第8条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費その他本支部連合会の資産に対し何等の請求をすることができない。

### 第3章 会 議

#### (会議種別)

第9条 会議は、総会、理事会、正副会長会議とする。

- 2 会議は、すべて会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 会議は、すべての構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長が決する。
- 5 会議に出席できない者は、委任状によりその会議の他の構成員を代理として議決権を行使することができる。
- 6 前項の規定により代理人により議決権を行使する者は、これを出席者とみなす。

#### (総会の構成等)

第10条 総会は、会員を持って構成し、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員総数の5分の1以上から、その理由を付して請求があったとき招集する。

#### (総会の議決権)

第11条 総会における議決は、正会員をもって行う。その議決権は平等とし、各1個とする。

#### (総会の招集)

第12条 総会を招集しようとするときは、開会の日々の2週間前までに会議の目的事項、日時及び場所を示して会員に通知しなければならない。

#### (総会の議決事項)

第13条 次の事項は総会に附議しなければならない。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画案及び収支予算案

- (3) 規約の改正、変更
- (4) 解散及びこれに伴う財産の処分
- (5) 入会金及び会費の決定
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) その他重要事項

#### 第4章 役員等

(役員)

第14条 本支部連合会に次の役員を置く。

会長	1名	
副会長	8名以内	うち4名を地区支部(長)担当とする
専務理事	1名	
理事	30名以内	うち2名を会計監査担当とする

(役員を選任)

第15条 会長、副会長、理事(会計監査担当を含む)は総会で選任する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、就任後2年目の通常総会の日までとする。但し重任は妨げない。

2 役員補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは従前の職務を行うものとする。

(役員職務)

第17条 会長は、本支部連合会を代表し業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して業務を総括し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 地区支部(長)担当の副会長は、担当地区の会員への連絡連携に努める。

4 専務理事は、会長、副会長の指揮を受け専ら会務を処理する。

5 理事は、会務を掌理する。

6 会計監査担当理事は、支部連合会の会計会務の執行状況を監査する。

(役員報酬)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては有給とすることができる。

2 役員が会務のために要した経費は、支給することができる。

(顧問及び相談役)

第19条 本支部連合会に、顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議により会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて、会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役任期は、第16条の規定を準用する。

## 第5章 理事会

(理事会の構成等)

第20条 理事会は、会長、副会長、理事を持って構成し、会長が必要と認めたと  
き、または理事の3分の1以上の請求があったとき、これを招集する。

(理事会の議決事項)

第21条 次の事項は理事会に附議しなければならない。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告等総会に附議する議案
- (2) 内規の制定及び改廃
- (3) その他重要事項

## 第6章 正副会長会議及び委員会

(正副会長会議の構成等)

第22条 正副会長会議は、会長、副会長をもって構成する。

2 正副会長会議は、会長がこれを招集し、会務の重要事項について協議する。

(委員会)

第23条 会長は、本支部連合会の目的達成に必要な事業の実施と円滑な運営を図  
ため、必要に応じ理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

## 第7章 事務局

(事務局)

第24条 本支部連合会に事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産)

第25条 本支部連合会の資産は、入会金、会費、交付金、寄付金等による。

(会計年度)

第26条 本支部連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終  
わる。

(資産の管理)

第27条 本支部連合会の資産は、会長が管理しその管理方法は理事会の議決を経  
て会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第28条 本支部連合会の経費は、資産をもって支弁する。

2 毎事業年度の決算において、余剰金が生じたときは翌年度に繰り越すものと  
する。

第29条 会長は、毎事業年度終了とともに必要書類を作成し、監査を受け通常総  
会の承認を得なければならない。

## 第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第30条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

2 総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第31条 一般社団法人日本旅館協会定款第47条の規定により同協会が解散した場合において、本支部連合会を解散しようとするときは、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第32条 本支部連合会が解散した場合の残余財産の処分については、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第10章 雑則

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、本支部連合会の運営上必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

第34条 本規約は、平成24年10月1日から施行する。



## 賛助会員規約

### (入 会)

- 第1条 賛助会員は、旅館、ホテル事業に関係の深い社会的信望のある事業所であって、日本旅館協会会員の複数の推薦により役員会が承認した事業所の代表者とする。
- 2 入会希望者は、日本旅館協会北海道支部連合会の正会員2名の推薦を受け所定の申込書により、北海道支部連合会事務局を窓口とする。
- 3 入会金は、一賛助会員3万円とする。

### (会 費)

- 第2条 年額会費は、一口3万円とする。
- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事情があってもこれを返還しないものとする。

### (北海道支部連合会との関係)

- 第3条 賛助会員は、総会終了後の懇親会に出席し、交歓の機会を得るとともに常に北海道支部連合会会員の事業所をマーケットとし自社の優秀な製品、商品の宣伝販売を促進する事ができる。
- 2 賛助会員は、当協会が発行する刊行物について配布を受けることができる。

### (退 会)

- 第4条 次の各号に該当すると認められた場合は、理事会は退会と認める。
- (1) 賛助会費未納が、一年以上に及んだとき。
- (2) 日本旅館協会北海道支部連合会の正会員並びに賛助会員に著しい迷惑又は、不名誉な行為が発生したとき。
- (3) 賛助会員の事業所が解散したとき。

### (附 則)

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

賛助会員 協賛事業者加入申込書

※協賛事業者番号 \_\_\_\_\_

※加入 年 月 日 \_\_\_\_\_

所在地 〒	(電話 — — )
社名又は氏名 (業種・取扱商品	)
代表者氏名	

年間維持費	申込口数	口
-------	------	---

賛助会員 協賛事業者の趣旨に賛同し、加入申込みをします。

平成 年 月 日

日本旅館協会北海道支部連合会会長 殿

日本旅館協会推薦会員

施設名	
氏 名	印
施設名	
氏 名	印

(※印欄は事務局にて記入)

## 慶弔災害病氣見舞規程

### (目 的)

日本旅館協会北海道支部連合会会員及び関係団体等で支部連合会業務に関連のあるものについて、会長が必要と認めた場合は、お祝い、香料、お見舞い、餞別等を贈呈することができる。

#### 1. 会員の死亡の場合

	香料	供花代
正会員	10,000 円	時価

#### 2. 会員家族死亡の場合

	香料	供花代
正会員	10,000 円	時価

ただし、会員家族については、同居又は扶養を原則とする。

#### 3. 会員の入院・病氣治療

	見舞金	見舞品
正会員	10,000 円	時価

ただし、病氣又は怪我等により一カ月以上にわたり入院治療及び自宅療養を原則とする。

#### 4. 天災・火災・風水害による被災の場合

地区支部長からの報告にもとづいて、被災の状況により、正副会長間で協議し 10,000 円から 30,000 円の範囲で見舞金を贈る。

ただし、事情によって、その都度協議し増減することができる。

#### 5. 叙勲・褒章の受賞

正副会長間で、祝い金・記念品又は祝賀会等について協議し、その上限額を 30,000 円とし受賞者に贈る。

#### 6. 新築・増築の落成祝い

お祝い金又はお祝い花を贈る。

#### 7. その他

お祝い、お悔み等に際し、祝電・弔電(レタックス含む)を贈ることができる。

この規程によれない特別な事情のある場合は、正副会長間で協議又は会長の決済による。

### (附 則)

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

# JR 北海道企画乗車券発売終了に伴う旅費規程第6条 別表改訂について

## 旅 費 規 程

第1条 日本旅館協会北海道支部連合会の役員及び職員が会議等でその招集を受けた場合は、この規程により支給する。

第2条 北海道内における出張の交通機関は、原則としてJR北海道最寄駅を起点とし、最も経済的な旅行行程により運賃・料金を支給する。

第3条 交通機関の運賃・料金は次により支給する。

### 1 JR北海道

(1) 最短距離の普通旅客運賃

(2) 特急にあつては、通常期の特急料金

(3) 割引きの往復企画乗車券設定区間は、経済効果から優先適用する。

### 2 バス

最寄駅までの最短距離のバス運賃

第4条 通常会議における宿泊費は支給しない。ただし、調査等連合会の要請による宿泊が伴うときは、1日当たり10,000円を支給する。

第5条 旅行行程に応じて、1日当たり1,500円の日当を支給する。ただし、会議開催地の出席者には不支給とする。

第6条 旅費の支給額は別表の通りとする。

第7条 この規程の全部又は一部を改正するときは、支部連合会理事会で協議し決定する。

(附 則)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

別表改訂 平成26年4月 1日 消費税改定に伴う。

別表改訂 平成28年4月 1日 JR企画乗車券設定終了に伴う。

## 役員選出に関する内規

平成24年10月1日 制定

- 第1条 規約第15条に定める役員の選出については、この内規の定めるところによる。
- 第2条 役員（専務理事を除く）は、定数の定足数内において、原則として支部連合会会員数10人に対し1人の割合で選出することとする。  
ただし、端数を生じた場合、端数5人以上は1人を加え、4人以下の場合はこれを切り捨てるものとする。
- 第3条 役員の選出は、役員選考委員会により選出し、総会において選任する。
- 第4条 役員選考委員会は、5名をもって構成する。なお、委員長は委員の互選により選出する。
- 第5条 会長は、全道的な視野において役員選考委員会で候補者を推薦し総会において選任するものとする。
- 第6条 副会長は、道東、道北、道央、道南の各地区より原則各1名を推薦し総会において選任するものとする。
- 第7条 役員は第2条の基準により、各地区に理事会の決議により配分するものとする。  
ただし、地区支部理事数については会員数の増減により、著しく差異が生じたときは、理事会において協議し調整することができる。
- 第8条 会計監査担当理事は、会員数の多い地区から各1名、計2名を推薦することを原則とする。
- 第9条 専務理事は、会長が役員選考委員会に候補者を推薦するものとする。
- 第10条 役員の任期は、規約の定めにより2ヵ年とする。ただし、重任は妨げない。

（附 則）

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

# 日本旅館協会北海道支部連合会

## 就業規則

### 第1章 総 則

第1条 この規則は、日本旅館協会北海道支部連合会事務局（以下「支部連合会」という）に職員として採用されたすべての者に適用する。

2 この規則及びこの規則の付属規程に定めた事項のほか、職員の就業に関する事項は労働基準法その他の法令に定めるところによる。

但し、臨時試用員・パートタイマー等勤務態様が特殊な条件に服する者に対しては、その者に特殊な定めをする場合がある。

第2条 支部連合会に応募しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1)履歴書(写真添付)
- (2)最終学校卒業（又は卒業見込）証明書
- (3)その他、支部連合会が指定する書類

2 採用された者は、採用後2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

ただし、応募に際し提出済みの書類については、この限りでない。

- (1)身元保証書（保証人1名を要する）
- (2)住民票
- (3)扶養親族届書
- (4)通勤方法及び現住所の略図
- (5)その他、支部連合会が指定した書類

### 第2章 勤 務 時 間

第3条 職員の勤務時間は、次の通りとする。

始業 9時00分

終業 17時00分

2 休憩時間は12時00分から13時30分までの間において、各人ごとに1時間を与える。

第4条 職員の休日は、次の通りとする。

- (1)土曜日、日曜日及び祝祭日
- (2)年末年始（12月29日～1月3日）

2 業務の都合でやむを得ない場合には、前項各号の休日を前後1週の日に振り替えることがある。

第5条 本支部連合会は、職員に、業務上の都合により職員代表と協定した範囲内において、第3条の時間を超えた時間外勤務又は前条の休日に休日勤務を命ずることがある。この場合は、給与規程に定める割増手当を支払う。

第6条 職員が欠勤しようとするときは、事前に事務局長に届け出なければならない。ただし、その余裕のないときは、始業時刻までにその手続き(電話でも可)をとることを要す。

第7条 職員が私用により外出又は早退しようとするときは、あらかじめ事務局長に届け出なければならない。

第8条 職員が出張を命ぜられた当日は、特に認めた場合のほか、規定労働時間を服務したものとみなす。

2 職員が休日に出張を命ぜられたとき、又は出張期間中に休日が介在しその日に現実に勤務したときは、第4条第2項により振替休日を与える。

### 第3章 休 暇

第9条 支部連合会に6カ月間継続勤務し、全労働日の8割以上勤務した職員に対して、継続し又は分割した10労働日の有給休暇を与える。

2 1年6カ月以上勤務した従業員に対しては、1年を越える継続勤務年数に1年毎に前項の休暇に1労働日を加算した有給休暇を与える。

ただし、この場合において総日数が20日を超える場合は20日を限度とする。

3 年次有給休暇の有効期間は2カ年とする。

第10条 年次有給休暇を使用するときは、原則として1週間以上(やむを得ない場合も3日以上)前に届け出るものとする。

2 支部連合会は、業務の都合により、本人の届け出の日を他の日に変更するよう求めることがある。

第11条 当年度において未使用に終わった年次有給休暇は、翌年度に限り繰越し使用することができるものとする。但し、当該年度分を優先取得しなければならない。

第12条 職員が欠勤する場合は、本人の申し出により、これを年次有給休暇に振り替えることができる。

第13条 職員は、次の場合に特別有給休暇を受けることができる。

- |           |    |
|-----------|----|
| (1)本人の結婚  | 3日 |
| (2)配偶者の出産 | 2日 |

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (3)配偶者、父母又は子の死亡        | 5日 |
| 但し、生後1年以内の子            | 3日 |
| (4)祖父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母の死亡 | 3日 |
| (5)同一世帯の親族又は三親等内の血族の死亡 | 2日 |

2 前各号の場合、冠婚葬祭を営む場所が遠隔地であるか又は本人が喪主（事実上の）であるときは、本人の請求により2日を延長することができる。

3 第1項の特別休暇中に休日が入在するときは、それを差し引いた日数とする。

#### 第4章 給与

第14条 職員の給与の決定、計算及び支払いの方法、その締切日及び支払いの時期に関しては、別に給与規程でこれを定める。

第15条 職員に対しては、支部連合会収支の可能な範囲において、会員旅館のそれを勘案して、定期昇給を行う。

第16条 職員には、支部連合会収支の可能な範囲において、会員旅館のそれを勘案して、毎年夏期、年末及び燃料手当を支給する。

第17条 職員の死亡、退職又は解雇に際しては、別に定める退職手当規程により、退職手当を支給する。

#### 第5章 服務心得

第18条 職員は、観光事業の特性と支部連合会の任務を認識し、次の条項を守らなければならない。

- (1) 品位を保ち、人格を陶冶し、知識技能の向上に努めること
- (2) 上長の命を守り、互いに協力し、職務遂行の正確迅速を期すること
- (3) 部外に対し、支部連合会の使命、理想、業務を正しく伝え、その信頼を高めること

第19条 職員は次のことを行ってはならない。

- (1) みだりに欠勤、遅刻又は早退をすること
- (2) 自己の職務たると否とを問わず、支部連合会の機密とすることを他に洩らすこと
- (3) 支部連合会の施設、備品を毀損し、金銭、消耗品を浪費又は私用すること
- (4) 支部連合会名、職名を濫用し、又は自己の利益のため職務上の地位を利



用すること

(5) 職務に関して、支部連合会長（又は事務局長）の許可なく饗応又は贈答を受けること

第20条 職員は、支部連合会の実施する定期の健康診断その他の医療上の行事を拒んではならない。

## 第6章 休職及び復職

第21条 職員が次の各号の一つに該当するときは、休職を命ずる。

- (1) 傷病以外の私事のため、欠勤が1カ月に及んだ時（欠勤休職）
- (2) 業務上以外の私傷病・精神の疾患により欠勤3カ月に及んだ時（病気休職）
- (3) 刑事事件で起訴され、正常な状態で就業することが困難と認められるとき（起訴休職）
- (4) その他前各号に準ずる事由のあるとき（その他休職）

2 前項第1号及び第2号の適用に当たっては、その定める期間内に20日以内の断続があっても、これを前後通算するものとする。

3 休職期間中も、社会保険被保険者資格は継続する。なお、休職期間中の社会保険料個人負担分の徴収方法については、別に定める給与規程による。

第22条 休職期間は、次の通りとする。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 欠勤休職  | 1カ月          |
| (2) 病気休職  | 3カ月          |
| (3) 起訴休職  | 不起訴処分が確定するまで |
| (4) その他休職 | 事情に応じて定める    |

第23条 休職中の給与については、給与規程において定める。

第24条 休職期間は、これを勤続年数に算入しない。

第25条 休職者に、その休職の事由が消滅したときは、復職を命ずる。但し、その事由の消滅につき、医師又は官公署の証明書を提出せしめることがある。

## 第7章 退職および解雇

第26条 職員が次の各号の一つに該当するときは、退職せしめる。

- (1) 本人が退職を申し出たとき（自己退職）  
この場合は、申し出より2週間以内に退職を発令するものとし、それまでは業務に服さなければならない
- (2) 職員が満65歳に達した後の最初に迎える3月31日（定年退職）

ただし、4月1日生まれの者は、その前日の3月31日とする

(3) 休職中の職員が、その休職期間を満了し、かつ、その休職の事由が消滅しないとき（休職退職）

(4) 当会に連絡無く30日が経過してもなお、所在不明のとき（無連絡退職）

(5) 一定の期間を定めて採用した者が、その期間を満了した時（満期退職）

2 前項各号による退職の場合は、前項第5号の期間が2カ月を超える場合を除き、支部連合会は本人に対し、特に解雇を予告せず、又は解雇手当を支給しない。

第27条 本支部連合会は、次の各号に掲げる場合に、職員を解雇することがある。

(1) 職員が身体又は精神の状態により、業務に耐えられないと認められる場合

(2) 職員の健康、能力その他の事情に鑑み、職務能率の著しく低下した場合

(3) 本支部連合会の業務の都合により、減員の必要の生じた場合

2 前項各号により解雇する場合は、本人に対し1カ月前の解雇予告し、又は1カ月分の解雇手当を支給する。但し退職手当の支給については、別に退職手当規程の定めるところによる。

第28条 職員は、退職（死亡を含む。以下同じ）又は解雇によりその身分を失うときは、身分証明書、健康保険被保険者証、連合会名入り名刺その他本支部連合会から貸与されている物品（データファイル、ソフトウェア、USB等含む）を、遅滞なく返還しなければならない。

2 本支部連合会は、退職又は解雇した職員に対し、その後1週間以内に、給与の未支給分、退職手当、その他本人の権利に属する金品を支給又は返還する。

## 第8章 表彰及び制裁

第29条 職員が次の各号の一つに該当するときは、そのつど審査の上表彰する。

(1) 勤務熱心、成績優秀で他の範と認められる場合

(2) 本支部連合会の名誉を高めるような善行のあった場合

(3) 災害を未然に防止し、又は災害救助に功績のあった場合

(4) 永年、無事故で勤務した場合

(5) 前各号に準ずる善行又は功績があった場合

第30条 前項による表彰は、次の各号の一又は二以上をもってする。

- (1) 賞状付与
- (2) 賞品又は賞金付与
- (3) 昇格又は昇給

第31条 職員が次の各号の一つに該当するときは、正副会長会議の議決を経て、懲戒処分をする。

- (1) 採用に当たり、経歴詐称、重大な事実の秘匿があったことが判明したとき
- (2) 本規則にしばしば違反するとき
- (3) 支部連合会の許可なく、他人に雇用されるとき（内職程度の軽易にして支部連合会と利害関係なき場合、但し届出をした場合を除く）
- (4) 故意又は重過失により、支部連合会又は会員の名誉・信用を傷付けたとき
- (5) 禁固以上の刑罰に該当する犯罪を犯したとき
- (6) 事務局内で、許可なく政治活動、宗教活動を行い業務の執行を阻害したとき
- (7) 前各号に準ずる程度の不当な行為のあったとき

第32条 懲戒は、その情状により次の区分により行う。

- (1) 訓戒 注意を与え、将来を戒める
- (2) 減給 1回の額が平均賃金の1日分の半額、1月分の総額が賃金月額の10分の1を、それぞれ限度とする
- (3) 出勤停止 2週間以内出勤を停止し、その間の給与は支給しない
- (4) 降格又は降給 将来に向かって職務資格又は給料を降下する
- (5) 諭旨解雇 懲戒解雇に至らず、従って解雇予告手当の全額及び退職手当の半額程度を支給する
- (6) 懲戒解雇 即時解雇するとともに、解雇予告手当（この不給には労働基準監督署長の認定を受ける）及び退職手当を支給しない

第33条 職員が、故意又は過失によって、支部連合会の施設、財産に損害を与えたときは、本支部連合会はその全部又は一部を賠償させることがある。

但しこれにより第31条懲戒を免れないものとする。

## 附 則

本規則は、平成24年10月1日から施行する。

## 65歳以降の職員継続雇用に関する内規

この内規は、日本旅館協会北海道支部連合会事務局職員の雇用継続について次のように定める。

1. 事務局職員の定年に達した年度末以降の雇用を継続する場合は次による。
  - (1)引き続き雇用を希望する場合
  - (2)直近の健康診断の結果、業務に支障がないこと
  - (3)勤務成績が良好であること
2. 待遇は、事務局嘱託職員とし1年契約の雇用とし、給与は、職務の内容、本人の能力勤務成績を勘案して会長が決定する。
3. 勤務は就業規則及び給与規程を適用する。勤続年数は職員の期間を通算し、継続に伴う退職金の支給はしない。

ただし、在職中に特に功労のあった者又は成績優秀であった者に対しては、退職手当規程第6条の功労金を支給することができる。
4. 有効期間満了の3月前までに、支部連合会、職員いずれからも申し出が無いときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

### 附 則

この内規は、日本旅館協会北海道支部連合会就業規則の施行と同時に効力を有するものとする。

### 附 則

この規程は、平成24年10月1日より施行する。

# 給与規程

## 第1章 総則

第1条 この規程は、日本旅館協会北海道支部連合会就業規則第14条に基づき、同支部連合会事務局の職員の給与について定めたものである。但し、臨時試用員・パートタイマー等に対しては、その者に特殊な定めをする場合がある。

第2条 職員の給与は、原則として月額をもって定める。

## 第2章 給与の構成

第3条 給与は、次の構成による。

- (1) 本給
- (2) 職務手当
- (3) 割増手当

第4条 本給は、本人の年齢・学歴・経験・能力を基準として、公務員及び会員旅館のそれを勘案して定める。

第5条 職務手当は、事務局長、事務局次長その他管理の職務にある職員に、それぞれ支部連合会長が適当と認めた額を支給する。

第6条 割増手当は、支部連合会の必要により、所定労働時間外に労働した場合には時間外手当を休日に労働した場合には休日勤務手当を、深夜(午後10時から午前5時まで)に労働した場合には深夜勤務手当を、それぞれ次の区分より支給する。

- (1) 時間外勤務「単価×1.25×当該労働時間数」
- (2) 法定外休日勤務「単価×1.25×当該労働時間数」
- (3) 法定休日勤務「単価×1.35×当該労働時間数」
- (4) 深夜勤務(22:00から翌5:00まで)「単価×0.25×該当労働時間」

第7条 前条及び第12条に規定する勤務1時間当たりの単価は、本人の基準賃金(本給プラス職務手当)月額、それぞれ20分の1又は150分の1とする。

第8条 第6条による時間外勤務手当は、本人の週間における勤務時間が35時間を超過する時間につき支給する。

## 第3章 支払の方法

第9条 給与は、前月25日から当月24日までの間を当月分とし、当月25日に支払う。但し、第6条の割増手当については、前月20日から当月19日まで

の計算をもって当月分とする。

第10条 職員が、次の事由により請求する場合には、前条の支払い日の前であっても既往の勤務に対する給与を支払う。

- (1) 本人又は本人の扶養家族の結婚、出産、疾病、死亡、又は災害を受けた場合
- (2) 前号のほか、本人又は家族が生計維持のため帰郷その他やむを得ざる必要の生じた場合

第11条 職員が第9条による給与計算期間の途中で採用され又は退職した時は、当月の給与額は日割りにより計算する。この場合の日割りは、休日を除いた勤務日に対し、月額額の24分の1を乗じたものとする。

第12条 職員が正規の勤務時間を勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する1時間当たりの給与額を所定の給与額から減額する。

ただし、就業規則に定める休日、年次有給休暇若しくは特別休暇・行事のために正規の勤務時間を勤務しない場合は、この限りでない。また、本人に対し休職発令後は、次の条の定めによる。

第13条 就業規則第21条による休職の場合は、次の通りとする。

- (1) 欠勤休職 不支給
- (2) 病気休職 不支給
- (3) 起訴休職 不支給
- (4) その他休職 事案に応じて定める

第14条 給与の支給に当たっては、次のものを控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 市町村民税（特別区民税を含む）
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) 本支部連合会から貸付金、立替金につきその月の返済にかかるもの
- (7) その他職員代表と書面協定したもの

## 附 則

この規程は、日本旅館協会北海道支部連合会就業規則の施行と同時に効力を有するものとする。

## 附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

## 退職手当規程

第1条 この規程は、日本旅館協会北海道支部連合会就業規則第17条に基づき、同支部連合会事務局の職員の退職手当について定めたものである。ただし、臨時試用員・パートタイマー等に対しては、退職手当は支給しない。

第2条 職員が次の事由により退職する場合は、退職時における本人の本給月額に、勤続年数に応じて、別表第1A欄の支給基準率を乗じた金額を、退職手当として支給する。

- (1) 死亡
- (2) 定年
- (3) 業務上の事由による傷病
- (4) 就業規則第27条第3項による減員

2 事務局職員の定年は65歳に達した年度末とする。

第3条 職員が、次の事由により退職する場合は、退職時における本人の本給月額に、勤続年数に応じて、別表第1B欄の基準率を乗じた金額を、退職手当として支給する。

- (1) 自己都合
- (2) 業務外の傷病による退職
- (3) 就業規則第27条第1項又は第2項による解雇

第4条 就業規則第26条第3項の休職期間満了による退職の場合は、その休職発令の事由に遡って、前2条の何れか又は第7条に拠ることを定める。

第5条 管理職の職責にあった者には、その管理職の在任期間に対して、別表第2により支給率を加算する。

第6条 在職中に特に功労のあった者又は成績優秀であった者に対しては、功労金を支給することができる。

2 功労金の区分は次の通りとする。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
支給額	200万円	150万円	100万円	75万円	50万円	25万円

3 功労金の支給は、正副会長会議の議決を得て、会長が決める。

第7条 就業規則第32条による退職手当不支給又は減額のほか、在職中の勤務不良者に対する退職手当の支給額は、正副会長会議の議決を得て、会長が決める。

第8条 勤続年数の計算に当たっては、採用又は退職が月の途中である場合は、勤務日数15日以上は1カ月に切り上げ、14日以下はこれを切り捨てる。

ただし、出向職員の場合及び出向職員から継続雇用職員は出向期間を勤続年数に加えない。

第9条 退職手当の額の計算に、100円未満の端数を生じたときは、すべてこれを100円に切り上げる。

第10条 職員が死亡した場合の退職手当は、本人の配偶者(事実上同様の関係にあるものを含む)とし、配偶者のいない場合は、本人の収入により生計を維持していた遺族とし、その範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の定めるところを準用する。

別表第1 勤続年数別退職手当支給率

勤続年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
支給率	A	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0
	B	0	0	1.0	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5

勤続年数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
支給率	A	11.5	13.5	14.5	16.0	17.5	19.0	20.5	22.0	23.5	25.0
	B	9.0	10.5	12.0	13.5	15.0	17.0	19.0	21.0	23.0	25.0

勤続年数20年を超える場合は、1年につきABとも支給率1.0を加え、勤続30年(支給率35.0)をもって打ち切る。

別表第2 管理職退職手当支給率加算表

事務局長	在職1年につき	支給率0.5年増
事務局次長	〃	〃 0.3年増

## 附 則

この規程は、日本旅館協会北海道支部連合会就業規則の施行と同時に効力を有するものとする。

## 附 則

この規程は、平成24年10月1日より施行する。



## 北海道旅館ホテル政経懇話会規約

(名称等)

第1条 本会は、北海道旅館ホテル政経懇話会と称し、事務所を札幌市に置く。

(目的)

第2条 本会は、旅館ホテル業の健全な発展を図るとともに、国内外からの旅客に対して快適な宿泊を提供し、宿泊施設の接遇サービス向上を図り、もって地域経済の発展、国民の健康増進に寄与するため、全国との連携事項の推進、また北海道内の宿泊事業者が抱える諸問題と要望を集約しその解決を図るため必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- (1) 宿泊業に係わる予算、税制、金融、防災等諸法令に関する研究活動。
- (2) 関係方面への宣伝・要望活動。
- (3) 機関紙の発行。
- (4) その他必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本会の会員は、一般社団法人日本旅館協会の正会員で、本会の事業の趣旨に賛同する者とする。
- (2) 本会の準会員は、本会の事業の趣旨に賛同し、かつ正会員の推薦によって役員会の承認を得た者とする。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 若干名(うち会計担当理事1名・事務局長1名)

(会費等)

第6条 本会は、関係法人及び会員の会費又は寄付金により運営する。

第7条 会員は、別に定める会費を本会に納めなければならない。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(雑則)

第9条 その他必要なる雑則は別途これを定める。

(附則)

第10条 本規約は平成25年5月21日から適用する。

補足 役員改選期は、北海道支部連合会の役員改選期とする。

## 日本旅館協会北海道支部連合会正会員の指定代理者に関する規程

制定 平成26年5月20日

改正 平成27年5月19日

本支部連合会正会員(経営代表者)の具備すべき条件にもとづく、指定代理者の資格その他について、次のとおり規程する。

第1条 正会員(経営代表者)に代わる指定代理者とは、正会員が経営する会員旅館において正会員(経営代表者)に代わって本支部連合会にかかわる権利及び義務に関し、その事務を処理する者でなければならない。

2. 指定代理者は概ね、顧問、会長、副社長、専務取締役、常務取締役、執行役員、支配人、部長職とする。

3. ただし、反社会的勢力に関する者は除外する。

第2条 正会員(経営代表者)が前条の指定代理者を選任し又は変更しようとするときは、所定の様式により届出て、理事会の承認を受けなければならない。

第3条 支部連合会は、前項の承認があったときは、その旨を通知するとともに当該指定代理者を会員名簿に正会員(経営代表者)名と併記する。

第4条 指定代理者の取消又は変更の届出がなされるまでは、当該会員旅館にかかる正会員(経営代表者)としての権利及び義務は前条の指定代理者にあるものとする。

第5条 指定代理者についての権利及び義務の行使は本部の規程を準用し、規約に定めのない場合は本部の指示に従う。

(附 則)

1. この規程は、平成26年5月20日から適用する。

2. 本規程適用の際、現に指定代理者の届出のあるものについては、本規程により承認を受けたものとみなす。

(附 則)

本規程は、平成27年5月19日から施行する。

(参考)

平成27年3月18日開催 平成26年度第5回理事会にて制定

一般社団法人 日本旅館協会  
正会員の指定代理人に関する規程

平成27年3月18日制定

この規程は、一般社団法人日本旅館協会正会員が指定代理人を指定する場合、指定代理人の資格その他について、必要な事項を定めるものとする。

第1条 正会員に代わる指定代理人とは、定款第5条第2項に定める正会員に代わって本協会にかかわる権利及び義務に関し、その事務を処理する者でなければならない。

ただし、反社会的勢力に関する者は除外する。

第2条 正会員が前条の指定代理人を選任し又は変更しようとするときは、所定の様式により届け出て、正副会長会の承認を受けなければならない。

第3条 当協会は、正副会長会の承認があったときは、速やかにその旨を通知するとともに当該指定代理人を会員名簿の正会員名と併記する。

第4条 指定代理人の取消又は変更がなされ承認を受けるまでは、本協会にかかわる権利及び義務は前条の指定代理人にあるものとする。

附 則

この規程は、平成27年3月18日から施行する。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本旅館協会

会長 様  
( 支部連合会経由)

所在地 \_\_\_\_\_

旅館の名称 \_\_\_\_\_

正会員の氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 指 定 代 理 者 取 消 届 出 書

正会員 \_\_\_\_\_ の指定代理者を取消したく届出いたします。

記

役職名 \_\_\_\_\_

取消す指定代理者氏名 \_\_\_\_\_

※平成 年 月 日承認

※は本部事務局記入欄

平成 年 月 日

一般社団法人 日本旅館協会

会 長 様  
( 支部連合会経由)

会 員 番 号 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

施 設 名 称 \_\_\_\_\_

正 会 員 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 指 定 代 理 者 選 任 届 出 書

正会員 \_\_\_\_\_ の指定代理者を下記のとおり定めたいので、  
届出いたします。

記

選任する指定代理者の役職並びに氏名

役 職 名 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

※平成 年 月 日承認

※は本部事務局記入欄

平成 年 月 日

一般社団法人 日本旅館協会

会 長 様

( 支部連合会経由)

会 員 番 号 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

施 設 名 称 \_\_\_\_\_

正 会 員 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 指 定 代 理 者 変 更 届 出 書

正会員 \_\_\_\_\_ の指定代理者を下記のとおり変更したく、  
届出ます。

## 記

現行	変更後
役職：	役職：
指定代理者氏名；	指定代理者氏名：

※平成 年 月 日承認

※は本部事務局記入欄

## 申し合わせ事項

○会費免除について 平成27年2月3日 理事会

支部連合会会員施設が災害により被害を受けた場合に、営業不能による会費(諸会費を含む)免除は、本部規程「災害見舞金及び会費免除規程」第7条(営業不能による会費免除)に準拠することを申し合わせる。

# 日本旅館協会北海道支部連合会暴力団等対策協議会会則

## 第1条(名 称)

この会は、日本旅館協会北海道支部連合会暴力団等対策協議会(以下「本会」という)と称する。

## 第2条(組 織)

本会は、日本旅館協会北海道支部連合会の会員をもって組織する。

## 第3条(事務局)

本会の事務局は、日本旅館協会北海道支部連合会内に置く。

## 第4条(目 的)

本会は、会員相互及び警察等関係機関・団体との連携を強化して、暴力団等反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)を排除するとともに、日本旅館協会北海道支部連合会等に関する違法又は不当な行為の防止を図り、もって、サービス業界の健全な発展を図ることを目的とする。

## 第5条(事 業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互間の連携強化と反社会的勢力排除に必要な情報交換、調査、研究、研修、広報等
- (2) 旅館・ホテル業界からの反社会的勢力の排除
- (3) 会員の事業活動から反社会的勢力を排除する仕組みの整備
- (4) 反社会的勢力排除意識及び遵法精神の高揚並びに反社会的勢力による違法又は不当な行為の防止に関する研修会の開催
- (5) 警察関係機関・団体との連絡協調及び情報交換並びに警察機関等の実施する反社会的勢力排除、暴力排除及び犯罪予防活動への積極的な参加・協力
- (6) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

## 第6条(警察との連絡)

本会与警察との連絡は、北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課暴力団排除係を窓口として行う。

## 第7条(役 員)

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 7名
- (3) 理 事 若干名



#### (4) 監事 2名

#### 第8条(役員を選出)

役員のうち会長は日本旅館協会北海道支部連合会会長、副会長は同連合会副会長を、理事は同会理事を、監事は同会会計担当理事をもって充てる。

#### 第9条(役員の任務)

会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、役員会において必要な事項を審議決定し、総会に提出すべき議案及び事業運営上の重要事項を審議し、その執行にあたる。
- 4 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

#### 第10条(役員の任期)

役員任期は、日本旅館協会北海道支部連合会の役員任期によるものとする。

#### 第11条(顧問)

本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会で推薦し会長が委嘱する。
- 3 顧問は、各会議に出席し意見を述べることが出来る。

#### 第12条(会議の開催)

本会の会議は、日本旅館協会北海道支部連合会定例会で必要に応じて開催する。

#### 第13条(協議会総会)

総会は、第4条の目的を達成するため、次の事項を審議し執行する。

- (1) 会則の制定又は改正変更
  - (2) 役員を選任及び顧問の推薦
  - (3) 事業計画及び事業報告の承認
  - (4) その他必要と認める事項
- 2 第4条の目的達成及び本会の運営に必要な場合には会長が臨時に招集し、審議することが出来る。

#### 第14条(役員会)

役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、必要に応じて会長が臨時に招集し次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画の実施に関する事項
- (3) 総会の議決により委任された事項

(4) その他会長が付議した事項

2 会長は、必要があると認めるときは、理事会の会議の招集を行わず書面により理事の意見を求め、理事会の決議に代えることができる。

#### 第15条(会議の運営)

各会議の議事は、会長が主催し、過半数以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数で決する。

#### 第16条(経費)

本会の運営に必要な経費は、日本旅館協会北海道支部連合会の事業費をもってこれにあてる。

#### 第17条(細則)

本会の運営に必要な細則は、総会の議決をもって定める。

#### 第18条(守秘義務)

本会の会員は、会員相互の情報あるいは関係機関からの情報等で、秘密に属する事項については、これを他に漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

#### (附 則)

本会の会則は、平成27年 5月19日から施行する。

日本旅館協会北海道支部連合会  
特定個人情報等取扱規程

平成27年12月 1日制定

(目的)

第1条

この規程は、行政手続きにおける特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)に基づき、日本旅館協会北海道支部連合会(以下「支部連合会」という)における個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という)の取り扱いを定めるものである。

(定義)

第2条

この規程における各用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を認識することができるものをいう。

(2) 個人番号

番号利用法に基づき個人を識別するために指定される番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(特定個人情報等の業務範囲)

第3条

支部連合会が取り扱う特定個人情報等は、原則として以下の業務においてのみ使用するものとする。

(1) 役職員の所得税法等の税務関連の届出事務

(2) 社会保険及び労働保険関連の届出事務

(3) 報酬・料金等の支払調書作成事務

(4) 上記にかかる行政機関への届出事務

(取扱担当者)

第4条

特定個人情報等の取扱担当者は以下のとおりとする。なお退職等によって担当者が変更となった場合には、引き継ぎを行うものとする。

(1) 特定個人情報等の取扱に関する最終責任者

専務理事

(2) 安全管理責任者

専務理事

(3) 事務取扱担当者

経理担当者

(守秘義務)

#### 第5条

特定個人情報等を取り扱うすべての者は、守秘義務を遵守しなければならない。

(法令遵守)

#### 第6条

支部連合会は番号法を遵守し、特定個人情報等を取り扱うものとする。

(情報漏えい時対応)

#### 第7条

事務取扱担当者および責任者は、情報漏えいがあったことが認められた場合、またはその可能性が疑われた場合には、早急に状況を確認し、情報漏えいの拡大を阻止しなければならない。

(取得)

#### 第8条

事務取扱担当者は、特定個人情報等の提供を受けるにあたっては、通知カードの場合には、免許証又は旅券の同時提示をもって、個人番号カードの場合にはそのカードをもって、対面にて本人確認を行った上、カードのコピーを紙により受領しなければならない。

(利用)

#### 第9条

事務取扱担当者は、情報システムを利用して第3条に定める事項にかぎり、申告書等を作成することができる。

2. 安全管理責任者は、行政機関等への申告その他の利用状況につき、取扱事務担当者のパソコン等の機器をモニタリングすることができ、取扱事務担当者は、これを拒否することはできない。

(保管)

#### 第10条

特定個人情報等は、それが記載された書類等に係る関係法令に定める期間保存をする。

2. 特定個人情報等が記載された書類は、施錠できる場所に保管し管理を行う。

(提供)

#### 第11条

特定個人情報等は、関係法令により必要な場合においてのみ、関係行政官庁へ提供することができる。

(削除・廃棄)

第12条

特定個人情報等は、関係法令により定められた保存期間を超えた場合、削除・廃棄を行う。

2. 特定個人情報等の書類の廃棄処理については、復元できない方法により確実に廃棄処理をするものとする。
3. パソコン内データの削除については、安全管理責任者が削除を行い、記録を管理する。

(収集)

第13条

支部連合会は、第3条に定める業務の範囲内で特定個人情報等を収集するものとする。

(組織的安全管理措置)

第14条

支部連合会は、以下の組織的安全管理措置を講じるものとする。

- (1) 責任体制を明確にする。
- (2) 特定個人情報ファイルの取扱状況を記録し、確認する為の手段を整備する。

(人的安全管理措置)

第15条

支部連合会は、以下の人的安全管理措置を講じるものとする。

- (1) 特定個人情報等の取扱いに関して、定期的に研修を行う。
- (2) 特定個人情報等を取扱うものすべての者に対し、特定個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。

(物理的安全管理措置)

第16条

支部連合会は、以下の物理的安全管理措置を講じるものとする。

- (1) 安全管理責任者が定めた者以外は立ち入ることができないよう立入り禁止区域を定める。
- (2) 特定個人情報等を取り扱うPCは、セキュリティワイヤーにより固定し、盗難防止対策を講じる。

(技術的安全管理措置)

第17条

支部連合会は、以下の技術的安全管理措置を講じるものとする。

- (1) システムへのアクセスは、アクセスすることができる担当者を限定する。
- (2) 定期的にウイルスチェックソフトの更新を行い、実施する。

(特定個人情報等を含む業務委託)

第18条

支部連合会は特定個人情報等を含む業務について、外部の事業者に委託することができる。

2. 前項における委託先は、組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置が客観的に講じられている企業にかぎるものとする。

(特定個人情報等の再委託)

第19条

支部連合会は、特定個人情報を含む業務について、外部の業者を通じ、再委託を行うことができる。

2. 前項における再委託先は、組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置が客観的に講じられている企業にかぎるものとする。

(苦情・相談)

第20条

特定個人情報等の取扱いについての問い合わせ、苦情等の対応は、経理担当者が担当する。

(制裁)

第21条

この規程に違反する行為があった場合は、就業規則第31条による制裁処分に処する場合がある。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

## 正会員の新規入会に関する内規

日本旅館協会北海道支部連合会  
平成28年 1月29日制定

この内規は、一般社団法人日本旅館協会の正会員の新規入会に関し、入会基準に適合しているかを厳格に審査し、迅速に処理するため、支部連合会・本部の役割に関する事項を定める。

### 第1条

本会の正会員になろうとする者は、関係書類を添付の上、入会申込書を施設の所在する当該支部連合会事務局・本部事務局のいずれかに提出する。

### 第2条

受け付けた入会申込書について、支部連合会事務局は「会員資格基準規程」に適合していることを確認し、支部連合会長に報告する。

### 第3条

当該地区支部長は入会が適切と認められた場合、地区支部長及び正会員1名の推薦、押印を得て支部連合会長へ上申する。

### 第4条

支部連合会長は、上申された入会申込書について、別に定める「会員資格基準規程」に適合していることを再度確認し、日本旅館協会の会員として適切かを判断し、適切と判断した場合、本部定款の規程に基づき本部へ上申する。

この内規は、平成28年4月1日から施行する。





## 6 資 料

日本旅館協会のインターネット集客対策トラの巻	145
日本旅館協会 旅館ホテル賠償保障制度のご案内	147
PayPal決済利用のメリット	148
悪質利用者・旅行会社の対応	149
事故・災害時の緊急連絡体制	150
関係団体一覧	152
北海道ホテル旅館業連絡協議会（規約 参加団体名）	153
主要活動記録（抜粋）	
○H27.12.16「道と北海道ホテル旅館業連絡協議会との意見交換会」	155
○H28. 1.22「耐震改修促進法に伴う要請」北海道知事へ	160
○H28. 7.26「耐震改修促進法に伴う要請」北海道知事へ	163
登別市3団体連合で「改正耐震促進法」にともなう支援措置の要請	
○H29. 4.20「七旅ホ連・パートナー会 北海道ホテル旅館業連絡協議会合同会議	165
北海道ホテル旅館団体	
「大規模災害緊急対策本部設置」と「宿泊施設に関する情報の収集」	
○H29. 5.25「民泊問題 北海道との意見交換会」	173
○H29. 8.21「民泊問題 民泊新法に伴う宿泊業界の取り組みについて」	177
宿泊3団体緊急合同会議 「緊急情報」	
一般社団法人日本旅館協会 ロゴマーク	180



## 日本旅館協会のインターネット集客対策虎の巻

# ネット予約の時代に 乗り遅れては いまいませんか？

自社HPの  
多言語化

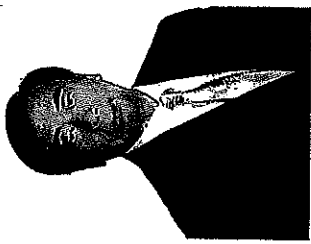
自社サイト  
直予約促進

OpenWebで  
比較サイト対策

カード決済  
手数料の低減



一般社団法人 日本旅館協会 JAPAN RYOKAN & HOTEL ASSOCIATION  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 TEL.03-5215-7337



## 会員の皆様へ

わが国のインバウンドの伸び率は、多少鈍化しているものの世界的な交流人口の増加などを考えると今後もまだまだ増えるものと思われ、また、最近では国内においてもオンラインレビューや動画検索サイト(YouTube)による市場の占有率が高まってまいりました。これによって私たちは今後、協会として手続料のアップ等の流れに歯止めをかける必要があります。そこで、日本旅館協会では本来10%以上支払わなければならない手数料をマスターチャージ上で5%で済むようにOpenWebというシステムをはじめ、これからのネット全盛の時代に更なる手数料を低減する仕組みを準備いたしました。その他にもクレジットカードの手数料の軽減、インバウンド増加に伴う多言語ホームページの準備をお手伝いする仕組みもご用意しております。今一度自国の状況を鑑みいただき、協会のご案内を有効に活用していただければ幸いです。

一般社団法人 日本旅館協会 会長 針谷了

日本旅館協会のホームページがリニューアルいたしました

「やど日本」

<http://www.ryokan.or.jp/>

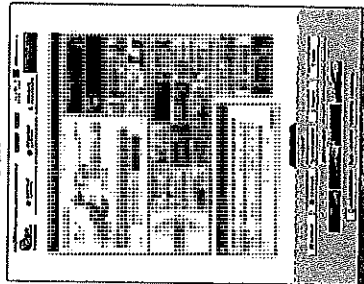
今回のリニューアルによりお酒の紹介だけでなく、

お客様が実際にプランを選択して予約できるようになりました。

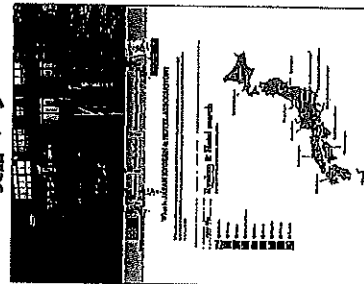
[OpenWeb]に参画すると、OTAの商品だけでなく、自社サイトの商品を紹介することが可能で直予約の促進につながります。よって、送客手数料の削減になります。

「やど日本」は多言語対応ホームページです

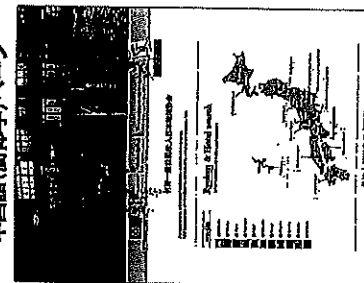
日本語ページ



英語ページ



中国語(簡体字)ページ



※本ホームページの設計・制作は、株式会社「やど日本」が担当しております。各言語ページの内容は、本会事務局にて確認してください。

# 日本旅館協会IT戦略委員会が勧める協会推奨制度のご案内

## OpenWebで比較サイト検索を

新料金体系は  
上界の一歩をたどっています!

ある程度の固定手数料

5.4割に!  
740円/月

約170円/月

2007年

2013年

OpenWebに参画すると!

50%削減

5%削減

10%削減

多言語ホームページ

OpenWeb

※本会が推奨するシステムは、他のネットエージェント(GTA)の約半分のコストです。  
※本会が推奨するシステムは、他のネットエージェント(GTA)の約半分のコストです。  
※本会が推奨するシステムは、他のネットエージェント(GTA)の約半分のコストです。

- 4つのポイント
- ①安いシステム手数料  
システム使用料は、他のネットエージェント(GTA)の約半分のコストです。  
※本会が推奨するシステムは、他のネットエージェント(GTA)の約半分のコストです。  
※本会が推奨するシステムは、他のネットエージェント(GTA)の約半分のコストです。
  - ②経営のリスクを軽減  
特定のネットエージェントへの依存度が薄くなり、手数料値上げ等にも対応  
できる可能性を大きくしますが、そのリスクを軽減出来ます。
  - ③初期費用・初期設定無料  
自社予約システムに導入しているプランをご利用しますので、新たなプラン  
作成に要する経費や準備等の負担が軽減され、導入の準備がかりになります。
  - ④業界団体のシステムだから安心  
業界団体が作ったシステムです。信頼を目的としています。あくまで  
会員旅館本会の運営を行います。

## 多言語ホームページ制作が通常価格の約半額で可能に

日本旅館協会 協会推奨制度  
4言語対応! (英語・中国語・韓国語・タイ語)  
外国のお客様の集客をしたいけれ  
ば、外国人専用のホームページを  
持っている「いそいそ」な旅館のた  
り日本旅館協会がテンプレート  
をご利用し、通常価格の約半額で  
多言語ホームページを持つ事が  
できるようになりました。

Aプラン

1日1項目が通常価格より約半額の  
多言語ホームページ

30,000円

●日本語文字数3000文字まで  
●標準白・黒・ピンク・茶色から選択  
●スマートフォン/タブレットでも最適化された表示  
●写真は10枚以内、各写真は各々の用途別に用意いたします  
●写真、画像、図表、地図、動画の中からホームページ追加:  
1項目追加料172,500円(税込)  
※オプション: 対応ページは日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語  
※別、その他ページは日本語10文字あたり100円(税別)

Bプラン

1日1項目が通常価格より約半額の  
多言語ホームページ

30,000円

●日本語文字数3000文字まで  
●標準白・黒・ピンク・茶色から選択  
●スマートフォン/タブレットでも最適化された表示  
●写真は10枚以内、各写真は各々の用途別に用意いたします  
●写真、画像、図表、地図、動画の中からホームページ追加:  
1項目追加料172,500円(税込)  
※オプション: 対応ページは日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語  
※別、その他ページは日本語10文字あたり100円(税別)

## PayPalオンラインクレジットカード決済特別手数料のご案内

日本旅館協会 × PayPal

PayPal

国内 2.45%  
海外 2.10%

※PayPalは、初回決済まで、最大5万円以内の無料オンラインクレジットカード決済の特別手数料をご提供させていただきます。

PayPal決済特別手数料

PayPal決済特別手数料

15年以上の決済実績を誇るオンライン決済のリーダーであり、1億7000万ドルの2013年の売上、100%以上の決済成功率を誇るPayPalは、世界中で最も信頼されている決済サービスです。PayPalは、世界中で最も信頼されている決済サービスです。

PayPal(ペイパル)とは

日本旅館協会では、これからも各支部連合会を通じインターネット販売セミナー、インバウンド販促セミナー、生産  
性向上セミナー等を開催いたします。詳しくは各支部連合会までお問い合わせください。

一般社団法人 日本旅館協会 行  
FAX.03-5215-7338

ご希望の項目にチェックをつけてください

- OpenWebシステムの申込希望  多言語HP作成「Aプラン」申込希望
- PayPalの申込希望  多言語HP作成「Bプラン」申込希望

必要事項 ※説明をご希望の場合も以下へ必要事項をご記入ください。

申込日: 年 月 日

フリガナ	TEL	
郵便名	FAX	
施設所在地	〒	
フリガナ	役職名	
法人名	印	
フリガナ	代表者名	
ご担当名	部署名	
Eメール		@

お問い合わせ

一般社団法人 日本旅館協会 JAPAN RYOKAN & HOTEL ASSOCIATION  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 TEL.03-5215-7337

# 旅館ホテル賠償補償制度のご案内

(旅館特約条項付帯賠償責任保険)



特長  
その1

団体のスケールメリットを活かした低廉な保険料と高額な補償で、会員の皆さまのご要望にお応えする保険設計が可能です。

例えば、延床面積751坪（契約タイプ2型）の場合

補償内容 (Coverage)	身体賠償	1名	1億円
施設の所有・使用・管理に起因する事故	身体賠償	1事故	43億円
	財物賠償	1事故	1億円
現金・有価証券(フロント保管※)	—	1名	50万円
	—	1事故	500万円
施設で提供した飲食物などが原因で宿泊客が食中毒になった場合や、生産物の事故	身体賠償	1名	1億円
	財物賠償	1事故	5億円
—	1名	50万円	—
—	1事故	500万円	—

※フロント以外での被害は1名20万円、1事故50万円、その他の被害物は50万円になります。



特長  
その2

基本プランのオプション補償として「お見舞いサービス補償」と「施設サポート補償」をご用意しています。

キャンセル費用 (キャンセル額の80%補償)	1名	5,000円	被災特別費用	1名	5,000円
被災者対応費用	1事故	50万円	個人情報対応費用	限度額	300万円
被害見舞費用	1名	50万円	—	1名	20万円
宿泊客疾病死亡埋葬費用	1名	20万円	—	限度額	40万円
—	1名	10万円	—	—	—

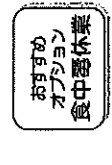
詳しくは、取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。



特長  
その3

旅館・ホテル事業に必要な補償を幅広くご用意しています。

例えば、旅館・ホテルにおいて食中毒や感染症等が発生した場合や、施設がノロウイルスにより汚染された場合の消毒費用を補償する『消毒費用カバー保険』(施設消毒費用負担保証加条項付旅館特約条項付賠償責任保険)など、旅館・ホテルならではの幅広い補償をご用意しています。『ファミリープラン』では、トコシラミにより施設が汚染された場合の駆除費用を補償します。



特長  
その4

施設における食中毒または感染症が発生した場合、営業上の損失を補償する『食中毒休業補償保険』(食中毒・感染症利益担保特約条項付賠償責任保険)をご用意しています。

食中毒・感染症の病原菌に汚染された疑いがあり、保険所による消毒、隔離の処置を行った場合

施設で製造、販売、提供した食品に起因し食中毒が発生または感染症が発生

●ご案内は(一社)日本旅館協会の賠償責任保険制度の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または取扱店までお問い合わせください。

TEL: 03-5215-7337  
FAX: 03-5215-7338

○制度に関するご相談・ご質問はこちら  
○制度のご加入・お見積りのご希望はこちら  
※対応依頼票をご記入の上、FAXしてください。

## 旅館ホテル賠償補償制度 新規対応依頼票

ご加入希望の保険にチェック(○)をお願いします。また、型式が複数あるものについては、ご希望の型式をご記入ください。

(型式の詳細については、パンフレットの各保険ページをご参照ください。)

旅館賠償責任保険 ( )	宿泊客個人賠償責任 ( )		食中毒 ( )	消毒 ( )	利益カバー ( )	駐車場 ( )
	定員数	人				
ご希望型式	型		年間売上 万円	・基本 ・充実 心付UPRSE ご選択ください。	年間売上 万円	最高保管台数 台
延床面積	坪	設備 充実	てん補期間 10日 ( ) 30日 ( ) 90日 ( )	仕出し 弁当 ( )	災害費用 ( )	・基本 ・充実 心付UPRSE ご選択ください。
特約A お見舞い サービス特約			心付UPRSE ご選択ください。	仕出し・ケーキ等 パンが中心です。	万円	
特約B 旅館サポート 特約		マネー 安心			型	

貴社名 (旅館・ホテル名)	
ご担当者名	
ご住所	
ご連絡先	電話番号: FAX番号: E-mail:

ご不明な点がございましたら、お気軽に当協会までお問い合わせください。

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

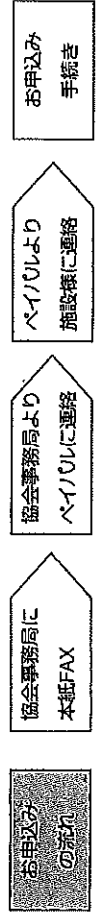
企業営業第五部第五課  
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10  
TEL: 03-3231-2201  
FAX: 03-3231-7835  
(受付時間 平日午前9時~午後5時)

お問い合わせ先

<取扱代理店> 一般社団法人 日本旅館協会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-5-5  
TEL: 03-5215-7337 (受付時間 午前9:30~午後5:30)  
FAX: 03-5215-7338

# ペイパル お申込み依頼シート



ご依頼日: 年 月 日 ご利用中の自社予約システム会社にもペイパル利用希望の旨をご連絡下さい

フリガナ		
会員施設名		
フリガナ		
担当者名	(英)	
フリガナ		
会員施設住所	〒	
電話番号	メールアドレス	
お問い合わせ内容	<input type="checkbox"/> ペイパル決済を申込み <input type="checkbox"/> 申込む前にペイパル決済について詳しく内容を聞きたい	
ご利用希望サービス	<input type="checkbox"/> 自社予約システムの事前決済 <input type="checkbox"/> メール請求書決済	
ご利用中の自社予約システム名	(例: 予約プロ等)	
自社ホームページ年間取扱金額	国内: 円	海外: 円
総部屋数	室	
連絡希望方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 携帯電話 ( )	
連絡希望時間	<input type="checkbox"/> 午前中 (9:30~12:00) <input type="checkbox"/> 午後 (15:00 まで) <input type="checkbox"/> 夕方 (18:00 まで)	
※電話での連絡を希望される場合		
ペイパル利用状況	<input type="checkbox"/> 既にペイパルのアカウントを保持しておりビジネスで利用している <input type="checkbox"/> はい	
備考		

ペイパルサービスの利用契約のお申込みをされるにあたり、本お申込み依頼シートの提出で下記のペイパルユーザー規約を承認し同意したものとみなし、日本旅館協会員の特別手数料を適用いたします。協会員を脱退した場合は規約に即り通常の手数料にさせていただきます。

ペイパルサービスのユーザー規約: <https://www.paypal.com/jp/webapps/mpp/us/useragreement-full>

■お問い合わせ先  
 ・お申込みに関するお問い合わせ  
 一般社団法人日本旅館協会事務局  
 電話番号: 03-5215-7337  
 送付FAX番号: 03-5215-7338

・ペイパル決済についてのお問い合わせ  
 電話番号: 03-6739-7135 (トラベル担当) 9:30~18:00/土・日・祝日  
 メールでのお問い合わせ: DL-PP-Tokyo-TS-Travel@paypal.com  
 (件名に「日本旅館協会のお問い合わせ」とご記入下さい。)



クレジットカード委員会からのお知らせ

## PayPal決済利用のメリットの紹介 ①

- 1.カード手数料が低い 協会会員特別料率 国内:2.45% 海外:2.1%
- 2.月額利用料やトランザクション費用は一切不要 (\*ご利用中の予約システムの月額料等とは別)
- 3.世界基準を満たした高いセキュリティで情報が安全に管理されている

## <A旅館の1ヶ月の自社予約システム(オンライン)決済にかかるランニングコスト比較>

月間料	カード手数料		取換額/予約料率		コスト比較
	国内	海外	国内	海外	
従来のオンラインオンライン決済の場合	2.5%	2.5%	¥15/件	¥3,648,950/55件	月額: ¥5,000 1ヶ月分の手数料: ¥825 カード手数料合計: ¥91,224
PayPal利用の場合	2.45%	2.1%	¥0	¥1,921,675/30件	

A旅館の利用状況と比較した場合、1ヶ月で15%の経費削減となりました!  
 114,376円/月 年間172,512円の削減効果!!!

お申込みは裏面「申込依頼シート」をご利用ください。

## PayPal決済利用のメリットの紹介 ②

<メール請求書決済利用のメリット(予約システムを利用しない決済)>

- ① 国内外問わずメールや電話での予約に對しても、簡単に事前決済のご案内が出来る
- ② 団体、グループの予約金支払いに(お客様がPayPalアカウントを保持していなくても)クレジットカード決済が可能
- ③ ネット予約のノーショー(no show)対策に、予約確定条件として事前決済を義務付けることで、メールで請求書決済が可能
- ④ 海外での旅費の現金により、インバウンドのお客様の決済がスムーズ
- ⑤ キャンセル時、お客様への返金が発生しても協会会員はトラブが手数料がかからず、無料で返金できる
- ⑥ お客様のカード情報を一切持たない、宿泊施設側からの情報漏洩のリスクがない

※ カード手数料率は、オンライン決済もメール決済も共通料率が適用されます。

アカウント開設や選定等のお問合せは、日本旅館協会専用問合せ先までTEL(03)6739-7135

\* 重要なお知らせ \* 従前より、個別にPayPalを導入、運用されている協会員施設におかまじくは、上記の協会会員別カード料率が適用されていない可能性があります。ご確認のうえ、改めてお申込み下さい。

自社ホームページに早く予約の受付が出来る、予約システムがPayPalと連携していきなり使える施設です!

会員各位

日本旅館協会  
北海道支部連合会 会長

### 悪質利用者・旅行会社等の対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業に日頃からご協力をいただき誠に有り難うございます。

この度、宿泊事業者にとって「悪質利用者・旅行会社等」の対応と対策でご苦勞されていることから、会員施設から事象等の情報をいただき共有する事で被害等の防止に努めることを目的に「注意情報」を発信する事と致しました。

つきましては、下記の取り扱いにより実施しますのでご案内いたします。 敬具

#### 記

会員施設の総括責任者から事務局へ情報を寄せられた場合は、全会員へその情報を共有するため一斉周知し注意喚起をすることとします。

■連絡体制は、基本的にメールにより実施します。

■悪質な利用者及び旅行会社等の情報は「注意情報」とします。

■対応の流れ

#### ①会員施設の総括責任者より

・事務局へメールにて連絡。送信確認は電話でダブル確認を。(事務局 電話 011-221-4009)

・事務局から送られてきた「事務局連絡表」に関係事項を入力し事務局へ送付。

また、結果についても事務局へメールにて連絡。

#### ②事務局より

・会員施設からの連絡を受け、「事務局連絡表」を折り返し送付。

・会員施設で入力した「事務局連絡表」を受信後「注意情報」を作成し、連絡メール登録会員へ事象等を一斉送信の上周知する。

・また、提供施設よりその後の結果連絡を受けた際、内容を更新して会員へ周知する。

■個人利用者・旅行業者等「注意情報」登録時の内容例

個人名・事業所名
電話番号
地域
人員
発生日
摘要（周知する要点）
抹消日
備考

・実施日 H27.10月事務連絡着信以降。

※情報管理の観点から「注意情報」は会員施設の総括責任者へ発信しますので、各施設は「取扱注意」の上、情報を共有する。

■メールアドレス未登録会員施設

・未登録会員施設はメール登録を随時お待ちしておりますので、FAXにて事務局へ連絡をお願い致します。(事務局 FAX011-221-8158)

・連絡先 日本旅館協会 北海道支部連合会

事務局 連絡専用メールアドレス

nrk-r@nihonryokan-hokkaido.jp

以上

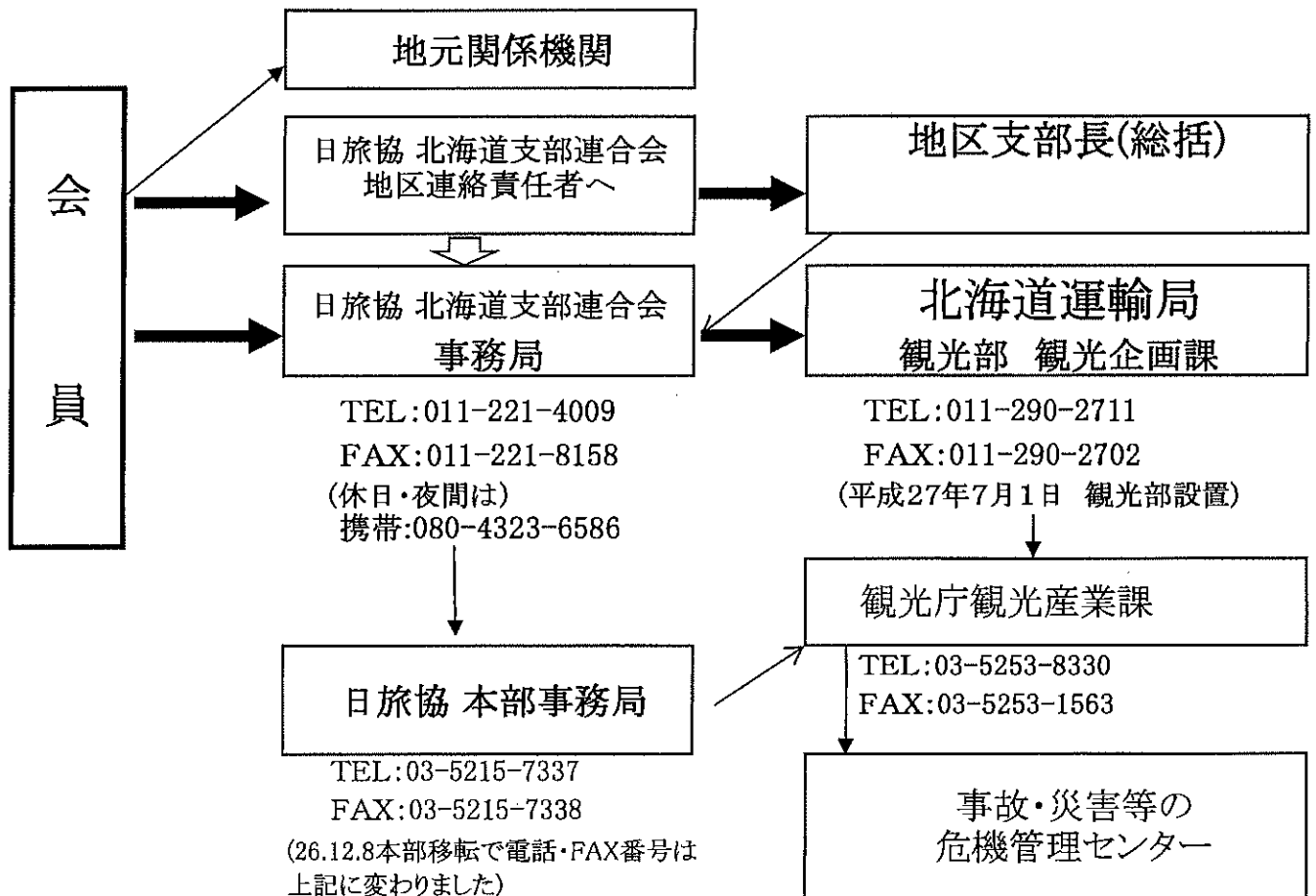
(事務局電話 011-221-4009 FAX011-221-8158)

# 事故・災害時の緊急連絡体制

日本旅館協会 北海道支部連合会

## (報告対象事象)

(事件・事故)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホテル・旅館に関する火災等の事故で宿泊客等に死傷者が発生した場合 (おおむね死者もしくは行方不明者1名又は負傷者5名程度)</li> <li>○ 全国的に報道機関により取り上げられるような事案又はプレス等対応予定の事案 (下記等により、宿泊客などの避難が必要となるような緊急事態、もしくは生じる可能性がある場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の占拠</li> <li>・爆弾・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布</li> <li>・サイバー攻撃によるテロ</li> <li>・他国からのミサイル発射事件</li> <li>・新型インフルエンザ等重篤な感染症の発生</li> </ul> </li> </ul>
(地震等自然災害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下記等の自然災害により、ホテル・旅館の施設が被害を受けた場合</li> <li>○ 下記等の自然災害により、宿泊客等に死傷者が発生した場合 (おおむね死者もしくは行方不明者1名又は負傷者5名程度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震…気象庁が震度5弱以上を発表した場合</li> <li>・津波…気象庁が津波警報を発表した場合</li> <li>・火山…気象庁が噴火警報(居住地域)を発表した場合</li> <li>・風水害…台風、豪雨、土砂災害等により被害が予想される場合</li> </ul> </li> </ul>



- ※ 緊急の報告事象が発生した場合、または発生する恐れのある場合は、警察への通報に合わせ、速やかに連絡をお願いします。
- ※ 会員施設の災害状況やお客様の動向等を把握し、迅速な対応策を図る一方初動情報を関係機関に伝達し、早期の復旧活動や援助活動等の対応策を講じていただく。
- ※ 情報提供については、近傍地域で発生した被害状況の情報提供も含む。



日本旅館協会 北海道支部連合会

事故災害時における連絡体制

事務局

所在地

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1 緑苑ビル3F

電話番号	011-221-4009
ファックス	011-221-8158
事務局携帯	080-4323-6586

支部連合会 事務局責任者

(敬称略)

地区	氏名	施設名	電話番号	ファックス	携帯電話
総括 会長	西野目信雄	層雲峡温泉 ホテル大雪 (西野目産業)	0166-29-2525	0166-26-8864	
事務局 専務理事	三浦 啓一	札幌 北海道支部連合会事務局	011-221-4009	011-221-8158	080-4323-6586

地区連絡責任者 (北海道 振興局エリアで表示)

(敬称略)

地区	氏名	施設名	電話番号	ファックス	施設内 連絡担当者
道東総括 道東	根室 釧路 十勝	大西 雅之 阿寒湖温泉 あかん遊久の里鶴雅/あかん湖鶴 雅ウイングス	0154-67-2531	0154-67-2754	
		上野 洋司 ウトロ温泉 知床第一ホテル	0152-24-2334	0152-24-2261	
		桑島 大介 ウトロ温泉 知床ランドホテル北こぶし	0152-24-2021	0152-24-2702	
		林 文昭 十勝川温泉 十勝川温泉第一ホテル	0155-46-2231	0155-46-2238	
		作田 英実 十勝川温泉 観月苑	0155-46-2001	0155-46-2333	
		山浦 祥治 阿寒湖温泉 阿寒の森鶴雅リゾート花ゆう香	0154-67-2311	0154-67-2330	
		中嶋 康雄 川湯温泉 川湯観光ホテル	015-483-2121	015-483-3244	
		桶川 昌幸 釧路 釧路センチュリーキャッスルホテル	0154-43-2111	0154-42-0318	総支配人 浅野清貴
道北総括 道北	オホーツク 宗谷 上川 留萌	大江 友広 温根湯温泉 大江本家	0157-45-2511	0157-45-2713	
		西海 正博 白金温泉 大雪山白金観光ホテル	0166-94-3111	0166-94-3117	
		浅利 栄治 網走 ホテル網走湖荘	0152-48-2311	0152-48-2828	
		西野目智弘 層雲峡温泉 ホテル大雪	01658-5-3211	01658-5-3420	
		太田 英司 旭川 東花苑	0166-31-2234	0166-32-6315	
		高橋 仁美 旭川 和風旅館扇松園	0166-61-5154	0166-61-6223	
		岡部 和子 稚内 ホテルおかべ汐彩亭	0162-22-3411	0162-22-3407	
		中瀬 正 利尻 鶯泊 ホテルあや瀬	0163-82-1560	0163-82-1706	
道央総括 道央	空知 石狩 後志 胆振 日高	浜野 浩二 定山溪温泉 定山溪ランドホテル瑞苑	011-598-2211	011-598-5211	
		陰元 潤一 小金湯温泉 旬のお宿まつ湯	011-596-2131	011-596-2133	
		荒井 靖子 岩内 いわない高原ホテル	0135-62-5101	0135-62-3138	
		須賀 秀郎 登別温泉 登別温泉郷 滝乃家	0143-84-2222	0143-84-2611	
		佐々木義朗 支笏湖温泉 丸駒温泉旅館	0123-25-2341	0123-25-2715	
		来栖 正光 洞爺湖温泉 ホテルランドトーヤ	0142-75-2288	0142-75-3434	
		濱野 清正 洞爺湖温泉 洞爺湖万世園 ホテルレイクサイド テラス	0142-73-3500	0142-75-2271	
		荒井 周吾 浦河 浦河イン	0146-22-1212	0146-22-2177	
道南総括 道南	渡島 桧山	山下 久幸 函館 アクアガーデンホテル函館	0138-23-2200	0138-23-4757	
		遠藤 浩司 函館 函館元町ホテル	0138-24-1555	0138-24-1556	
		金道 太朗 湯の川温泉 湯の浜ホテル	0138-59-2231	0138-59-2237	
		工藤 冴子 松前 温泉旅館矢野	0139-42-2525	0139-42-3000	

## 関係団体一覧

29. 4.1 現在

整 番	名 称	会長の役職 等	加入 任期等	年会費等
1	全国旅館政治連盟北海道支部	副支部長	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合との政治団体 発足 昭和49年9月10日選管へ届出した日	1会員あたり 1000円 H25.3.14改訂
2	北海道新幹線建設促進期成会	理事	2年毎更新 H27.4.1-H29.3.31	50,000
3	北海道ホテル旅館業連絡協議会	メンバー	発足 平成11年3月16日 現在8団体で構成	必要の都度経費 負担
4	北海道経済連合会	会員		70,000
5	北海道観光を考えるみんなの会	賛助会員	発足平成25年10月17日 賛助会員2口	20,000
6	北海道観光振興機構	副会長		50,000
7	交通道德協会	賛助会員		10,000
8	訪日外国人旅行者の受入れに向けた 北海道 ブロック会議 名称変更予定(29.4.26) 観光ビジョン推進北海道ブロック戦略会議	メンバーに会 長	H26.4.23 初会合 事務局 北海道開発局・北海道 運輸局 専務理事 WGメンバー	
9	日本旅館協会北海道支部連合会暴力団 等対策協議会		27.5.19 発足	
10	テロ対策北海道パートナーシップ推進 会議		27.9.25 理事会で参加決定	
11	民族共生象徴空間交流促進官民応援ネ ットワーク	構成員 会長	28.11.9 発足 事務局 道庁環境生活部 活性化部会に事務局参加	
12	北海道を元気にする会	副会長	H28.5.28 発足 事務局 橋本聖子事務所 参議院議員 橋本聖子議員を支援 する会 専務理事 幹事	

## 北海道ホテル旅館業連絡協議会規約

### 〔名称〕

1. 北海道ホテル旅館業連絡協議会（以下「本会」という）と称する。

### 〔目的〕

2. 本会は、業界協同し観光産業の振興に務めると共に、業界の振興発展を図る。

### 〔事業〕

3. 本会は、目的を達成するため次の事業を行なう。
  1. 地域観光振興策の検討
  1. 業界振興等のための諸施策の実施
  1. 対外共通課題への協同した取組み
  1. 対外共同活動の促進強化
  1. 情報交換と共有

### 〔会員〕

4. 本会の会員は次の会員をもって構成する。
  - 社団法人日本ホテル協会北海道支部
  - 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合
  - 日本旅館協会北海道支部連合会
  - 社団法人全日本シティホテル連盟北海道支部
  - 札幌ホテル旅館協同組合
  - 定山溪温泉旅館組合
  - 札幌市内ホテル連絡協議会
  - 札幌ホテル支配人会

### 〔幹事〕

5. 本会の幹事は次の通りとする。
  - 社団法人日本ホテル協会北海道支部
  - 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合
  - 日本旅館協会北海道支部連合会
  - (2) 幹事のうちから、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合を代表幹事とする。

### 〔会議〕

6. 本会の会議は次の通り行なう。
  - 定期会議は年2回とし、その他必要の都度開催する。

### 〔付則〕

7. 本規約は平成11年3月18日より施行する。
  - 平成19年11月20日、この規約の一部〔会員〕を改正。
  - 平成29年5月17日、この規約の一部〔幹事〕を改正。

北海道ホテル旅館業連絡協議会

団体名簿

平成29年6月27日現在

団 体 名	事 務 局	
	TEL・FAX	住 所
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長 西海正博 (大雪山白金観光ホテル) 専務理事 中谷昇	TEL 011-221-6979 FAX 011-221-4373 doryokan@triton.ocn.ne.jp	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル6階
日本ホテル協会北海道支部 支部長 宮崎 誠 (ホテルオークラ札幌) 事務局長 小野孝一(ホテルオークラ札幌 管理部部長)	TEL 011-221-2386 FAX 011-221-2282 onok@sapporo.hotelokura.co.jp	〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目 ホテルオークラ札幌内
日本旅館協会北海道支部連合会 会長 西野目信雄 (ホテル大雪) 専務理事 三浦啓一	TEL 011-221-4009 FAX 011-221-8158 k-miura@nihonryokan-hokkaido.jp	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル3階
(社)全日本シティホテル連盟北海道支部 支部長 林孝浩 (紋別プリンスホテル) 事務局	TEL 0158-23-5411 FAX 0158-23-6151 taka-h@mombetsu-prince.com	〒094-0004 紋別市本町7丁目3-26 紋別プリンスホテル内
札幌ホテル旅館協同組合 理事長 米澤佳晃 (札幌第一ホテル) 事務局 植田美樹子	TEL 011-231-5027 FAX 011-231-5060 ryokumi@topaz.ocn.ne.jp	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル6階
定山溪温泉旅館組合 組合長 宮越健文 (定山溪ビューホテル カラカミ観光(株)常勤監査役) 事務局長 山田秀明	TEL 011-598-2537 FAX 011-598-2029 kankoukyukai@jozankei.jp	〒061-2302 札幌市南区定山溪温泉東3丁目 定山溪観光協会内
札幌市内ホテル連絡協議会 代表幹事 池田純久 (京王プラザホテル札幌) 事務局 柴谷学(京王プラザホテル 札幌副総支配人)	TEL 011-272-3961 FAX 011-271-7943 sh-renraku@kyougikai.net	〒060-0005 札幌市中央区北5条西7丁目2-1 京王プラザホテル札幌内
札幌ホテル支配人会 会長 見上弘明 (ホテル新東) 事務局 金井小百合(北海道第一ホテルサッポロ)	TEL 011-726-3232 FAX 011-726-9855	〒001-0023 札幌市北区北23条西4丁目19-314 北海道第一ホテルサッポロ内

平成27年12月17日  
日本旅館協会北海道支部連合会

## 「道と北海道ホテル旅館業連絡協議会との意見交換会」(概要報告)

平成27年12月16日 北海道 赤れんが庁舎2階1号会議室にて開催

北海道ホテル旅館業連絡協議会は、平成27年12月16日に北海道経済部観光局・建設部・総務部危機対策局・保険福祉部健康安全局と ①耐震改修促進法改正に対する要望 ②民泊に対する要望について、「要望事項」の説明を行い意見交換を行った。

(要望書 別添)



開催日 平成27年12月16日(木)15時30分から17時00分

会場 北海道庁 赤れんが庁舎2階 1号会議室

出席者

□北海道

経済部 神 姿子観光振興監

経済部観光局 後藤規之観光局長

玉田耕大参事(国内誘客) 佐藤 実主幹(観光地づくりG)

経済部地域経済局中小企業課 尾形和則金融担当課長 上原剛明主幹

建設部住宅局 若原 匡建築安全担当課長 細谷俊人主幹

総務部危機対策局 谷内浩史課長 吉川政英主幹

保険福祉部健康安全局 八木健太食品衛生課長 斉藤 聡主幹

□北海道ホテル旅館業連絡協議会

幹事 西海正博氏(北海道ホテル旅館生活衛生同業組合理事長)を含め、同協議会所属団体から13名と北海道議会岩本剛人議員が出席した。

(当支部連合会 桑島会長 浜野副会長 西野目智弘北の旅館塾委員会委員長 大野専務理事が出席)

## 内 容

冒頭、西海理事長(協議会幹事)が挨拶を行い、多忙な中岩本道議に出席を戴いた事に御礼を申し述べ、3月に北海道から「耐震改修促進法改正に伴う要請」の要望書に対する説明を受け、その後宿泊団体で協議しとりまとめた内容を、5月8日に「要望事項」として北海道へ代表者出席のもと提出した。

その後、今般の意見交換会まで開催が無かったので、不安とまた相当時間を経ていることから十分な検討がされていたことと大きな期待を持っているところです。

耐震改修の公表の関係について、対象の施設における耐震診断の期日が今年の12月末となっていることと、耐震診断後の耐震改修工事に係る費用の問題、またその間の休業に関する社員の雇用の問題もあり、お手元の「要望書」の5項目にまとめてあります。更に大きな問題として「民泊」の問題がありますが、北海道として民泊の問題はどのような形で望んでいかなければならないのか私ども旅館業として真剣に諮って行かなければならない大きな問題であるという状況にあります。本日は有意義な意見交換会となりますことを心から期待しております。

### 北海道 神 観光振興監挨拶

5月に要望を受けてから、その間しばらく時間が経ったこと大変申し訳なく思います。我々もその間鋭意仕事を進め・・・(聴き取り不明)。

また、来年3月26日には、北海道新幹線が開業致します。道の受入れ体制の整備が急がれているところですが、我々としてもホテルの安心安全確保と民泊の問題も含めまして対応をきちんとしていかなければならないと認識しているところです。本日の意見交換会が有意義なものになりますようよろしくお願い致します。



### 1 西海理事長から11月12日付の「要望書」提出 (1)から(5)説明

#### 耐震改修促進法改正に伴う要望5項目

(1)道内の市町村において、耐震診断耐震改修の補助制度を設定されていない市町村は、早急に創設してください。

耐震診断については、27年12月末が報告期限であり、間近となっている。

(2)地方公共団体における補助制度は、国と同等の補助としてください。

耐震改修工事においては、材料費及び人件費が大きくアップしています。また、道内のホテル旅館は、消費税の増税・食材の高騰・パート従業員の最低賃金値上げ・貸切バスの新たな運賃料金制度、電気料金の値上げなどにより経営環境が厳しい状況にあり、お客様の集客も苦慮している状況です。

(3)耐震改修対策特別貸付においては、耐震改修促進法改正は当該施設にとって未曾有の事態であることから、特段の創設を図っていただきたい。

(4)耐震診断結果までの期間を延長されたい。

特に、北海道として全国的に足並みが揃った形で対処をお願いしたい。

(5)ホテル・旅館を宿泊避難場所として指定していただき、防災拠点と同率の補助率を拠出されたい。東日本大震災時においては、その地域のホテル旅館は被災者を受入れ避難所としての機能を大いに発揮した。そのことを見ても、この度の改正耐震改修促進法を受け、要緊急安全確認大規模建築物として、ホテル旅館を避難所として指定する県が数県あります。北海道のホテル旅館も避難所として指定をしていただき補助率のアップに繋げて戴きたい。

## 北海道 担当課から説明

建設部 若原建築指導課長から説明

### (1)耐震診断・耐震改修の補助制度創設について

- ・耐震診断は、補助制度を活用する対象のある全ての市町村が補助制度を創設している。
- ・耐震改修は、本年10月に建築部・経済部で耐震診断から改修に関係する市と町を全て訪問し補助制度創設に対する働きかけを行い、その結果創設に前向きな回答を戴いている。今後も事業者の軽減を図るため様々な機会を捉えて市町村に働きかけを行って参ります。

### (4)耐震診断結果公表までの期間を延長について

- ・本年12月末までに、診断結果の報告が義務付けられています。
- ・期限までに報告の無い所有者も想定していますが、報告する事を強く指導していきます。
- ・道では、25年からさまざまな機会を捉え所有者の実情を国に対し訴え、公表の時期について風評被害の無いように要請をしてきた。また本年7月と11月に国に対して公表について相当の猶予期間を設けるよう要請をしています。

観光局 玉田参事から説明

### (2)地方公共団体における補助制度は、国と同等の補助について

- ・27年度は耐震改修の補助制度を創設した。28年度の予算編成に向けては国に対して本年7月また11月に関係各省に引き上げの働きかけを行った。
- ・国としても重要な課題であると認識をいただいている。引き続き関係各省へ働きかけを行う。

### (5)ホテル・旅館を宿泊避難場所として指定していただき、防災拠点と同率の補助率を拠出について

- ・市町村が避難所として必要かどうか「地域防災計画」で掲げて戴く必要がある。それを踏まえて、その上で耐震性の無い建築物については道の耐震改修促進計画に位置付ける手続きがある。
- ・現時点では、ホテル等が市町村から防災拠点として挙がっていない。

経済部経営支援局 尾形和則金融担当課長から説明

### (3)耐震改修対策特別貸付について

- ・5月の要請を受け、金融機関と協議を重ねてきた。金融機関からの回答は、これ以上の金利引き下げはプロパー貸付とのかい離が大きくなり過ぎることから非常に困難であると得ている。
- ・局長クラスが、金融機関を訪問し引き続き金利引き下げの働きかけを行っていく。

(質疑 意見交換) ◆協議会 ◇道庁

◆耐震改修の補助制度創設の市町村をお知らせ戴きたい

◇耐震改修のホテル・旅館に対する制度創設済みは(3) 音更町・登別市・函館市

今年度創設するとしているところは(4) 当別町・鹿追町・洞爺湖町・室蘭市

◆公表までの期間についての方向性

◇診断結果の公表は、所有者の実情を踏まえて相当の猶予期間を国が主導して設けて戴きたいと要請している。

◆特別貸付の利率について原則論を教えて戴きたい。

◇金利は4段階で、融資期間ごとに変わる。

3年以内1.1% 5年以内1.3% 7年以内1.5% 20年以内1.7%

浜野副会長(日本旅館協会北海道支部連合会)

◆本部の耐震問題を担当していることから、道の対応にズレを感じる。

①公表について

本州は、県が隣接しており大変デリケート。

公表は、都道府県の判断に任されていることを確認している。

間違っても、北海道として他県より先に発表する事がないようお願いする。

②補助率について

国の法律であるのに、都道府県・市町村で補助金が違うことは不公平である。

平米単価48700円は低すぎる。よく確認をお願いしたい。

③改修のスケジュールにいつまでとタガをかけないで戴きたい。

④改修による休業の際、雇用の問題が発生する。対応をお考え戴きたい。

⑤避難所について、神振興監に特にお願いしたい。道がリーダーシップを取って戴きたい。指定により補助率が上がる事から指定に向けて動いていただきたい。

◇公表について

・他県を見て対応していきます。

◇防災避難所について

・ホテル旅館の避難者の受入れに重要な役割を果たしていることは承知しています。

・防災拠点と云う制度は、市町村が避難所として指定して更に補助制度をどうするかということも考えており、来年度以降の国の補助制度のこともあり地域防災計画に避難所として指定する市町村の制度を含め考えていかなければならない。

◆ホテル旅館に耐震強度を入れるということは、地震が発生した際ホテル旅館の周辺は壊滅的な状況は推測できる。そのようなことから極めて当たり前の事と思うことから、道として指定に動いていただきたいと云う事です。

## 2 西海理事長から11月24日付の「民泊要望書」提出 説明

・民泊の問題がマスコミでも大きな問題となっている。

・観光客の増加により都市部で施設が足りない。マンション・アパートの斡旋は旅館業法に抵触している。安全安心の問題に加えて衛生の問題がある。道内の宿泊団体は道警とも連携してテロ対策推進会議に参加し連携を取っている。

・観光立国という立場からして、北海道として慎重に対処していただきたい。

・そのことにつきまして、本要望書「民泊」を行っている個人及び業者に対し適正な規制と行政指導を実施されたい。

保険福祉部健康安全局 八木健太食品衛生課長から説明

旅館業法で想定していなかったことが生じてきた。

国でも実態の把握に努めている状況である。旅館業法に関係することから厚生労働省で検討会議を既に2度開催している。検討内容はホームページで公表している。

道として、定期的に民泊のサイトから情報を取りチェックしている。

(質疑 意見交換) ◆協議会 ◇道庁

◆大阪府・大田区が認可をしたことを聞いている。北海道は札幌市は別として他の市町村の宿泊施設はまだまだ空いている状態であり、北海道として慎重な対応をお願いしたい。

◆札幌で360軒が登録していると厚労省が発表している。大きな問題であるとして札幌ホテル旅館協同組合として札幌市に旅館業法違反であると申し入れをした。

◆道として民泊の調査をしているのか



◇ホームページを調べて保健所に連絡をしている。

◆道として調査を行い指導すべきでないか。旅館業法違反は明らかであり行政指導を行い根絶する必要があるのでないか。

◇北海道のホームページで注意喚起をしている。

◆北海道観光のマイナスになることから早く方針を出すべきである。アンテナを高くして早く手を打っていただきたい。北海道から国にどんどん意見を出していただきたい。

□岩本剛人道議

この会議は2年前から開催しているが、11月12日に知事に対し要望書が出されてから1ヶ月経過している。

大変大きな問題だということは皆さんが認識しているところですが、要望書を受けた北海道はきちんと資料なりを用意して対応するべきであると思います。

宿泊団体の皆さんは、この忙しい中全道から来られているのであり、資料を用意して会議を進行する事によって時間の短縮ができ、多くの建設的な意見交換が出来実りのある会議になるのではないかと。今回は全て口頭で要請の内容に答えているが大変失礼な事と感じた。

税の公平性について、全道で補助率が違うということは不公平でおかしいことである。また、災害拠点についても先の3.11の時、業界の皆さんが受け入れてくれたことであり、道は施設を持ってないのでありもっと市町村との防災計画の調整を進めて戴きたい。

民泊の関係について、観光立国北海道として先に国へアプローチして、北海道として国に考えを示していくことが大事と考える。

◇後藤 観光局長

資料の無い中で会議を進行してきましたが、何らかの形で書面に残して参ります。

終わりの挨拶

桑島日本旅館協会北海道支部連合会長

観光業界を伸ばしていくにはどうすると良いか考えている。インバウンドはもっと増えていくことと思しおもてなしも考えているところです。

意見交換は今後共お願いをしていきたいし、北海道観光のために取り組んで参りますのでよろしくお願ひ致します。

本日は、ありがとうございました。

以上の説明・意見交換を行い17時に終了した。

## 改正耐震改修促進法に伴う要請(北海道高橋知事)概要報告

要請日 平成28年1月22日(金) 15時20分から15時45分 道庁3F 知事会議室  
応対者 北海道高橋知事 神 観光振興監 宮内建築企画監

### 北海道ホテル旅館業連絡協議会として「改正耐震改修促進法」にともなう要請

27. 12.16北海道との意見交換、1月6日自民党道連幹部(政務調査会長・政策審議委員長)、  
辻副知事へ耐震化支援制度の支援を求めて関係団体と連携を図り要請活動を実施してきた。

1月下旬が道の予算要求日となっていることから、再度、要望書を北海道高橋知事に提出し、耐  
震化支援制度の確立を図るため要請いたしましたのでご報告いたします。

また各要請活動に、北海道議会岩本剛人議員の同席を戴き支援を戴いた。

#### [最近の要望活動]

27.12.16 北海道 観光局 建設局との意見交換会

27. 1. 6 北海道議会 ・自民党道連 小松 茂政務調査会長  
・自民党道連 松浦宗信政策審議委員長

北海道 ・辻 泰弘副知事

27. 1.22 北海道 ・高橋知事

#### □北海道 高橋知事へ要請 (要請項目)

1. 道内の市町村において、耐震診断、耐震改修の補助制度を設定されていない市町村は、早急に創設してください。
2. 補助金を上げてください。並びに地方公共団体においての補助制度は、国と同等の補助としてください。
3. 耐震改修対策特別貸付においては、改正耐震改修促進法は当該施設にとって未曾有の事態であることから、特段の創設を図っていただきたい。
4. 耐震診断結果公表までの期間を延長されたい。
5. ホテル・旅館を宿泊避難場所として指定いただき、防災拠点と同率の補助率を拠出されたい。
6. 耐震設計及び補強工事・新設工事についての計画提出を2018年度末までとして国で議論をされていますので、この決定に向けてご支援ご尽力をお願い致します。



改正耐震改修促進法に伴う要請について

(1) 耐震診断 27.12 月末 報告終了しました。 (組合 西海理事長より)

(2) 補助金について (当協会支部連 浜野副会長)

→耐震改修工事の補助限度額は、48,700円/㎡から50,300円/㎡に増額が先般決定しました。

(平成28年度政府予算案)

当初の私共と役所とのやり取りで議論した金額を下回っていますが、一定の回答を戴きました。

耐震改修への支援について

→地方公共団体における補助制度は、国と同等の補助としてください。

国が1/3 北海道1/3 市町村1/3

これをしっかりと指導していただきたい。

札幌市内の事業者は、札幌市からのみで道の支援を受けられません。且つ1事業者2億円で打ち切りと云う不公平な取り扱いを受けています。(これは一国2制度ではないでしょうか)

(3)耐震改修対策特別貸付について

(当協会支部連 浜野副会長より)

→耐震改修・新築に関して、補助金以外の資金は自己負担調達になります。

この工事によって売り上げ増が見込めず増床にならないことから、道内金融機関は、本事業に懸かる資金の融資に消極的です。国の法律の変更に伴う投資ですから特段の支援を要請するところです。

道より、地元金融機関に、この部分に対する積極的な姿勢を促していただきたい。

更に改修期間中の社員に対する給料の支払いについても雇用調整金等の適用等を前向きに進めて戴くように国に要請していただきたい。

(4)耐震診断結果公表までの期間を延長について (組合 西海理事長より)

→北海道の発表は、他県より先になる事の無いようにお願いをしていますが、ご理解を戴いていると認識しています。

(5) ホテル・旅館を宿泊避難場所として指定していただき、防災拠点と同率の補助率を拠出されたい。

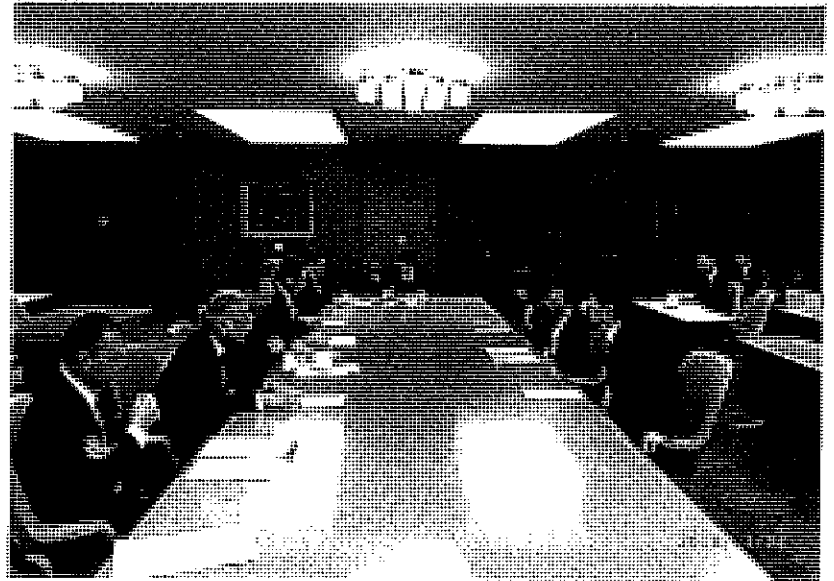
(当協会支部連 浜野副会長より)

→災害を想定した法律であるとする原点から見ると、宿泊施設が避難所になる事は必然と考えます。宿泊者は避難民になります。

これを地方自治体の予算と相談するという発想は、この法律によって多額な費用の負担を強いられる事業者にも、法律を成立させる前に相談すると云う事にならないでしょうか。

(6) 耐震設計及び補強工事・新築工事についての計画提出を2018年度末までとして国で議論をされていますが、この決定に向けてご支援をお願いします。(当協会支部連 桑島会長より)

→耐震診断実施から耐震設計また補強工事・新築等への計画提出に相当の猶予期間を得ることが出来、決定に御礼申し上げます。



## 高橋知事

日頃から北海道の基幹産業である観光振興にご尽力を戴き御礼申し上げます。

各団体の幹部の皆さんから揃って6項目のお話を伺いました。

北海道として、観光振興監また建築企画監として、しっかりと受け止めさせて戴き、出来る限り高率の助成に向けて4月からの予算編成の中で、出来る限り検討させていただきたい。

札幌市との関係では、政令都市の関係から助成の仕組みで決まっているものがあるが、バランスが悪いのではないかと、道としてしっかりと申し入れをしていきたい。

以上の要望を行い、それに対する知事からのお話を戴き15時45時に終了した。

## ■ 北海道ホテル旅館業連絡協議会 参加者

### 日本ホテル協会北海道支部会

支部会長 宮崎 誠様 (ホテルオークラ札幌)

### 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 西海正博様 (大雪山白金観光ホテル)

副理事長 金道太朗様 (湯の浜ホテル)

// 金 南賢様 (ホテル時計台)

### 日本旅館協会北海道支部連合会

会長 桑島繁行様 (知床グランドホテル北こぶし)

副会長 浜野浩二様 (定山溪グランドホテル瑞苑)

理事 金川一男様 (ホテル鹿の湯)

(定山溪観光協会会長)

専務理事 大野忠雄様 (事務局)

### 札幌市内ホテル連絡協議会

代表幹事 桶川昌幸様 (センチュリーロイヤルホテル)

### 札幌ホテル旅館協同組合

理事長 伊藤圭輔様 (大通公園ホテル)

## 改正耐震改修促進法に伴う北海道要請概要報告

日本旅館協会北海道支部連合会

要請日 平成28年7月26日(火) 11時00分から11時45分 道庁3F 副知事室

応対者 山谷副知事 後藤観光局長

### 登別市3団体連合で「改正耐震改修促進法」にともなう支援措置の要請

[最近の要望活動]

27.12.16 北海道 観光局 建設局との意見交換会

28. 1.22 北海道 高橋知事へ要望

28. 3 北海道議会にて「防災拠点建築物」にともなう助成 73.3%となる。

□北海道 高橋知事へ要請 山谷副知事応対

#### 改正耐震改修促進法に伴う要請について

宿泊団体間で協議し、道との意見交換を行い、本年1月22日に北海道ホテル旅館業連絡協議会から高橋知事へ要望書を提出致しました。

その後の道議会において、大規模宿泊施設(ホテル・旅館)等への耐震改修補助について、宿泊施設の安全・安心の確保及び防災・減災の観点から、国の防災拠点建築物に対する補助制度を活用して耐震改修を促進する事を事業化していただきました。

しかし、耐震改修の補助制度が市町村によって対応が違うことが判明して参りました。

特に登別市においては、北海道を代表する温泉観光地として、永年、観光北海道のために貢献してきた歴史がある事は衆目の一致するところですが、また、それだけに旧耐震基準で建築された大型宿泊施設が多く存在しております。

この度の民間大規模建築物の耐震改修に対する市の補助部分が国の防災拠点建築物に対する補助制度で想定した比率と比べ甚だ少額であることが判明し、これでは全体の計画に大きな影響があると言わざるを得ません。

つきましては、道におかれましては市町村からの補助金が同一公平になるようご指導をしていただきたくお願い申し上げます。



(要請項目)

改正耐震改修促進法に係る支援措置を次のとおり取り計らわれない。

- (1) 道内市町村のホテル・旅館で耐震診断が義務化された施設について、市町村において、地域防災計画に宿泊避難場所として指定するよう、ご指導をお願い致します。
  - (2) 道内市町村からの補助金が同一公平になるよう、市町村へのご指導をお願い致します。
- 以上の内容を主旨として、3団体の代表者は山谷副知事に補助の同一公平を訴えた。

耐震化の問題について、国は市町村へ地方交付税を交付する。市町村負担の防災拠点として指定したものは7割の交付税措置をすることで国に措置をいただいた。「山谷副知事からは、北海道として対象施設の所在する関係の13市町村へ職員が出向き助言として特別交付税措置の制度説明をしてきた、対象市町村の議会で議論する事が大切。各市町村議会の承認が必要な事案であり、したがって、地元の団体として重要な事は要請を上げていただきたい」とお話を戴く。

また、関係市町村への説明状況等については、今後道議会に説明を求められることと思います。

浜野副会長

日本旅館協会の担当委員として全国会議に出席している。全国の自治体平均レベルまで、北海道としては是非指導に動いていただきたい。

特に登別市は、数棟に対し全体で2億円と甚だ少額でいかに対応が弱いかがうかがえる。

登別市は北海道を代表する温泉観光地として、永年観光北海道をけん引してきた歴史があるにも係わらず「宿泊避難場所の指定による補助率の拡大は困難な状況」と云う回答は如何なものかと思う。このような状況では中央からも指導していただく事も考えて行きたい。

岩本道議

耐震化の問題で、ここまで議論が出来るようになるまで2年半かかった。

地元として、市議会で議論する事は必要であるが、もっと協力を戴くよう努力をしていくことを考えたい。

以上の要望と意見交換を行い、11時45時に終了した。

■ 登別市3団体陳情		参加者	(敬称略)
登別商工会議所		会頭	上田俊朗
		専務理事	高田明人
一般社団法人登別観光協会		会長	唐神昌子
		事務局長	大野 薫
登別温泉旅館組合		組合長	南 智子

(支援議員)

北海道議会 議員 岩本剛人  
議員 赤根広介

(支援事務局)

日本旅館協会北海道支部連合会  
副会長 浜野浩二 (道央地区支部長)  
専務理事 大野忠雄 (事務局)

# 七旅ホ連・パートナー会 北海道ホテル旅館業連絡協議会合同会議

(第4回)

議 事 概 要

(報告日平成29年4月21日)

日本旅館協会北海道支部連合会

(開催日) 平成29年4月20日 10:30~11:40 札幌全日空ホテル 22階 葵の間

(参考) 第1回28.9.23 第2回29.1.6 第3回29.3.8

## 議 題

### 1. 拠出金の取扱いについて

北海道観光振興機構「災害復興支援引当積立金規程」

### 2. 被害に係わる宿泊損失額の算出方等について

### 3. 「大規模災害緊急対策本部設置」と「宿泊施設に関する情報の収集」について

## 出席者

(敬称略)

	団 体 名	役 職	氏 名
1	七旅ホ連・パートナー会	幹事	桑島繁行
2	北海道ホテル旅館業連絡協議会 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	幹事 理事長	西海正博
3	日本ホテル協会北海道支部	事務長	小野孝一
4	日本旅館協会北海道支部連合会	副会長	浜野浩二
5	札幌ホテル旅館協同組合	副理事長	米澤佳晃
6	札幌市内ホテル連絡協議会	代表幹事	桶川昌幸
7			池田純久
8	札幌ホテル支配人会	会長	見上弘明
9	北海道観光振興機構	総務経理部長	加賀谷博司
10	事務局 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	専務理事	中谷 昇
11	事務局 日本旅館協会北海道支部連合会	専務理事	大野忠雄
12	同	事務局	三浦啓一

## 議長 桑島幹事

- ・新年度になって各団体の役員交代もあり早いうちに本会議を開催する事としました。
- ・昨年8月の台風被害後今回で4回目となります。
- ・早めにこれまで積み上げてきた対策本部・調査及び情報の収集について方針を示したい。
- ・行政の発表を待っては時期を失することから、宿泊業界で体制を構築し被害額等を発表していくために、各宿泊団体の総会で会員の皆さんにお知らせと協力を戴いていくための会議としています。

## 関係議題

### 1. 拠出金の取扱いについて

北海道観光振興機構 加賀谷部長説明

- ・北海道観光振興機構が災害復興支援引当積立金の制度を創設した。
- ・については、28年度関係団体の拠出金の受け皿が整備された。
- ・機構としても災害復興支援積立金を可能な限り毎年度積立、また他団体等からの寄付も受け、甚大な被害を受けた地域に必要な支援を迅速且つ機動的に行い、早期観光復興を目指すこととした。
- ・本積立の活用を契機として、道・国に対し抜本的な総合対策を講じて戴く思いで機構として制度を創設した。
- ・各宿泊団体として、趣旨に賛同いただければ寄附として拠出戴ければと思います。この度の寄附については個別に相談させていただきます。



### 議長補足意見

- ・昨年、7旅ホ連・パートナー会で負担金を決定したが、本年6月頃7旅ホ連・パートナー会及び北海道ホテル旅館業連絡協議会の会議を開いていただきそこで積立金の扱いについて決定する事が良いのではと思う。それまでには各団体の会長・役員・新しい事務局が決定するのでスムーズにいくものと考えます。
- ・29年度はどのように考えるか質問がありましたが、29年度負担金の考えについても6月新体制のもとで協議をいただく事が良いのではと思います。

### 2. 被害に係わる宿泊損失額の算出方等について

事務局 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 中谷専務理事

- ・9.23の第一回会議で発表した「台風被害に係わる宿泊損失額推計」を資料に基づき経緯を含め説明する。



## 議長補足

- ・被害額の算出方は、キャンセル数調査を基に、日本旅館協会の営業状況等統計調査による北海道の宿泊単価と館内売上を加えて推計した。
- ・全道エリアの状況を「北海道ホテル旅館生活衛生同業組合」の組合員さんからの協力を戴く事で全道の被害人員・被害額が算出できることから大変重要な調査です。
- ・札幌市内においても、これから組合・旅館協会・ホテル協会・札幌ホテル連絡協議会・支配人会等と合同で調査を進める契機としていただきたい。
- ・重複施設も今回の調査で明確になった。
- ・今後の事務局についても、旅館組合と旅館協会ではないかと思えます。また収集する項目等は昨年の調査フォーマットをベースに調査回答を入力する方法を基本として準備しておくことが良いと思えます。

### 3. 「大規模災害緊急対策本部設置」と「宿泊施設に関する情報の収集」について 日本旅館協会北海道支部連合会 大野専務理事

- ・各団体の「総会」における説明資料として作成。 資料添付
- ・「1.緊急対策本部設置」「2.宿泊施設に関する情報の収集」について説明
- ・「対策本部」の考え方 傘下団体について説明
- ・「情報の伝達収集関係」 対策本部→団体事務局→会員施設への伝達と項目を説明



- ・今回の資料作成にあたり、全会員リストを共有するため、重複施設の確認も実施した。
- ・特に札幌市内の対象組合員・会員の全容がはっきりしなかったが今回の調査で明確となった。
- ・今後も引き続きメールアドレスの整備も進め、迅速な連絡と集約を図る体制の整備を進める必要がある。
- ・参考として、WEBによる調査のシステムを構築する場合の資料を説明。

## 意見

- ・何かあった時に、後手に回ると時間が経てば経つ程対策の依頼が遅れる。
- ・何を数字として出してもらおうのか、書式をもって連絡する事が重要。被害状況を把握するペーパーをとにかく早く作成し皆さんに送ること。
- ・施設側では、誰が回答するのか分からない場合がある。連絡体制を整備する時に担当者・責任者も指定できるようにしていただきたい。

- ・WEB 調査の検討の中で、経費をかけて構築しても緊急時のみの活用では担当者も会員も忘れてしまうのではないか。アンケート等で常時活用し緊急時も活用する方法がベストと思う。
- ・道庁へすばやく・リアルタイムに情報の提供が出来るような体制としていきたい。災害が発生してから半月以内に情報を出すことが重要。遅くなつては何にもならない。
- ・WEB 調査の参考資料について、アンケート内容を追加・変更も検討したい。
- ・対策本部組織のあり方について、本案で良いか確認したい。

組合・協会・ホテル協会・札幌市内ホテル協議会で再協議をして確認をすることとした。

- ・民泊の問題について（追加質問）

びっくりする動きが出てきている。国が決めたものが道に下りてきて、また市の保健所の対応になると思うが、まだまだ我々の希望を出せる余地があるので協議をしていきましょう。

本連絡協議会として、早急に会議をもって要望の対策をとりたい。

### 議長意見

次回から、「北海道ホテル旅館業連絡協議会」として会議開催をお願いしたい。

### 結 論

○各団体の総会で、会員周知を実施。

- ・各団体で「大規模災害緊急対策本部設置」と「宿泊施設に関する情報の収集」について総会発表を行う。

○次回会議 各団体の総会が終わり新役員・事務局体制のもと6月に開催

- ・拠出金
- ・WEB 調査の検討
- ・メールアドレスの整備状況確認（継続事項）
- ・

○民泊の要望対策について早期の協議会を開く

- ・5月8日頃

以上を確認し、11時40分終了した。

平成29年4月20日協議

## 宿泊業団体 7旅ホ連・パートナー会 北海道ホテル旅館業連絡協議会

7旅ホ連・パートナー会 会長 大西雅之  
北海道ホテル旅館業連絡協議会  
幹事 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長 西海正博  
幹事 日本ホテル協会北海道支部 支部長 宮崎 誠

北海道ホテル旅館団体

### 「大規模災害緊急対策本部設置」と「宿泊施設に関する情報の収集」について

宿泊業界の団体として、緊急時における情報収集対応の適正化を目指し、連絡体制・報告対象事案等について明確にすべく、別紙のとおり緊急時の連絡体制及び報告方について定めましたので傘下組合員・会員に対し周知を徹底していただくようお願い致します。

#### 1. 緊急対策本部設置

##### ・対策本部設置の判断

次の団体の長は速やかに協議の上、対策本部設置の可否を判断する。

事務調整事務局は、北海道ホテル旅館業連絡協議会幹事事務局とする。

- ・北海道ホテル旅館生活衛生同業組合理事長
- ・日本ホテル協会北海道支部長
- ・日本旅館協会北海道支部連合会長
- ・全日本シティホテル連盟北海道支部長

オブザーバーとして、7旅ホ連・パートナー会の会長は参加する事ができ必要な意見及び協力事項の調整を図る。

#### 2. 宿泊施設に関する情報の収集

・関係機関との調整等を図り、確認すべき事案を決定し速やかに関係機関への要請等をまとめる。

##### ①宿泊事業者の被害調査に関する事項

- ア 宿泊人員の調査 …人員・キャンセル数(状況) 今後の見込等
- イ 損害額の調査 …災害当月・翌月等 必要な期間を調査
- ウ 損害額算出の協議…被害額算出根拠は「日本旅館協会 営業概況調査」等を参考資料とし  
宿泊単価と館内売上等の合計をもって協議の上決定する
- エ その他関係分

##### ②関係機関への要請事項等に関する事項

※関係機関とは、国・北海道観光局・北海道観光振興機構等

## 対策本部組織

# 対 策 本 部

本部長	北海道ホテル旅館業連絡協議会 代表幹事
副本部長	北海道ホテル旅館業連絡協議会 幹事
オブザーバー	7旅ホ連・パートナー会 会長

事務局	北海道ホテル旅館業連絡協議会 代表幹事事務局 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 幹事事務局 日本ホテル協会北海道支部 幹事事務局 日本旅館協会北海道支部連合会
	7旅ホ連・パートナー会 事務局

# 傘下団体

### ■北海道ホテル旅館業連絡協議会 傘下団体(8団体) (敬称略)

1	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長 西海正博	事務局 中谷 昇
2	日本ホテル協会北海道支部	支部長 宮崎誠	事務局 小野孝一
3	日本旅館協会北海道支部連合会	会 長 西野目信雄	事務局 大野忠雄
4	全日本シティホテル連盟北海道支部	支部長 林 孝浩	
5	札幌市内ホテル連絡協議会	代表幹事 桶川昌幸 (5.16 付)池田純久	事務局 小坂 寛
6	札幌ホテル支配人会	会 長 見上弘明	事務局 阿部政広
7	札幌ホテル旅館協同組合	理事長 伊藤圭輔	事務局 植田美樹子
8	定山溪温泉旅館組合	組合長 宮越健文	事務局 山田秀明

### ■7旅ホ連・パートナー会 (敬称略)

1	JTB 協定旅館ホテル連盟北海道支部連合会	会長 鶴雅グループ社長 大西雅之
2	日本旅行北海道赤い風船会	会長 ホテル阿寒湖荘社長 松岡利幸
3	近畿日本ツーリスト北海道ひまわり会	会長 (株)萬世閣社長 濱野清正
4	東武トップツアーズ協定旅館ホテル連盟北海道支部連合会	会長 湯の浜ホテル社長 金道太朗
5	名鉄観光協定旅館ホテル連盟・名鉄マーチ会	会長 ホテル知床副社長 藤村 徹
6	農協観光協定旅館ホテル連盟北海道支部	会長 (株)萬世閣社長 濱野清正
7	JR グループ協定旅館ホテル連盟北海道地域本部	会長 旅館一乃松社長 松橋 博
8	クラブツーリズムパートナーズ会	会長 野口観光副社長 小野友勇喜
9	JTB 北海道ハマナス会	会長 北都交通社長 渡辺克仁
10	ANA セールス北海道パートナー会	会長 北都交通社長 渡辺克仁
11	北海道 JAL パック会	会長 知床第一ホテル会長 上野洋司

## 情報の伝達収集関係

### ■ メール・FAX による連絡

#### 対策本部

- ・ 情報・状況の調査事項の決定
- ・ 傘下団体事務局へ情報収集の連絡と集約
- ・ 集約結果の会員施設・関係機関への提供

#### 団体事務局

- ・ 傘下施設へ連絡
- ・ 状況の収集（WEB調査開発時にメール登録の無い施設はFAX回答の集約）
- ・ 対策本部へ結果の報告 傘下施設へ結果の連絡

#### 会員施設

- ・ 指定された情報・状況を団体事務局へ報告
- ・ 情報収集等の連絡を複数受信時は1回答をもって報告実施
- ・ WEB調査開発時のメール登録施設は、メールに掲載のWEBへアクセスのうえ設問に添って情報等を入力

### 施設の皆様へお願い

■ 所属の団体からメールアドレスの調査が入りましたら、登録にご協力をお願い致します。

※メール連絡を基本とする。

※迅速な連絡・集約のためには、メールアドレスの登録が必要。

※通信経費の節減。

※WEB調査の開発は、宿泊事業の業界として常用を前提に引き続き検討する。

# 災害でキャンセル 迅速調査

## 行政の支援 早期実現目指す

### 宿泊業 道内8団体が連携

日本旅館協会道支部連合会や日本ホテル協会道支部など宿泊業の道内主要8団体は本年度から、台風などの災害発生時、宿泊キャンセルなどによる被害額を迅速に調査・公表できるように連携を強化する。早期に正確な影響額を示し、国や道の支援策拡充につなげる。昨夏の台風では被害額集計に約1カ月かかり、支援策が紅葉シーズンに余裕を持って間に合わなかったことを受けて対応する。

8団体はほかに、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合、札幌市内ホテル連絡協議会など。同連合会によると、全道に4千軒以上あるとされる宿泊施設のうち、この8団体で約800施設を網羅できる。災害時の連絡系統や、被害額の調査方法などは今後詰める。

昨年8月下旬からの一連の台風被害では、同連合会が9月上旬に「キャンセル3万人」と算定したものの、金額は出せず、ようやく9月下旬に生活衛生同業組合が「キャンセル5万人、被害額180億円」と公表。一方、道が各振興局を通じて調べたキャンセル数が11月上旬にまとまるなど、素早い対応ができなかった。

この結果、道が国の支援を受け、被災地域への格安ツアーなどの対策を始めたのは10月下旬と遅れた。北海道観光振興機構が道に本州での観光PRなどを求める要望書を出したのも1月中旬だった。ある業界団体幹部は「支援が紅葉に間に合わなかった。本来の被害額はもっと膨らむはずで、実態に近い数字を把握して早く動かないと必要な支援を受けられない」と話す。

「業者が被災して忙しい時に、聞き取りするのは大変で時間もかかる」(道観光局)といった実情もあるが、日本旅館協会道支部連合会は「業界内の意思統一を図り、現状を発信できるよう努めたい」としている。

## 民泊問題 「北海道との意見交換会開催」 概要報告

北海道ホテル旅館業連絡協議会

開催日 平成29年5月25日(木) 14時00分から15時00分 道庁7F 農政部会議室

出席者(敬称略)

北海道議会議員		岩本剛人様
北海道経済部観光振興監		木本 晃 様
北海道経済部観光局	参事	内藤智之様
〃	主幹	佐藤 実 様
〃	主査	高田秀勝様
北海道総合政策部政策局	政策局長	長橋 聡 様
〃	参事	中島和彦様
〃	主幹	奈良華織様

### ■北海道ホテル旅館業連絡協議会 (敬称省略)

協議会 代表幹事

北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	西海正博(大雪山白金観光ホテル)
〃	副理事長	金 南賢(ホテル時計台)
〃	専務理事	中谷 昇

協議会 幹事

日本旅館協会北海道支部連合会	会長	西野目信雄(ホテル大雪)
〃	副会長	浜野浩二(ハマノホテルズ)
〃	専務理事	大野忠雄
〃	事務局	三浦啓一
札幌ホテル旅館協同組合	理事長	米澤佳晃(札幌第一ホテル)
札幌市内ホテル連絡協議会	代表幹事	池田純久(京王プラザホテル)



### 北海道ホテル旅館業連絡協議会として 「民泊に関する意見交換」を道と開催

29.5.18 の日本経済新聞「民泊、農山漁村で利用」  
「道が方針、空き家も利用」記事について道として説  
明と、今後北海道として「民泊」をどのような規制を考  
えていくのか等について第1回目の意見交換を行いました。

その内容を「北海道ホテル旅館業連絡協議会」傘  
下施設の皆様にご報告致します。

## ■北海道 木本観光振興監

5月18日に出た新聞記事の関係について、担当の北海道総合政策部政策局より説明し民泊の件については皆さんのご意見を聴いて参りたい。

### □西海代表幹事

本日は意見交換の場を設定して戴きお礼申し上げます。

私ども宿泊事業団体として民泊については大変大きな問題で、法案が通った際には地方の裁量権に対して北海道に願う事が出て参ります。

その節はどうぞよろしく願い致します。



## ■北海道総合政策部政策局 長橋政策局長

民泊の件について、道としてどのように取り組んできたのかについて説明。

①民泊をめぐる現状 インターネットを介した申し込みが多い。

グリーン・ツーリズム・・・農家民泊利用の教育旅行活用が6割

②民泊をめぐる課題 無許可営業が実態。ルール整備が追い付いていない。保健所の指導も増加。

③北海道の考え方 地域の活性化「まちの活性化」「交流人口の増加」地域に潤いをもたらす事を基本的な考え方としている。

④当面の取り組み 関係する団体との意見把握に努める。今後の取り組みに反映していきたい。

⑤国の法律について

今国会に提出されている。国会の委員会でもまだ議論されていない。

民泊をやりたい方の扱い・・・都道府県知事へ届出ることとなっている。

保健所を設置している市は代行できるとなっている。(札幌市 旭川市 函館市 小樽市)

今後法律が成立したら観光庁が説明会等を開催するものと思う。

旅館業法の規制緩和も検討されていくものと思われる。等の検討状況を説明。

### 意見交換

(日本旅館協会北海道支部連合会 浜野副会長)

・私たちはこの法律を廃案にして下さいと国会・議員会館を訪れ北海道選出議員へ陳情を実施してきた。

・この法律は地方に裁量権があるということであり、地方の産業を守るという立場から北海道においても基本的に認めませんと打ち出していたきたい。

・道内地方の宿泊事業者は現状でも稼働率が低いことから不安が大きい。

・北海道観光のために頑張ってきたのであり、北海道においては民泊に対し規制するという立場を表明して戴く事を期待する。

・観光振興に寄与してきた宿泊事業者が「民泊」で大変な状況になるということ、道庁内でも観光局として政策局が検討している事案にも横の連絡を取って戴き業界の状況を伝えて戴きたい。



(日本旅館協会北海道支部連合会 西野目会長)

- ・政府との意見交換・陳情でイコールフットング(同等の競争条件)として下さい、同じ条件でと要望してきた。
- ・私たちは永年続けてきた旅館と云うシステムを続けていきたい。
- ・北海道も観光振興の立場から地方を含めて考えて戴いていると思いますし、私達と考えは同じだと思いますので、そのところを良く考えて戴きたい。

(北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 西海理事長)

- ・「ふれあい民泊」「まちなか民泊」との決め方について、地方としては特別なイベントがある場合は別であるが180日の営業日数は一泊2日とすると年中営業が出来ると云う事となる。地方の宿泊事業者としては大変な危機である。
- ・北海道観光発展と云う立場からみても、永い間営業基盤を築いてきた宿泊事業者を思うとき、地方は大変な問題である。
- ・北海道としては、慎重に方向性・方針を示していただきたい。

(日本旅館協会北海道支部連合会 西野目会長)

- ・国も旅館業の生産性を高める取り組みに力を入れて戴いている。知事さんも観光に力を入れて戴いることから同じ方向に進んでいけるといいますので今後共協議をよろしく願います。
- ・今回の新聞報道からみて、道庁内の摺合せがされていない感がある。

(北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 西海理事長)

- ・北海道としては、民泊に対して衛生管理はどのようにお考えでしょうか。
- ・保健所の要員は十分でしょうか。
- ・防犯体制はどうなっているのでしょうか 等も含め懸念している。

#### ■長橋局長

- ・地域が活性化できることが目的と考えている。
- ・個人の投資目的はいかがかと思う。

#### ■岩本剛人道議

- ・エリアの問題 ・時期の問題 ・閑散期の問題 ・繁忙期の時はどう対処するか等議論が必要と考える。  
北海道の条例は勝手に作れない。
- ・市町村の条例 法律が出てからでないといふと条例がどうなるか分からない。

(札幌ホテル旅館業同組合 米澤理事長)

- ・現在の営業は違法である。違法行為は法律できちんと取り締まっていただきたい。
- ・道庁は今「民宿」に対して何をやっているのか。
- ・道庁は違法な営業に何も発言発信していない。ホームページでもよいから違法と発信をしていただきたい。

(北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 金副理事長)

- ・自分たちの町は自分たちで作っていく、守っていくという意識のもとで、道庁として地域の考えを作っていく必要がある。

・届出であったり・180日以内・都市計画を絡めて地域の住民・行政で何か方法はないのか、法律が下りてきたから従うのではなく皆で僕らの町・北海道を作っていくべきと考える。

(札幌市内ホテル連絡協議会 池田代表幹事)

・現在の足元がどうなっているか、保険・消防・保健所・防犯、地域の活性化そして環境が担保されて初めて議論が前進するものと思う。

(北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 西海理事長)

・法律はどのようになるか現時点では分からないが、現実に宿泊事業者としてお願いしたいことはたくさんありますので今後の意見交換もよろしくお願い致します。

#### ■木本観光振興監

・札幌の現状はどうなっているか、札幌と札幌以外はどうなっているか宿泊事情を調べる必要もあると思う。

終わりに

・次回の意見交換の設定を道庁観光局が検討する事とした。

以上の意見交換を行い15時00時に終了した。



平成29年8月22日

北海道ホテル旅館業連絡協議会 傘下会員  
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 組合員  
日本旅館協会北海道支部連合会 会員 各位

## 民泊新法に伴う宿泊業界の取り組みについて

道内宿泊3団体8月21日緊急会議開催 札幌市 札幌全日空ホテルにて

提供事務局: 北海道ホテル旅館業連絡協議会加盟 日本旅館協会北海道支部連合会

民泊(住宅宿泊事業)にルールを設ける住宅宿泊事業法が6月9日参議院本会議で可決成立した。その後、全国の自治体は本法案の説明を進めている。

北海道は、振興局単位で「市長村向け住宅宿泊事業法説明会」を今月9日胆振振興局から始まり28日上川振興局を最後に道内各市町村の民泊関係者へ実施している。

民泊新法は、住宅宿泊事業者に都道府県(または保健所設置市・特別区)への届出を義務付け、宿泊者の安全確保、周辺地域からの苦情対応などの責務を規定した。家主不在型民泊の管理を受託する管理業者は国土交通省に、仲介サイトなどを運営する仲介業者は観光庁に登録を義務付けた。

道内宿泊3団体は、民泊新法という潮流の中、厳しい経営環境に巻き込まれることから「宿泊3団体合同緊急会議」を札幌市内(札幌全日空ホテル)にて開催し、道内各地の3団体役員40名が出席し今後の取り組みについて協議した。

議長は道ホテル旅館業連絡協議会の西海正博代表幹事(北海道ホテル旅館生活衛生同業組合理事長)が努めた。

### ・議長挨拶要旨

民泊新法に対する認識を共にして民泊問題の北海道における対応のあり方また各地区に於ける諸問題等についてご意見を戴き「北海道へ条例作成前に意見を述べさせていただく」、また観光宿泊業に悪影響とならないように既存の旅館ホテル業のマイナスにならないような対策を講じていく必要がある。全旅連として23日24日に全国の理事を収集し「法の解釈・予想される諸問題」に対する勉強会が開催されこれからのスケジュールについても協議する。



## ■状況の説明

- ・民泊新法の矛盾を抱えながらの見切り発車、都道府県や政令市などの条例で上乗せ規制を認めており、これらの議論は地方に移る。
- ・民泊110番 行政としての設置要請
- ・要望書案 ①「住居専用地域」におけるあり方 ②「1年間の営業日数」の制限
- ・今後の 国・都道府県のスケジュール (予測)
  - 9月の臨時国会 旅館業法の一部改正
  - 10月各都道府県の衛生部門へ省令を发出 説明会
  - 9・10月の都道府県議会 条例(案)の作成 12月条例(案)パブリックコメント

これらを受けて地方地域において諸問題があることから北海道宿泊団体として一定の目安を取り決め、市町村・北海道への要望・陳情活動をしていく。

## ■各地の意見発言概要

・北海道の旅館協会として毎月調査の実績から「客室稼働率」について28年度分を取りまとめ、その結果年間平均57.7%であった。客室稼働率を60%切ると経営は困難とするラインである事からみると大変な状況にある事が分かった。65%を単月で超えているのは7月と8月のみ。

北海道は一致団結して営業日数の事・陳情等の地区割りにについても早急に決め、全会員で対処する必要がある。

・各種法令を順守し安全安心の営業に努めているが、民泊と旅館業法を比較する資料は無いのか。

今後地元へ要望していく際の手引きにしたいので対処をお願いしたい。

・客室稼働率について当留萌地区は大変低い。地区としても7月8月はバイクでの来訪はあるが大型施設のみの宿泊である。大都市は180日でも対応できるかもしれないが当地区は大変だ。

・当層雲峡温泉地区は民泊に対する陳情体制を整えている。地元の旅館が海外資本に買収され今まで旅館として営業していたが民泊として営業するという情報がでてきている。180日と日数が出ているがより厳しく日数の制限をお願いしたい。

・旅館営業から民泊営業でいくとの話を聞くが、個人と法人営業の罰則規定がどのようになっているのかも知りたい。

・当地旅館組合で客室稼働率を算出したが、80%を超えていたのは7・8月の2ヶ月だけであった。それ以外は非常に厳しい状況で民宿協会もあるが民宿はもっと厳しい経営状況である。

・洞爺湖温泉地区はFIT化している。特にLCC利用のお客が増えていると思われる。札幌に民泊



が増え低価格で提供されていくと洞爺・登別・層雲峡等への宿泊は札幌止まりとなることに懸念する。札幌市や道庁がどのように宿泊制限をかけていくのか状況をみたい。

・札幌市内でお客を吸収した場合、道内各地方への宿泊が進まなくなっていくことと推測する。民泊以外でも札幌市内はここ2・3年で25%客室数が増える見込み。

道庁のスケジュールからみると12月に議会がある。180



日以下の条例に関して12月に条例を作って戴く必要がある。このタイミングで条例が制定されていなければこの後スルーとなり180日の営業日数が決定する。

今すぐに動く必要がある。業界として目の前に危機が迫っている。

・札幌市内の客室稼働率はここ3年程横這い状況である。インバウンドが増加しているが道外客は増えていない状況。札幌市内の客室数は22,400室であるがここ3から5年で5,600室増える。営業日数の確認はできるのであろうか懸念している。

・道庁の動きが早い。すでに振興局管内に説明に入っている。我々の要望を早く市町村へ提出する必要がある。

①市町村へ陳情で、家主不在型は認めない。

不在型は反対である。マンションのように家主不在型は問題である。

②営業日数の制限は、60日か90日か根拠が必要。全道の業界で決めましたと強く打ち出す事。

③違法民泊については摘発を求める。等について業界総意として一刻も早く要望していこう。

・地方の条例要望について、札幌の動きを知らせていただきその例をもって詰めていきたい。

・家主不在型について容認できないとした場合、管理人を置いているとした場合は如何するか。

・届出制とありますので、マイナンバー等の項目を1つでも多く要望する対策も必要。

## ■意見交換後の集約

○北海道における民泊の宿泊日数について

概ね45日から60日をベースに進める

○家主居住型・不在型の件

家主居住型は認める

※管理人を置くとした場合については、フロントを置いていないことから家主不在型と主張する。

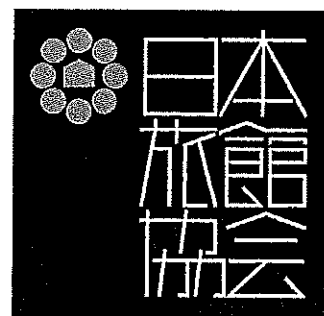
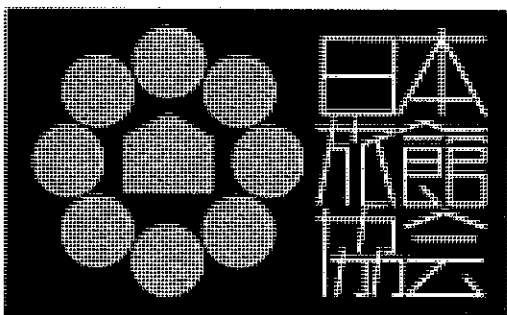
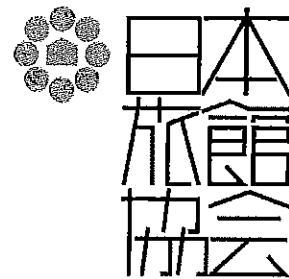
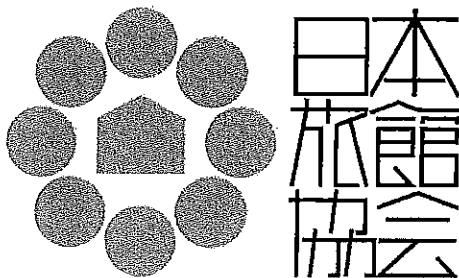
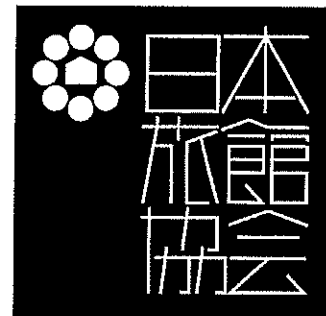
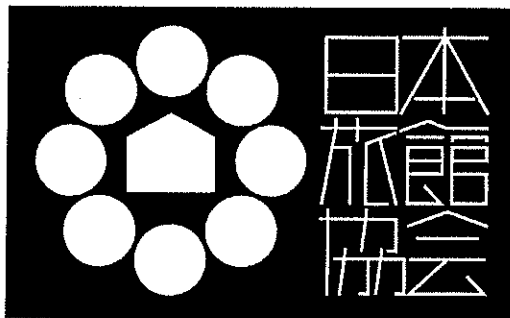
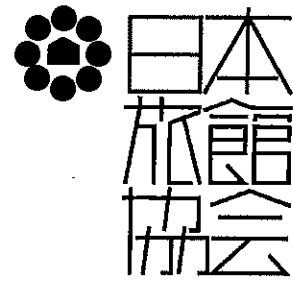
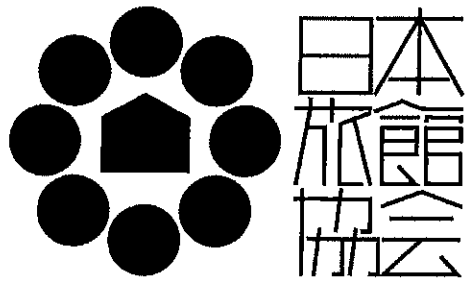
○今後の進め方

①市町村への要望について、各団体の役員・支部長の皆様に事務局よりお願いをしていくので、ご協力をお願いしたい。

②9月に入って直ぐに実施する。資料作成後、役員・支部長様にお届けします。



カラー指定  
家紋的部分：黄色 (DIC N-805 たんぽぽ色)  
ロゴ文字部分：焦茶 (DIC F151 グリー・テルー)



カラー指定  
 家紋的部分：黄色 (DIC N-805 たんぼぼ色)  
 ロゴ文字部分：焦茶 (DIC F151 グリー・テルー)





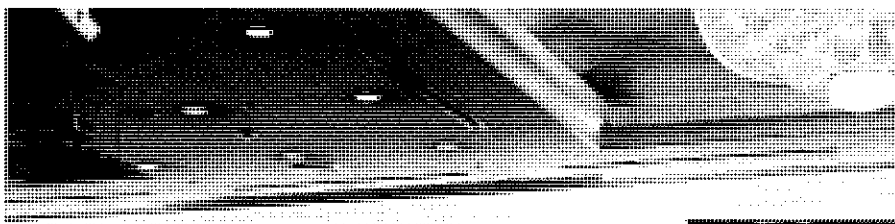
7 写真・記事で見る記録 ..... 183-199

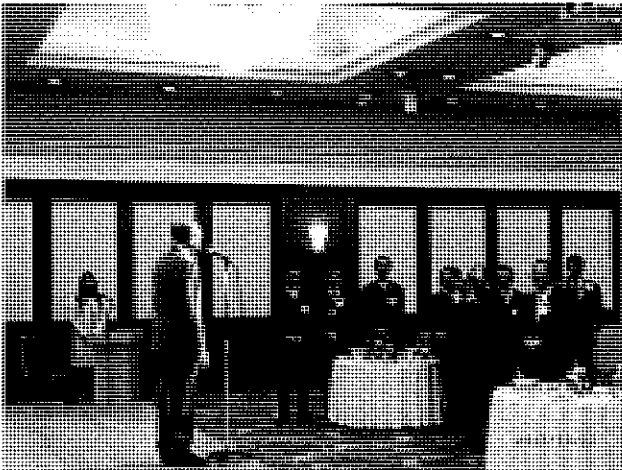
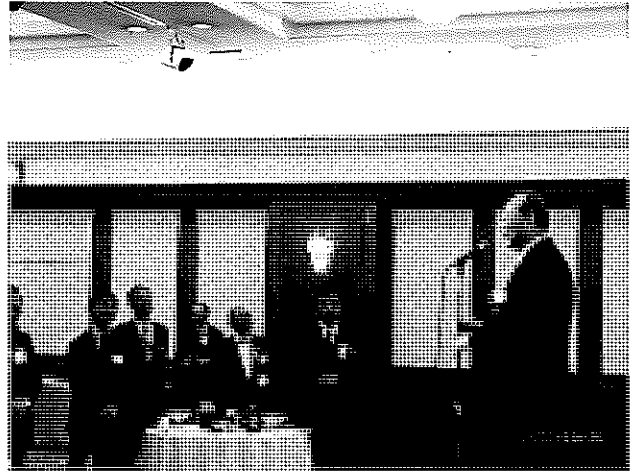
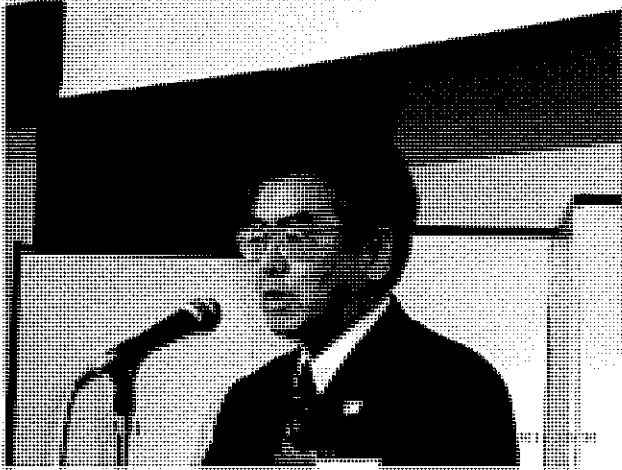


○設立報告会 2012(H24.10.30 札幌全日空ホテル)



○報告会後の「報告懇親会」





新組織会員証

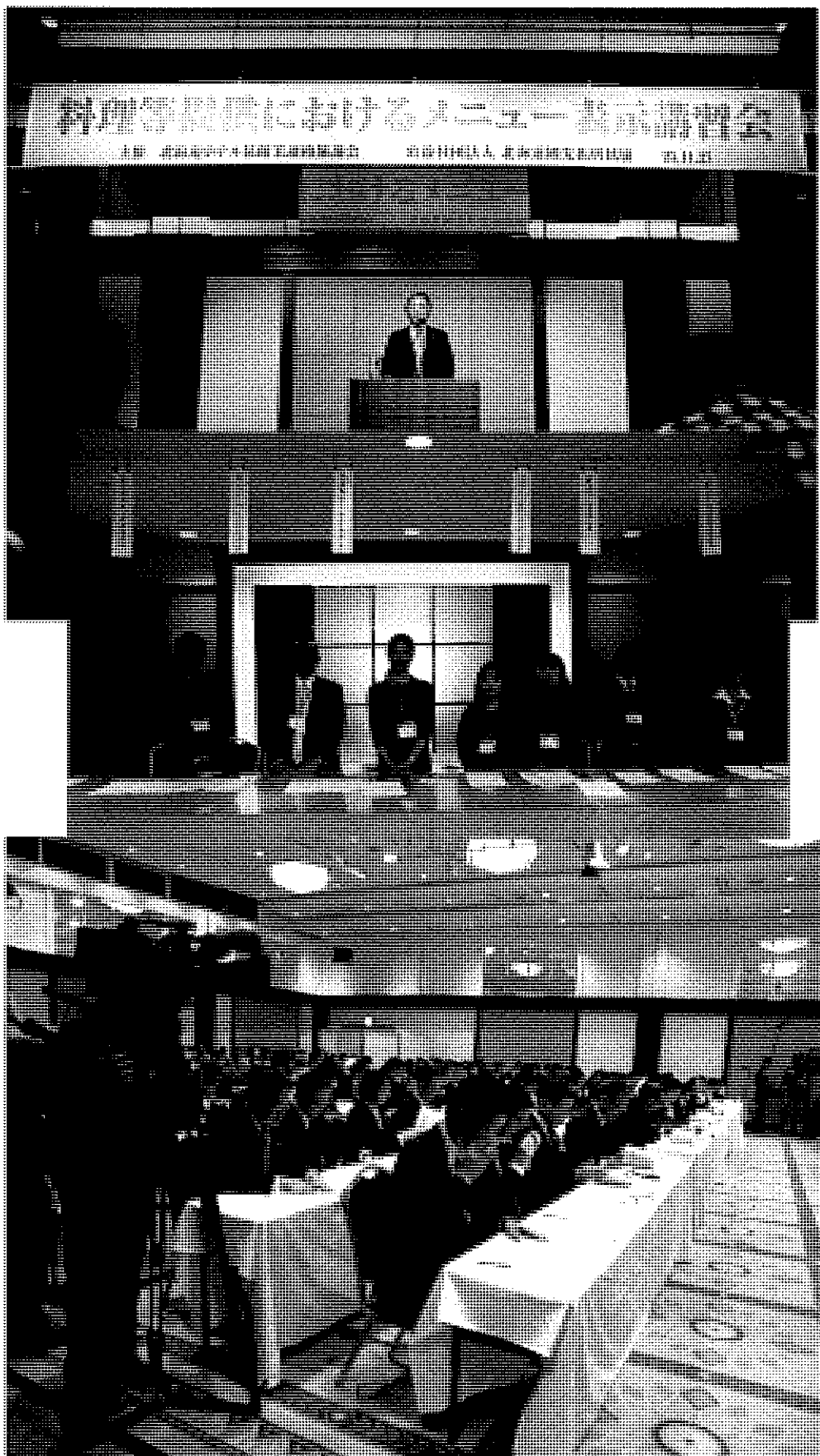
■日本旅館協会道支部が発足 旅館やホテルなどでつくる「国際観光旅館連盟」(国観連)と「日本観光旅館連盟」(日観連)が統合した「日本旅館協会」(東京)が1日に発足。道内では「北海

道支部連合会」が、札幌市内で業務を開始した。国観連は、戦後に外国人観光客の誘致体制整備を目的に1948年に発足。日観連は、旧国鉄が推薦する宿で構成する「国鉄推薦旅館全国連盟」(50年発足)が前身。道内の加盟社は国観連が80社、日観連は215社だった。同支部連合会の会長には、国観連支部長だった知床グランドホテルの桑島繁行社長が就任。54社が重複加盟していたこともあり、道内の会員数は241社となった。

○食材の表示問題を受けて「料理等提供におけるメニュー表示講習会」を開催

主催 北海道ホテル旅館業連絡協議会 札幌グランドホテル 280名参加

2013(H25)11.27



○北の旅館塾委員会 第一回委員会 JR タワーホテル日航札幌 2013(H25.3.5)



初代委員長 西野目智弘氏(H25.3.5~H28.4.18)

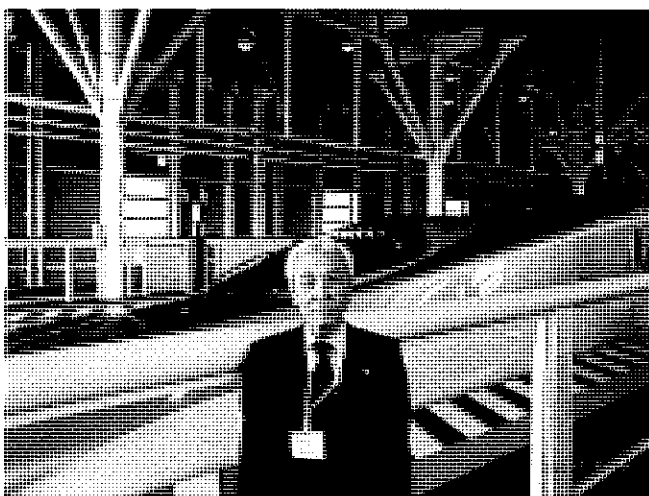


○北の旅館塾委員会 第6回委員会 2016(H28.4.18 札幌全日空ホテル)



第2代目委員長 桑島大介氏 (H28.4.18～現在)

○北海道新幹線試乗会へ参加 2016(H28.4.20)新青森駅にて





○耐震改修促進法改正に対する北海道との意見交換会

北海道庁赤れんが庁舎 2015(H27.12.16)

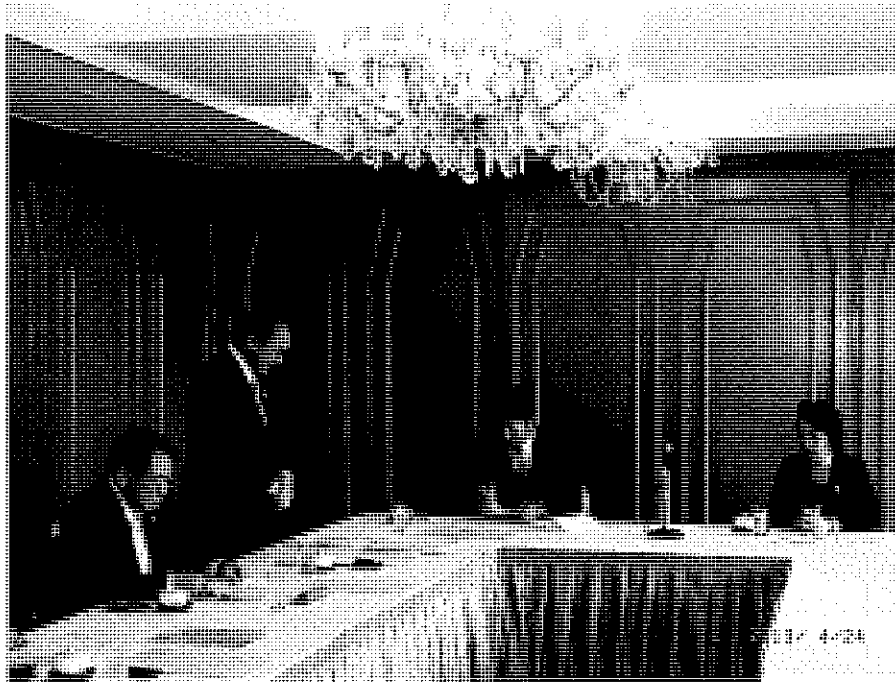


○ITセミナー 函館会場 函館ロワジュールホテル 2016(H28.2.25)

遠藤浩司理事挨拶



○橋本聖子参議院議員との懇談 2013(H25.4.24 札幌全日空ホテル)



○地区支部会議 記録 (H24.11~12 開催 上から道央・道南・道北・道東地区支部)



○新組織設立準備会議関係

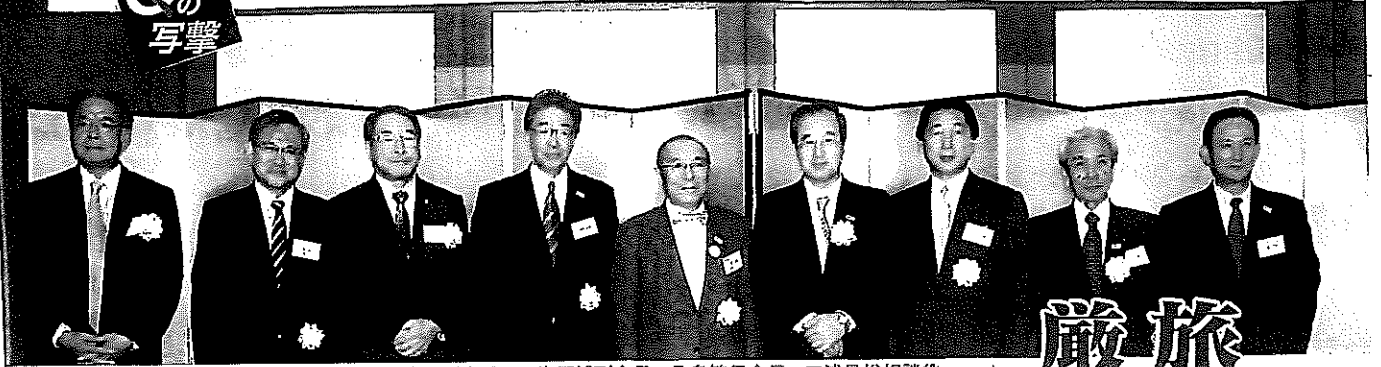


新組織規約作成会議 2012(H24.8.22 中村屋旅館)



新組織役員候補者全体会議 2012(H24.9.5 札幌全日空ホテル)

平成24年 10月 30日



▲右から大野忠雄専務理事、山下久幸副会長、西海正博副会長、桑島繁行会長、三浦晃裕相談役、西野日信雄副会長、上野洋司副会長、大西雅之副会長、浜野浩二副会長。

## 旅館業の新組織・日本旅館協会発足 厳しい業界環境の抜本的改善を目指す

国内観光の振興に寄与してきた日本観光旅館連盟（日観連）と、海外客の誘致に注力してきた国際観光旅館連盟（国観連）が今年10月に統合し、新組織・日本旅館協会が発足。北海道でも10月30日、札幌全日空ホテルで同協会北海道支部連合会設立に伴う報告懇親会が催された。

会場には、道内各地から集まったホテル・旅館経営者らに加え、国や道の運輸行政幹部なども出席。冒頭、挨拶に立った北海道支部

連合会の桑島繁行会長は、「新たな船出に伴い、今後は道内旅館業界における経済団体として、業界活性化に向けた要望を行政や関係諸団体などに向けて積極的に訴えていきたい」と語った。中締めには、旧日観連北海道支部連合会で会長を務めた三浦晃裕相談役が壇上に立ち、「来年3月には中小企業金融円滑化法の期限切れなどを受け、中小旅館業の経営環境は、いわば倒産や廃業と背中合わせとも言える切迫した局面を迎える。出席者の皆様には、北海道の旅館を救う手立てをどうか真剣になって考えていただきたい」と、力強く訴えた。



▲北海道支部連合会代表者



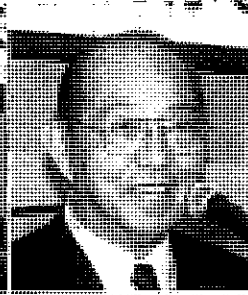
▲北海道支部連合会代表者



▲北海道支部連合会代表者



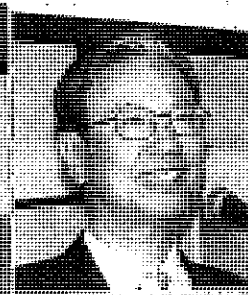
▲北海道支部連合会代表者



▲北海道支部連合会代表者



▲北海道支部連合会代表者



▲北海道支部連合会代表者

# 目観連・国観連の機能 『北海道の宿』に真なる

の先人達から受け継いできたものをいかにして後世に引き継いでいくか、という課題への具体的な対応が求められるでしょう。

既に国観連時代から「北の旅徳盟」という取り組みを通じて、後進の育成には注力しています。若手世代が旅館業そのものに対して、どのような意識を持っているのかにたいしては、宿泊関係者のおもてなし意識の低下にも結び付いているからです。何より今の若手世代は、自分自身で國心を持たない限り、おもてなしは肩がいつか、社会人として旅館業などに従事するまで学ぶことはありませんから、ですから当然だと旅館業を育つたとして、その仕事を苦手に感じる人が出てくるでしょう。

こうした現状も踏まえて我々の組織では、同世代の旅徳業に携わる若手世代が、仕事の面白さや苦勞などについて思いを共有できるように、何らかの横の連携作りを働き掛けていきたいと考えています。

## 「何屋も」何屋も 楽しむ観光を旨とする

——道内旅館業界全般的現状については、どのように考えていますか。

広大ながら人口密度の低い北海道という地域で、これからの旅館経営を営む際に重視すべきは、1人のお客様に対して、その後2度、3度と何度も引き続いた足を運んでもらえるように、「また泊りたい」という意識

を高めていく努力を継続していくことでしよう。

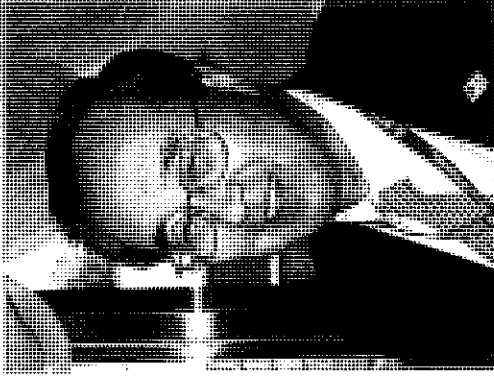
その際に重要なのが、ハード面を向上させていくことよりも人的サービスの向上、すなわち質の高いおもてなしの提供だと私は考えています。

また北海道は、春から初秋にかけてのオンシーズンと、それ以外のオフシーズンで、観光客数が激しく変動する地域であるという点を改めてしっかりと認識し、これを平準化していく努力も続けていかねばならないでしょう。そしてそのためには、道内各地域それぞれで四季折々の観光情報を正確に発信していくことが肝心です。そうした上で、季節に応じて異なる各地域の魅力を、これまで以上に観光客に強く響かせるべく、この取り組みには、地域の魅力を

をよく知る地元住民との連携も不可欠です。

ほかに課題は山積していますが、まず認識しなければならないのは、国内観光客のマーケットは今後確実に縮小していくということ。

この流れに対抗していくには、先述のリポート意識を向上させていく取り組みと、1つの宿に連泊し、その地域の観光を数日かけて十分に満喫するという滞在型観光の普及が必須であると私は考えています。基礎産業が観光の沖繩では、滞在型観光が一般的になつていまして、他地域の現状なども、つまり勉強しながら「何屋も」何屋も楽しみたいと思える道内各地域ごとの魅力づくりを、我々は真剣に考えていかねばなりません。



日本旅館協会北海道支部連合会  
**桑島繁行会長**  
（くわじま しげゆき）1950年2月11日生まれ。道庁勤務、69年経営学卒業後、法政大学経済学部の講師を務め、76年同大学でホテルマネジメントの修士号を取得。78年同大学で経営学部の専攻、93年同大学で経営学の博士号を取得。04年から08年まで同大学で経営学部の教授を務め、08年北道環境観光推進協議会常任理事、09年同協議会観光推進部部長に就任。

# 集約で 活力を

**若者意識を理解した 後継育成策を計画**

——そもそも目観連と国観連が、かねてより統合を目指していたのはなぜですか。

国内旅行の活性化を目指して設立した日観連が、海外客を誘致することで外貨を獲得し、いわば「見えざる輸出産業の確立を」目指した国観連。両団体とも、発足から約60年もの歴史を持ち、そのそれぞれが、時代に応じて重要を取り組みを行ってききました。

しかし近年は、両団体共に会員数の減少などで、誘致当初の力が次第に失われていたのです。両団体合わせた会員数が、ピーク時の80年前後には

1万2000件加入していたのに対し、現在は3400件。これを例にして組織力の低下は明白と言えらるでしょう。こうした現状において、旅館業界に組織が2つあることで力を分散させたままではいかん、と全国の会員が考えるようになったのです。さまざまな組織・業界と旅館業界が連携を取る際にも、団体が2つ存在するために、これまでは上手くかみ合えることができ

ませんでしたから。ですが、両団体の統合を目指すべきは、今に始まったものではありません。既に24年前に「両団体の合併を検討すべし」と提唱され、その後実際に合併に向けた協議も過去に度行われたのですが、そのいずれも実現には至らなかったのです。これについて私は、当時の旅館業界がまだ芽められた経営環境にあつたらではないか、と感じています。

しかし今は、インターネットの普及による観光情報のグローバル化などにより、日観連と国観連

は至らなかつたのです。これからの旅館業界が取り組むべき課題について、聞かせて下さい。

解決すべき諸問題は多々ありますが、中でも特に注力しなければならぬのは後継者の問題ですね。全国的にも多くの宿が、後継者不在が理由で廃業しています。我々が今後果たしていくべき大きな使命の中の1つには、それぞれの宿

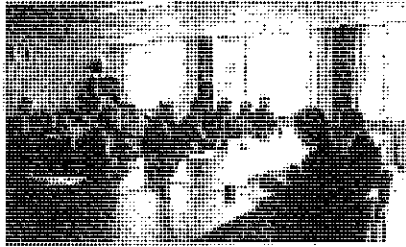
懇話から約24年、国内旅館業関係者が専年にわたり目指してきた「日本観光旅館連盟（日観連）」と「国際観光旅館連盟（国観連）」の統合が今年10月遂に実現。日本旅館協会として新たに始出した。その北海道支部連合会（241会員）の取りまとめ役を担う会長に就任したのが、知床ケラントホテル北へ移した桑島繁行氏だ。同氏は今後の観光宿泊業界の存り方について、次のように語る。





# 道に負担軽減策要望

## 耐震問題で 宿泊8団体



要望する8団体の代表ら(左側)

北海道ホテル旅館生活衛生同業組合、日本ホテル協会北海道支部、日本旅館協会北海道支部連合会など道内の宿泊業8団体で構成する「北海道ホテル旅館業連絡協議会」は7月26日、旅館・ホテルの建物の耐震問題について、診断や改修にかかる事業者の負担軽減を求める要望書を北海道に提出した。

成立した改正耐震改修促進法は、旧耐震基準で建築された延べ面積6千平方メートル以上の要件に該当する旅館・ホテルの建物に耐震診断を義務づける。診断結果を2015年末までに国に報告するよう求めている。

道に対する要望事項は①事業者負担を最大限軽減するための制度の創設、また、制度がある場合は国費と同等の補助の実施②耐震診断の結果公表までの期間延長③旅館・ホテルを宿泊遊覧場所として指定の上、防災拠点と同等の補助金の拠出の3点。

北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の西海正博理事長、日本旅館協会北海道支部連合会の桑島繁行会長をはじめ、協議会を構成する団体の役員が北海道庁を訪れ、要望書を提出した。

協議会の構成団体は次の通り。  
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合、日本旅館協会北海道支部連合会、日本ホテル協会北海道支部(林文昭支部長)、全日本シティホテル連盟北海道支部(金野安仁支部長)、札幌ホテル旅館協同組合(伊藤圭輔理事長)、定山温泉旅館協同組合(濱野将暲組合長)、札幌市内ホテル連絡協議会(福川昌至代表幹事)、札幌ホテル支那人会(見上弘明会長)

平成25年8月23日(金)北海道新聞3面

# 耐震改修「公的支援を」

## ホテル、商業施設 悲鳴 診断結果公表に不安も



札幌市街地の様子

大規模地震、古い大規模建物の耐震診断を義務付ける改正耐震改修促進法の施行をめぐり、道内の旅館・ホテルや商業施設関係者は不安を募らせている。国化の耐震基準適用の適用負担軽減のしかたが不明で、診断結果公表後の対応も不明。公的支援がないと懸念を抱く。協議会代表者らは「要望書」を提出している。

改正耐震改修促進法は、旧耐震基準で建築された延べ面積6千平方メートル以上の要件に該当する旅館・ホテルの建物に耐震診断を義務づける。診断結果を2015年末までに国に報告するよう求めている。道内では、この要件に該当する旅館・ホテルの数は約100軒と推定されている。協議会代表者らは、この診断結果公表後の対応が不明で、事業者の負担軽減が求められるとしている。

協議会代表者らは、この診断結果公表後の対応が不明で、事業者の負担軽減が求められるとしている。また、制度がある場合は国費と同等の補助の実施も求められている。協議会代表者らは、この要望書を北海道庁を訪れ、要望書を提出した。



**■道内宿泊者2カ月ぶり増**  
 日本旅館協会北海道支部連合会は4月の道内宿泊実績をまとめた。会員の203宿泊施設のうち回答があった103施設の宿泊者数は前年同月比3.3%増の41万259人で、2カ月ぶりに前年実績を上回った。  
 道内14地区のうち、4地区が熊本地震の影響で大規模なキャンセルがあったと答えたが、大型連休前半は好調で、国内客は同5.5%増と全体を押し上げた。外国人客は円高の影響で勢いに陰りが見られ、同3.4%減と2カ月連続

で前年を下回った。北海道新幹線の効果については、新函館北斗駅がある道南の函館・湯の川・松前・江差地区を除き「効果は感じられない」「期待したほどではない」と答えた。

**道内の宿泊者数 3%増の41万人**  
 4月、旅館まごめ  
 日本旅館協会北海道支部連合会(札幌市)が10日発表した道内14地区103施設の4月の宿泊者数は、前年同月比3.3%増の41万259人だった。国内客が8%伸び全体を押し上げたが、外国人観光客は3%減った。円高進行の影響を指摘する声があった。全体の売上高は16%増えた。同連合会は「個人客が増え、単価を押し上げた」とみる。  
 函館・湯の川・松前・江差は全体の宿泊者数が3%伸び、訪日客も堅調。「新幹線開業により、JRの乗り放題パスの活用が個人訪日客の増加に好影響となった。一方、訪日客が1割以上減った大館層雲峡・旭川・美瑛・富良野は今までのような勢いがいない。為替の影響も出てきている」とみる。

# 宿泊キャンセル3万人

一連の台風の影響で、道内のホテル、旅館の宿泊キャンセルが延べ3万人規模に上ることが、日本旅館協会北海道支部連合会が会員を対象に行なった緊急アンケートで分かった。同連774号の日曜日の通行止めなどで、道東地区は全体の半数を超える1万5590人だった。人数がさらに膨らむ可能性があり、同連合会は今後を懸念している。  
 予約の取り消しは8、10月までに計2万9214人に及び、うち外国人観光客は1263人(4.3%)だった。豪雨被害が甚大だった上町管内南富良野町を含む道北地区は全体の23.9%(6972人)、道東地区もJRの運休が響き21.9%(6401人)、道南は0.9%(251人)と影響は大きくなかった。月別では8月が1万3365人、9月が1万3280人、10月が26

## 半数以上が道東地区

69人。10月が少ない理由について、連合会は「JRの復旧が極早急で『そもそも予約が入らない』という声が多かった」と説明する。  
 アンケートでは「風評によるキャンセルがほとんど」「農漁業が打撃を受け、オフシーズンになると旅行に出掛ける農漁業者の宿泊利用も減るのではないか」といった声があった。道内には、同連合会に加盟していない施設が4千軒以上あるとされる。同連合会の大野忠雄専務理事は、会員以外も含めればさらに人数が膨らむ可能性を指摘し、「風評を不安視する施設が多い。紅葉シーズンを前に控え、関係者と協力し情報が正しく伝わるよう努力したい」と話している。アンケートは同連合会に加盟する全103施設を対象に5、9日に行い、145施設が回答した。回答率は71.4%。

### 旅館協会北海道の9月宿泊実績

## 台風などで前年割れ

日本旅館協会北海道支部 対して宿泊人員は5・0%の台風被害の影響などで前年同月比10日、会費旅 必減(国内客4・3%減、道東、道北を中心に業績悪化)に集約している。訪日客8・8%増。売 上が落ち込んだ。

2016年9月の宿泊実績(前年同月比)は、前年同月の実績に1割の反動に加え、8月14日軒が回宮(訪日客の)

地区	回宮数(軒)	宿泊人員(%)	売上げ(%)
道東: 標津・川湯・麻岡温泉	8	82.9	85.5
知床: ウトロ温泉・岩尾別温泉	9	92.5	88.2
阿寒湖温泉	5	88.5	91.3
網走: 網走近郊	2	114.4	112.5
十勝川: 然別湖・帯広・帯広近郊	8	77.7	73.0
利尻・稚内	5	92.6	91.2
網走: 網走湖・北見・湯根温泉	9	85.9	87.0
大貫層雲峡・旭川・美瑛・富良野	9	85.4	86.9
登別温泉: カルルス温泉	6	99.0	102.6
洞爺湖温泉: 文部館・日高・えりも	12	100.2	98.6
小樽・朝里川温泉・札幌・空知	12	101.3	104.1
定山渓温泉・小倉温泉	8	98.8	100.2
余市・倶知安・ニセコ・岩内	7	100.0	97.0
函館: 湯の川・松前・江差・八雲	14	107.1	117.0
合計	114	95.7	95.4
国内客宿泊人員	114	95.7	
訪日客宿泊人員	106	91.2	95.4
合計	114	95.0	

宿泊人員については106軒が回宮(訪日客の)2割の下げ幅を記録した地区は、宿泊人員で6地区、売上げで5地区に上った。十勝川・然別湖・帯広・帯広近郊は、宿泊人員が22・3%減、売上げが27・0%減となった。道内の主な温泉地、洞爺湖温泉は、宿泊人員が17・7%減、売上げが14・5%減と落ち込みが大きかった。

## 道東・道北宿泊13.5%減

### 9月台風響く、道南は好調

日本旅館協会北海道支部 連合会がまとめた9月の道内宿泊実績によると、8月の一連の台風による被害が出た道東・道北地区の宿泊客数が前年同月比13・5%減となった。道南、北海道新幹線の開業効果が続く道南地区は7・1%増と、地域で明暗が分かれた。

道東・道北地区は台風被害に伴う旅行控えなどで、国内客が11・8%減の19万4千75人、田舎の影響などで今春から減少傾向にあった訪日外国人客が24・8%減の2万4千382人といずれも大幅に落ち込んだ。十勝川温泉観光協会は「外国人客は乗車し放題のバスを使う人が多く、根室線の寸断は痛かった」と嘆く。9月の訪日外国人客が35%減(激減した層雲峡観光協会)、「十勝川と十勝をつなぐ」(温泉の景勝地)三浦峠の寸断が続き、国内客のキャンセルが相次いだ。為替の変動などでアジア客が減る中、苦しい月だったと振り返る。

## 道内12月宿泊51%減47万人

### 大雪欠航を響く

日本旅館協会北海道支部 連合会がまとめた昨年12月の道内宿泊実績は、前年同月比5・1%減の47万1621人と、6カ月連続で前年実績を下回った。記録的な大雪で航空機の大規模な欠航が相次いだほか、11月下旬に台湾のトランスアジア(復興)航空が解散したことなどが響いた。

道内14地区のうち、道東・道北などの10地区で前年同月を下回った。12月下旬の大雪の影響で、「定山渓温泉」小倉温泉は15・0%減、北海道新幹線効果で好調が続いていた洞爺湖の川・松前・江差・八雲も12・1%減と多くの地区で大幅に落ち込んだ。また、復興航空の解散によるキャンセルも目立った。中でも「大貫層雲峡・旭川・美瑛・富良野」は外国人宿泊客が26・0%減。訪日客の4割以上が台湾人という層雲峡温泉は1100人のキャンセルが出たという、「もともと閑散期。この数字は痛い」(層雲峡観光協会)と嘆く。同連合会に加盟する303宿泊施設のうち108施設が回宮した。

# 旅館協会北海道が総会 新幹線2年目で 誘客活動を強化

日本旅館協会北海道支部連合会(西野目信雄会長、2017年度)は16日、通帯総会を札幌市の札幌全日空ホテルを開き、2017年度の事業計画などを承認した。来



賓などを含めて約140人が出席した。

あいさつで西野目会長は、台風災害、大雪による航空便の混乱などに触れたほか、民泊問題について協会本部と連携しながら要望活動に力を注いだことを報告。その上で「インバウンドも2400万人を超え、取り組むべき課題も多いので、会員皆で連携、協力しながらしっかりと対応していきたい。各種情報を積極的に集め、提供していくので、それぞれの取り組みに生かしてほしい」と述べた。

来賓として出席した日本旅館協会の針谷了会長は、生産性向上などの課題に対する本部の取り組みを報告。今国会に法案が提出された新法、住宅宿泊事業(民泊)法については、民泊を制限する自治体の条例制定への要請活動が大事になると

などが強調された。

支部連合会の17年度事業としては、北海道新幹線の開業2年目であることを踏まえ、関係機関・団体と一層連携を密にし、国内外からの誘客、宿泊受け入れの強化に努めることや、協会本部と連携して「ペイパル決済」の活用を促進することなどを承認。民泊新法成立後の対応については、特別委員会が必要との意見が出され、理事会で設置を協議することとした。

総会終了後には、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合との合同懇親会も開催された。

